（平成 27 年度 厚生労働省受託）

給水装置の構造材質及び指定給水装置工事事業者制度に関する調査検討業務報告書

～ 指定給水装置工事事業者制度編 ～

平成 28 年 3 月

公益社団法人 日本水道協会

目　　次

指定給水装置工事事業者制度に係る検討会委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

１．はじめに・・・2

２．指定工事事業者制度に係る実態調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
(1) 調査方法 ・・・2
(2) 調査項目 ・・・3

３．指定工事事業者制度に関する現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(1) 指定工事事業者の指定等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
1) 指定工事事業者の指定
2) 主任技術者免状の交付
(2) 給水装置工事に係る違反行為や苦情等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
1) 連絡のつかない指定工事事業者の存在
2) 違反行為及び処分の状況
3) 苦情や相談の状況
4) 給水装置工事の事故状況
(3) 指定工事事業者制度の施行状況の評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8

４．指定工事事業者制度に関する課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
(1) 改善を要する主な課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
(2) 課題の要因 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
1)「①-１指定工事事業者・主任技術者等の実態把握が不十分（不明工事事業者が存在)」となる主な要因
2)「①-2 指定工事事業者、主任技術者等に対する講習会の実施が不十分」となる主な要因
3)「①-3 指定工事事業者に対する処分、指導監督が不十分」となる主な要因
4)「②指定工事事業者に関する水道利用者への情報提供の不足」となる主な要因

５．指定工事事業者制度に係る課題解決の方向性と対策案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
(1) 指定工事事業者制度への更新制の導入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
(2) 適切な配管技能者の適正な配置の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
(3) 主任技術者の講習会受講の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
(4) 指定工事事業者講習会の実施の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
(5) 処分環境の整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
(6) 水道利用者への情報提供の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

６．今後の検討課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

７．まとめ・・16
（参考資料１）指定工事事業者制度に係る課題解決の方向性と対策案（まとめ）・・・・・・・・・17
（参考資料２）解決の方向性と対策案のイメージ図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

８．第１回 検討会会議資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

９．第２回 検討会会議資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91

10. 第３回 検討会会議資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 155

11. 第４回 検討会会議資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 170

12. 第４回 検討会議事概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 191

指定給水装置工事事業者制度に係る検討会委員

	氏　名	所属・役職
座長	古米　弘明	東京大学大学院工学系研究科 附属水環境制御研究センター 教授
座長 代理	伊藤　雅喜	国立保健医療科学院 生活環境研究部 上席主任研究官
	石井　正紀 （第３回検討会以降） 北野　守康 （第２回検討会まで）	東京都水道局 給水部　給水課長
	江郷　道生	公益財団法人給水工事技術振興財団 専務理事
	楠　茂樹	上智大学大学院法学研究科 教授
	見城　美枝子	青森大学副学長
	小松　佳和	岡山市水道局 営業課　課長代理
	清水　かほる	(公社)全国消費生活相談員協会中部支部 支部長
	長岡　裕	東京都市大学工学部 都市工学科 教授
	松井　正孝	一般社団法人住宅生産団体連合会 建築規制合理化委員会 WG　座長
	渡辺　皓	全国管工事業協同組合連合会 副会長
	１１名	

※敬称略　五十音順　所属・役職は委嘱時のもの（座長及び座長代理を除く）

１．はじめに

平成８年の水道法改正により創設された指定給水装置工事事業者制度（以下、「指定工事事業者制度」という。）については、制度創設から 10 年を経過した平成 19 年に「指定給水装置工事事業者制度に関する検討委員会」（以下、「平成 19 年検討委員会」という。）を開催し、施行状況の把握と評価、課題と解決の方向を取りまとめ、「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について（平成 20 年 3 月 21 日、健水発第 3221001 号 水道課長通知）」（以下、「平成 20 年水道課長通知」という。）により、指定給水装置工事事業者（以下、「指定工事事業者」という。）及び給水装置工事主任技術者（以下、「主任技術者」という。）に対する講習会等の実施、需要者への情報提供、指定取消しの処分基準の整備、適切な配管技能者の確保等について所要の措置を講じるよう求め、水道事業者や関係団体においては、それらの取組みを進めてきたところである。

しかしながら現在においても、給水装置工事に関して水道事業者が指定した指定工事事業者の所在確認が取れない、無届工事や不良工事といった一部指定工事事業者に係るトラブルが依然として発生している。こうした状況下において関係団体から厚生労働省に対して、対策の実施の要望があげられ、また、厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 27 年 2 月 5 日開催）においても指定工事事業者制度の実態把握や評価とともに、今後のあり方等について検討を進めるべきとの意見が寄せられた。

これを受けて、厚生労働省水道課では、「平成 27 年度給水装置の構造材質及び指定給水装置工事事業者制度に関する調査検討業務」を委託により実施し、その受託者である日本水道協会が、有識者の参加による「平成 27 年度指定給水装置工事事業者制度に係る検討会（以下、「本検討会」という。）」を設置した。

本検討会では、現行の指定工事事業者制度の問題点、課題等の実態を具体的に把握・評価し、その結果を基に今後の指定工事事業者制度についての課題解決の方向性や対策案について検討を行った。

２．指定工事事業者制度に係る実態調査

本検討会の開催に当たり、指定工事事業者制度に係る現状の問題点、課題等の実態を具体的に把握するため、厚生労働省水道課と（公社）日本水道協会にて、アンケート調査を実施した。

(1) 調査方法

1）厚生労働省水道課

・調査期間：平成 27 年 1 月 13 日から平成 27 年 2 月 6 日

・調査対象：水道事業者（簡易水道事業者を除く）　平成 26 年 3 月 31 日現在 1,401 者

・回答者数：1,372 水道事業者（回答率約 98%）

2）公益社団法人 日本水道協会

・調査期間：平成 27 年 1 月 27 日から平成 27 年 2 月 16 日

・調査対象：大規模 14 水道事業者（東京都、大阪市、広島市、札幌市、仙台市、横浜市、千葉県、名古屋市、新潟市、京都市、神戸市、岡山市、福岡市、北九州市）

・回答者数：14 事業者（回答率 100%）

（2）調査項目

1）指定工事事業者等の状況
2）指定申請内容等の現状
3）工事実績のない指定工事事業者の状況
4）連絡のつかない指定工事事業者の状況
5）違反行為の状況
6）苦情の状況
7）違反行為の処分の状況
8）指定工事事業者に対する講習会の実施状況
9）指定工事事業者制度に関する水道事業者の取組事例
10）水道事業者の現行制度への問題意識

3．指定工事事業者制度に関する現状

実態調査の結果を基に、(1)指定工事事業者の指定等の状況、(2）給水装置工事に係る違反行為や苦情等の状況、(3）指定工事事業者制度の施行状況の評価についてとりまとめる。

(1）指定工事事業者の指定等の状況

1）指定工事事業者の指定

平成 9 年度から平成 25 年度末における指定工事事業者数の推移については、24,965 者から 227,552 者と 9 倍以上の増加となっている。また、指定を受けた水道事業者の給水区域内に所在する指定工事事業者数は微増傾向であるのに対し、給水区域外に所在する指定工事事業者数は平成 13 年に給水区域内の指定工事事業者数を上回り、以後増加が続き、平成 25 年度末には給水区域内の指定工事事業者の 2 倍程度となっている。（図-１）

給水人口別の指定工事事業者数では、給水人口が少ない水道事業者ほど給水区域外に所在する指定工事事業者が多い。（図-２）

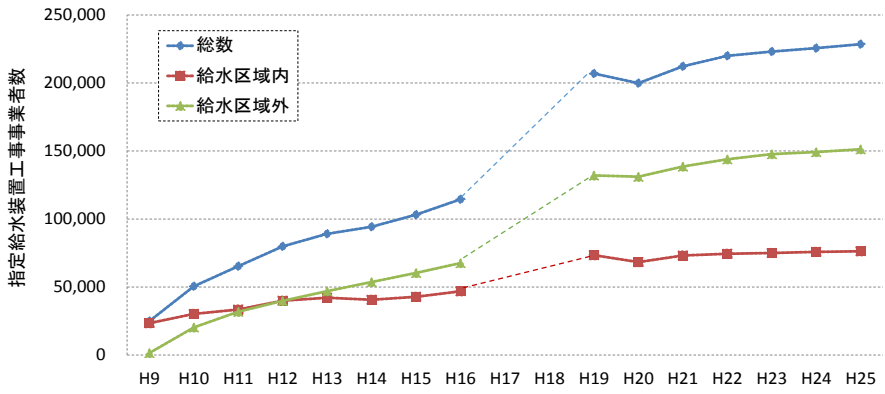

図−１　指定給水装置工事事業者数の推移
※H17、18 年度については、調査未実施

給水人口による区分	水道事業者数	指定事業者数			水道事業者あたりの指定事業者数
		総数	給水区域内	給水区域外	
100万人以上	15	19,981	12,790	7,191	1,332
50万～100万人未満	11	6,190	3,550	2,640	563
25万～50万 〃	56	20,486	9,662	10,824	366
10万～25万 〃	144	36,837	12,162	24,675	256
5万～10万 〃	205	39,211	11,364	27,847	191
3万～5万 〃	198	30,100	7,634	22,466	152
2万～3万 〃	148	18,425	4,395	14,030	124
1万～2万 〃	257	27,408	6,222	21,186	107
0.5万～1万 〃	243	22,209	6,531	15,678	91
0.5万人未満	81	5,888	1,646	4,242	73
その他（給水人口未記入）	8	817	306	511	102
合計	1,366	227,552	76,262	151,290	167

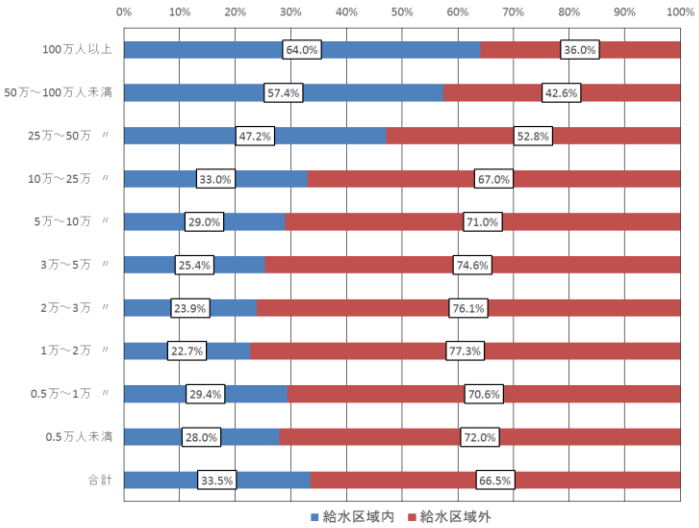

図－２　給水人口別の指定工事事業者数

2）主任技術者免状の交付

平成 10 年度から平成 25 年度末における主任技術者免状の交付者数については、166,385 者から 275,639 者と約 1.7 倍の増加となっており、指定工事事業者数と同様に年々増加傾向にある。（図-３）なお、主任技術者の国家試験は、平成９年から毎年実施されている。

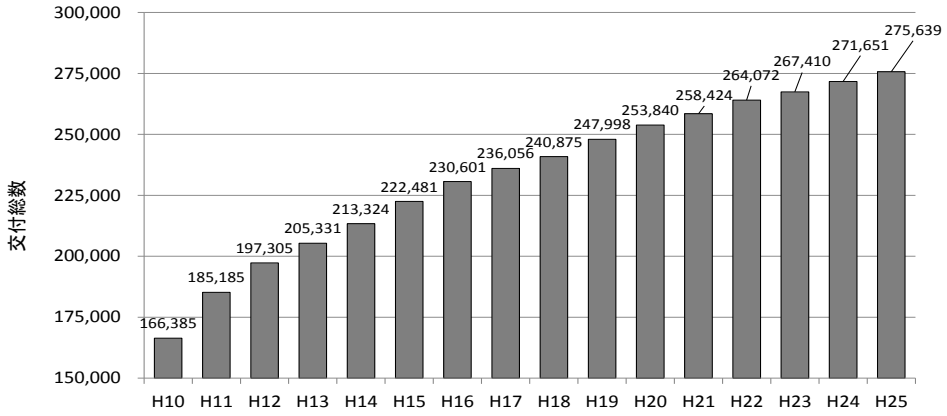

図－３　主任技術者数の推移

（2）給水装置工事に係る違反行為や苦情等の状況

1）連絡のつかない指定工事事業者の存在

平成 19 年検討委員会で示された課題解決の方向性に基づき、平成 20 年水道課長通知では水道事業者に対し指定工事事業者への定期的な講習の実施に努め、これに併せて事業の廃止や変更の届出等の遺漏についても確認に努めるよう周知されたところである。

これを受け、水道事業者は講習会実施に努めているところであるが、指定工事事業者に開催案内を発出しても不着となるなど、各水道事業者が公表している指定工事事業者リストの中に連絡がとれない指定工事事業者（以下「不明工事事業者」という。）が存在していることが明らかとなっている。

厚生労働省水道課が実施したアンケート調査では、不明工事事業者を「把握している（一部、全部に関わらず）」と回答した水道事業者 240 者（給水人口 5 万人超の水道事業者の 62.3%）におけ

る「不明工事事業者数」は、3,169 者で不明工事事業者が占める割合は全指定工事事業者 79,731 者の約 4.0%であり、中には 19.6%が不明工事事業者となっている水道事業者も存在する。

平成 25 年度における給水装置工事の新設等の工事実績については、約３割（約 7.3 万者）の指定工事事業者が施行の実績が無い結果となった。この理由としては、①複数の水道事業者で指定を受けており当該給水区域以外で主に業務を行っている、②一般的に給水装置工事の申請を必要としない修繕工事を専門としている、③廃業等で既に事業を行っていない不明工事事業者が潜在している、等と想定される。（図-４）

不明工事事業者が判明した場合の水道事業者の対応としては、事業所所在地の現地調査や登記簿謄本、役員の住民票の確認等が挙げられており、水道事業者にとって非常に労力を要するものとなっている。また、所在が確認できないため、そもそも処分ができないといった意見もあり、対応に苦慮している実態がある。

不明工事事業者が存在することによる弊害や不具合については、①水道利用者が漏水等の修繕工事の依頼時に連絡が取れないため業者再選定の負担がかかる、②水道事業者が公表している指定工事事業者のリストに不明工事事業者が存在することにより水道利用者からの信頼を損なう、③水道事業者が不明工事事業者へ指導監督や情報提供が行えないため資質の低下が懸念される、といった意見があった。

工事実績の有無別指定工事事業者数

	実績あり	実績なし
全体	154,166	73,386
給水人口5万人超	81,135	41,570
給水人口5万人以下	73,031	31,816

不明工事事業者の把握状況及び不明工事事業者数

連絡のつかない指定事業者を把握しているを回答した水道事業者数	240
指定事業者数	79,731
不明事業者数	3,169
（うち　給水区域内）	（1460）
（うち　給水区域外）	（1709）

図-４　工事実績の有無及び不明工事事業者の状況

2）違反行為及び処分の状況

① 違反行為の状況

平成 25 年度の違反件数は、水道事業者が把握しているだけでも 1,740 件となっており、この他にも水道事業者の指導等により是正されているものや不明工事事業者約３千者の中にも法令に定める届出義務違反が含まれていると考えられ、この違反件数は、氷山の一角と推測される。

違反内容については、無届工事が 47.3%と最も多く、続いて水道事業者の指導監督に応じないケースが 18.3%と多い。また、少数ではあるが、水質事故に直接つながりかねないクロスコネクションも依然として発生している。中には、虚位報告や納付書の偽造、所有者に無断での給水装置工事の申込等、悪質な違反行為もある。（図-５）

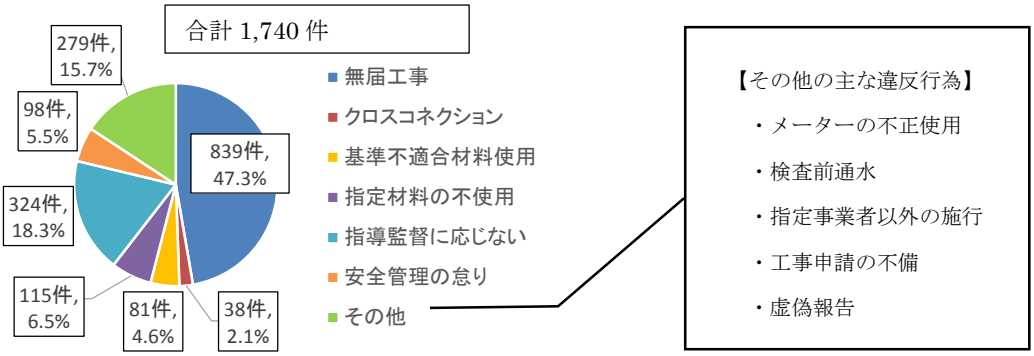

図-５ 違反の内容

② 処分基準の整備状況

平成 20 年水道課長通知では、全国標準的な処分基準による処分の公平な実施が求められ、その標準的な処分基準例として、日本水道協会が平成 19 年 11 月に発出した 「指定工事事業者の違反行為に係る処分基準例等」が紹介されている。

今回のアンケート調査結果では、処分基準を整備している水道事業者数は、1,344 水道事業者のうち 876 水道事業者（約 65.2%）に止まっている。

③ 違反行為の処分状況

違反行為 1,740 件に対し、指定取消しや指定停止、または口頭注意や文書注意等の処分や指導を行ったのは 1,002 件でその実施率は 57.6%に止まり、すべての違反行為に対し、適切に処分が行えている状況ではない。（図-６）

また、処分や指導 1,002 件のうち、指定取消し（67 件）や指定停止（61 件）の割合は、12.8%に止まり、ほとんどが口頭注意や文書注意等の行政指導である。

この理由としては、指定取消し等の処分は、不利益処分となるため、行政手続法に則った聴聞委員会の設置等、水道事業者の業務量が非常に増加すること、また、対応する職員が減っていることが原因と推測され、水道事業者が違反行為を処分しにくい状況にある。

	違反件数	処分、指導件数	割合
給水人口 5万人超	1,144	683	59.7%
給水人口 5万人以下	596	319	53.5%
合 計	1,740	1,002	57.6%

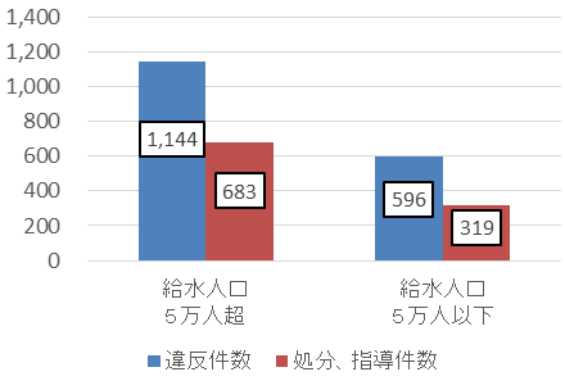

図-６ 違反行為の処分・指導状況

3) 苦情や相談の状況

水道事業者へ寄せられた水道利用者からの苦情のほとんどは、修繕工事の際に発生していると考えられ、平成 25 年度の苦情件数は 4,864 件となっている。その内容を分析すると、対応が遅い（20.3%）、連絡不通（14.5%）、対応拒否（6.4%）等のお客様サービス意識が欠けているケースが

41.2%と多く、続いて、対応が悪い（17.8%）、押し売り（8.6%）、過大広告（0.6%）等のモラルに問題があるケースが 27.0%、施工不良による再漏水や漏水個所を特定できない等の技術力に問題がるケースが 10.7%、高額請求が 12.8%、その他 8.3%となっている。（図-７）

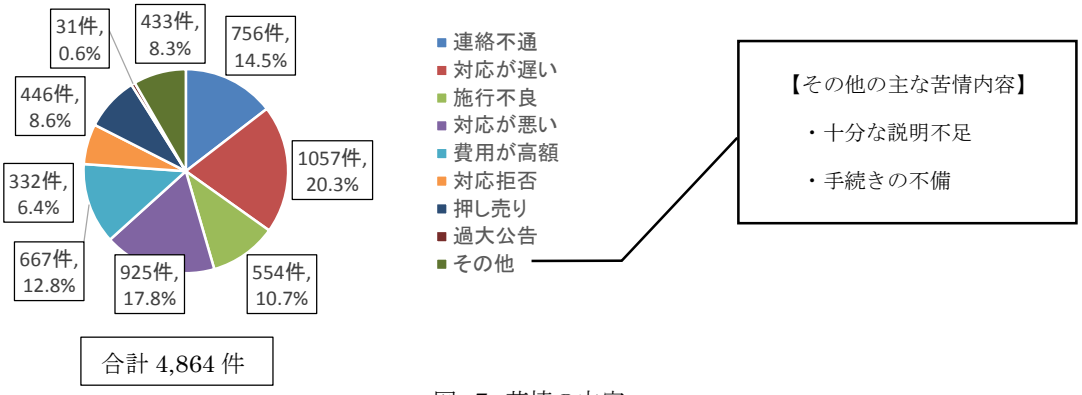

図-７　苦情の内容

また、国民生活センター及び全国の消費生活センター等に寄せられた水道工事（衛生設備工事）及び水道等の修理サービスに関する消費生活相談件数（提供元：独立行政法人国民生活センター）では、平成 20 年水道課長通知以降も 1,000 件前後で横這いで推移し減っていない。（図-８）

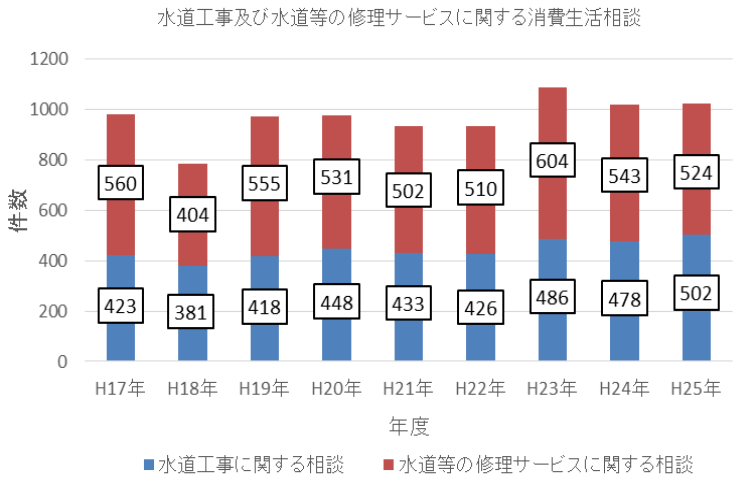

【水道工事及び水道等の修理サービスに係る主な相談内容】
・家の水道が水漏れし慌てて電話帳で修理業者を探した。６～７件電話したが、全部「忙しい」と断られた。理由が嘘と分かり不満だ。
・水道管の漏水の修理をしたが、工事の始末がずさんだ。
・蛇口水漏れのため業者にパッキンの交換をしてもらったが２万３千円もかかった。
・台所の床下の水道管から水漏れがあり業者に電話をした。見積もりだけを頼むつもりだったが配管を外され強引に契約させられた。
・修理を依頼したが、依頼者である当方に作業を手伝わせ、言葉の上げ足を取り、作業中も文句と愚痴を言われ不愉快だった
・マグネットに記載の業者へ連絡し修理を依頼。工事は終了したが、翌日再度水が漏れ修理できていない
・見積を依頼したが、対応が遅かったので別業者に工事依頼した。当該業者から嫌がらせを受けている。

図-８　国民生活センター、消費生活センター等に寄せられた相談件数（2015 年 4 月 21 日までのＰＩＯ-ＮＥＴ登録分）

≪ 図-８の注釈≫
注）1「水道工事に関する相談」について
「水道水」、「給水設備（全般）」、「貯水槽」、「水道管」、「水道混合栓」、「蛇口」、「活水・浄水装置」、「他の給水設備」の「衛生設備工事」について集計
注）2「水道等の修理サービスに関する相談」について】
「水道水」、「給水設備（全般）」、「貯水槽」、「水道管」、「水道混合栓」、「蛇口」、「活水・浄水装置」、「他の給水設備」の「修理サービス」について集計

4）給水装置工事の事故状況

（公財）給水工事技術振興財団が平成 27 年３月に水道事業者（計画給水人口上位 400 事業者）と関係工業会（給水管、給水用具類関係工業会 18 団体）に実施した「給水装置の事故に関するア

ンケート調査」（回答率 60.3%）では、平成 18 年度から平成 26 年度までにおける配水管の分岐から水道メーターまでの給水装置工事に関する事故件数は 100 件となっており、その主な内容は誤分岐接続 11 件、誤穿孔 6 件、分岐穿孔時の事故 52 件（内 サドル付き分水栓での事故=51 件）、配管工事での事故 9 件等となっている。（図-９）

これは、水道法施行規則第 36 条第 2 号に規定する「適切に作業を行うことのできる技能を有する者」（配管技能者）としての技能、知識の不足や、適正な配置がなされていないことが原因と考えられる。また、水道メーター以降の事故（クロスコネクション、合成樹脂管等への有機溶剤の浸透、パッキン離脱等）も 293 件発生している。

不断水分岐の工程		サドル分水栓取付け				穿孔機操作												防食コア挿入操作				その他
事故原因（漏水、断水、給水不良等） / 要因		ナット過締付け	ナット締付不足	ナット片締め	ナット焼付き	穿孔機選定ミス	穿孔機故障（不動等）	アダプタ設置不良	切粉排出不良	過穿孔	穿孔不良	錐引上げ不足	錐の落下	径違いの錐使用	長さの違う錐使用	又は切刃の摩耗他管種の錐使用	錐の老朽化・損傷	挿入機故障（不動等）	挿入棒引上げ不足	挿入棒取付け不良	弁閉栓時に挿入	分水栓未開栓
技能者	技能不足	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	知識不足	●	●		●	●			●	●		●	●	●	●	●	●		●		●	
	誤操作									●												●
	作業手順ミス							●														
	基本操作無視								●													
	思いこみ											●							●		●	●
註-参照	ﾒﾝﾃﾅﾝｽ不足						●									●	●	●				
	機器材選定ミス					●								●	●	●						
事故件数 （51）		6	5	1	2	1	1	3	3	3	4	1	1	2	1	6	2	3	2	2	1	1

図-９ サドル付分水栓による分岐工事の事故原因と要因（推定）

(3) 指定工事事業者制度の施行状況の評価

指定工事事業者制度については、現在、99.8%の水道事業者（1372 者中 1369 者）で導入され、指定工事事業者も 9 倍以上増加しており、広域的な事業活動や新規参入者に対して門戸開放を行うという指定工事事業者制度の所期の目的を達成していると評価される。なお、導入していない 3 者は別荘地域のﾘｿﾞｰﾄ会社等である。

また、平成 19 年検討委員会の検討結果を踏まえ発出された平成 20 年水道課長通知に示す課題解決の具体的対策についての実施状況と効果については以下のとおりである。

（具体的対策の実施状況）

①指定工事事業者に対する講習・研修の実施

指定工事事業者への講習会の実施率は 45.5%と、まだ半数以上の水道事業者が未実施であり、講習会を実施していても 42.1%の指定工事事業者が不参加となっている。

②主任技術者に対する研修の実施

（公財）給水工事技術振興財団が実施している主任技術者への研修（e-ラーニング）の受講者数は年平均で 495 者（H20.8～H26 年度末、年最大 963 者）となっている。

③需要者のニーズに応じた指定工事事業者に関する情報提供、各主体からの啓発・広報活動の充実

約９割の水道事業者が指定工事事業者に関する情報提供を実施しており情報の内容は名称、所在地、電話番号がメインとなっている。休業日や対応時間の情報提供は少なく、修繕工事の対応可否について情報提供をしている水道事業者は 4.4%となっている。

④指定工事事業者の取消しの処分基準の整備

65.2%の水道事業者で処分基準を作成している一方で 35%が未作成であり、また、違反行為に対して処分や指導を行った割合は 57.6%である。

⑤適切な配管技能者の確保

公益財団法人給水工事技術振興財団のアンケート調査結果（平成 24 年及び 25 年度、大臣認可水道事業者等 356 事業者が回答）によると、「技能を有する者」の資格等を供給規定等に明示している水道事業者は 82 事業者（約 23%）となっている。

（効　果）

①指定工事事業者への講習会を実施している水道事業者では違反・苦情割合が低くなっている。（図-10）

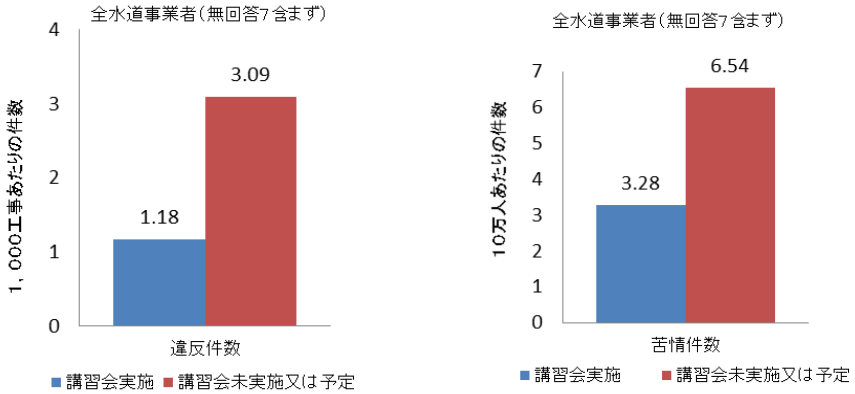

図-10 講習会実施の有無による違反、苦情割合

②修繕工事に対応可能な指定工事事業者の情報提供をしている水道事業者では苦情割合が低くなっている。（図-11）

※修繕対応の可否情報については、提供している水道事業者が 4.4%とサンプル数が少ないため、明確な評価は難しいが、苦情の減少に一定の効果があると考えられる。

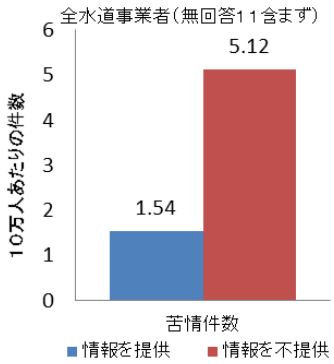

図-11 修繕対応の可否状況の提供による苦情割合

以上のことから、平成 20 年水道課長通知で示された具体的対策については、水道事業者等において実施が進められ、違反や苦情等のトラブルの減少に一定の効果が認められる一方、各種対策が完全には実施されていない実態も明らかとなった。

また、実態調査結果から、現場では依然として苦情や違反、事故が発生し、不明工事事業者の存在等、新たな課題も認められており、これらの問題や課題に対し、更なる方策の検討が必要と考える。

４．指定工事事業者制度に関する課題

「２.指定工事事業者制度に係る実態調査」で示すアンケート調査結果及びその他の実態調査結果の分析から、現行制度に対する問題や課題が明らかとなった。本検討会では、現行制度の問題や課題を整理し、改善を要する主な課題とその課題解決の方向性と対策案について取りまとめた。

(1) 改善を要する主な課題

「３、指定工事事業者制度の現状」から、現行制度の課題として大きく２点（①、②）が挙げられる。また、①には、①-1 から①-3 までの３つの課題が内在している。

① 指定工事事業者・主任技術者等の技術力やモラル、お客さまサービス意識の不足
①-1　指定工事事業者・主任技術者等の実態把握が不十分（不明工事事業者が存在）
①-2　指定工事事業者、主任技術者等に対する講習会の実施が不十分
①-3　指定工事事業者に対する処分、指導監督が不十分
② 指定工事事業者に関する水道利用者への情報提供の不足

(2) 課題の要因

各課題の主な要因を以下に整理する。なお、「① 指定工事事業者・主任技術者等の技術力やモラル、お客さまサービス意識の不足」については、①-1 から①-3 までの内在する課題そのものが主な要因と考えられる。

1)「①－１指定工事事業者・主任技術者等の実態把握が不十分（不明工事事業者が存在)」となる主な要因

(実態把握が不十分)

・水道事業者において、指定工事事業者の技術力や実績等を継続的に確認する方法がない。
・水道事業者において、最新の技術情報や給水材料等の知識を有しているか等、主任技術者の技術力の確認が難しい。
・水道事業者において、配管技能者の配置について確認が難しい。

(不明工事事業者の存在)

・指定工事事業者が法令に規定される変更、廃止等の届出を適切に行っていない。

・不明工事事業者の所在確認等を行う水道事業者の人員・体制が乏しい。（当該給水区域外に所在する指定工事事業者の調査・把握はさらに困難等）
・不明工事事業者の指定工事事業者リストからの削除（指定取消）に係る水道事業者の業務量が膨大。

2)「①-2 指定工事事業者、主任技術者等に対する講習会の実施が不十分」となる主な要因

（指定工事事業者に対する講習会）
・講習会の実施及び参加は任意であり強制力がない。（実施：水道事業者、参加：指定工事事業者）
・指定工事事業者にとって受講者への優遇等、不参加者との区別がない。
・開催費用のほか、講師・会場確保、資料準備等の講習会開催に係る水道事業者の負担が大きい。
・時間面と費用面において指定工事事業者の受講の負担が大きい。特に複数の水道事業者から指定を受けている工事事業者は、それぞれの講習会を受講すると負担が大きい。

（主任技術者等に対する講習会）
・指定工事事業者に求められている主任技術者および配管技能者等に対する研修機会の確保は法令上努力義務であり強制力がない。

3)「①-3 指定工事事業者に対する処分、指導監督が不十分」となる主な要因
・約 35%の水道事業者において処分基準が整備されていない。（(公社) 日本水道協会が参考例として示した「指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準例」（平成 19 年 11 月 15 日）等が十分活用されていない）
・指定の取消処分は聴聞等の手続きが必要。
・人員が不足している水道事業者では十分な指導監督が困難。（特に中小の水道事業者）

4)「②指定工事事業者に関する水道利用者への情報提供の不足」となる主な要因

指定工事事業者に関する情報提供のうち、指定工事事業者の名称、所在地、電話番号などの基本的な情報の提供は約９割の水道事業者で行われているが、修繕対応可能な指定工事事業者の情報提供は 4.4%であるなど水道利用者にとって必要と考えられる情報提供まで行っている水道事業者は少ない状況である。

指定工事事業者に関する水道利用者への情報提供が不足している要因としては以下の事項が考えられる。
・水道事業者において情報提供に必要な情報の収集が困難。（業務量が膨大、人員の不足）
・水道利用者が必要としている情報の提供に対して水道事業者の意識が不足。

５．指定工事事業者制度に係る課題解決の方向性と対策案

本検討会では、「４.指定工事事業者制度に係る課題」で整理した改善を要する課題について、解決の方向性と考えられる（1）から（6）までを整理し、各方向性について対策案を取りまとめた。「対

策案の概要」、「期待される効果」、「留意事項」を以下に記す。

（課題解決の方向性）

（1）指定工事事業者制度への更新制の導入
（2）適切な配管技能者の適正な配置の促進
（3）主任技術者の講習会受講の促進
（4）指定工事事業者講習会の実施の促進
（5）処分環境の整備
（6）水道利用者への情報提供の充実

なお、対策案の検討に当たっては、以下の事項に留意した。

○実現可能性のある仕組みづくり
・水道事業者、特に小規模水道事業者の体制を考慮した仕組みづくり
・指定工事事業者の過度な負担とならない仕組みづくり

○平成 19 年度の検討結果からステップアップした解決方策の検討

○規制緩和を考慮した方策の検討
※現行の指定工事事業者制度は、国の規制緩和推進の方向性を受けて平成８年の水道法改正により創設されたもの

（1）指定工事事業者制度への更新制の導入

（対策案の概要）

指定工事事業者の指定に一定の有効期間を設け、一定年で更新しなければ失効するものとする。指定の更新は、指定工事事業者の申請により行い、水道事業者は、水道法に規定する指定の基準（選任する主任技術者、工具類の保有、欠格条項）について確認する。

また、更新の申請に併せて、配管技能者の従事状況、主任技術者等の研修機会の確保状況等の事業の運営の基準に規定される事項を確認し、さらには配管技能者の資格、指定工事事業者の講習会受講状況、修繕対応の可否等の情報について届出を求めることも考えられる。

（期待される効果）

指定工事事業者制度への更新制の導入により、水道事業者は指定工事事業者の事業実態を定期的に把握でき、指導や監督が行いやすい環境となる。また、これまで難しかった不明工事事業者の排除を自動的に行える。

さらに、水道事業者が指定工事事業者の各種情報や実態を把握することで、指定工事事業者側の意識向上にもつながり、違反行為や苦情の減少が期待される。

（留意事項）

・水道事業者や指定工事事業者にとって過度の負担とならない仕組みづくり

【考慮する点】

①複数の水道事業者から指定を受けている工事事業者の取扱いを含め、事務手続きや更新手数料の軽減、申請様式の統一などを検討

②更新事務の平準化を考慮した既存指定工事事業者の更新の進め方の検討

③既に更新制を導入している下水道事業等を参考とした負担軽減方法の検討

・各確認事項の具体的確認内容と方法の検討

・制度設計等の検討期間や周知・準備期間が必要

(2) 適切な配管技能者の適正な配置の促進

(対策案の概要)

国は、配管技能者の資格等を明確にするため、供給規程等への明示について周知徹底を行う。(「給水装置工事の適正な施行について」(平成 23 年 8 月 30 日付け厚生労働省健康局水道課事務連絡) の再周知)

水道事業者は、指定工事事業者の指定の更新時に、配管技能者の従事状況やその配管技能者が有する資格等の確認を行う。また、給水装置工事の申請の際に、配置する配管技能者の資格等を書類により確認する。

(期待される効果)

適切な配管技能者の適正な配置の促進により、配水管の分岐工事における施工不良等の重大事故を未然に防止できる。

また、指定工事事業者において配管技能者の養成が促進される。

(留意事項)

・(公財) 給水工事技術振興財団が実施している検定会などを含めた、適切な配管技能者を養成する機会の提供についての検討

・水道事業者自らが実施する給水装置工事において、配管技能者の配置の徹底を図る。(配水管更新工事等における給水装置の切替え工事など)

・法令上、配管技能者は配水管の分岐から水道メーターまでの給水装置工事に従事する者であり、水道メーター下流側の工事において配置を求められていない。

(3) 主任技術者の講習会受講の促進

(対策案の概要)

水道事業者は、指定工事事業者の指定の更新時に、選任する主任技術者の講習会の受講実績を確認する。受講実績が確認できない場合には、水道法施行規則に定める事業の運営の基準に従い研修機会の確保に努めるよう指定工事事業者に対し指導を行う。

また、指定試験機関である(公財)給水工事技術振興財団は、主任技術者の資質向上のため、技能、技術者倫理及び技術者制度に関する試験項目の追加・充実等、主任技術者試験の内容の見直しについて検討を行う。

(期待される効果)

主任技術者の講習会受講の促進により、指定工事事業者や主任技術者の技術力及び意識の向上につながり、適正な給水装置工事が確保され、違反行為や苦情の減少が期待される。

(留意事項)

・主任技術者の技術力の維持・向上に必要な研修機会の提供についての検討

※既存の研修会として、(公財)給水工事技術振興財団や管工事事業者の組合主催のものがある。

〈参考〉「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」（平成 20 年 3 月 21 日厚生労働省健康局水道課長通知）（以下「水道課長通知」という。）で示した主任技術者への研修内容

・給水装置及び給水装置工事法に関する最新の情報技術
・給水装置の事故事例と対策技術
・給水装置の故障・異常の原因と修繕工事法
・主任技術者の職務と役割

・時間面、費用面など主任技術者の過度な負担とならない仕組みづくり（例えば e ラーニングによる研修）
・複数の主任技術者を選任している指定工事事業者の講習会受講実績の取り扱い
・講習会受講が評価され、受講者や指定工事事業者にとって受講がメリットとなる仕組みの検討（講習会受講実績の確認方法も含めて検討）

(4) 指定工事事業者講習会の実施の促進

（対策案の概要）

水道事業者は、指定工事事業者の指定の更新時に、指定工事事業者としての講習会の受講実績を確認する。

国は、水道事業者に対し、さらなる講習会の実施率向上と、指定工事事業者のモラルやお客さまサービス意識の向上のため、接遇対応の追加等、講習内容の充実を図るよう求める。

〈参考〉水道課長通知で示した指定工事事業者への講習内容

・水道法令における給水装置に関連する規定の再確認
・給水装置に関連する行政や法令の動向に関する情報
・給水装置に関する事故事例と防止のための留意事項
・需要者への給水装置の維持管理等に関する普及啓発の実施に関する事項
・水道事業者から需要者に提供する指定工事事業者の情報に関する事項
・水道事業者が定める配水管の分岐から水道メーターまでの工事上の条件の改定情報

（期待される効果）

指定工事事業者講習会の実施の促進により、指定工事事業者の技術力の確保やお客様サービス意識が向上し、利用者とのトラブルや苦情、違反行為の減少が期待できる。

（留意事項）

・広域開催など水道事業者間の連携等による中小水道事業者にも負担が少ない効率的な講習会開催の検討（広域開催とする場合の講習会実施主体等）
・複数の水道事業者から指定を受けている工事事業者の講習会受講実績の取扱い
・受講率向上のため、指定の更新時に受講実績が確認できない場合、指定工事事業者に対し指導を行うことが必要

(5) 処分環境の整備

（対策案の概要）

国は、水道事業者における処分基準の整備について再周知を行う。

また、(公社)日本水道協会は、前回例示した処分基準例に加えて、処分事務に関する解説、処分事例、様式例等を示すなど、水道事業者が適切に処分を実施できる環境整備について検討する。

（期待される効果）

処分環境の整備により、適正で公平な処分の実施が可能となり、悪質な工事事業者を排除するとともに、指定工事事業者の意識が向上し違反行為の抑制につながる。

（留意事項）

・不利益処分である指定の取消は、行政手続法に基づく聴聞等が必要
・水道事業者の処分基準の整備状況について、認可権者が把握・指導することが必要
・給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ水道事業者に申込み、その承認を得なければならないが、これを行わずに工事を実施する「無届工事」が 839 件発生（厚労省ｱﾝｹｰﾄ H25 年度実績）しており、このような事案への対策案の検討（過料等を科す条例を制定する対応が可能であることを周知等）

※中には水道事業者の指定を受けていない工事事業者や指定取消の処分を受けた工事事業者が故意に無届工事を行う悪質な事例もある

・一部の水道事業者で導入している優良な指定工事事業者を表彰する制度の調査、好事例の展開を検討

(6) 水道利用者への情報提供の充実

（対策案の概要）

水道事業者は、水道利用者に提供する指定工事事業者に関する情報について、指定工事事業者の更新時に取得した修繕対応の可否等の情報を加えることにより内容の充実を図る。また修繕時のトラブル防止や悪質商法に関する情報等についても提供を行う。なお、情報提供に当たっては、ウェブサイトの他にリーフレット等の積極的活用を検討する。

（期待される効果）

水道利用者への情報提供の充実により、水道利用者から指定工事事業者への修繕工事等の依頼が円滑化されるなど、苦情の減少に一定の効果があると考えられる。また、水道利用者が正しい知識を会得し、トラブルに巻き込まれない方策としても期待される。

（留意事項）

・修繕対応の可否に係る情報の他に、更新時に取得した指定工事事業者、主任技術者の講習会受講実績や配管技能者の従事状況等の情報を活用した情報提供について検討

※これらの情報提供により、水道利用者が修繕等の給水装置工事を依頼する際の参考となるとともに、指定工事事業者がより適正な事業運営を図るようになることが期待される。

・公表の手法については、新規参入への阻害の防止や適正な競争確保の観点から検討が必要
・消費生活センターと水道事業者との連携による情報発信の方策の検討
・一部の水道事業者で導入している優良な指定工事事業者を表彰する制度の調査、好事例の展開を検討（再掲）

６．今後の検討課題

指定工事事業者に係る諸課題への対応としては、まずは「５.指定工事事業者制度に係る課題解決の方向性と対策案」に記載した対策を講じることが重要であるが、更なる方策としては、以

下の事項が考えられる。また、施行後一定の期間を経過した場合において、施行の状況や効果について確認するべきである。

・適正な事業運営を実施している「優良」な指定工事事業者に対する優遇措置
　※客観的で公正な評価基準と研修機会の確保等の環境整備が必要
・指定工事事業者の指定要件の厳格化（主任技術者の雇用関係の義務づけ等）
　※ただし規制緩和に逆行する側面があることに留意が必要
・主任技術者の更新制度の創設
・配管技能者の資格要件の法令規定
・処分された工事事業者の情報の活用

7．まとめ

本検討会では、指定工事事業者制度の問題点や課題を整理し、６項目の課題解決の方向性と対策案を提示した。（参考資料１）

その中で指定工事事業者制度への更新制の導入は、中心となる対策案となる。（参考資料２）

更新制の導入により、水道事業者はこれまで難しかった不明工事事業者の排除が自動的に行えるようになるとともに、水道法に定める指定の基準の再確認に併せて、指定工事事業者や主任技術者の講習会受講状況、配管技能者の従事状況、修繕対応の可否等の事業実態を定期的に確認することができ、これを指導・監督に活かすことが期待される。

また、修繕対応の可否等の情報を水道利用者への情報提供に活用することで情報提供の充実を図ることが可能となる。

指定工事事業者は、更新時の確認事項である主任技術者の講習会受講や適正な配管技能者の配置などの事業運営の基準を遵守するなど、自らの資質や技術を向上する意識が高まり、クロスコネクション、配水管の分岐工事における施工不良等の事故防止に繋がることが期待される。

水道利用者には、水道事業者をはじめとする各関係者からの適切な情報提供と対話により、指定工事事業者への修繕工事等の依頼の円滑化や給水装置に関する正しい知識を会得することが期待される。

こうした取組みは、指定工事事業者全体の信頼の向上にも寄与するものと考えられる。

最後に、指定工事事業者制度をより適正な制度とし、安全で信頼される給水装置工事を確保していくためには、水道事業者、指定工事事業者、水道利用者に加えて、国における制度の検討や指導、(公財)給水工事技術振興財団、(公社)日本水道協会、全国管工事業協同組合連合会などの関係団体による研修機会の提供や技術指針・テキスト類の作成等による支援、建築業者と指定工事事業者の現場での連携と水道利用者への適切な対応、消費生活センターと水道事業者との連携した啓発活動など、各関係者の理解と協力によって、課題解決に向けた取組を推進していくことが不可欠である。

（以上）

参考資料　1

指定給水装置工事事業者制度に係る課題解決の方向性と対策案（まとめ）

現　状

違反・苦情・トラブル

●「指定工事事業者」リストに不明工事事業者が存在。
●不明工事事業者は把握されているだけでも３千者存在。
●違反行為は、水道事業者が把握しているだけでも 1,740 件発生。（氷山の一角）
●クロスコネクションや誤分岐等の重大な違反や事故、また虚偽申請等の悪質な違反行為が依然として発生。
●水道事業者に寄せられた水道利用者からの苦情件数は 4,864 件。
●国民生活センター、消費生活センター等に寄せられた水道工事や水道等の修理サービスに関する消費生活相談は約 1,000 件で横這い。※（行政窓口に相談等する割合 2.8%：第 41 回国民生活動向調査より）
●苦情内容は、「連絡不通」「対応が遅い、悪い」「費用が高額」等が多い。
●漏水調査や修繕に関する技術力の不足による苦情もある。

指定工事事業者・主任技術者等の技術力やモラル、お客さまサービス意識の不足

指定工事事業者に関する水道利用者への情報提供の不足

●水道事業者において情報提供に必要な情報の収集が困難。（業務量が膨大、人員の不足）
●水道利用者が必要としている情報の提供に対して水道事業者の意識が不足。
※修繕対応可能な指定工事事業者の情報提供等、水道利用者に必要な情報提供を行っている水道事業者が非常に少ない。

課　題　と　要　因

指定工事事業者・主任技術者等の実態把握が不十分（不明工事事業者が存在）

（実態把握が不十分）
●水道事業者において、指定工事事業者の技術力や実績等を継続的に確認する方法がない。
●水道事業者において、最新の技術情報や給水材料等の知識を有しているか等、主任技術者の技術力の確認が難しい。
●水道事業者において、配管技能者の配置について確認が難しい。
（不明工事事業者の存在）
●指定工事事業者が法令に規定される変更、廃止等の届出を適切に行っていない。
●不明工事事業者の所在確認等を行う水道事業者の人員・体制が乏しい。（当該給水区域外に所在する指定工事事業者の調査・把握はさらに困難等）
●不明工事事業者の指定工事事業者リストからの削除（指定取消）に係る水道事業者の業務量が膨大。

指定工事事業者・主任技術者等に対する講習会の実施が不十分

（指定工事事業者に対する講習会）
●講習会の実施及び参加は任意であり強制力がない。（実施：水道事業者、参加：指定工事事業者）
●指定工事事業者にとって受講者への優遇等、不参加者との区別がない。
●開催費用のほか、講師・会場確保、資料準備等の講習会開催に係る水道事業者の負担が大きい。
●時間面と費用面において指定工事事業者の受講の負担が大きい。特に複数の水道事業者から指定を受けている工事事業者は、それぞれの講習会を受講すると負担が大きい。
（主任技術者等に対する講習会）
●指定工事事業者に求められている主任技術者および配管技能者等に対する研修機会の確保は法令上努力義務であり強制力がない。

指定工事事業者に対する処分、指導監督が不十分

●約 35%の水道事業者において処分基準が整備されていない。（（公社）日本水道協会が参考例として示した「指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準例」（平成 19 年 11 月 15 日）等が十分活用されていない）
●指定の取消処分は聴聞等の手続きが必要。
●人員が不足している水道事業者では十分な指導監督が困難。（特に中小の水道事業者）

課題解決の方向性と対策案（概略）

【検討に当たり留意すべき事項】
○実現可能性のある仕組みづくり
・水道事業者、特に小規模水道事業者の体制を考慮した仕組みづくり
・指定工事事業者の過度な負担とならない仕組みづくり
○平成 19 年度の検討結果からステップアップした解決方策の検討
○規制緩和を考慮した方策の検討

検討会での意見等

注 1）解決の方策への反映状況
◎：解決の方向性、○：対策案、△：今後の検討課題
注 2）★:H19 年度検討会からの継続案件（レベルアップ案）

◎指定工事事業者制度への更新制の導入
△指定工事事業者の指定要件の厳格化（主任技術者の雇用関係の義務づけ等）
○工事実績のない指定工事事業者への定期的な実態調査の実施
△主任技術者の更新制度の創設
○主任技術者の試験内容の見直し★
△配管技能者の資格要件の法令規定★
◎配管技能者の適切な配置を確認できる仕組みづくり
△適正な事業運営を実施している「優良」な指定工事事業者に対する優遇措置

◎指定工事事業者に対する講習会実施の強化★
○指定工事事業者に対する講習内容の見直し★
◎主任技術者の定期的な講習・研修の実施
○配管技能者の定期的な講習・研修の実施
○講習会受講がメリットとなる仕組みづくり

○水道事業者が処分しやすい環境整備
◎処分基準の整備の徹底★
△処分された工事事業者の情報の活用（水道事業者間での情報共有等）
○優良な指定工事事業者を表彰する制度の調査、好事例の展開を検討

◎水道利用者のニーズに応じた情報提供の徹底★
○修繕工事に対応可能な指定工事事業者の情報提供★
○水道利用者へ指定工事事業者制度や給水装置の管理区分について情報発信を強化★
○消費生活センターと連携した情報発信

= 解決の方向性　= 対策案の概要
国 厚生労働省　水 水道事業者　指 指定工事事業者　日水 日本水道協会　給工 給水工事技術振興財団　消費 消費生活センター

● 指定工事事業者制度への更新制の導入　主体：国 水 指

●指定工事事業者の指定に一定の有効期間を設け、一定年で更新しなければ失効（※指定の更新は、指定工事事業者の申請により行う）
●指定の基準や事業の運営の基準の確認（※指定要件、配管技能者の従事状況、主任技術者等の研修機会の確保状況）
●更には配管技能者の資格や指定工事事業者の講習会受講状況、修繕対応の可否等の情報の確認を検討。

≪期待される効果≫
●指定工事事業者の事業実態を定期的に把握でき、指導監督が容易となる
●不明工事事業者の自動排除
●指定工事事業者の意識向上による違反・苦情の減少

≪留意事項≫
●水道事業者等の過度の負担とならない仕組みづくり
●更新時の確認事項の具体的内容と確認方法の検討が必要
●制度設計等の検討・準備期間が必要

● 適切な配管技能者の適正な配置の促進　主体：国 水 指

●配管技能者の資格等を供給規程等へ明示することについて周知徹底
●指定工事事業者の更新時に従事状況や資格等を確認
●給水装置工事申請の際に配管技能者の資格や配置を確認

≪期待される効果≫
●分岐工事等における重大事故の未然防止
●配管技能者の養成の促進

≪留意事項≫
●配管技能者を養成する機会の提供の検討
●水道事業者自らが行う工事での配置の徹底

● 主任技術者の講習会受講の促進　主体：国 水 指 給工

●指定工事事業者の更新時に講習実績を確認
●主任技術者の試験内容の見直し ※技能、技術者倫理、技術者制度に関する試験項目の追加・充実等

≪期待される効果≫
●主任技術者の技術力及び意識向上による違反行為や苦情の減少

≪留意事項≫
●主任技術者への研修機会の提供の検討
●過度の負担とならない研修方法の検討
●複数の主任技術者を選任している指定工事事業者の講習会受講実績の取扱い
●受講がメリットとなる仕組みの検討

● 指定工事事業者講習会の実施の促進　主体：国 水 指 日水

●指定工事事業者の更新時に講習実績を確認
●講習内容の見直し ※接遇対応の内容を追加等

≪期待される効果≫
●指定工事事業者の技術力の確保及びお客さまサービス意識の向上によるトラブルや苦情、違反行為の減少

≪留意事項≫
●広域開催など効率的な実施方法の検討
●複数の水道事業者で指定されている指定工事事業者の講習会受講実績の取扱い
●更新時に受講実績が確認できない場合の指導

● 処分環境の整備　主体：国 水 日水

●処分基準の整備について再周知
●処分基準例に加え処分事例や様式例等の明示

≪期待される効果≫
●適正で公平な処分の実施
●指定工事事業者の意識喚起による違反行為の抑制

≪留意事項≫
●違反行為に対する過料等の検討（条例で制定することが可能であることの周知等）
●優良表彰制度の調査、好事例の展開を検討

● 水道利用者への情報提供の充実　主体：国 水 消費

●更新時に取得した修繕対応が可能な工事事業者の情報提供の充実
●トラブル防止や悪徳商法に関する情報等の提供
●リーフレット等を活用した情報提供

≪期待される効果≫
●修繕工事依頼の円滑化による苦情の減少
●水道利用者が正しい知識を会得しトラブルを回避

≪留意事項≫
●更新時に取得する講習実績や配管技能者の従事情報等の活用を検討
●消費生活センターと水道事業者との連携による情報発信の方策の検討

指定給水装置工事事業者制度に係る課題解決の方向性と対策案（概略）のイメージ図

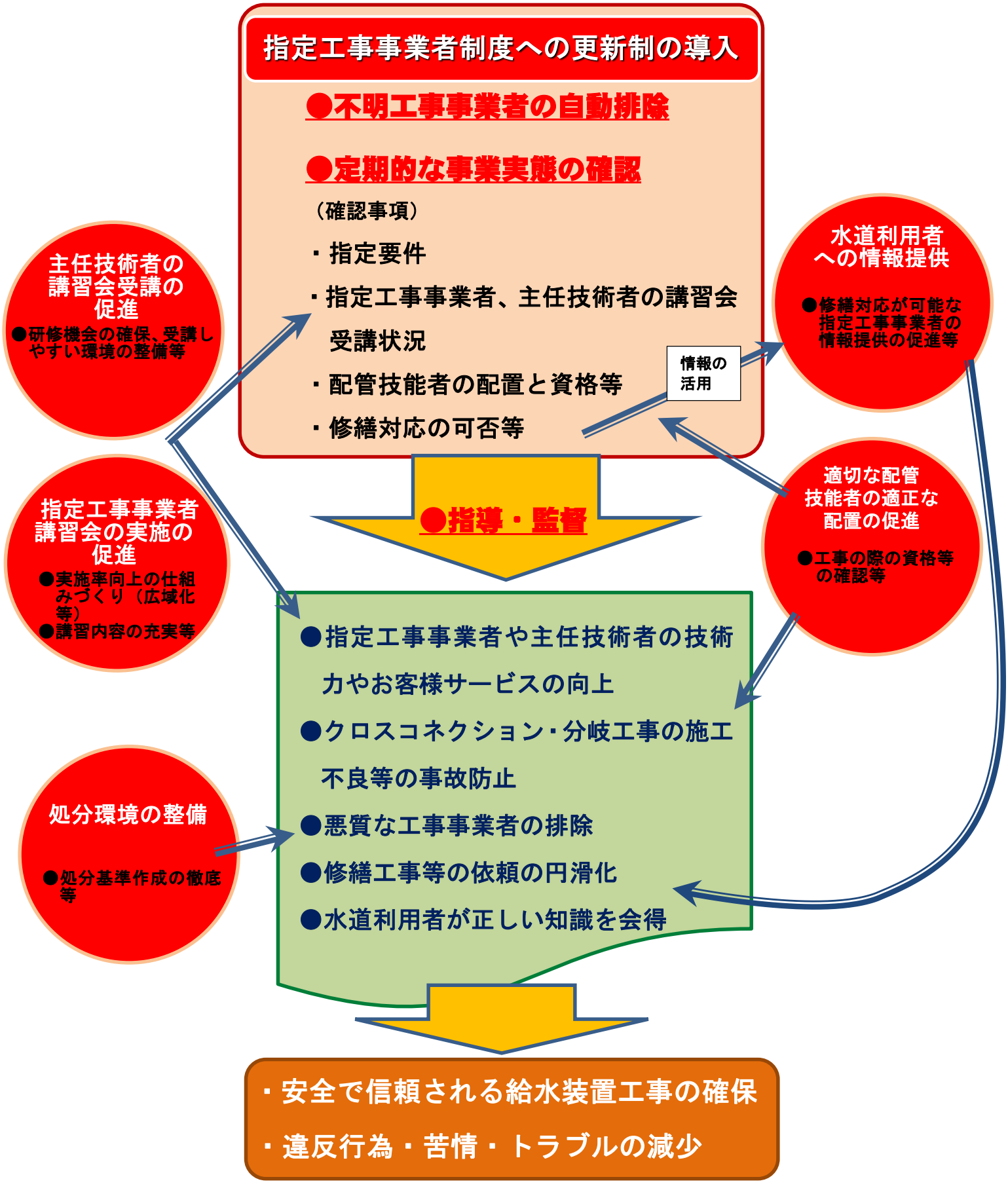

８　第１回 検討会会議資料

第１回 指定給水装置工事事業者制度に係る検討会

会　議　資　料

（平成２７年度厚生労働省受託）

第１回 指定給水装置工事事業者制度に係る検討会

議事次第

１．日　時　平成２７年５月２５日（月）１４時３０分～１７時００分

２．場　所　日本水道協会７階　第１会議室

３．議　題
（１）指定給水装置工事事業者制度に係る検討会の設置及び運営について
（２）検討会の全体スケジュール及び検討内容案について
（３）指定給水装置工事事業者制度の概要について
（４）指定給水装置工事事業者制度に係る実態調査結果について
（５）指定給水装置工事事業者制度の具体的な問題点の把握と整理について
（６）その他

４．配布資料
資料１　平成 27 年度指定給水装置工事事業者制度に係る検討会開催要綱
資料２　平成 27 年度指定給水装置工事事業者制度に係る検討会
　　全体スケジュール及び検討内容案
資料３　指定給水装置工事事業者制度の概要
資料４　指定給水装置工事事業者制度に係る実態調査結果
資料５　検討会の論点

５．参考資料
参考資料１　厚生労働省アンケート調査結果
参考資料２　日本水道協会アンケート調査結果
参考資料３　水道法関連条文
参考資料４　健水発第 0321001 号「給水装置工事事業者の適正な運用について」
　　（平成 20 年３月 21 日水道課長通知）

平成27年度厚生労働省受託
第1回 指定給水装置工事事業者制度に係る検討会　座席表

平成27年5月25日（月）
14時30分～17時

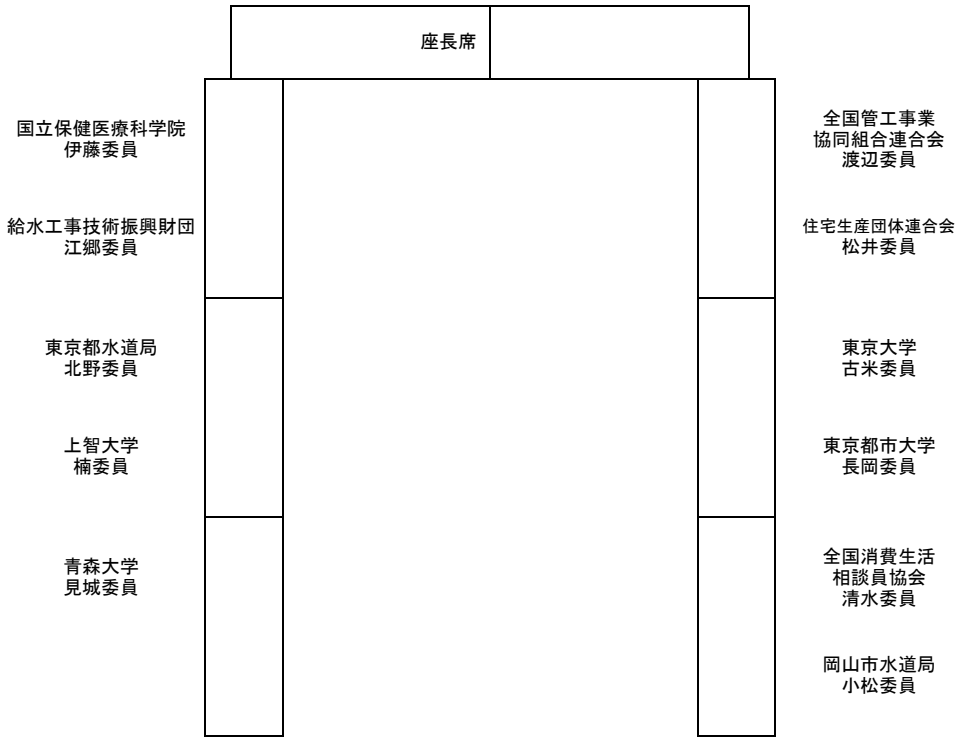

出入口

資料１

平成 27 年 5 月 25 日

指定給水装置工事事業者制度
に係る検討会

平成 27 年度指定給水装置工事事業者制度に係る検討会
開催要綱

１．趣旨

平成８年の水道法改正により創設した指定給水装置工事事業者制度（以下、「指定事業者制度」という。）については、厚生労働省が制度創設から１０年を経過した平成１９年に「指定給水装置工事事業者制度に関する検討委員会」を開催し、施行状況の把握と評価、課題と解決の方向を取りまとめ、「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について（平成 20 年 3 月 21 日、健水発第 03221001 号 水道課長通知）」により、指定事業者及び給水装置工事主任技術者に対する講習会等の実施、需要者への情報提供、指定取消しの処分基準の整備、適切な配管技能者の確保等について所要の措置を講じるよう求めたため、水道事業者や関係団体において、それらの取組みを進めてきたところである。

しかしながら現在においても、給水装置工事に関して水道事業者が指定事業者の所在確認が取れない、無届工事や不良工事など、一部の指定事業者に係るトラブルが依然として発生しており、厚生労働省に対しては、関係団体からは対策の実施の要望があげられ、また、厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 27 年 2 月 5 日開催）においても指定事業者制度の実態把握や評価とともに、今後のあり方等について検討を進めるべきとの意見が寄せられている。

そのため、厚生労働省健康局水道課は、「平成 27 年度給水装置の構造材質及び指定給水装置工事事業者制度に関する調査検討業務」を委託により実施し、その受託者である日本水道協会が、有識者の参加による本検討会を開催するものである。本検討会では、現行の指定事業者制度の問題点、課題等の実態を具体的に把握・評価し、また、その結果を基に今後の指定事業者制度についての課題解決の方向性や対策案について検討するものである

２．検討会の委員

(1) 委員は、別紙のとおりとし、うち１名を座長とする。
(2) 座長は委員の互選により選任する。
(3) 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
(4) 座長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

３．検討事項

（1）指定事業者制度に関する現状について

・指定事業者制度の概要の確認

・指定事業者制度の具体的問題点の把握と整理

（2）指定事業者制度に関する課題について

・解決すべき課題の設定

（3）課題解決の方向性について

（4）方向性を踏まえた対策案（概略）について

（5）取りまとめ

４．検討スケジュール（予定）

第１回　平成 27 年５月中旬

・指定事業者制度に関する現状について

第２回　平成 27 年６月下旬

・指定事業者制度に関する課題について

・課題解決の方向性について

第３回　平成 27 年９月頃

・課題解決の方向性について

・方向性を踏まえた対策案（概略）について

第４回　平成 27 年 11 月から 12 月

・方向性を踏まえた対策案（概略）について

・取りまとめ

５．その他

（1）検討会は、業務受託者が開催する。

（2）検討会は、原則公開とする。ただし議事内容により非公開とする場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開するものとする。

（3）検討会の庶務は、業務受託者において行う。

（4）本要綱に記載のないものについては、別途定めるものとする。

（以上）

別　紙

平成２７年度指定給水装置工事事業者制度に係る検討会委員名簿

	氏　名	所属・役職
	伊藤　雅喜	国立保健医療科学院 生活環境研究部 上席主任研究官
	江郷　道生	公益財団法人給水工事技術振興財団 専務理事
	北野　守康	東京都水道局 給水部　給水課長
	楠　茂樹	上智大学大学院法学研究科 教授
	見城　美枝子	青森大学副学長
	小松　佳和	岡山市水道局 営業課　課長代理
	清水　かほる	(公社)全国消費生活相談員協会中部支部 支部長
	長岡　裕	東京都市大学工学部 都市工学科 教授
	古米　弘明	東京大学大学院工学系研究科 附属水環境制御研究センター 教授
	松井　正孝	一般社団法人住宅生産団体連合会 建築規制合理化委員会 WG　座長
	渡辺　皓	全国管工事業協同組合連合会 副会長
	１１名	

（敬称略　五十音順　所属・役職は委嘱時のもの）

資料 2

平成 27 年 5 月 25 日

指定給水装置工事事業者制度に係る検討会

平成２７年度指定給水装置工事事業者制度に係る検討会
全体スケジュール及び検討内容（案）

回	日程	検討内容
1	平成 27 年 5 月中旬	指定事業者制度に関する現状について ・指定事業者制度の概要の確認 ・指定事業者制度の具体的問題点の把握と整理
2	6 月下旬	指定事業者制度に関する課題について ・解決すべき課題の設定 課題解決の方向性について ・課題解決の方向性の検討
3	9 月頃	課題解決の方向性について ・課題解決の方向性の検討と整理 方向性を踏まえた対策案（概略）について ・対策案（概略）の検討
4	11 月 ～ 12 月	方向性を踏まえた対策案（概略）について ・対策案（概略）の検討と整理 取りまとめ
―	平成 28 年 2 月頃	※厚生科学審議会生活環境水道部会への報告 ・検討会の審議概要について

資料３

平成27年5月25日
指定給水装置工事事業者制度
に係る検討会

指定給水装置工事事業者制度の概要

給水装置の基本

水道システム（水源から蛇口まで）

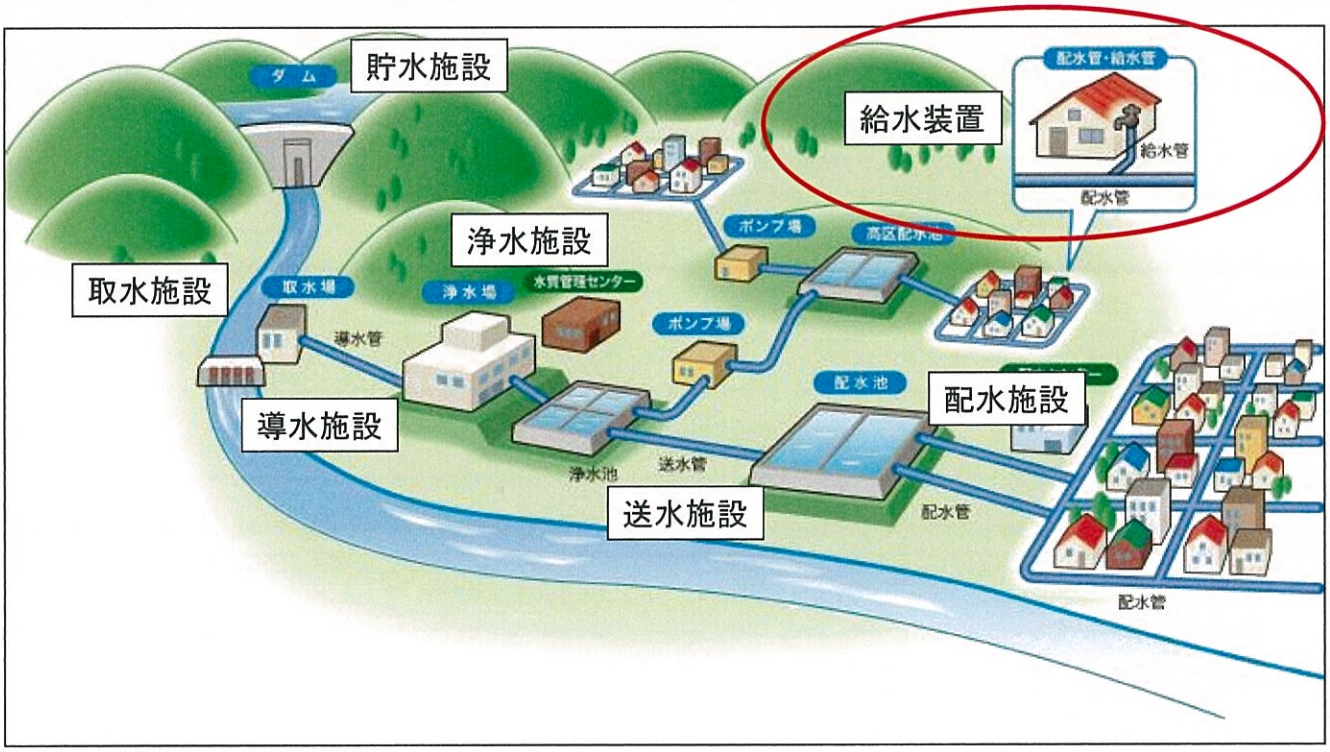

札幌市水道局HPより

給水装置の概念図

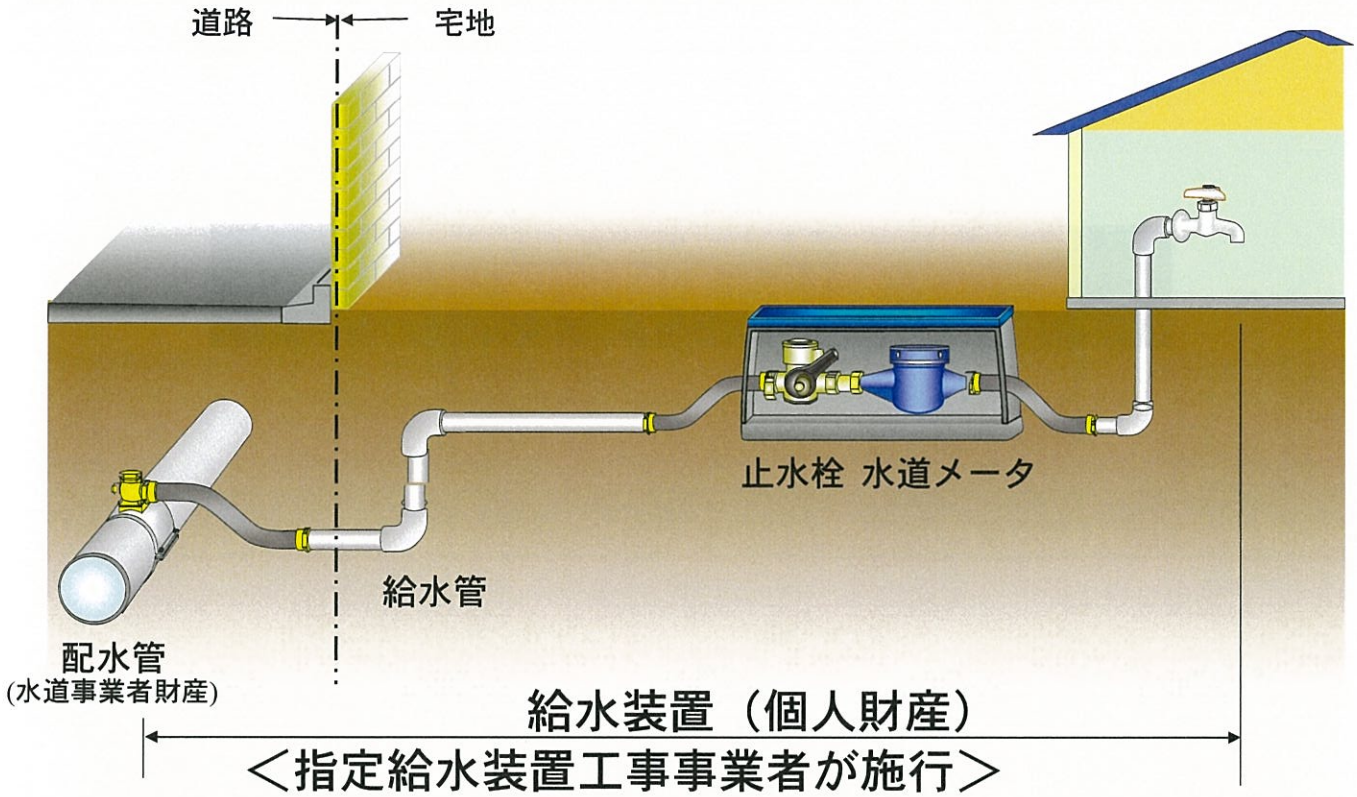

水道法第３条第９項
給水装置　：　配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具

給水方式

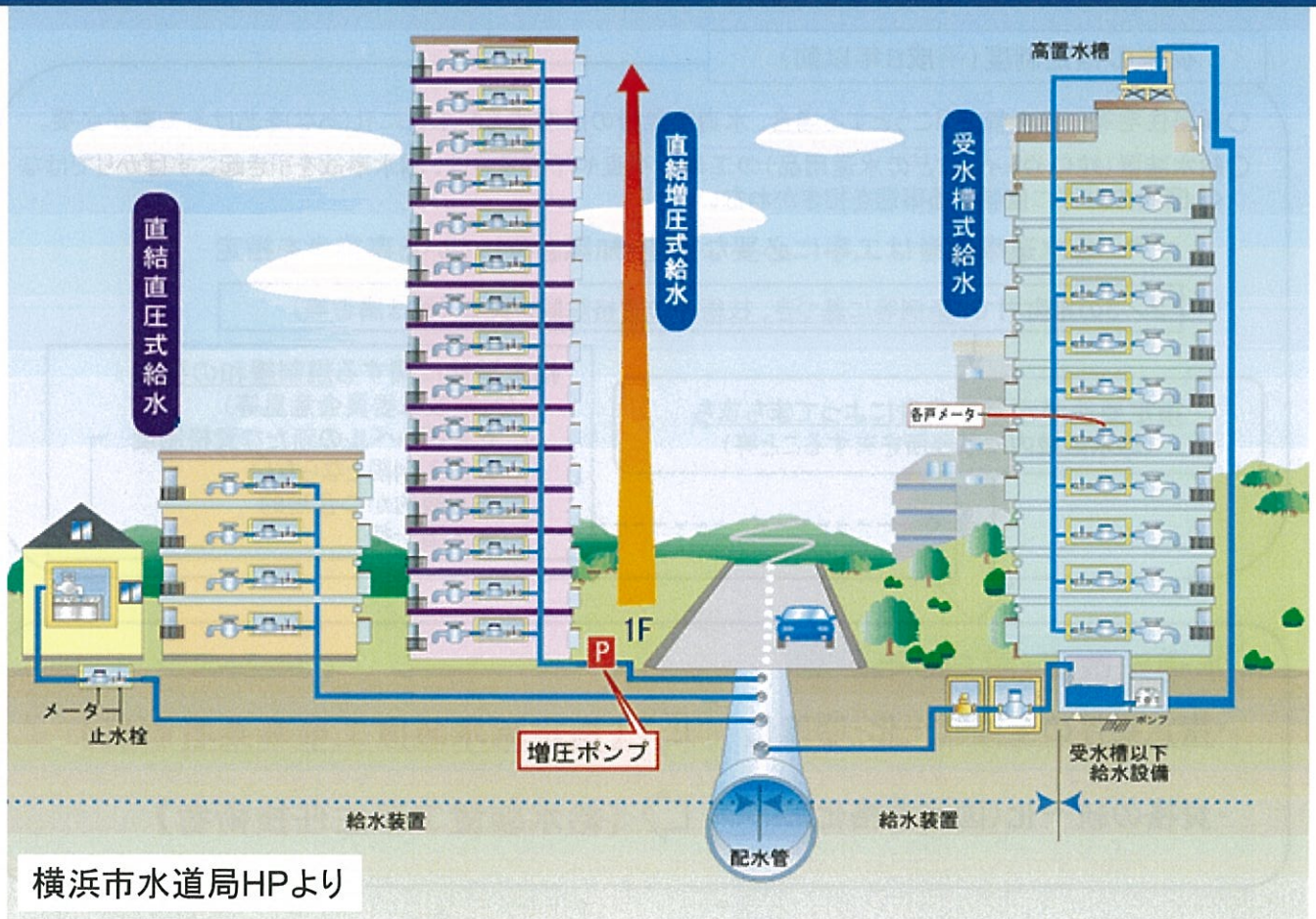

横浜市水道局HPより

経緯と制度概要

指定給水装置工事事業者制度〈平成８年 法改正の経緯〉

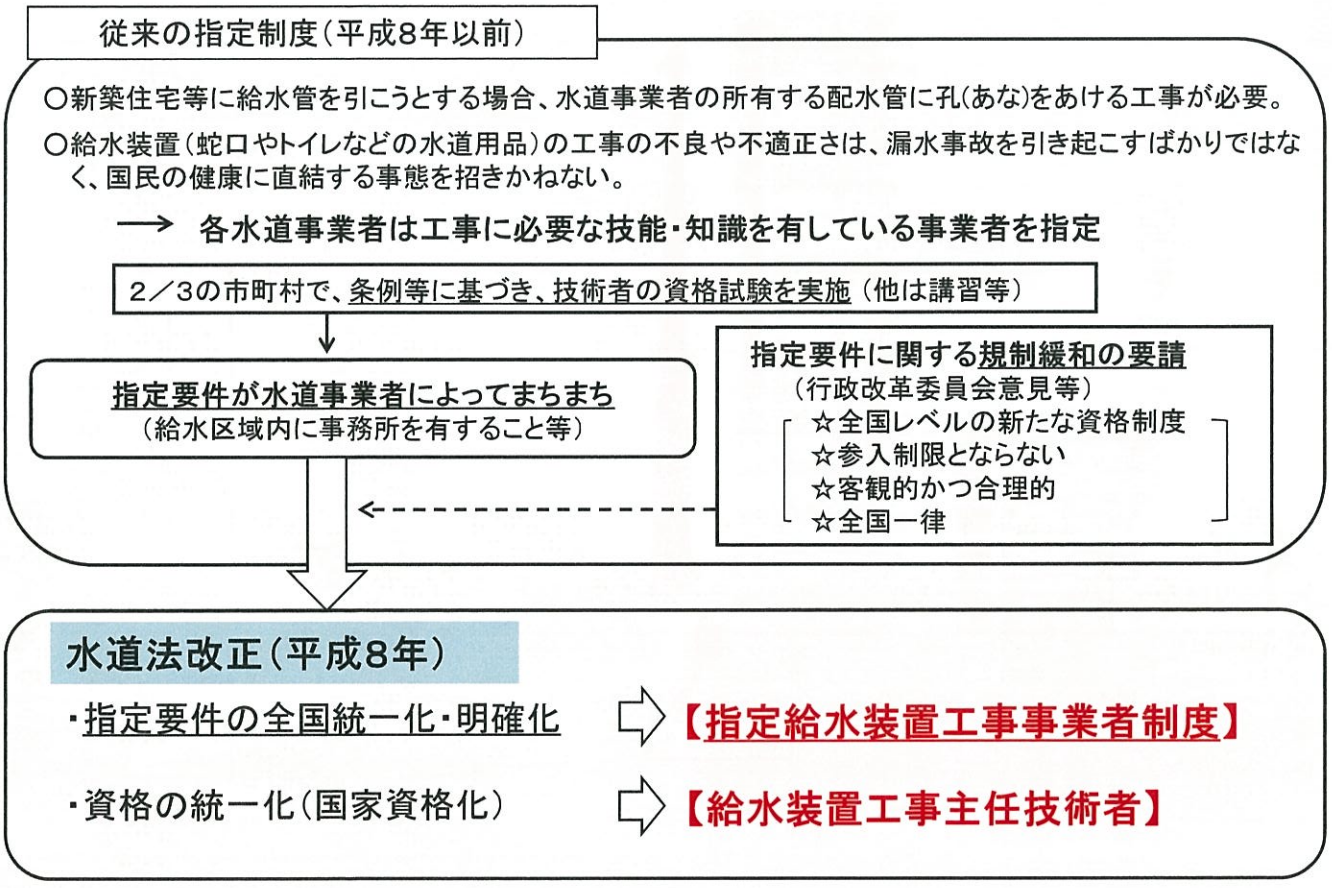

指定給水装置工事事業者制度〈制度の要点〉

①指定給水装置工事事業者制度

水道事業者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係わるものであることを供給条件とすることができる。

⇒給水装置工事は、指定給水装置工事事業者が行う

②給水装置工事主任技術者

指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、免状の交付を受けている者のうちから給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

給水装置工事主任技術者は、給水装置工事に関する技術上の管理等の職務を担う。

⇒給水装置工事主任技術者は、事業所毎に選任され、給水装置工事の技術上の管理等を担う

指定給水装置工事事業者制度〈指定の基準〉

全国一律の指定基準

（指定の基準）水道法第25条の３

（1）事業所ごとに給水装置工事主任技術者を選任

（2）厚生労働省令で定める機械器具を有する

（3）欠格要件に該当しない

水道事業者は、指定の申請者が指定の基準に適合している場合は、指定をしなければならない。

指定給水装置工事事業者

指定給水装置工事事業者制度〈変更届出・指定取消〉

変更の届出等（法25条の7）

指定給水装置工事事業者は、名称及び所在その他省令に定める事項に変更があったとき、又は事業を廃止、休止し、若しくは再開したときは、水道事業者に届け出なければならない。

指定の取消し（法25条の11）

1. 指定の基準に適合しなくなったとき
2. 給水装置工事主任技術者の選任・届出義務違反
3. 事業の変更等の届出義務違反
4. 事業運営の基準違反（工事ごとの給水装置工事主任技術者の未指名）
5. 給水装置工事主任技術者の立ち会い応諾義務違反
6. 報告等の応諾義務違反
7. 水道施設への機能障害
8. 不正の手段により指定を受けた場合

指定給水装置工事事業者制度〈給水装置工事の形態〉

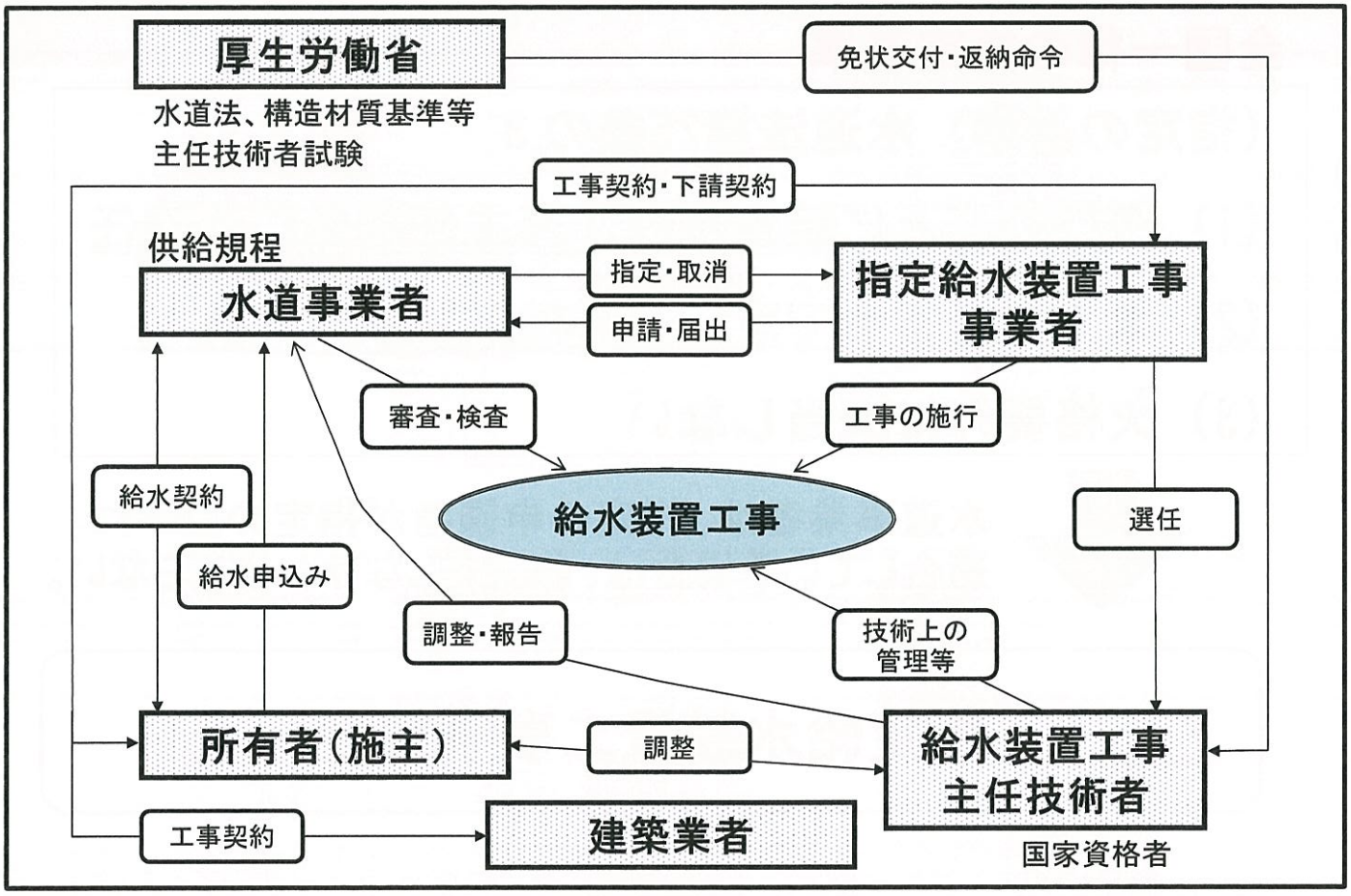

平成19年 検討会の概要

平成19年 指定給水装置工事事業者制度に関する検討会

（趣旨・目的）

- 平成8年に水道法を改正し、給水装置工事事業者の指定要件を全国一律の基準として定めるなど、規制緩和を図った。
- この制度については、平成8年の水道法改正の施行後10年を経過した時点で規制緩和の効果や施行状況について検討を加え、必要な措置を講じることとされていた。
- 平成19年の検討会は、指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者に関する制度の施行状況を評価するとともに、現状の課題解決のための方策について検討を行ったもの。

（開催状況等）

- 構成委員：13名（有識者、水道事業者、関係団体）
- 開催回数：3回の開催

（検討課題の整理と解決の方向）

検討課題	課題解決の方向
廃止届け及び変更届の不徹底	• 指定事業者に対する定期的研修の実施通知（研修実施に合わせて届出等を徹底）
需要者への指定工事事業者に関する情報の不足	• 指定事業者に関する情報を提供（事業者リスト等による情報の提供方法を工夫）
給水装置工事の事業の運営上の問題	• 指定事業者に対する定期的研修の実施 • 指定事業者に関する情報を提供 • 指定取消しに係る処分基準の整備 • 各主体から水道利用者への啓発・工法活動の充実 • 「技能を有する者」の明確化・周知と適切な配管技能者の確保
給水装置工事の施行技術の確保・向上	• 主任技術者に対する定期的研修の実施 • 主任技術者試験の試験問題について検討
指定取消に関する問題	• 指定取消しに係る処分基準の整備
その他（悪質商法・無資格者工事等）	• 情報提供や広域活動の充実、賢い消費者の育成の観点からの関係者間コミュニケーション

（具体的対策）

平成20年3月21日　水道課長通知（各水道事業者宛）
「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」

1. 指定給水装置工事事業者に対する講習会・研修の実施
2. 給水装置工事主任技術者等に対する研修の実施
3. 需要者ニーズに応じた指定給水装置工事事業者に関する情報の提供
4. 指定給水装置工事事業者の取消し処分基準の整備
5. 各主体からの啓発・工法活動の充実
6. 適切な配管技能者の確保

平成21年6月17日　事務連絡（各水道事業者宛）
「給水装置工の適切な施工とトラブルの防止について」

- 給水装置工事のトラブル、クロスコネクション、水道事業者からの情報提供のあり方について、現状の課題、解決の方向等を提示。
- 情報提供の具体的モデル提案、悪質商法等に関する広報事例等を参考資料として提示。

関係法令（水道法）

用語の定義「給水装置」「給水装置工事」（水道法第3条）

（用語の定義）

水道法第3条第9項
　この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

水道法第3条第11項
　この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。

「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕及び撤去の工事をいう。
　また、「工事」とは、調査、計画立案、設計、施工、竣工検査までの一連の工事の過程の全部又は一部をいう。

給水装置の構造及び材質（水道法第16条）

（給水装置の構造及び材質）
水道法第16条

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程に定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

給水装置の構造及び材質は、政令で定める基準を満たさなければならない。
⇒構造及び材質の基準の適合は、水道事業者が給水義務を負う条件として位置づけられている。

給水装置の構造及び材質の基準（施行令第5条第1項）

（給水装置の構造及び材質の基準）
水道法施行令第5条第1項

法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

第1号　配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30cm以上離れていること。

第2号　配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

第3号　配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

第4号　水圧、土圧その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

第5号　凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

第6号　当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。（クロスコネクションの禁止）

第7号　水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。（逆流防止）

＜参考＞クロスコネクション

事故例　農薬散布用の施設との誤接合

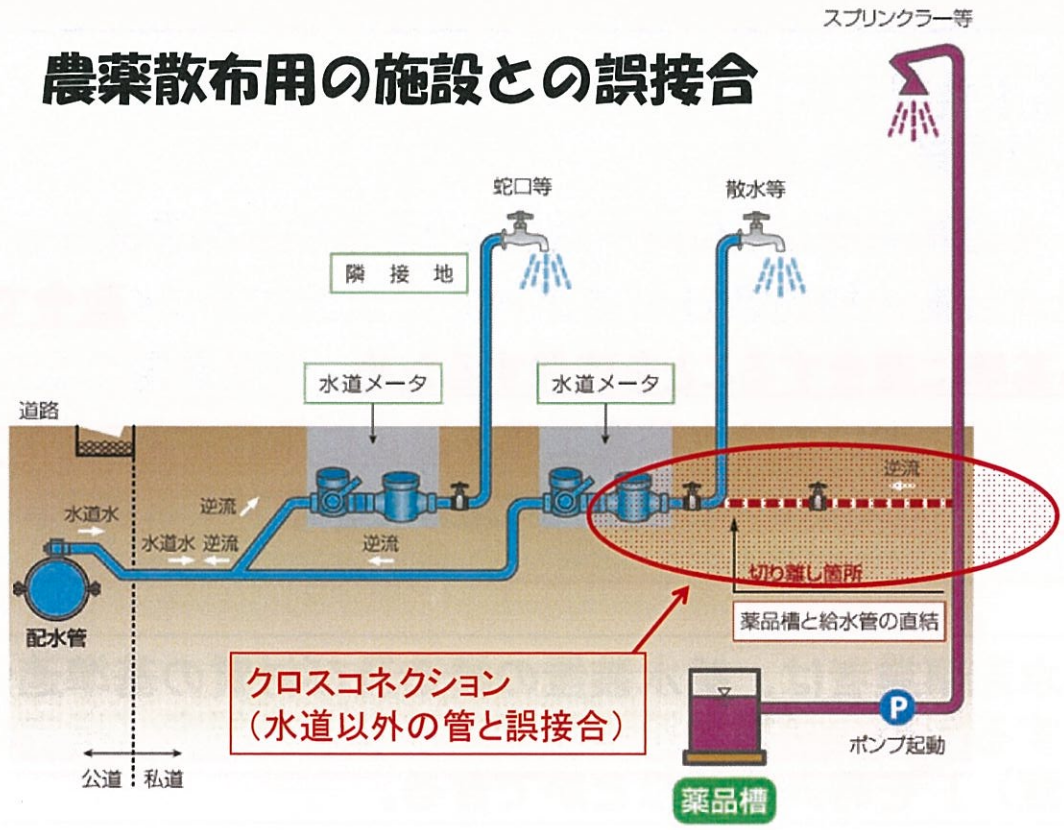

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

水道法施行令第5条第2項

前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

（給水装置の構造及び材質の基準に関する省令）

第1条　耐圧に関する基準・・・・内圧により漏水しない、破裂しない
第2条　浸出等に関する基準・・・水質影響物質が染み出さない
第3条　水撃限界に関する基準・・水圧が急激に上昇しない
第4条　防食に関する基準・・・・酸・アルカリ等により浸食されない
第5条　逆流防止に関する基準・・逆流しない
第6条　耐寒に関する基準・・・・凍結により性能劣化しない
第7条　耐久に関する基準・・・・繰返し使用しても性能劣化しない

給水装置工事（水道法第16条の2）

（給水装置工事）
水道法第16条の2

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。

各水道事業者は、給水装置の構造及び材質の基準適合を確保するため、「指定給水装置工事事業者制度（指定事象者制度）」を導入することができる。

第2項

水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

水道事業者が「指定給水装置工事事業者制度」を導入する場合は、供給条件として給水条例等の供給規程に定める。

第3項

前項の場合において、水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係わるものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

水道事業者は、給水装置が指定事業者が施行したものでない場合は、給水義務を負わない。

指定の申請（水道法第25条の2）

（指定の申請）
水道法第25条の2

第16条の2第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

第2項

第16条の2第1項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。

1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在並びに第25条の4第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名
3 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
4 その他厚生労働省令で定める事項

指定の基準（水道法第25条の３）

（指定の基準）
水道法第25条の３

水道事業者は、第16条の２第１項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

1　事業所ごとに、次条第１項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

2　厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。

3　次のいずれにも該当しない者であること。

イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

（以下省略）

第２項

水道事業者は、第16条の２第１項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

（厚生労働省令で定める機械器具）
水道法施行規則第20条

法第25条の３第１項第２号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

1　金切りのこその他の管の切断用の機械器具

2　やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

3　トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

4　水圧用テストポンプ

変更の届出等（水道法第25条の7）

（変更の届出等）
水道法第25条の7

指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

（変更の届出）
水道法施行規則第34条

法第25条の7の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者氏名
2 法人にあっては、役員の氏名
3 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

事業の基準（水道法第25条の8）

（事業の基準）
水道法第25条の8

指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

（事業の運営の基準）水道法施行規則第36条（要約）

第1号　給水装置ごとに主任技術者を指名
第2号　分岐からメーターまでの工事について技能を有する者が従事
第3号　水道事業者承認の工法、工期その他の条件に適合した工事施行
第4号　主任技術者等に施行技術向上のための研修機会の確保に努める
第5号　構造及び材質の基準に適合、適切な機械器具による施工
第6号　主任技術者による施行記録作成と3年間の保存

指定の取消し（水道法第25条の11）

（指定の取消し）
水道法第25条の11

水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。

1　第25条の3第1項各号に適合しなくなったとき。・・・指定の基準不適合
2　第25条の4第1又は第2項の規定に違反したとき。
　・・・主任技術者の選任に係る違反
3　第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
　・・・変更等の不届、虚偽の届出

4　第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業を運営することができないと認められるとき。

5　第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。・・・主任技術者の立会要求に不応

6　前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

・・・報告又は資料の提出要求に不応等

7　その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

8　不正の手段により第16条の2第1項の指定を受けたとき。

資料　4

平成 27 年 5 月 25 日

指定給水装置工事事業者制度に係る検討会

指定給水装置工事事業者制度に係る実態調査結果

1．調査目的

平成８年の水道法改正により創設した指定給水装置工事事業者制度（以下「指定事業者制度」という。）については、制度創設から 10 年を経過した平成 19 年に「指定給水装置工事事業者制度に関する検討委員会」を開催し、施行状況の把握と評価、課題と解決の方向を検討し、「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について（平成 20 年 3 月 21 日、健水発第 03221001 号 水道課長通知）」により、改善を要する課題に対する具体的な解決方法が示され、水道事業者や関係団体において、それらの取組みを進めてきたところである。

しかしながら現在においても、一部の指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）に係るトラブルが依然として発生しており、関係団体からは対策の実施の要望があげられ、今後のあり方等について検討を進めるべきとの意見が寄せられている。

ついては、現行の指定事業者の問題点、課題等の実態を具体的に把握することを目的に、厚生労働省健康局水道課と日本水道協会にて、アンケート調査を実施したものである。

2．調査方法

（１）厚生労働省健康局水道課

① 調査期間：平成 27 年１月 13 日から平成 27 年２月６日

② 調査対象：水道事業者（簡易水道事業者を除く）　平成 26 年３月 31 日現在 1,401 者

③ 回答者数：1,372 水道事業者

（２）公益社団法人 日本水道協会

① 調査期間：平成 27 年１月 27 日から平成 27 年２月 16 日

② 調査対象：大規模 14 水道事業者（東京都、大阪市、広島市、札幌市、仙台市、横浜市、千葉県、名古屋市、新潟市、京都市、神戸市、岡山市、福岡市、北九州市）

③ 回答者数：14 事業者

3．調査結果の概要

※数値に係る箇所は、すべて厚生労働省調査結果であり、日本水道協会調査結果は具体的な事例や水道事業者の主な意見としてとりまとめている。

（１）指定事業者の状況

① 指定事業者制度を実施している水道事業者

【ポイント】

○ 指定事業者制度は、99.6%のほぼすべての水道事業者で実施されている。

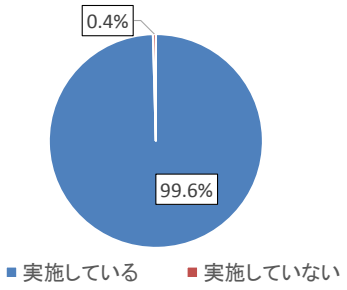

	実施している	実施していない
全体	1,366	6
給水人口5万人超	431	0
給水人口5万人以下	935	6

図-１　指定事業者制度実施状況

② 指定事業者数及び給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）の免状交付の推移

【ポイント】
○ 指定事業者及び主任技術者は年々増加している。特に指定事業者は平成９年から９倍以上の増加。
○ 全国一律の指定要件を定め、新規事業者に対し門戸開放を行うという指定事業者制度の所期目的を達成しているといえる。

水道法改正の平成 9 年から 25 年度末における指定事業者数の推移については、約 2.5 万者から約 22.8 万者と 9 倍以上となっている。

このことから、全国一律の指定要件を定め、新規事業者に対して門戸開放を行うという指定事業者制度の所期目的を達成していると評価される。

指定を受けた水道事業者の給水区域内に所在する指定事業者数は、直近の 5 年間では微増傾向にあり、一方で給水区域外に所在する指定事業者数は、平成 13 年に給水区域内の事業者数を上回り、以後増加が続き給水区域内の事業者の２倍程度となっている。〈図−２参照〉

また、主任技術者の免状交付数については、指定事業者数と同様に年々増加傾向にある。〈図−３参照〉

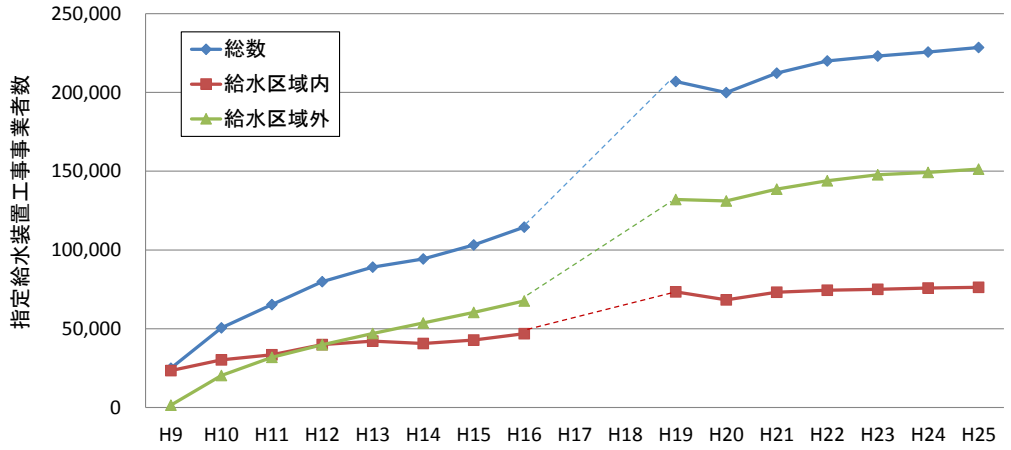

図−２ 指定事業者数の推移
※H17、18 年度については、調査未実施

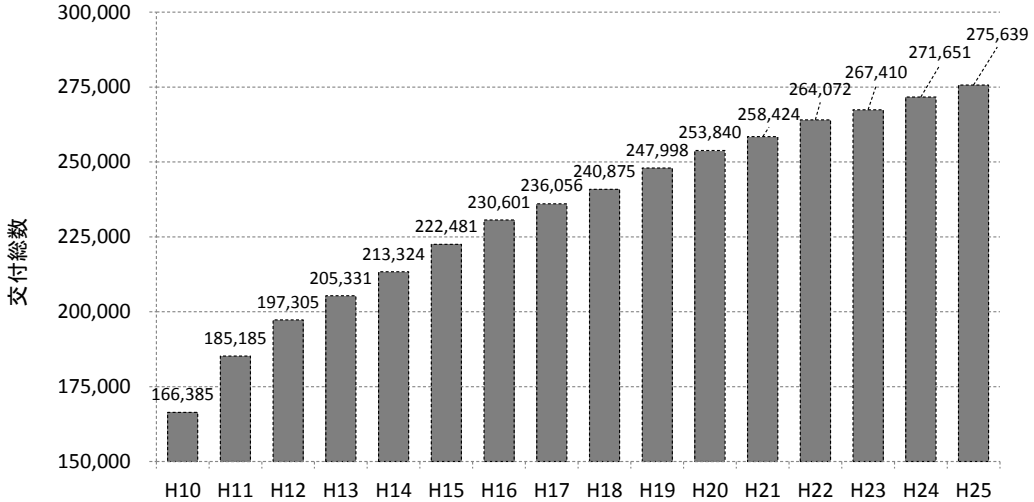

図−３ 主任技術者数の推移

③ 給水人口別の指定事業者数の状況

【ポイント】
○ 小規模水道事業者の方が給水区域外の指定事業者の割合が高い。

指定事業者の所在については、給水人口５万人超の水道事業者では、40.4%が給水区域内に所在しているのに対し、給水人口５万人以下の水道事業者では、25.5%にとどまっている。
〈図-４参照〉

	給水区域内	給水区域外	合計
全体	76,262	151,290	227,552
給水人口5万人超	49,528	73,177	122,705
給水人口5万人以下	26,734	78,113	104,847

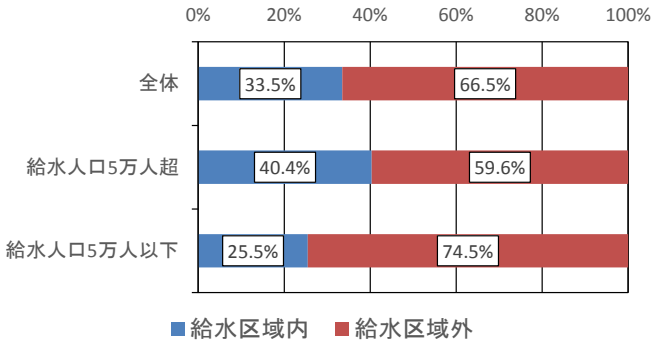

図-４ 給水人口別の指定事業者数

（２）指定申請内容等の現状

① 指定事業者申請の状況（平成 25 年度申請分）

【ポイント】
○ 指定事業者に係る水道事業者への申請は、変更、指定、廃止、休止、再開の順に多くなっている。

	指定申請	廃止申請	休止申請	再開申請	変更申請
全体	8,045	2,268	299	44	10,256
給水人口5万人超	4,067	1,439	173	19	6,296
給水人口5万人以下	3,978	829	126	25	3,960

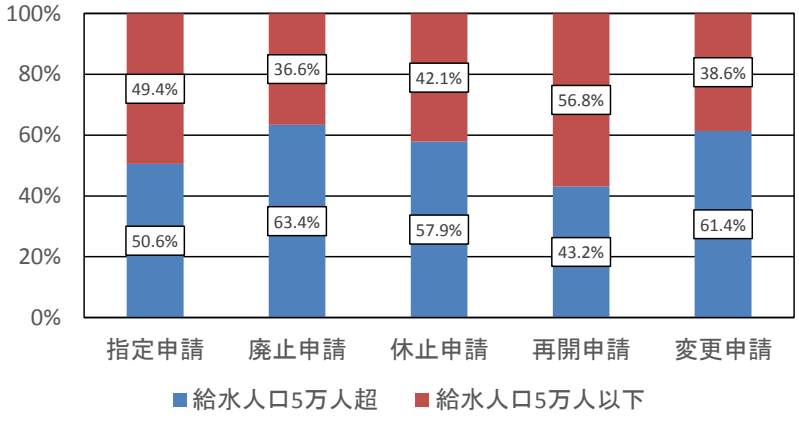

図-５ 指定事業者の申請件数

（３）新設等の工事実績がない指定事業者

（平成 25 年度に水道事業者に給水装置工事の申請をしていない指定事業者）

【ポイント】
○　約３割の指定事業者が新設等の工事実績が無い。

平成 25 年度における給水装置工事の新設等の工事実績については、32.3%（約 7.3 万者）の指定事業者において施行の実績が無い結果となった。この理由としては、１）複数の水道事業者で指定を受けており、当該給水区域以外で業務を行っている、２)一般的に給水装置工事の申請を必要としない修繕工事を専門としている、３）廃業等で既に事業を行っていない指定事業者が潜在している、等が想定される。〈図-６参照〉

	実績あり	実績なし
全体	154,166	73,386
給水人口5万人超	81,135	41,570
給水人口5万人以下	73,031	31,816

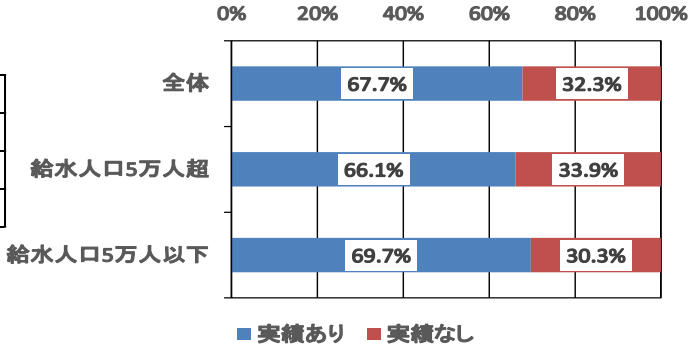

図-６　工事実績有無別の指定事業者数

（４）　連絡のつかない指定事業者（以下「不明事業者」という。）

※集計対象は給水人口 5 万人超の水道事業者（大臣認可）のみ

（追加調査　調査期間：平成 27 年４月６日から平成 27 年４月 20 日、調査対象：大臣認可水道事業者、回答数：391 水道事業者（回答率 95.6%）　）

①　不明事業者の状況

【ポイント】
○　約４割の水道事業者が、不明事業者を把握していない。
○　不明事業者数は、把握されているだけでも、のべ３千者程度存在する。
○　指定事業者の約２割が不明事業者である水道事業者も存在する。

不明事業者については、給水人口 5 万人超の水道事業者において、62.3%の水道事業者が「把握している（一部、全部に関わらず)」と回答する一方、37.7%の水道事業者は、「把握していない」との回答であった。「把握している」と回答した水道事業者における「不明事業者数」は、指定事業者 79,731 者中 3,169 者となっており、不明事業者が占める率は 4.0%となった。また、不明事業者率が最大で 19.6%となっている水道事業者も存在した。〈図-７参照〉

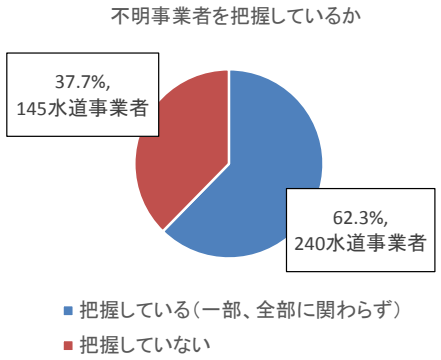

連絡のつかない指定事業者を把握しているを回答した水道事業者数	240
指定事業者数	79,731
不明事業者数	3,169
（うち　給水区域内）	（1460）
（うち　給水区域外）	（1709）

図-７　不明事業者の把握状況及び不明事業者数

②　連絡がつかなかった場合の対応

【ポイント】
- ○ 約６割の水道事業者が不明事業者の所在確認を行っている。
- ○ 所在確認の方法は、電話や郵送よりも講習会の出欠で確認する場合が多い。
- ○ 連絡不通が判明した場合、届出指導やホームページ等の情報提供欄からの削除、指定の取消処分等を実施しているが、対応していないという水道事業者も約３割存在する。
- ○ 指定事業者の処分については、連絡がとれないため処分できないといった意見や事務手続き（所在確認、聴聞会及び違反行為審査委員会の開催等）に多くの労力を必要とするといった意見が見られる。

不明事業者の所在確認については、約 56.3%の水道事業者が実施している一方、約 43.7%の水道事業者は実施していない。

所在確認の方法については、電話・郵送による確認よりも講習会実施時に合わせて確認する方法が多数であった。上記以外の方法としては、現地調査、登記簿謄本、役員の住民票の確認による方法等が挙げられている。

また、水道事業者の連絡不通判明時の対応としては、廃止等の届出指導の他、ホームページ等の情報提供欄から削除する、取り消し処分を行うといった内容であった。また、対応していないと回答した水道事業者も 25.0%（回答のあった 220 者のうち 55 者）存在する。これは、ただ行っていないというだけでなく、そもそも連絡がとれないため処分できないといった意見や、指定取消しの事務手続きに多くの労力を必要とするといった意見等が挙げられており、対応に苦慮している状況が推測される。〈図-８参照〉

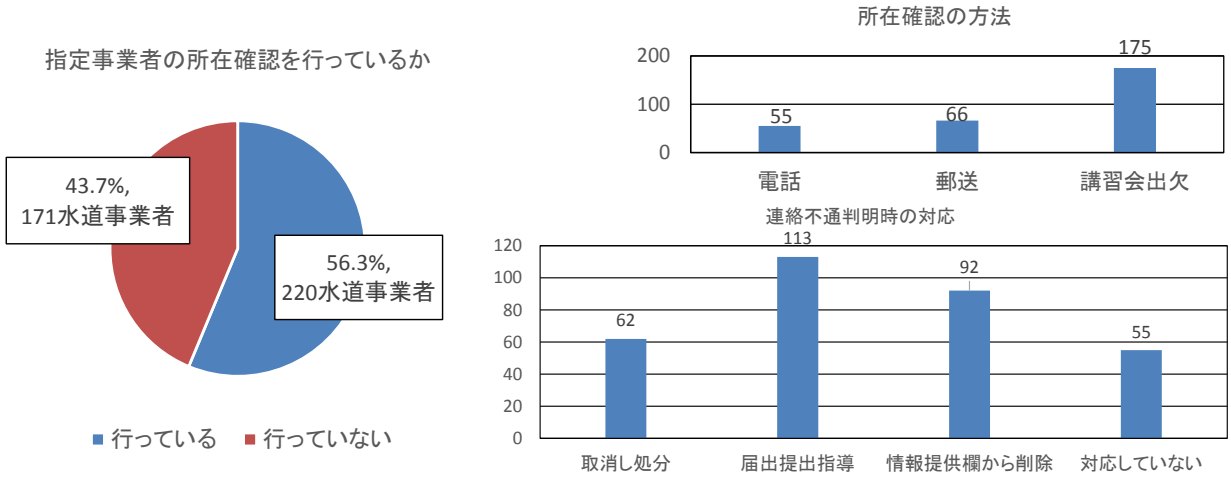

図−８ 連絡がつかなかった場合の対応状況

【不明事業者に対し対応していない理由】
・処分をしようにも、連絡が取れないため、処理を進めることができない。
・指定取消しの事務手続き（所在確認、聴聞会及び違反行為審査委員会の開催等）に多くの労力を必要とする。

③ 不明事業者が存在することによる弊害や不具合（主な意見）

【ポイント】
○ 水道利用者には、連絡不通による業者再選定の負担の他に不安やイライラ感などを与え、特に漏水等の急を要する際には増大すると考えられる。
○ 水道事業者にとっては、自ら指定を行った事業者が連絡不通となることで、苦情につながるなど水道利用者からの信頼を損なうおそれがある。
○ 指定事業者に対し、種々の指導や制度改正の通知等を発出することができず、指定事業者の資質の確保に支障がでること等が懸念される。

不明事業者がいることの弊害や不具合について調査してみると、水道利用者にとっては、漏水等の修繕工事の依頼時に連絡が取れないため他の事業者を探す手間が発生する等の弊害が発生するとの意見がある。

水道事業者にとっては、公表している指定事業者のリストに不明事業者が存在することにより、水道利用者からの信頼を損ない、苦情につながるとの意見や、制度等の変更に係る通知等を発出する際に所在が不明のため、円滑な業務に支障をきたすとの意見がある。

【不明事業者が存在することによる主な弊害・不具合】

＜水道利用者＞
・水道事業者ホームページなどから指定工事事業者を選んでも連絡がとれない。
・取消処分を行うかどうか確認をしている段階では、指定事業者の情報は局ウェブサイトのページや一覧名簿などに残るため、電話をかけても繋がらない。
・不明事業者になりすました詐欺等の事件が起こり、被害が発生する恐れがある。

＜水道事業者＞
・水道局提供の「工事事業者一覧表」に、連絡の取れない工事事業者が存在することで、お客様やその他の工事事業者に不信感をもたれる。
・存在や活動状態がわからず、実態が不明となるため、苦情等を受けた場合の対応に苦慮する。
・水道事業者からの各種案内や連絡事項等が届かず、事務処理等に支障が出る。
・指定取消しの事務手続き（所在確認、聴聞会及び違反行為審査委員会の開催等）に多くの労力を必要とする。
・「指定」という用語から、一般市民は水道事業者が常時監督しているイメージを有しており、水道局が出している情報の信頼性が損なわれている。

（５）違反行為の状況

① 違反行為の件数及び内容

【ポイント】

○ 無届工事や基準不適合材料等の違反行為は、水道事業者が把握しているだけでも 1,740 件発生している。（氷山の一角）

○ 水道利用者への影響が大きい重大な違反行為や悪質な違反行為が依然としてある。

水道事業者が把握している違反行為は、主に新設や改造、撤去等の給水装置工事の際に発生しているものと考えられる。

平成 25 年度の違反件数は、1,740 件となっているが、この他にも水道事業者の指導等により是正されているものも多いと考えられ、この違反件数は、氷山の一角と推測される。なお、(4) の不明事業者約３千者の中にも法令に定める届出義務違反（違反行為）となる者が含まれていると考えられる。

違反内容については、無届工事が 47.3%と最も多く、続いて水道事業者の指導監督に応じないケースが 18.3%と多い。〈図-９参照〉

また、少数ではあるが、重大な違反行為であるクロスコネクションも依然として発生している。

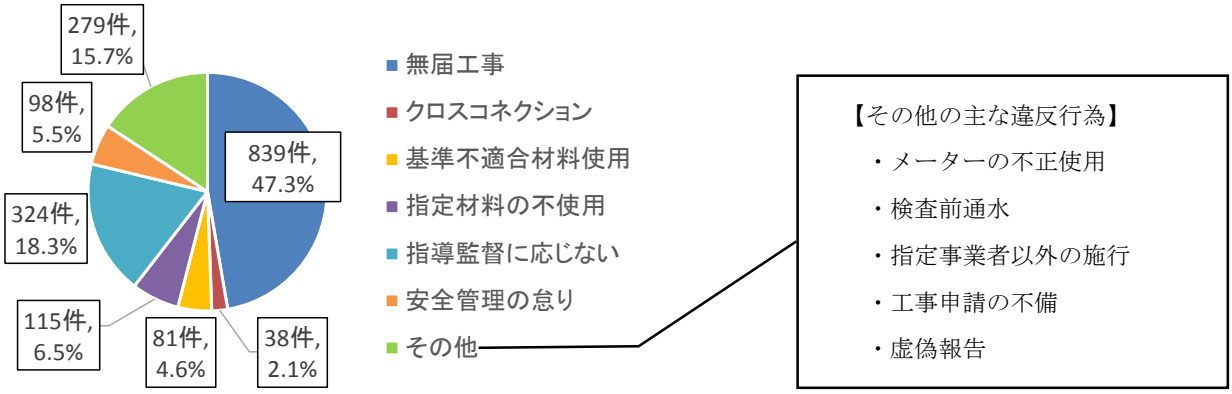

図-９ 違反内容（複数回答）

【無届工事】
・許可を得ることなく道路を掘削し、水道事業者への届出なく給水管より分岐及び建築物への接続を行った。
・申請地への引込み工事の際に、隣接する区画の引込み工事を無届で同時に施工していた。

【クロスコネクション】
・承認を受けずに新設工事を施工し、なおかつ、量水器筐内に短管を接続、井水配管に接続し水を使用させた。

【指定材料の不使用及び指導監督に従わない】
・給水装置工事の現場で、当局が定めた規格外の製品を使用していたため、改善指導を行うも、従わず、また当局へ届け出た内容の工事を施行せず、指導を行うも長期間にわたり放置した。
・違反行為の繰り返し（文書注意に該当する違反行為を、２年間に３回行った。）

【その他の違反行為】
・開栓手続きを行わず、局メーターを他の場所から流用し取付け、水を使用できる状態としていた。
・局へ納入すべき工事費の納付書を偽造し、納入したように見せかけ、工事検査の完了まで手続きを進めた。
・給水装置所有者に無断で給水装置工事申込書を作成し、虚偽の申請を行った。

＜参考 違反の発生率＞

給水装置工事に対する違反の発生率を調査したところ、給水人口５万人以下の水道事業者の方が、給水人口５万超の水道事業者に比べ、違反の発生率は３倍高い。また、区域別の調査では、区域外の指定事業者が多い水道事業者の方が、区域内の指定事業者が多い水道事業者に比べ同じく違反の発生率は約３倍高い。〈図-10 参照〉

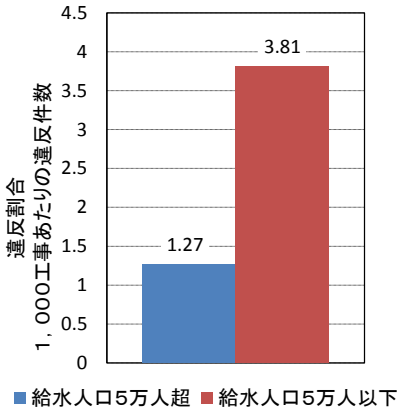

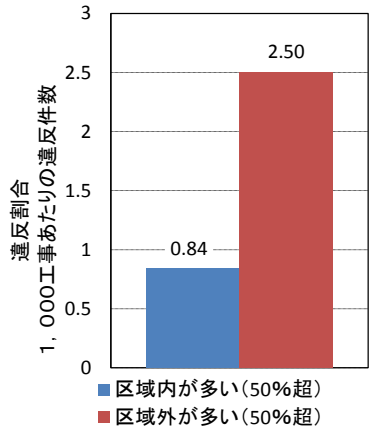

	給水装置工事件数	違反件数	違反割合（1,000工事あたりの違反件数）
給水人口5万人超	901,646	1144	1.27
給水人口5万人以下	156,306	596	3.81

	給水装置工事件数	違反件数	違反割合（1,000工事あたりの違反件数）
区域内が多い（50%超）	547,743	462	0.84
区域外が多い（50%超）	510,209	1278	2.50

図-10 違反の割合

（６）苦情の状況

① 苦情件数及び内容

【ポイント】

- **水道利用者からの苦情件数は 4,864 件であった。**
- **苦情内容については、指定事業者のお客さまサービス意識やモラルが不足しているものが多くみられる。**
- **指定事業者の漏水調査や修繕に関する技術力の不足によるものもみられる。**

水道事業者の寄せられた水道利用者からの苦情のほとんどは、修繕工事の際に発生していると考えられ、平成 25 年度の苦情件数は、4,864 件となっている。その内容を分析すると、対応が遅い（20.3%）、連絡不通（14.5%）、対応拒否（6.4%）等のお客様サービス意識が欠けているケースが 41.2%と多く、続いて、対応が悪い（17.8%）、押し売り（8.6%）、過大広告（0.6%）等のモラルに問題があるケースが 27.0%、施工不良による再漏水や漏水個所を特定できない等の技術力に問題がるケースが 10.7%、高額請求が 12.8%、その他 8.3%となっている。〈図-11 参照〉

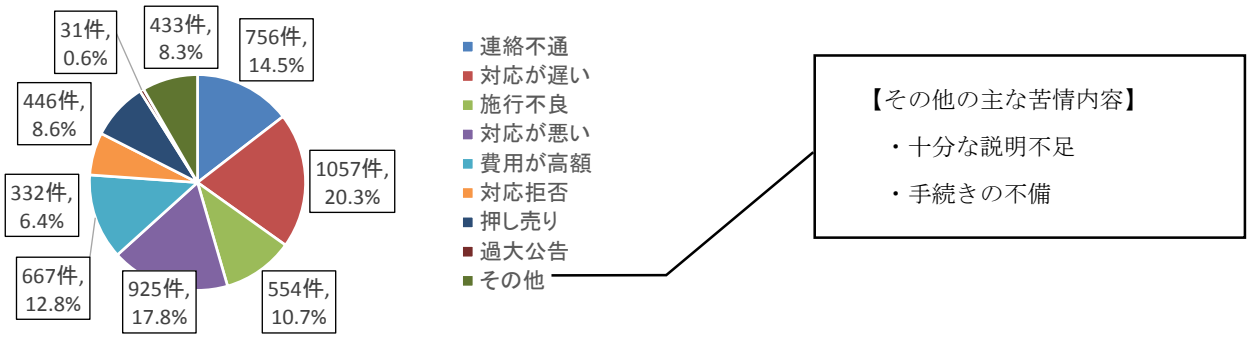

図-11 苦情の内容

【お客様サービス意識に問題のあるケース】
・電話で修繕工事を依頼した際、現地の状況聴取に時間をかけて、早急に対応しなかった。
・複数の業者に修繕の依頼をしたが，いずれの業者にも断られた。
・漏水調査を依頼したところ、作業中、工事内容の具体的な説明がなかった。

【モラルに問題のあるケース】
・工事内容を聞いているだけなのに，横柄な態度でまともに教えてくれなかった。
・荒い仕事で業者の態度が悪く怖い思いをした。
・「今すぐ工事しないと大変なことになる」などと不安感をあおり、強引に工事を施行させた。

【技術力に問題のあるケース】
・漏水箇所を長時間調査するも特定できなかったり、また実際の漏水箇所とは異なる場所を指摘された。
・修繕が不十分で、一度修繕が完了した箇所から数カ月後、再度漏水が発生した。
・埋戻し材料の転圧作業もしくは，穿孔作業の影響と思われる配水管の濁水が発生した。

＜参考 苦情の発生率＞

給水人口に対する苦情割合を調査したところ、給水人口５万人以下の水道事業者の方が、給水人口５万人超の水道事業者に比べ、苦情の発生率は約２倍高い。また、区域別の調査では、区域外の指定事業者が多い水道事業者の方が、区域内の指定事業者が多い水道事業者に比べ、苦情の発生率は約２倍高い。〈図-12 参照〉

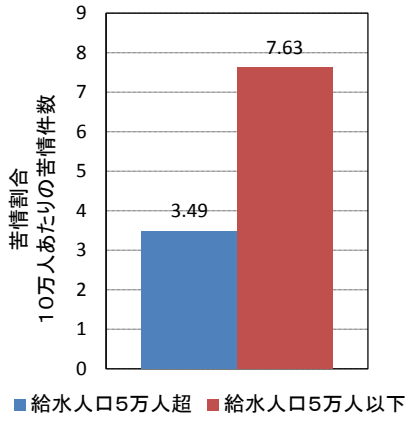

	給水人口	苦情件数	苦情割合（10万人あたりの苦情件数）
給水人口５万人超	102,127,520	3,566	3.49
給水人口５万人以下	17,007,948	1,298	7.63

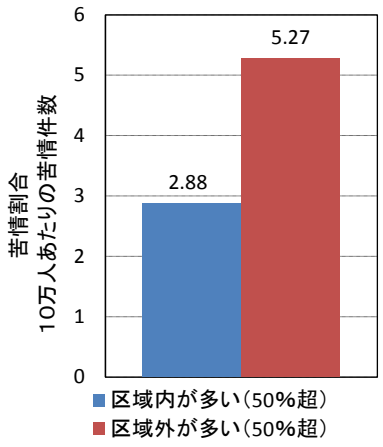

	給水人口	苦情件数	苦情割合（10万人あたりの苦情件数）
区域内が多い（50%超）	59,230,065	1,704	2.88
区域外が多い（50%超）	59,905,403	3,160	5.27

図-12 苦情の種類と割合

② 国民生活センター、消費生活センター等に寄せられた消費生活相談件数及び内容

【ポイント】
○ 水道工事や水道等の修理サービスに関する消費生活相談は横這いで推移し減っていない。

国民生活センター及び全国の消費生活センター等に寄せられた、水道工事（衛生設備工事）及び水道等の修理サービスに関する消費生活相談は、横這いで推移し、減っていない。〈図-13 参照〉

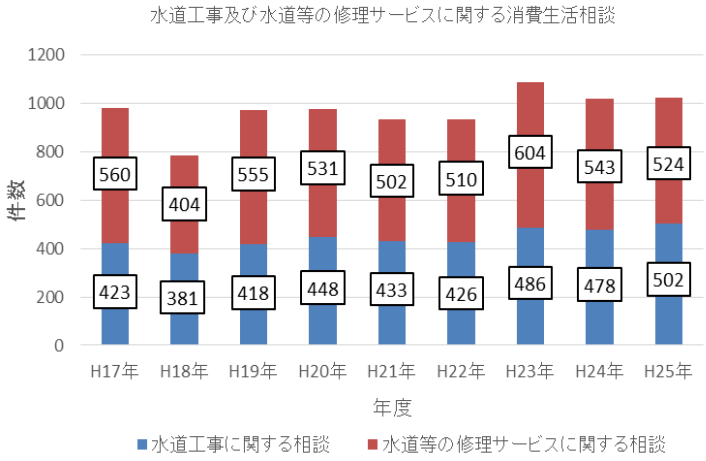

図-13 国民生活センター、消費生活センター等に寄せられた相談件数
（2015 年 4 月 21 日までのＰＩＯ-ＮＥＴ登録分）

【水道工事及び水道等の修理サービスに係る主な相談内容】
・家の水道が水漏れし慌てて電話帳で修理業者を探した。６～７件電話したが、全部「忙しい」と断られた。理由が嘘と分かり不満だ。
・水道管の漏水の修理をしたが、工事の始末がずさんだ。
・蛇口水漏れのため業者にパッキンの交換をしてもらったが２万３千円もかかった。
・台所の床下の水道管から水漏れがあり業者に電話をした。見積もりだけを頼むつもりだったが配管を外され強引に契約させられた。
・修理を依頼したが、依頼者である当方に作業を手伝わせ、言葉の上げ足を取り、作業中も文句と愚痴を言われ不愉快だった
・マグネットに記載の業者へ連絡し修理を依頼。工事は終了したが、翌日再度水が漏れ修理できていない
・見積を依頼したが、対応が遅かったので別業者に工事依頼した。当該業者から嫌がらせを受けている。

図-13 の注釈
【「水道工事に関する相談」について】
「水道水」、「給水設備（全般）」、「貯水槽」、「水道管」、「水道混合栓」、「蛇口」、「活水・浄水装置」、「他の給水設備」の「衛生設備工事」について集計しています。

【「水道等の修理サービスに関する相談」について】
「水道水」、「給水設備（全般）」、「貯水槽」、「水道管」、「水道混合栓」、「蛇口」、「活水・浄水装置」、「他の給水設備」の「修理サービス」について集計しています。

（７）違反行為の処分の状況

① 処分基準の有無

【ポイント】
○ 処分基準は 876 の水道事業者で作成されている。（約６５％）
○ 給水人口５万人以下の水道事業者の方が処分基準の作成率が低い。

指定事業者の処分基準の有無については、1,344 水道事業者のうち 876 水道事業者（約 65.2%）で作成されている。給水人口５万人超の水道事業者では、76.2%の水道事業者が作成しているが、給水人口５万人以下の水道事業者では、60.0%に止まり、給水人口５万人以下の水道事業者の処分基準の作成率が低い。〈図-14 参照〉

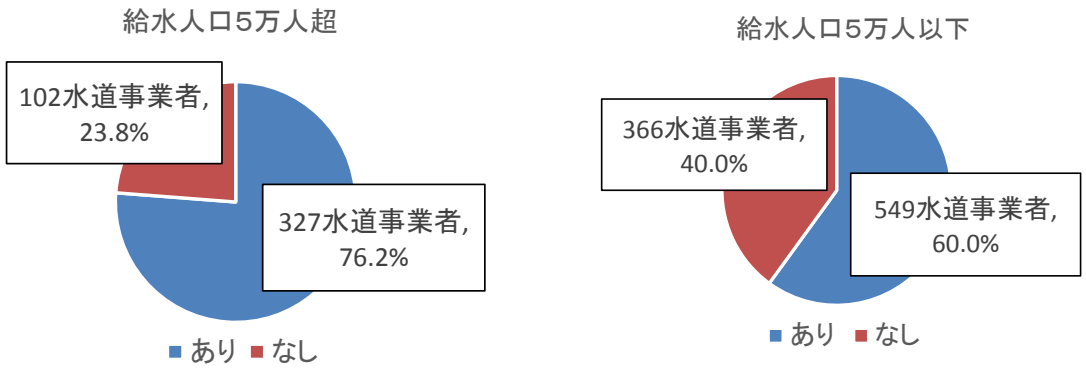

図-14 指定事業者の処分基準の有無

② 処分状況

【ポイント】
○ 違反行為（1,740 件）に対し処分（1,002 件）を行った割合は約６割に止まり、違反行為のすべてに対して処分が行えているわけではない。
○ 水道事業者が違反行為を処分しにくい現状がある。

違反行為（1,740 件）に対し、指定取消しや指定停止、また口頭注意や文書注意等の処分（1,002 件）を行った割合は、57.6%に止まり、すべての違反行為に対し、適切に処分が行えていない実態が分かる。

この理由としては、指定取消し等の処分は、不利益処分となるため、行政手続法に則った聴聞委員会の設置等、水道事業者の業務量が非常に増加し、また、対応する職員が減っていることが原因だと推測され、水道事業者が違反行為を処分しにくい現状がある。

〈図-15 参照〉

	違反件数	処分件数	割合
給水人口 5万人超	1,144	683	59.7%
給水人口 5万人以下	596	319	53.5%
合 計	1,740	1,002	57.6%

【主な理由】
・処分に関する要綱に基づく聴聞会の開催や事務手続等の事務量に時間を要することから，すべてについては対応しきれていない
・すべての違反に厳密に指定の取消処分などを行うことは、行政処分の手続きにかかる時間や実務から見て不可能である。

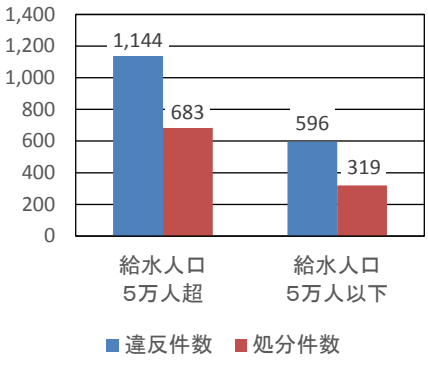

図-15 違反行為の処分状況

【参　考】

法令に定める事業の廃止や変更等の届出がなされていない違反行為（不明事業者数 3,169 者）も含めた、違反に対する処分割合は、15.8%と非常に低い。

	違反件数			処分件数	割合
給水人口 5万人超	違反件数	不明事業者数	計	683	15.8%
	1,144	3,169	4,313		

※不明事業者数は給水人口５万人超の水道事業者（大臣認可）のみ集計

③ 指定取消し・停止に至った割合

【ポイント】

○ 処分のうち、指定取消しや指定停止に至った割合は、１割強に止まり口頭注意や文書注意で処分している水道事業者が多い。

○ 小規模な水道事業者ほど、指定取消しや指定停止に至っていない現状がある。

処分（1,002 件）のうち、指定取消し（67 件）や指定停止（61 件）に至った割合は、12.8%に止まり、口頭注意や文書注意で処分している水道事業者がほとんどである。また、小規模事業者の方が、指定取消しや指定停止に至っていない現状がある。

〈図-16 参照〉

	処分件数	指定取消し 指定停止	割合
給水人口 5万人超	683	102	14.9%
給水人口 5万人以下	319	26	8.2%
合　計	1,002	128	12.8%

図-16 指定取消し・停止に至った割合

（８）指定事業者に対する講習会の実施状況

① 講習会の実施状況

【ポイント】
○ 講習会を実施していない水道事業者が全体の半数以上ある。
○ 特に小規模な水道事業者では講習会の実施率が低い。

講習会の実施率については、全体で 45.5%であり、特に給水人口５万人以下の水道事業者においては、63.3%の水道事業者が、いまだに講習会を実施していない。〈図-17 参照〉

	水道事業者数	実施数	実施率
給水人口 5万人超	429	277	64.6%
給水人口 5万人以下	922	338	36.7%
合　計	1351	615	45.5%

図-17 講習会の実施率

② 講習会の参加状況

【ポイント】
○ 講習会を実施していても４割強の指定事業者が不参加である。
○ 特に大規模な水道事業者では講習会の不参加率が高い。

①で示したとおり、講習会の実施率は 45.5%となっており、講習会を実施していても不参加率が 42.1%と非常に高い。〈図-18 参照〉

これは、講習会の参加に強制力がなく、不参加事業者に対する明確な対処方法もないためだと考えられる。また、給水人口５万人超の水道事業者の不参加率が高い。

	対象事業者数	不参加数	割合
給水人口 5万人超	213,043	98,120	46.1%
給水人口 5万人以下	62,798	18,095	28.8%
合　計	275,841	116,215	42.1%

図-18 講習会の不参加率

【講習会の問題点】
・講習会への明確な参加義務がなく、欠席者への直接的な処分等の対応が行えない。
・不参加事業者への対応も明確なものがなく、不参加事業者が常習化してきている。
・不参加の業者も多い中で参加業者との区別化が問われている。
・会場確保、指定事業者への通知、連絡、問い合わせ対応など、水道事業体の負担が大きい
・連絡がない事業者に対して、参加率向上のため取り組みを行うと負荷が増加する。
・講習会を受講したことによる効果が不明確、指定事業者の中にも負担を感じており、講習会の意義等に疑義を持っている指定事業者がある。

③ 講習会の効果・成果

【ポイント】
○ 違反行為に関しては講習会実施の一定の効果があると考えられる。
○ 苦情に関しては講習会実施の効果が現れていると評価できる。

ア、講習会実施の有無による、給水装置工事に対する違反割合を調査したところ、給水人口５万人超の水道事業者では、講習会を実施していない水道事業者の違反割合が、講習会を実施している水道事業者に比べ、約 2.5 倍高い。また、給水人口５万人以下の水道事業者でも同様に、講習会を実施していない水道事業者の違反割合が、講習会を実施している水道事業者に比べ高い。
〈図-19 参照〉

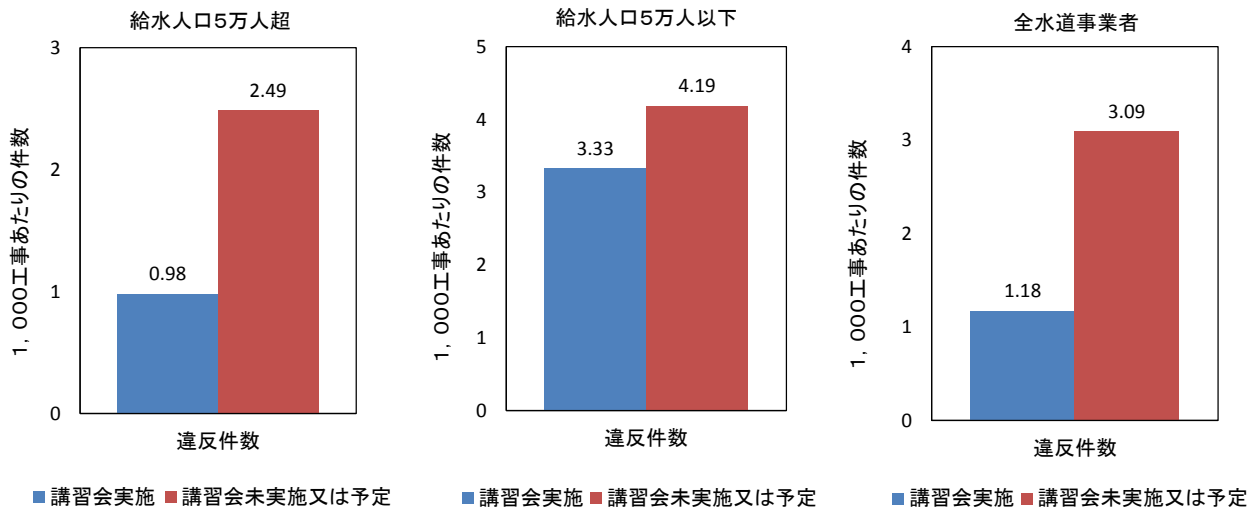

図-19 講習会実施の有無による違反割合

イ、講習会実施の有無による、給水人口に対する苦情割合に関しては、講習会を実施していない水道事業者の苦情割合が、講習会を実施している水道事業者に比べ、約２倍高い。〈図-20 参照〉

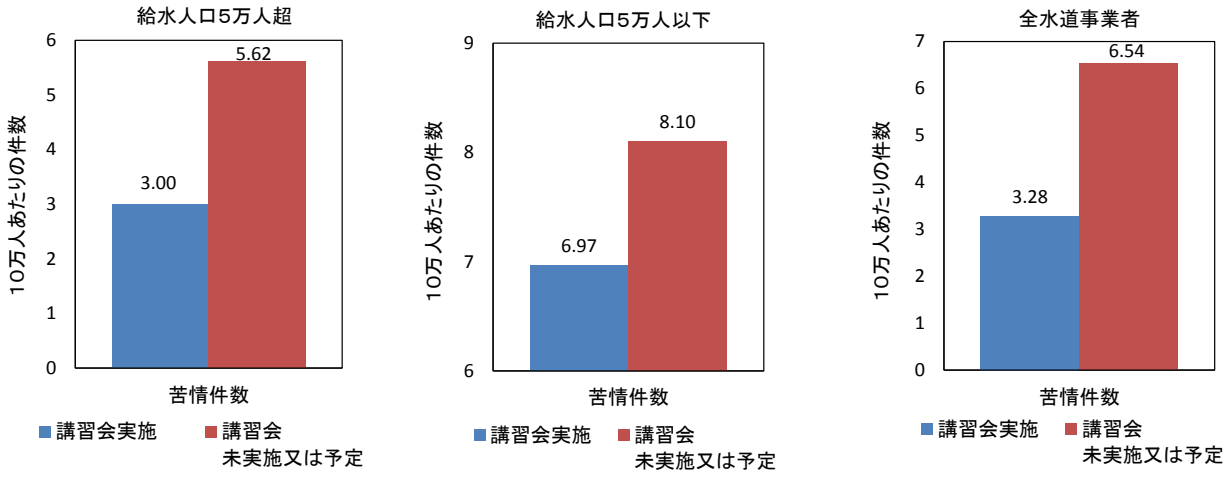

図-20 講習会実施の有無による苦情割合

（９）水道事業者の取り組み事例

① 指定事業者に関する水道利用者への情報提供

【ポイント】
○ 各９割の水道事業者が情報提供を行っているが、情報提供を行っていない水道事業者も１割ほど存在する。
○ 指定事業者の休業日や対応時間まで情報提供している水道事業者は非常に少ない。

指定事業者に関する水道利用者への情報提供は、約 90.6%の水道事業者で情報提供を行っているが、給水人口５万人以下の水道事業者では情報提供を行っていない割合が高い。

情報提供手段としては、ホームページへの掲載が圧倒的に多く 1,221 事業者のうち、1,077 事業体を占めており、約 88.2%となっている。

また、情報提供の内容としては、指定要件となっている指定事業者の名称や所在地のほか、電話番号を提供している水道事業者が圧倒的に多いが、休業日や対応時間まで提供している水道事業者は非常に少ない。〈図-21～23 参照〉

	行っている	行っていない
全体	1,221	126
給水人口5万人超	416	14
給水人口5万人以下	805	112

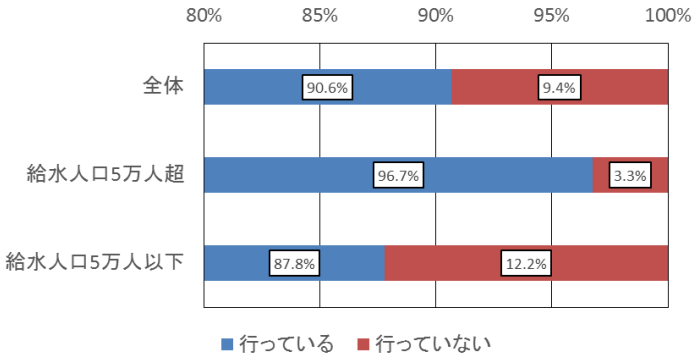

図-21 情報の提供手段

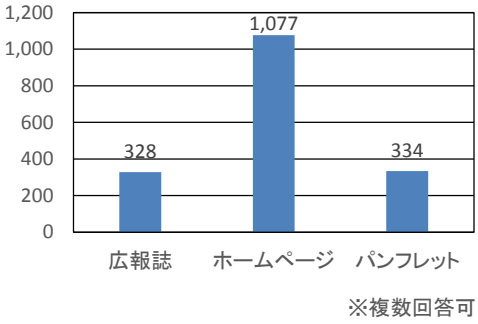

図-22 水道利用者への情報提供

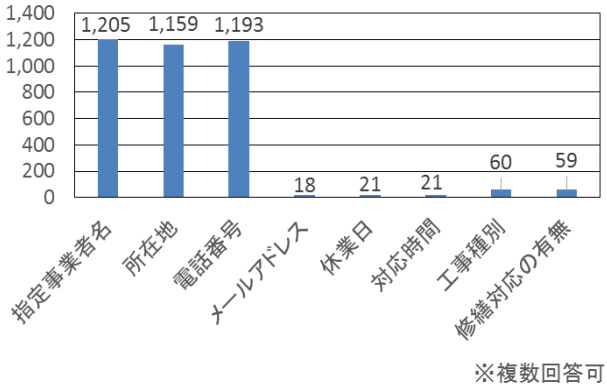

図-23 情報提供の内容

② 修繕対応の可否情報の提供

【ポイント】
○ 修繕対応の可否情報を提供している水道事業者は 4.4%と非常に少ない。
○ 修繕対応の可否情報の提供は苦情の減少に一定の効果があると考えられる。

ア 修繕対応情報の提供の実施

水道事業者（1,347 事業者）のうち、修繕対応の可否情報を提供している水道事業者（59 事業者）の割合は、4.4%となっている。特に給水人口 5 万人以下の水道事業者では、917 事業者のうち、情報提供を行っている水道事業者（20 事業者）の割合は、2.2%しかいない。〈図-24 参照〉

	水道事業者数	実施数	実施率
給水人口 5万人超	430	39	9.1%
給水人口 5万人以下	917	20	2.2%
合 計	1,347	59	4.4%

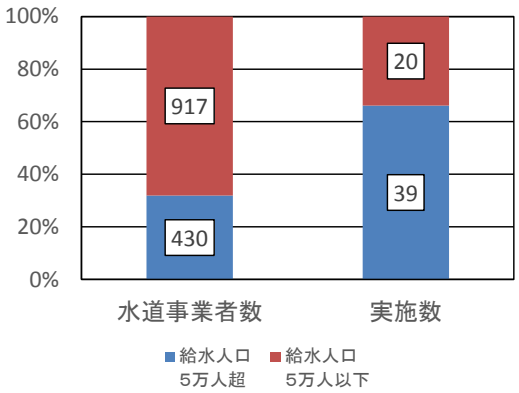

図-24 修繕対応の可否情報の提供割合

イ 修繕対応情報の提供の効果

修繕対応の可否情報を提供している水道事業者の給水人口に対する苦情の発生割合は、情報を提供していない水道事業者に比べて約 3 倍少なかった。

これは、苦情の主な原因が修繕工事に関することとなっており、指定事業者の中には修繕工事に対応していない事業者も多いことから、修繕対応の可否情報を提供することで、対応拒否や対応が悪いといった苦情の減少につながっていると推測される。

修繕対応の可否情報については、提供している水道事業者が 4.4%とサンプル数が少ないため、明確な評価は難しいが、苦情の減少に一定の効果があると考えられる。〈図-25 参照〉

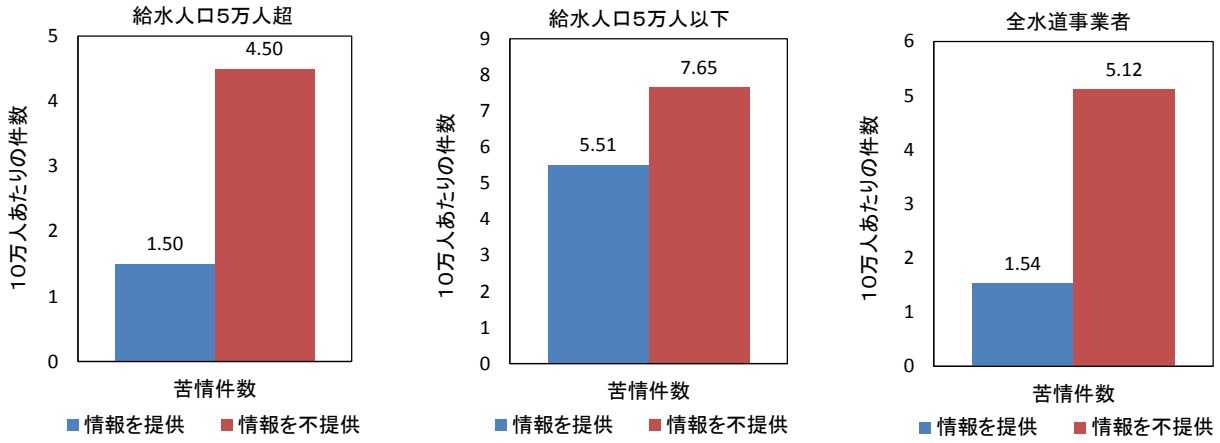

図-25 修繕対応の可否状況の提供による苦情割合

③ 優良事業者制度の現状

【ポイント】
○ 優良事業者制度を実施している水道事業者は全体の 3.4%と非常に少ない。
○ 優良事業者制度の実施は違反、処分、苦情の減少に一定の効果があると考えられる。

ア 優良事業者制度の実施状況

優良事業者制度（優良表彰等）については、回答のあった 1,350 事業者のうち、46 事業者において実施している。基準としている項目については、給水装置工事の実績、技術力、処分の有無、緊急修繕などの対応状況、配水管整備等の請負工事実績などがある。

〈図-26・27 参照〉

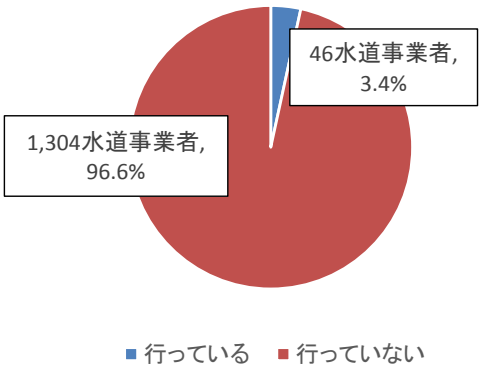

図-26 優良事業者制度実施の有無

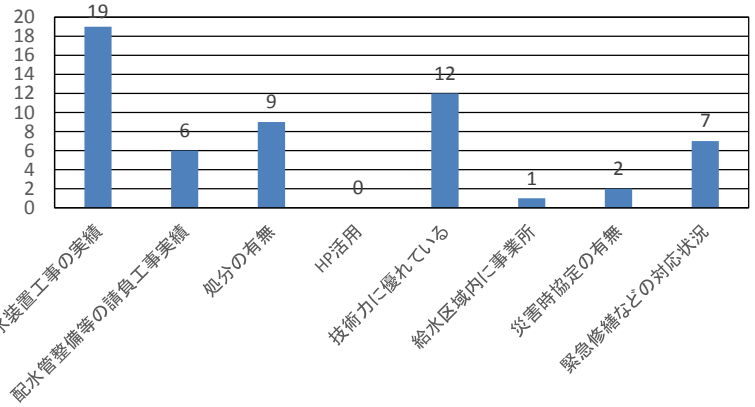

図-27 優良事業者制度の基準項目

イ 優良事業者制度の効果

優良事業者制度の有無によって、違反、処分、苦情件数の割合の違いがあるかどうかを、比較検証したところ、優良事業者制度を導入にしている水道事業者の方が、違反、処分、苦情の全てにおいて割合が低かった。優良事業者制度を実施している水道事業者が 3.4%とサンプル数が非常に少ないため、明確な評価は難しいが、優良事業者制度は苦情の減少に一定の効果があると考えられる。〈図-28 参照〉

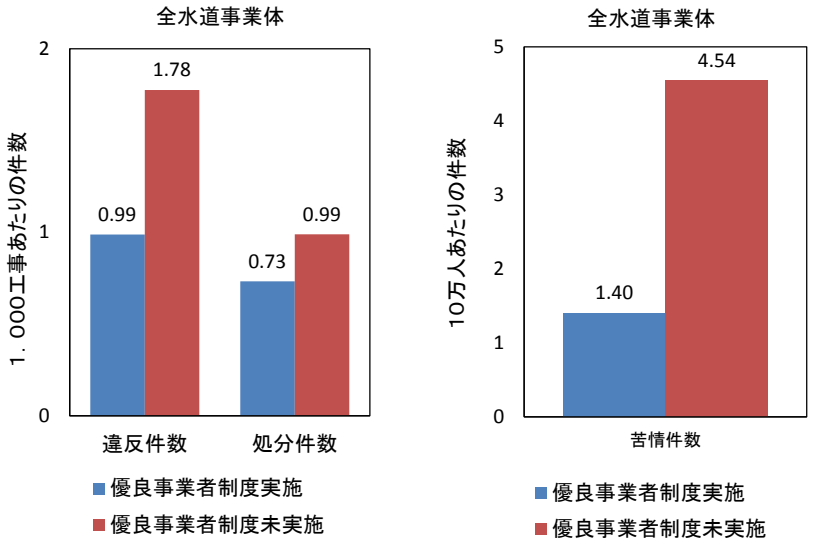

図-28 優良事業者制度実施による効果

（10）水道事業者の現行制度への問題意識

【ポイント】

○ 約７割の水道事業者が指定事業者の実態把握に苦慮している。

○ 指定事業者や主任技術者の技術力やモラルに対し問題意識を持っている。

○ 指定要件の強化や全国統一した処分基準について必要性を感じている。

現行制度への問題意識としては、指定事業者の実態把握が困難と回答した事業者が約 70%と最も多く、次に、指定事業者のモラル・技術力と回答した事業体が 40%強あり、主任技術者のモラル・技術力と回答した事業体は 30%弱であった。水道事業者の審査、検査体制、水道事業者の技術力と回答した事業者は、20%強存在し、指定事業者や主任技術者だけでなく、水道事業者自身の体制にも課題があるという回答もあった。なお、全ての項目において、給水人口５万人超の水道事業者の方が懸念有りと回答した割合が多かった。〈図-29 参照〉

また、制度全般に対する意見として、現行の「指定の要件」に技術力等を確認する規定がないため、実力を伴わない事業者が多く、「指定の要件」の見直しを行い、より厳格化する必要があるとの意見や、水道法第２５条の３第１項第３号ニに規定する「不正又は不誠実な行為」の規定は抽象的であり、全国で統一した判断基準が必要など、多くの要望が寄せられている。

【主な意見】

・指定事業者は構造材質基準を担保する適格な事業者であるため、「指定の要件」を見直し、より厳格化する必要がある。
・現在、指定を申請する際の要件の確認は提出された書面のみであるため、事業所への立入検査等、実態を確認できる仕組みが必要。
・水道法第２５条の３第１項第３号ニに規定する「不正又は不誠実な行為をするおそれ」の規定は抽象的であり、お客さまとトラブルを頻発させる事業者に対する処分が難しく、全国で統一した判断基準の作成が必要。
・優良事業者とそうでない業者があり、優良な事業者と判断できる基準が必要。
・一事業体で指定取消し等の処分を受けた事業者は、全国で同一の処分となるような取扱いを検討。
・「○○市水道局指定」給水装置工事事業者という名称が市民の誤解（市の独自の基準をクリアした高水準の優良事業者であるかのような誤解）を招いており、しばしば市が指定したことへの責任を問われる事態を引き起こしているため、名称変更を伴う法改正を検討。

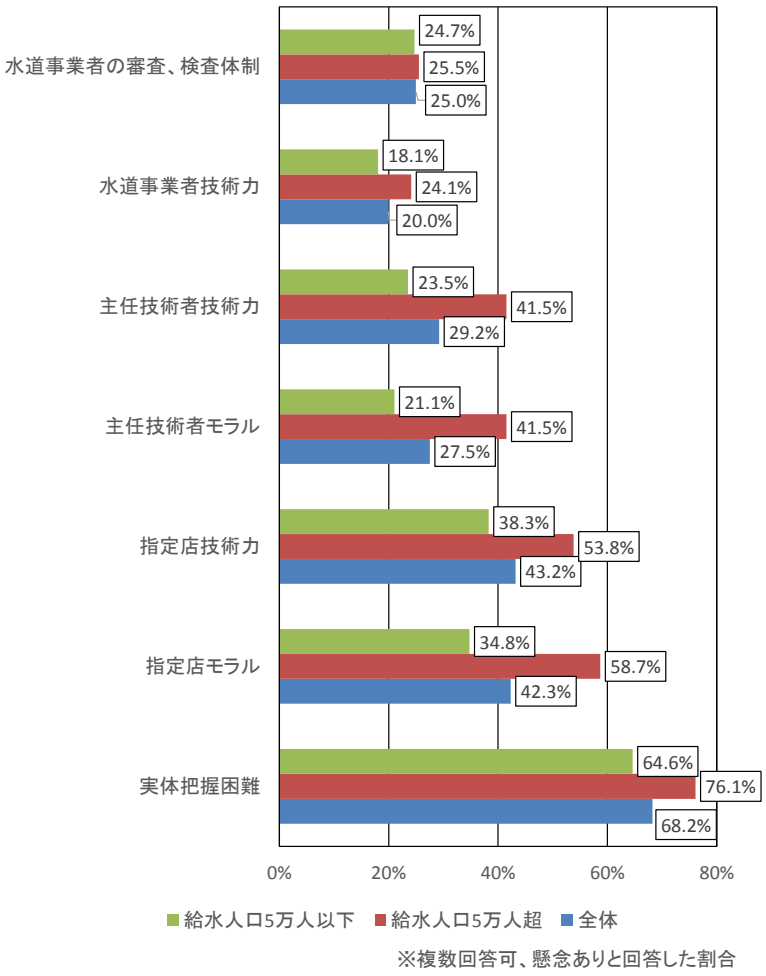

図-29 現行制度の問題点

資料 5

平成 27 年 5 月 25 日

指定給水装置工事事業者制度
に係る検討会

検討会の論点

～本検討会（第 1 回）において特に議論していただきたい事項～

●指定事業者制度の具体的問題点の把握と整理。

（それぞれの視点による問題点）

- 水道事業者の視点
- 水道工事業者（指定事業者）の視点
- 建築工事業者の視点
- 水道利用者の視点

（各種問題の主な発生要因の種類）

- 制度上によるもの
- 水道事業者側によるもの
- 工事業者側によるもの
- 水道利用者側によるもの

アンケート調査に基づく問題事例及び主に考えられる問題発生要因（たたき台）

項目	具体的な問題事例	主に考えられる問題発生要因	解決の方向性
(1) 不明事業者	○約４割の水道事業者が、不明事業者を把握していない。 ○不明事業者は把握されているだけでも３千者存在する。 ○連絡不通が判明した場合でも、対応していないという水道事業者が約３割存在する。 ○指定事業者の処分については、連絡がとれないため処分できないといった意見や事務手続き（所在確認、聴聞会及び違反行為審査委員会の開催等）に多くの労力を必要とするといった意見が見られる。 ○水道利用者には、連絡不通による業者再選定の負担の他に不安やイライラ感などを与え、特に漏水等の急を要する際には増大すると考えられる。 ○水道事業者にとっては、自ら指定を行った事業者が連絡不通となることで、苦情につながるなど水道利用者からの信頼を損なうおそれがある。 ○指定事業者に対し、種々の指導や制度改正の通知等を発出することができず、指定事業者の資質の確保に支障がでること等が懸念される。	○指定事業者の変更届の未提出 ○水道事業者の指定事業者管理不足 ○処分に係る事務手続きの煩雑さ	
(2) 違反行為	○無届工事や基準不適合材料等の違反行為は、水道事業者が把握しているだけでも 1,740 件発生している。（氷山の一角） ○水道利用者への影響が大きいクロスコネクション等の重大な違反行為や虚偽申請等の悪質な違反行為が依然としてある。	○指定事業者の技術力、モラル不足 ○水道事業者の指導、監督不足 ○処分が適切に行われていない	
(3) 苦情の状況	○水道利用者からの苦情件数は 4,864 件あった。 ○苦情内容については、「連絡不通」「対応が遅い、悪い」「費用が高額」等が多くみられる。 ○指定事業者の漏水調査や修繕に関する技術力の不足によるものもみられる。 ○水道に係る工事や修理・サービスに関する苦情・相談は横這いで推移し減っていない。	○工事施工業者（指定事業者を含む）の技術力、モラル不足 ○指定要件が緩いことによる不良業者の増加 ○水道事業者の情報提供不足	
(4) 違反行為の処分の状況	○指定事業者の処分基準は、４割の水道事業者で作成されていない。 ○違反行為に対し処分を行った割合は６割に止まっている。 ○指定取消し等の処分は、不利益処分となるため、行政手続法に則った処分が必要となり、聴聞委員会の設置等、水道事業者の業務量が非常に増加し、また、それに対応する職員が減っている。 ○処分のうち、指定取消しや指定停止に至った割合は、１割強に止まり口頭注意や文書注意で処分している水道事業者が多い。	○処分基準が整備されていない ○処分に係る事務手続きの煩雑さ ○水道事業者の人員不足 ○処分基準が統一されていない	
(5) 講習会	○講習会を実施していない水道事業者が全体の半数以上ある。 ○講習会を実施していても４割強の指定事業者が不参加である。	○講習会開催に係る水道事業者の負担が大きい ○講習会への参加義務がない ○講習会受講による効果が不明確	
(6) 水道事業者の取り組み事例	○情報提供を行っていない水道事業者が１割ほど存在する。 ○指定事業者の休業日や対応時間まで情報提供している水道事業者は非常に少ない。 ○修繕対応の可否情報を提供している水道事業者は 4.4%と非常に少ない。 ○優良事業者制度を実施している水道事業者は全体の 3.4%と非常に少ない。	○情報提供の必要性の理解不足 ○水道事業者の人員不足	

参考資料 1
平成27年5月25日
指定給水装置工事事業者制度に係る検討会

厚生労働省アンケート調査結果

９．給水装置工事事業者の指定制度等及び鉛製給水管に関する取り組みの状況

集計結果

（ 末端供給を行っていない場合は、回答不要です。）

鉛製給水管については、平成１９年１２月２１日付健水発第1221001号の通知において、また、給水装置工事事業者の指定制度等については平成２０年３月２１日付健水発第0321001号の通知において適正な対策・運用についてお願いしているところです。これらの事項に関する貴水道事業における取り組みの状況等について、回答をお願いします。なお、**末端供給を行っていない場合は、回答不要です。**

本様式は入力されたデータを別シートへ転記する式などが含まれていますので、入力にあたってはコピー、ペーストなどを行わず、一つ一つ入力してください。

□に回答をご記入ください。

□は、セルを選択後、右側の▼を押してから項目を選んでください。

1．給水装置工事事業者の指定制度等に関する項目（Q1～Q2）

Q1　給水装置工事事業者の指定の状況

				集計結果
Q1-1	水道法第16条の2に基づく給水装置工事事業者の指定を行っていますか。			計
	1 行っている		1	1,366
	2 行っていない　→ Q3へ		2	6
	回答	□		
Q1-2	給水装置工事事業者の指定状況について回答してください。			
	給水装置工事事業者の指定総数（平成25年度末現在）	□件		227,552
	うち、給水区域内の工事事業者の指定総数	□件		76,262
	うち、給水区域外の工事事業者の指定総数	□件		151,290
	工事実績のない工事事業者の数について回答してください。			
	（平成25年度末現在、わかる範囲（概数でも可）で回答してください。）	□件		73,386
Q1-3	給水装置工事事業者の指定等の申請件数（平成25年度申請分）について回答してください。			
	指定申請の件数	□件		8,045
	廃止申請の件数	□件		2,268
	休止申請の件数	□件		299
	再開申請の件数	□件		44
	変更申請の件数	□件		10,256
	申請業務に携わる事業体職員数について回答してください。	□人		2,463
	給水装置工事事業者の指定申請時に係る手数料はありますか。			
	1 あり		1	1,215
	2 なし　→ Q1-4へ		2	138
	回答	□		
	給水装置工事事業者の指定申請に係る手数料の額について回答してください。	□円	平均	11,167
Q1-4	給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という）の選任に係る事項について			
	全給水装置工事指定事業者の選任数（合計）について回答してください。	□人		447,380
	一事業者あたりの最大選任数について回答してください。	□人		（最大）73
Q1-5	指定した給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という）が施工した給水装置工事に関する違反行為件数（平成25年度分）について回答してください。			
	（おおよそでも良いので件数を必ず入力し、空白回答は避けてください。）	□件		1,740
	違反行為の内訳について、件数を回答欄に記入してください。 （おおよそでも良いので件数を必ず入力し、空白回答は避けてください。違反行為内容の割合を把握するためのものであり、上記件数と下記件数合計が一致するのが望ましいですが、重複案件等を勘案し一致していなくても可）			

	無届工事		件		839
	クロスコネクション		件		38
	給水装置構造材質基準不適合材料の使用		件		81
	分岐管からメーターまでの指定材料の不使用		件		115
	水道事業者の指導監督に応じない（資料の提出、検査立会等）		件		324
	安全管理の怠り		件		98
	その他（その他の事案がありましたら記載ください。）		件		279
Q1-6	現在、指定事業者の処分について定められた処分基準がありますか。				
	1 あり			1	876
	2 なし → Q1-7へ			2	468
	回答				
	平成25年度に処分を行った件数（口頭、文書指摘含む）について回答してください。		件		1,002
	うち、取消処分を行った件数		件		67
	うち、停止処分を行った件数		件		61
Q1-7	現在、指定事業者に関する水道利用者への情報提供を行っていますか。				
	1 行っている			1	1,221
	2 行っていない → Q1-8へ			2	130
	回答				
	情報提供の手法について該当するものは○を選択してください。（複数回答可）				
	広報誌				328
	ホームページ				1,077
	パンフレット				334
	情報提供している内容について該当するものは○を選択してください。（複数回答可）				
	指定事業者名				1,205
	所在地				1,159
	電話番号				1,193
	メールアドレス				18
	休業日				21
	対応時間				21
	工事種別				60
	修繕対応の有無				58
Q1-8	給水装置工事の申請数（平成25年度申請分）について回答してください。				
	新設申請の件数		件		606,343
	改造申請の件数		件		372,658
	撤去申請の件数		件		78,951
Q1-9	現在、独自の優良事業者制度（優良表彰等）がありますか？				
	1 あり			1	46
	2 なし → Q1-10へ			2	1,304
	回答				
	優良表彰等する際に、基準としている項目について該当するものは○を選択してください。（複数回答可）				
	給水装置工事の実績				19
	配水管整備等の請負工事の実績				6
	処分の有無				9
	ホームページ等を活用した業務内容の情報提供				0
	技術力に優れていること				12
	給水区域内に事業所があること				1
	災害時に協力する協定が締結されていること				2
	緊急修繕等の対応状況				7
	その他（その他の項目がありましたら記載ください。）				

Q1-10　給水装置工事に係る水道利用者からの苦情件数（平成25年度分）について回答してください。
（おおよそでも良いので件数を必ず入力し、空白回答は避けてください。）　件　4,864

苦情の内訳について、件数を回答欄に記入してください。
（おおよそでも良いので件数を必ず入力し、空白回答は避けてください。苦情内容の割合を把握するためのものであり、上記件数と下記件数合計が一致するのが望ましいですが、重複案件等を勘案し一致していなくても可）

連絡不通	件	756
対応が遅い	件	1,057
施行不良	件	554
対応が悪い	件	925
費用が高額	件	667
対応拒否	件	332
押売（点検商法など）	件	446
過大広告	件	31
その他（その他の事案がありましたら記載ください。）	件	433

Q1-11　現在の指定工事店制度において懸念される事項について該当するものは○を選択してください。
（複数回答可）

指定事業者の実態把握が難しい		932
指定事業者のモラル		578
指定事業者の技術力		590
主任技術者のモラル		376
主任技術者の技術力		399
水道事業者の技術力		273
水道事業者の審査、検査体制		341

Q2　指定事業者に対する講習・研修について
（当課からの通知発出前に実施したものであっても通知にある趣旨と同様の趣旨で行われたものは含む）

Q2-1　指定事業者に対する講習・研修を実施しましたか。

1 実施した（実施しているところ）		1	615
2 実施を予定している		2	78
3 実施を検討中	→ Q3へ	3	96
4 実施を予定していない	→ Q3へ	4	565

回答

Q2-1-1　講習・研修について、実施を予定していると回答した方にうかがいます。
いつ頃の実施を予定していますか。
回答　→　具体的に実施の時期が決まっていれば回答をお願いします

Q2-2　講習・研修を実施した（している）方にうかがいます。
講習・研修はいつ実施しましたか。また、実施頻度は何年周期を想定していますか。

回答　年度に実施

回答　年周期

Q2-3　講習・研修の実施体制について回答して下さい。
近隣の水道事業者と連携して実施したましたか。

1 都道府県の単位で実施	1	179
2 複数の水道事業者で（都道府県の地域ブロック等の単位で）実施	2	325
3 単独の水道事業者で実施	3	196

回答

上で、1 都道府県の単位　及び 2 複数水道事業者　を回答された事業者にうかがいます。
具体的にどのような水道事業者と連携して（どのような組織単位で）実施しましたか？
回答

Q2-4　講習・研修の参加状況について回答して下さい。（周期毎の事業者数を記入してください。）

（複数回に分けて実施している場合などは複数回の合計を記入してください。本問の趣旨はこれまでにどの程度の指定事業者が講習等を受講したか、また、参加率がどの程度なのかを把握するものです。）

何月何日現在の値であるかご記入ください。

対象事業者数（指定事業者数）		
参加事業者数		
不参加事業者数		

追加アンケート調査結果

９．給水装置工事事業者の指定制度等及び鉛製給水管に関する取り組みの状況

集計結果

（ 末端供給を行っていない場合は、回答不要です。）

本様式は入力されたデータを別シートへ転記する式などが含まれていますので、入力にあたってはコピー、ペーストなどを行わず、一つ一つ入力してください。

□に回答をご記入ください。

□は、セルを選択後、右側の▼を押してから項目を選んでください。

1．給水装置工事事業者の指定制度等に関する項目（追Q1-1～追Q2-2）

追Q1給水装置工事事業者の指定の状況

追Q1-1　指定した給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という）について、定期的な所在（電話番号、住所等）確認を行っていますか。

		計
1 確認している	1	220
2 確認していない → 追Q1-3へ	2	171

回答 [　　]

追Q1-2　定期的な所在確認の方法について該当するものは○を選択してください。（複数回答可）

電話・FAXでの確認	[　]	55
郵送による確認	[　]	66
講習会出欠連絡等で確認	[　]	175
その他（その他の項目がありましたら記載ください。）		

追Q1-3　連絡の取れない指定事業者を把握していますか。

1 把握している（一部、全部に関わらず）	1	240
2 把握していない → 追Q2へ	2	145

回答 [選んでください]

追Q1-4　連絡の取れない指定事業者数について回答してください。

	[　] 者	3169
うち、給水区域内の指定事業者の数	[　] 者	1460
うち、給水区域外の指定事業者の数	[　] 者	1709

追Q1-5　連絡の取れない指定事業者が判明した場合、どのような対応をしていますか。（複数回答可）

指定取り消し処分（事業実態がない等の条件付きの場合も含む）	[　]	62
変更届等の提出について指導（ハガキの郵送等を含む）	[　]	113
利用者への情報提供内容から当該事業者を削除	[　]	92
特別な対応はしていない	[　]	55
その他（その他の項目がありましたら記載ください。）		

追Q2指定事業者に対する講習・研修について

（当課からの通知発出前に実施したものであっても通知にある趣旨と同様の趣旨で行われたものは含む）

追Q2-1　関係法令の改正、指定材料等の変更等について、指定事業者へ情報提供していますか。

1 情報提供している	1	260
2 情報提供していない → アンケート調査は終了です。	2	128

回答 [　　]

追Q2-2　情報提供方法について、該当するものは○を選択してください。（複数回答可）

個別に書面通知により情報提供	[　]	114
組合等を通じ書面通知により情報提供	[　]	85
講習会での情報提供	[　]	145
ホームページ、掲示板等での情報提供	[　]	99
その他（その他の項目がありましたら記載ください。）		

参考資料 2

平成27年5月25日
指定給水装置工事事業者制度
に係る検討会

指定給水装置工事事業者制度等に関するアンケート調査

1. 調査概要
＜調査目的＞
指定給水装置工事事業者制度の現状と課題を把握することを目的にアンケート調査を実施した。

＜調査対象＞
本協会工務常設調査委員会委員都市のうち、末端給水をおこなっている14事業体

＜前提条件＞
現状の指定給水装置工事事業者制度の課題を明らかにするため、忌憚のない回答をお願いしたことから、回答内容についてはすべて統計的に処理し、事業体名の公表は行わないこととした。

＜調査期間＞
平成27年1月27日（火）発送、2月16日（月）回答期限

2. 指定給水装置工事事業者の違反行為等について
（1）違反行為について
①違反内容としてはどのようなものがありますか（処分に至らなかった場合も含む）。該当する箇所に○を記入して下さい。（複数回答可）

	a．給水装置工事主任技術者が選任されていない状態	b．法施行規則第20条に定める機械器具を備えなくなった	c．法第25条の3第1項第3号イに定める指定の基準に適合しない	d．法第25条の3第1項第3号ロに定める指定の基準に適合しない	e．法第25条の3第1項第3号ハに定める指定の基準に適合しない	f①無断通水、メーターの不正使用	f②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行	f③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させた	f④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えた	f⑤研修の機会を確保しなかった	f⑥文書注意に従わなかった	f⑦文書警告に従わなかった	f⑧その他の違反行為
回答数	7	1	2	1	1	13	9	2	2	1	1	1	2
割合	50.0%	7.1%	14.3%	7.1%	7.1%	92.9%	64.3%	14.3%	14.3%	7.1%	7.1%	7.1%	14.3%

g．給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出がなされていない	h．給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その業務に支障があった	i．指定給水装置工事事業者の事業所の名称及び所在地等に変更があった旨の届出がなされていなかった（もしくは虚偽の届出があった）	j．休止・廃止・再開届を届出しなかった（もしくは虚偽の届出があった）	k．給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかった	l．配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事	m．水道事業体の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行した	n．水道法施行令第5条に規定する構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置	o．給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用	p．給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置工事ごとに、工事記録を作成させなかった。又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかった	q．給水装置の検査に際し、給水装置主任技術者に立会いを求めたが、正当な理由なく拒絶された	r．施工した給水装置工事に関し、報告・資料の提出を求めたが、正当な理由なく拒絶された（もしくは虚偽の報告を行った	s．施工した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与えるものであった（もしくは与える恐れが大きいものと判断した）	t．指定給水装置工事事業者の指定を受ける際に不正があったことが判明した	u．その他
9	2	9	8	2	3	7	2	1	2	1	3	1	1	4
64.3%	14.3%	64.3%	57.1%	14.3%	21.4%	50.0%	14.3%	7.1%	14.3%	7.1%	21.4%	7.1%	7.1%	28.6%

＜分析結果＞

違反行為の種類を確認したところ、「無断通水、メータ不正使用」が約93%を占め、「道路の掘削、道路使用許可を受けずに工事を施工」、「事業所の名称及び所在地等に変更があった旨の届出がない」がともに約64%、「休止・廃止・再開届の届出がない」が約57%と、法に定める変更等の届出が守られていない実態が多く報告されている。

②これまでの違反行為で、特に悪質だった事例について、その詳細な内容をお聞かせください。（あれば3例程度ご記入ください。）
＜分析結果＞

前設問と同様に、無届工事、無断通水の事例が多く、また複数回、違反行為を繰り返す事例や私文書偽造等の詐欺行為の事例もあった。

①無届工事（20）
②無断通水、メーター不正使用「盗水等」（13）
③違反行為の繰り返し（4）
④詐欺行為（4）
⑤無断掘削（3）
⑥指導等に従わない（2）
⑦その他（3）

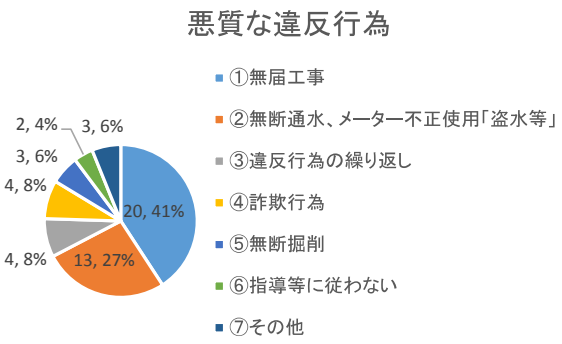

（2）処分基準の実施状況及び処分運用における問題点について
①指定給水装置工事事業者への処分基準等を策定していますか。

a. ある	14
b. ない	0

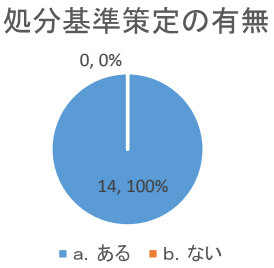

＜分析結果＞
すべての事業体で処分基準等を策定済み

「a. ある」と回答の場合、その内容を具体的にご記入ください。
各事業体において違反行為に係る処分基準を要綱等により定めている。

②処分基準等を策定してない場合、違反行為に対してどのように対応していますか。
＜分析結果＞
該当無し

③処分基準に基づき、すべての違反行為に対して処分を行っていますか。（行えていますか。）

	回答数	割合
a. 行っている	8	57.1%
b.行っていない	6	42.9%

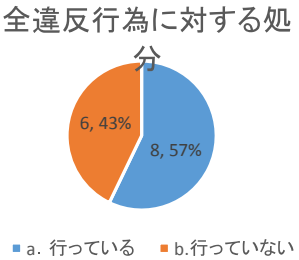

＜分析結果＞
すべての違反行為に対し処分を行っている事業体は全体の約57%となっており、行っていない事業体が約43%となっている。

「b. 行っていない」と回答の場合、その理由を具体的にご記入ください。
＜分析結果＞
要領等により，違反工事に対し直ちに指導を行い是正・改善しているため処分まで至らないとの意見や、要綱に基づき聴聞会の開催や事務手続等の事務量に時間を要することから、すべて違反行為に対応しきれていない等の意見が寄せられている。

④違反工事等により処分した場合、当該給水装置工事主任技術者の職務違反について、厚生労働省へ報告していますか。

	回答数	割合
a. 報告している	5	35.7%
b. 報告していない	9	64.3%

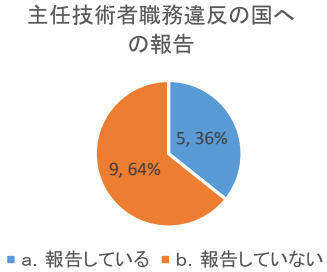

＜分析結果＞
主任技術者の職務違反に対する厚生労働省への報告は、約36%の事業体で行っており、約64%の事業体が行っていない。

「b. 報告していない」と回答の場合、その理由を具体的にご記入ください。
＜分析結果＞

厚生労働省への報告していない理由として、該当する違反行為の事例がないが大半を占めた。その他、初回はマニュアルにより指導し、2回目以降の職務違反は報告する。また、報告するための明確な判断基準が示されていない等の意見があった。

⑤文書注意や文書警告、または指定停止の処分を行った指定給水装置工事事業者が再び違反行為を行うことがありますか。

	回答数	割合
a. ある	9	64.3%
b. ない	5	35.7%

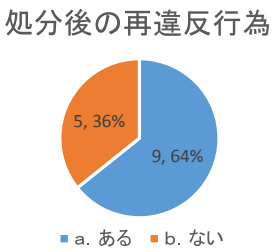

＜分析結果＞

処分後、事業者が再び違反行為を行ったケースは、約64%の事業体であるとの回答であった。

「a. ある」と回答の場合、どのような対応を行っているか具体的にご記入ください。
＜分析結果＞

違反行為の回数により処分を重罰化しているとの回答例が多く見られた。

（3）連絡の取れない給水装置工事事業者について
①連絡の取れない指定給水装置工事事業者数を把握していますか。

	回答数	割合
a. 把握している	13	92.9%
b. 把握していない	1	7.1%

連絡の取れない指定給水装置工事事業者の割合の平均　5.90%

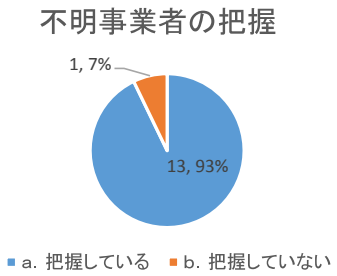

＜分析結果＞

調査対象の約93%の事業体において、連絡と取れない指定給水装置工事事業者を把握しているとの回答があった。また、指定給水装置工事事業者総数（15,785者）のうち、連絡のとれない事業者数（931者）の割合は、平均が5.9%、最大で23.3%であった。

②連絡の取れない指定給水装置工事事業者の所在確認を行っていますか。

	回答数	割合
a. 行っている	11	78.6%
b. 行っていない	3	21.4%

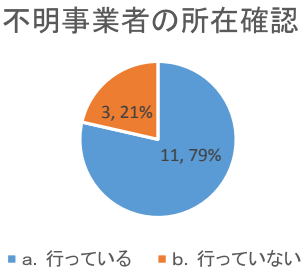

＜分析結果＞

連絡の取れない指定給水装置工事事業者の所在確認は、約79%の事業体にて行っている。

「b. 行っていない」と回答の場合、その理由について具体的にご記入ください。
＜分析結果＞

行っていない主な理由として、現地調査等の人員不足が挙げられている。
電話・FAXでの所在確認は随時行っているが、現地調査は3年毎の調査で、平成24年度以降は行えていないとの意見もあった。

③連絡の取れない指定給水装置工事事業者の所在確認方法（はがき、現調等）を教えてください。

＜分析結果＞

電話・FAXによる所在確認、現地調査のほか、登記簿謄本、役員の住民票による調査が挙げられている。

①電話・FAX「不通確認」（6）
②はがき・封書の郵送「不着確認」（8）
③現地調査「営業実態の確認」（7）
④登記事項証明・住民票調査「倒産等の確認」（7）
⑤水道料金調査「市内事業者」（1）

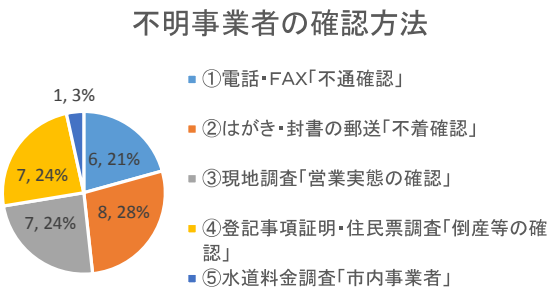

④連絡の取れない指定給水装置工事事業者が判明したときは、どのような処理していますか。

＜処分基準等での対応について（指定取消し処分等）＞

対応方法としては、処分までは行わず不明事業者として処理するという回答がある。また、事業者の破産等の事実が判明した場合は、指定取消処分を行っているとのことであった。

①処分までは行っていない「不明事業者として名簿化等」（6）
②処分を行っている「破産等の事実が判明した場合のみ」（7）

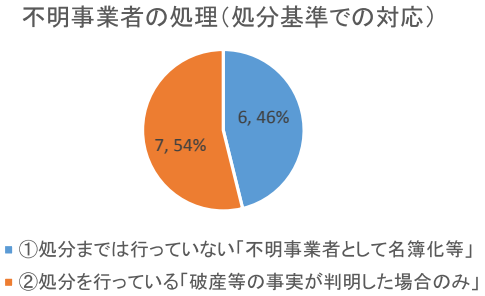

＜需要者への情報提供の対応について（ホームページからの削除等）＞

連絡のとれない事業者については、すべての事業体で局のホームページから削除されている。また、削除の時期は、所在不明が明らかになった時と指定取消時に分かれている。

⑤連絡の取れない指定給水装置工事事業者がいることの弊害や不具合は何ですか。

＜水道事業体としての弊害＞

連絡が取れない事業者が指定給水装置工事事業者リスト・一覧にあることにより、事業体に対する信頼性の低下、苦情につながるとの意見があった。また、制度等の変更に係る通知等を発出する際に所在不明のため、円滑な業務に支障をきたすとの意見が寄せられている。

①お客様の事業体に対する信頼性の低下・苦情、指摘等（8）
②事業体の円滑な業務への支障「情報等の周知が出来ない」（8）
③実態把握に多くの労力が必要で処分ができない「不明事業者が増え続ける」（4）
④その他（4）

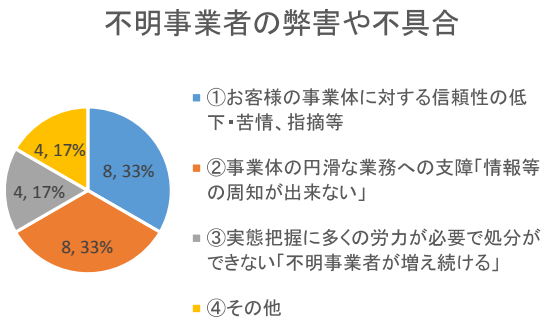

＜需要者としての弊害＞

修繕工事の依頼時に連絡が取れないため他の事業者を探す手間が発生する、過去の修繕工事等の問い合わせが出来ないなどの弊害が多く挙げられている。

3　指定給水装置工事事業者の講習会について

①指定給水装置工事事業者を対象とした定期的講習会は実施していますか

	回答数	割合
a. 実施している	14	100.0%
b. 実施していない	0	0.0%

＜分析結果＞

調査対象のすべての事業体において、定期的に講習会を実施している。

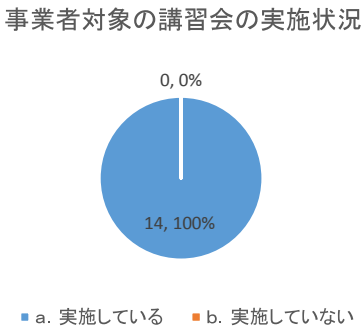

②開催は貴事業体の単独開催ですか。

	回答数	割合
a. 単独	10	71.4%
b. 県単位	3	21.4%
c. 近隣都市と共同	1	7.1%
d. その他	0	0.0%

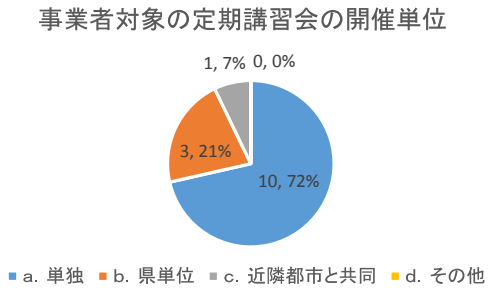

＜分析結果＞

講習会の開催単位は、事業体単独が約71%、県単位が約21%、近隣都市との共同が約7%となっている。

③講習内容はどのようなものですか。
＜分析結果＞

講習内容は、事業体の定める給水装置に係る施行基準や関係法令、及びクロスコネクション等事故防止に関することが主な内容となっている。また、接遇対応について、研修を行うケースも見られた。

①指定給水装置工事事業者制度の概要（8）
②給水装置工事主任技術者の責務等（2）
③給水装置の維持管理等（7）
④クロスコネクション等事故防止「事故事例」（8）
⑤給水装置に関連した水道法関係法令（9）
⑥条例及び給水装置に係る施行基準等「申請・給水方式等」（11）
⑦接遇対応「給水装置工事に係るトラブル事例等」（5）
⑧指定取り消し等処分基準（2）
⑨厚生労働省通知等の行政情報の提供（1）
⑩貯水槽水道の適正な管理（2）
⑪道路占用申請等の手続き（2）
⑫コンプライアンス（1）

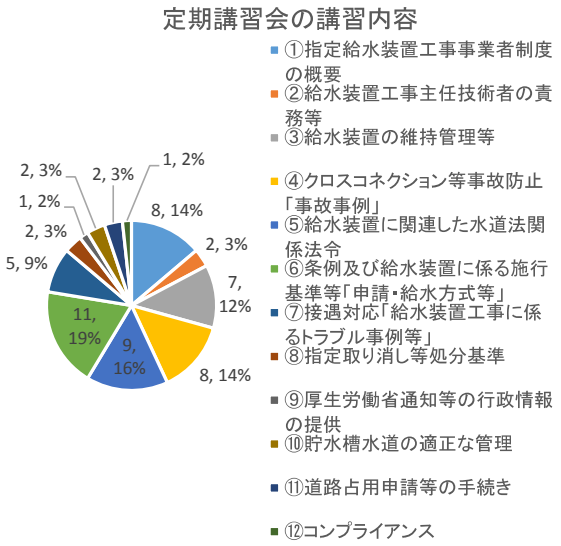

④講習の際、使用しているテキストはありますか。（あれば、そのテキスト名を教えてください。）
＜分析結果＞

講習会テキストは、多くの事業体で日本水道協会作成の「指定給水装置工事事業者研修テキスト」が使用されている。また、事業体独自で資料を作成しているケースも見られる。

①「指定給水装置工事事業者研修テキスト」を使用（10）
②局独自で研修資料を作成（2）

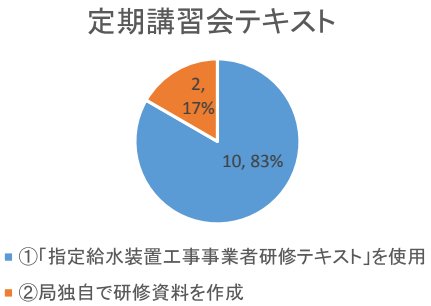

⑤1講習会を開催するにあたり、準備に必要なおおよその人数及び期間を教えてください。
（差支えなければ、1講習会あたりにかかるおおよその費用を教えてください。）
＜分析結果＞

単独開催を例に分析すると、必要人員は5名程度から20名とバラツキがあり、準備期間は3から4カ月程度、1講習会当たりの費用は、30万～60万円、外部会場を利用するケースでは120万円というケースもあった。

⑥指定給水装置工事事業者から参加費を徴収していますか。
（差支えなければ、参加費を教えてください。）

	回答数	割合
有料	5	35.7%
無料	9	64.3%

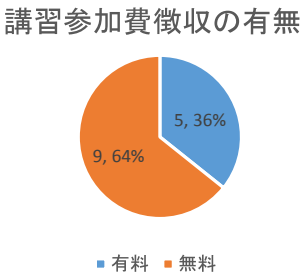

＜分析結果＞

講習会の参加費の徴収は、無料としている事業体が約64%、有料が約36%となっている。なお、無料の場合でもテキストは工事事業者にて用意させるケースが見られる。参加費の額は500円から2，000円とバラツキがある。これは会場費の有無が原因と推測される。

⑦不参加だった指定給水装置工事事業者への対応はどのようにしていますか。
＜分析結果＞

13事業体で講習会不参加を理由に指定取り消し等の処分は行っていなかった。また、不参加理由書の提出や次回講習会への参加を案内している事業体が多い。

①次回講習会への参加案内をしている（4）
②不参加理由書等の提出を求めている（3）
③指定停止等の処分を行う「複数回不参加」（1）
④特別対応なし（4）
⑤講習会で使用した資料の送付（1）
⑥優良事業者表彰から除外（1）

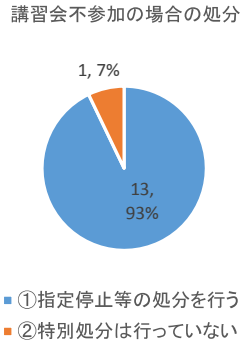

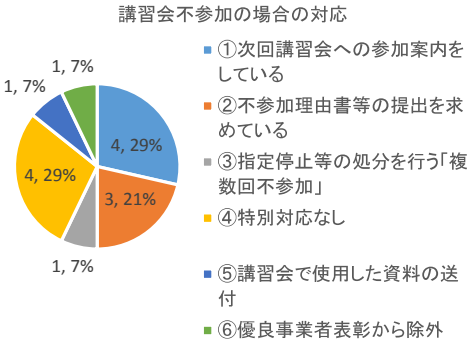

⑧水道事業者の立場から、現在の指定給水装置工事事業者への講習会制度について、どのように考えていますか。（メリット、デメリ
≪メリット≫

講習会実施のメリットとして、指定給水装置工事事業者の実態把握や給水装置に係る最新の法令及び技術・行政情報等の提供、また指定給水装置工事事業者の意識の向上が図れるといった点が挙げられている。

①指定給水装置工事事業者の実態把握（5）
②法令に定める変更や廃止等の届出の徹底（4）
③最新技術基準や行政情報等の提供（6）
④指定給水装置工事事業者の意識向上（5）

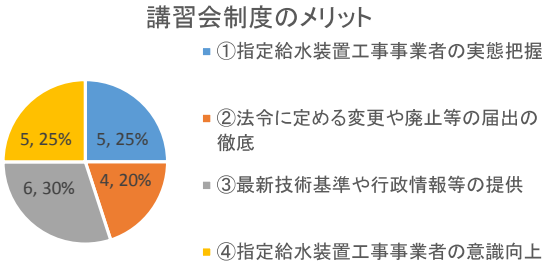

≪デメリット≫

研修会の参加に強制力が無いため、参加者・不参加者の明確な差別化が図れない。講習会開催にかかる準備等の負担が大きいとの指摘がある。

①強制力がなく不参加事業者の対応等に苦慮（5）
②講習会実施の事業体の業務負担（費用含）が非常に大きい（7）
③講習会実施の効果が不明確（2）
④更新制度が必要（1）
⑤その他（3）

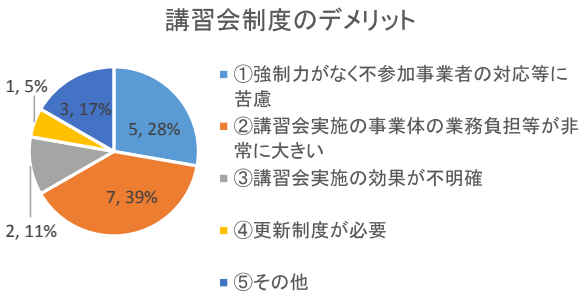

4　給水装置工事主任技術者の講習会について
①指定給水装置工事事業者を対象とした講習会以外に、給水装置工事主任技術者を対象とした講習会を実施していますか。

	回答数	割合
a. 実施している	1	7.1%
b. 実施していない	13	92.9%

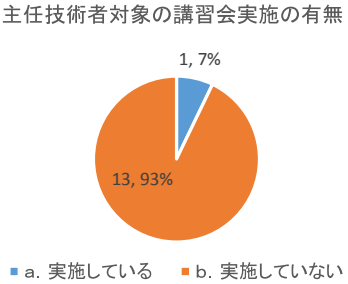

＜分析結果＞

主任技術者を対象とした講習会の実施は、1事業体のみとなっている。

「a. 実施している」と回答の場合、その理由と具体的な内容をご記入ください。
＜分析結果＞

実施例として、毎月、給水装置工事事業者が新規に指定を受ける際に工事施行基準、様式・調書の提出方法、コンプライアンス等についてガイダンスを行っているとの回答であった。また、行っていないが、指定給水装置工事事業者を対象とした講習会参加者に給水装置工事主任技術者を含め1～2名程度の参加を義務付けしているとの事例紹介があった。

5　指定給水装置工事事業者に関する需要者からの苦情又は問い合わせについて
①給水装置工事の応対に関する苦情について、どのような事例がありましたか。
＜分析結果＞

応対に関する主な苦情内容として、態度が悪い、対応が遅い、見積や工事内容、施工日等について十分な説明がない、修繕対応の拒否等が挙げられる。また、主な事例として、電話がつながらず連絡が取れなくなった。作業が雑で修繕後の片付けが出来ない。押し売りや不安をあおり、強引に工事を施工された。依頼した業者とは別の事業者が修繕に来た等の回答があった。

①態度が悪い、横柄、高圧的（7）
②対応が悪い、遅い（8）
③作業が雑「片付けが悪い等」（5）
④連絡が取れなくなった（3）
⑤押し売りや強引に工事を施工された（2）
⑥工事内容、施工日等について説明がない「不十分」（6）
⑦費用が高額（3）
⑧修繕工事の依頼を断られた「すぐには対応できないと拒否」（7）
⑨契約解除を拒否された（1）
⑩別の事業者が修繕に来た（2）

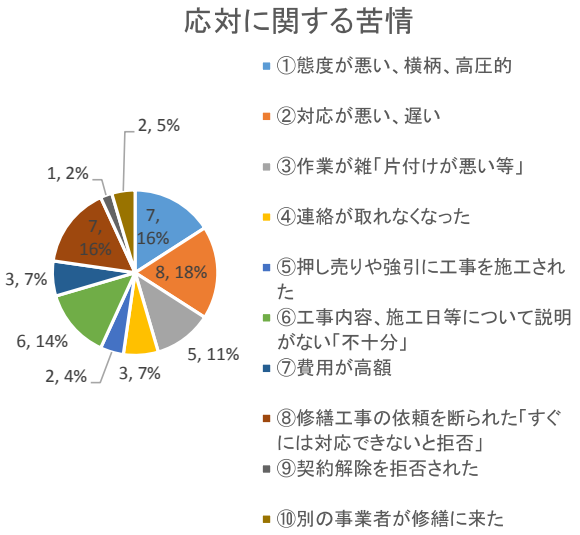

平成25年度に寄せられた応対に対する苦情・問合せ件数　　約　29　件程度（回答のなかった事業体は総数から除く）

②工事の技術的内容に関する苦情
＜分析結果＞

技術的内容に関する主な苦情内容として、漏水箇所が特定できない、修繕した箇所から再び漏水した、修繕後の復旧が悪いなどが挙げられている。

①漏水個所を特定できない（5）
②修繕後、施工不良により再び漏水（6）
③工事施工後の水出不良、異物流出等（3）
④修繕後の復旧が悪い（7）
⑤技術力が不足「修繕が出来ない、給水用具等の知識がない」（3）

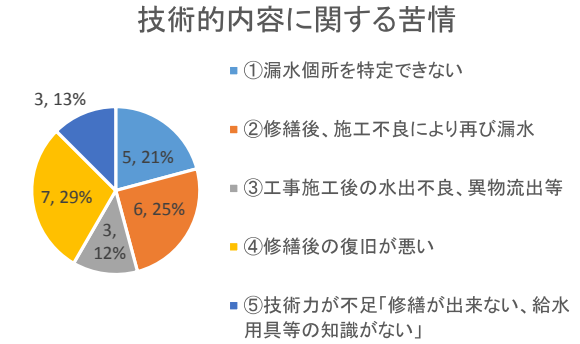

平成25年度に寄せられた技術力に対する苦情・問合せ件数　　約　13　件程度（回答のなかった事業体は総数から除く）

③工事の工事費に関する苦情
＜分析結果＞

工事費に関する主な苦情内容として、高額な費用請求が最も多く、その他、見積を出さない、見積書や請求書の内容が不明確などが多く挙げられている。

①見積もりを出さない（3）
②見積書や請求書の内容が不明確「説明がない」（4）
③高額な費用を請求された（13）
④修繕を拒否され出張費は請求された（2）
⑤事業者によって費用の差が大きすぎる「適正価格とは」（3）
⑥その他（4）

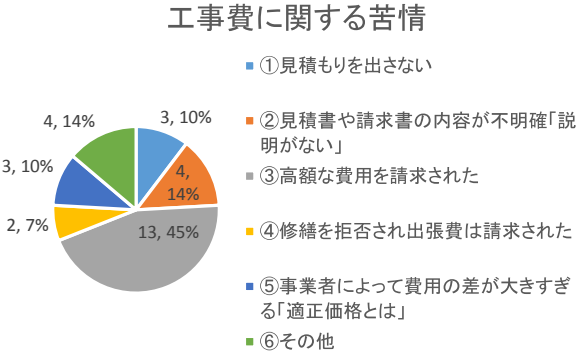

平成25年度に寄せられた工事費に対する苦情・問合せ件数　　約　14　件程度（回答のなかった事業体は総数から除く）

④需要者からの苦情又は問い合わせについて、水道事業体が対応する、人数及び対応時間

	回答数	割合
a. 把握している	4	28.6%
b. 把握していない	10	71.4%

＜分析結果＞

苦情対応の人員、対応時間について、把握していないとの回答が約71%あった。把握している事例から、一月あたりの人員は約2，3人、一月あたりの対応時間は3～8時間程度であった。なお、最大で人員20名、時間で12時間となっている。

⑤水道事業体として、事業者の応対や技術力をどのように感じているか。

≪応対について≫

工事事業者の対応が不十分のため、苦情につながるケースが多く報告されている。

①ビジネスマナーの不足「横柄な態度や口調等」(9)
②工事内容や費用について説明が不十分「意識が低い」(4)
③コンプライアンスの知識が不十分(1)
④お客さまからのクレーム対応ができない(1)
⑤事業者によって対応力の差が大きい(2)
⑥対応力について指定要件に無いため把握ができない(1)

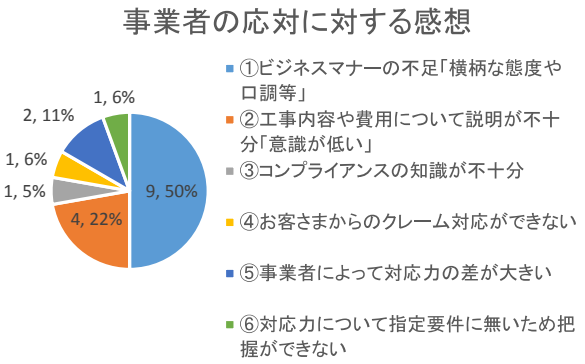

≪技術力について≫

工事事業者によって技術力の差が大きいとの意見や、技術力を証明するための資料提出の要件がないため、各事業者がどの程度の技術力を持っているか十分に把握できないとの意見も寄せられている。

①漏水調査等の技術力がない「下請けに回す等」(2)
②技術力不足を感じる「止水が出来ない、一度も工事を施工したことがない等」(6)
③事業者によって技術力の差が大きい(2)
④技術力について指定要件に無いため把握ができない(2)
⑤事業者制度導入以後、技術力の低下を感じる(1)

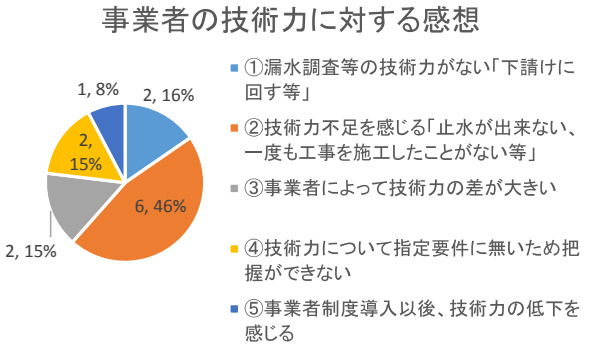

≪その他、知識や経験等について≫

比較的簡単に工事事業者になれるため、対応・技術力等さまざまであり、レベルの把握が難しい。さらに需要者からは苦情の類いしかなく、対応や技術力の高い事業者がいても情報がなく評価できないとの意見が寄せられている。また、知識や経験不足の工事事業者は安易な対応になりがちで、そのことがさらに知識や経験を修得することを妨げているとの指摘もあった。

6　その他

①指定給水装置工事事業者に関する、貴水道事業体の独自の取り組み(修繕事業者の登録制度、優良事業者表彰制度等)

	実施数	割合
修繕制度	8	57.1%
表彰制度	4	28.6%

＜分析結果＞

漏水修繕事業者の登録制度や優良事業者表彰制度等の実施状況について、漏水修繕対応事業者の登録制度は約57%、優良指定事業者の表彰制度は約29%の事業体にて導入済である。

② その他、指定給水装置工事事業者制度の全般について、何かご意見があればお聞かせください。
＜分析結果＞

制度全般に対する意見として、現行の「指定の要件」に技術力等を確認する規定がないため、実力を伴わない事業者が多く、「指定の要件」の見直しを行い、より厳格化する必要があるとの意見が多く挙げられている。また、水道法第25条の3第1項第3号ニに規定する「不正又は不誠実な行為」の規定は抽象的であり、全国で統一した判断基準が必要など、多くの要望が寄せられている。

【主な意見】
・指定事業者は構造材質基準を担保する適格な事業者であるため、「指定の要件」を見直し、より厳格化する必要がある。
・現在、指定を申請する際の要件の確認は提出された書面のみであるため、事業所への立入検査等、実態を確認できる仕組みが必要。
・「屋号」のみを記載する事業者があり、正式な事業者名や指定番号の記載の義務付が必要。
・法人事業者は、定款、登記の「事業の範囲」で給水装置工事の事業を行うことの確認を行っているが、個人事業者に制約はなく、申請者からも不公平感があると提起されており、同様の取扱いが必要。
・水道法第25条の3第1項第3号ニに規定する「不正又は不誠実な行為をするおそれ」の規定は抽象的であり、お客さまとトラブルを頻発させる事業者に対する処分が難しく、全国で統一した判断基準の作成が必要。
・全国統一で、技量を持ち、信用力のある「指定事業者制度」とするため、主任技術者と同様に事業者の「指定」も国が行うことが必要。
・主任技術者の選任について、兼務に制限又は禁止等の規定を設けることが必要。
・優良事業者とそうでない業者があり、優良な事業者と判断できる基準が必要。
・一事業体で指定取消し等の処分を受けた事業者は、全国で同一の処分となるような取扱いを検討。
・指定事業者と確実に連絡をとるためにも、電話番号の変更についても指定事項変更届の提出の義務付けが必要。
・暴力団関係事業者であることを欠格事項に列記し、該当事業者でないことを確認する権限を水道事業体に与えることを検討。
・「〇〇市水道局指定」給水装置工事事業者という名称が市民の誤解（市の独自の基準をクリアした高水準の優良事業者であるかのような誤解）を招いており、しばしば市が指定したことへの責任を問われる事態を引き起こしているため、名称変更を伴う法改正を検討。

参考資料３

平成27年5月25日
指定給水装置工事事業者制度
に係る検討会

水道法関連条文

○水道法（昭和三十二年六月十五日法律第百七十七号）（抄）

（用語の定義）
第三条　１～８　略
９　この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
１０　略
１１　この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。
１２　略

（給水装置の構造及び材質）
第十六条　水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

（給水装置工事）
第十六条の二　水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。
２　水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。
３　前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

（給水装置の検査）
第十七条　水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。
２　前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（検査の請求）
第十八条　水道事業によつて水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。
２　水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

第三節　指定給水装置工事事業者
（指定の申請）
第二十五条の二　第十六条の二第一項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。
２　第十六条の二第一項の指定を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第二十五条の四第一項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名
三　給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
四　その他厚生労働省令で定める事項

（指定の基準）
第二十五条の三　水道事業者は、第十六条の二第一項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。
一　事業所ごとに、次条第一項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
二　厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。
三　次のいずれにも該当しない者であること。
イ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
ロ　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
ハ　第二十五条の十一第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
ニ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
ホ　法人であつて、その役員のうちにイからニまでのいずれかに該当する者があるもの
２　水道事業者は、第十六条の二第一項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

（給水装置工事主任技術者）
第二十五条の四　指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第三項各号に掲げる職務をさせるため、厚生労働省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
２　指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
３　給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
一　給水装置工事に関する技術上の管理

二　給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
三　給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第十六条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
四　その他厚生労働省令で定める職務
４　給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

（給水装置工事主任技術者免状）
第二十五条の五　給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に対し、厚生労働大臣が交付する。
２　厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給水装置工事主任技術者免状の交付を行わないことができる。
一　次項の規定により給水装置工事主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者
二　この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
３　厚生労働大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。
４　前三項に規定するもののほか、給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（給水装置工事主任技術者試験）
第二十五条の六　給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能について、厚生労働大臣が行う。
２　給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事に関して三年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。
３　給水装置工事主任技術者試験の試験科目、受験手続その他給水装置工事主任技術者試験の実施細目は、厚生労働省令で定める。

（変更の届出等）
第二十五条の七　指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

（事業の基準）
第二十五条の八　指定給水装置工事事業者は、厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

（給水装置工事主任技術者の立会い）
第二十五条の九　水道事業者は、第十七条第一項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

（報告又は資料の提出）

第二十五条の十　水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（指定の取消し）

第二十五条の十一　水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条の二第一項の指定を取り消すことができる。

一　第二十五条の三第一項各号に適合しなくなつたとき。

二　第二十五条の四第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三　第二十五条の七の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　第二十五条の八に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従つた適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。

五　第二十五条の九の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。

六　前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

七　その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

八　不正の手段により第十六条の二第一項の指定を受けたとき。

２　第二十五条の三第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第四節　指定試験機関

（指定試験機関の指定）

第二十五条の十二　厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、給水装置工事主任技術者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

２　指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

○水道法施行令(昭和三十二年十二月十二日政令第三百三十六号)（抄）

(給水装置の構造及び材質の基準)

第五条　法第十六条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

一　配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から三十センチメートル以上離れていること。

二　配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

三　配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

四　水圧、土圧その他の荷重に対して充分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

五　凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

六　当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

七　水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

２　前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、厚生労働省令で定める。

○水道法施行規則(昭和三十二年十二月十四日厚生省令第四十五号)　(抄)

第二節　指定給水装置工事事業者

(指定の申請)

第十八条　法第二十五条の二第二項の申請書は、様式第一によるものとする。

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　法第二十五条の三第一項第三号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

二　法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し

３　前項第一号の書類は、様式第二によるものとする。

第十九条　法第二十五条の二第二項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　法人にあつては、役員の氏名

二　指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所(第二十一条第三項において単に「事業所」という。)において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第二十五条の五第一項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状(以下「免状」という。)の交付番号

三　事業の範囲

(厚生労働省令で定める機械器具)

第二十条　法第二十五条の三第一項第二号の厚生労働省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

一　金切りのこその他の管の切断用の機械器具

二　やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

三　トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

四　水圧テストポンプ

(給水装置工事主任技術者の選任)

第二十一条　指定給水装置工事事業者は、法第十六条の二の指定を受けた日から二週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

２　指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至つたときは、当該事由が発生した日から二週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

３　指定給水装置工事事業者は、前二項の選任を行うに当たつては、一の事業所の給水装置工事主任技術者が、同時に他の事業所の給水装置工事主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の給水装置工事主任技術者が当該二以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて特に支障がないときは、この限りでない。

第二十二条　法第二十五条の四第二項の規定による給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出は、様式第三によるものとする。

（給水装置工事主任技術者の職務）
第二十三条　法第二十五条の四第三項第四号の厚生労働省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。
一　配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
二　第三十六条第一項第二号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
三　給水装置工事（第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

（免状の交付申請）
第二十四条　法第二十五条の五第一項の規定により給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第四による免状交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面）
二　第三十三条の規定により交付する合格証書の写し

（免状の様式）
第二十五条　法第二十五条の五第一項の規定により交付する免状の様式は、様式第五による。

（免状の書換え交付申請）
第二十六条　免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面）を添えて、厚生労働大臣に免状の書換え交付を申請することができる。
２　前項の免状の書換え交付の申請書の様式は、様式第六による。

（免状の再交付申請）
第二十七条　免状の交付を受けている者は、免状を破り、汚し、又は失つたときは、厚生労働大臣に免状の再交付を申請することができる。
２　前項の免状の再交付の申請書の様式は、様式第七による。
３　免状を破り、又は汚した者が第一項の申請をする場合には、申請書にその免状を添えなければならない。
４　免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失つた免状を発見したときは、五日以内に、これを厚生労働大臣に返納するものとする。

（免状の返納）
第二十八条　免状の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する死亡又は失そうの届出義務者は、一月以内に、厚生労働大臣に免状を返納するものとする。

（変更の届出）
第三十四条　法第二十五条の七の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　法人にあつては、役員の氏名

三　給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

２　第二十五条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。

一　前項第一号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し

二　前項第二号に掲げる事項の変更の場合には、様式第二による法第二十五条の三第一項第三号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

（廃止等の届出）

第三十五条　法第二十五条の七の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から三十日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から十日以内に、様式第十一による届出書を水道事業者に提出しなければならない。

（事業の運営の基準）

第三十六条　法第二十五条の八に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　給水装置工事（第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第二十五条の四第一項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第二十五条の四第三項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

二　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

三　水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

四　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

五　次に掲げる行為を行わないこと。

イ　令第五条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。

ロ　給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

六　施行した給水装置工事（第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第一号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から三年間保存すること。

イ　施主の氏名又は名称

ロ　施行の場所

ハ　施行完了年月日

ニ　給水装置工事主任技術者の氏名

ホ　竣工図

ヘ　給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

ト　法第二十五条の四第三項第三号の確認の方法及びその結果

健水発第０３２１００１号
平成２０年３月２１日

各厚生労働大臣認可水道事業者　殿

厚生労働省健康局水道課長

給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について

民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成８年法律第 107 号）により改正された水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「水道法」という。）により、給水装置工事主任技術者の国家資格を創設するとともに、統一化、明確化された指定要件の下、給水装置工事事業者を指定する制度を法定する、給水装置工事に関する規制緩和が行われたところである。

改正後の水道法の施行から 10 年を経過したことから、有識者による検討会及び厚生科学審議会生活環境水道部会において、施行の状況について検討、審議を行い、現行制度が水道の適正を確保する上で重要な役割を果たしていると評価された一方、改善を要する課題が示され、その解決の方向が取りまとめられた。

貴職におかれては、下記に示した課題と解決の方向を踏まえて所要の措置を講じ、給水装置工事事業者の指定制度をより適正に運用いただくようお願いする。

記

１．指定給水装置工事事業者に対する講習・研修の実施

給水装置工事の施行に当たっての手続きや工事上の条件、事業に変更等があった場合の水道事業者への届出など、指定給水装置工事事業者の遵守事項に的確な対応がなされていない事例等がみられることから、指定給水装置工事事業者による適正な給水装置工事の施行の確保に資するため、水道事業者においては、必要に応じて水道事業者間の連携を図りつつ、指定を行った指定給水装置工事事業者の代表者（ここでは、自社内の周知や教育を適切に実施できる者をいう。）に対して必要な情報の提供等を行う講習・研修を定期的に実施するよう努め、その実施に合わせ、水道法第 25 条の７に基づく指定給水装置工事事業者からの届出に遺漏がないか等の確認にも努められたいこと。こうした講習・研修に含まれるべき内容としては、次の事項が挙げられる。

⑴水道法令における給水装置に関連する規定の再確認
⑵給水装置に関連する行政や法令の動向に関する情報
⑶給水装置に関する事故事例と防止のための留意事項
⑷需要者への給水装置の維持管理等に関する普及啓発の実施に関する事項
⑸水道事業者から需要者に提供する指定給水装置工事事業者の情報に関する事項
⑹水道事業者が定める配水管の分岐から水道メーターまでの工事上の条件の改定情報

なお、社団法人日本水道協会において、水道事業者における円滑な講習・研修の実施に寄与するため、講習・研修用のテキストの作成等が行われているので、必要に応じ活用されたい。

２．給水装置工事主任技術者等に対する研修の実施

給水装置工事主任技術者をはじめ給水装置工事に従事する者の技術力の低下を懸念する指摘がみられることから、給水装置工事主任技術者等の給水装置の施行技術の向上を図るため、指定給水装置工事事業者において、水道法第 25 条の８及び同法施行規則第 36 条第４号の規定に従い、給水装置工事主任技術者等が進展した施行技術等の習得を行える研修の機会が適時確保されることが必要である。水道事業者においては、指定給水装置工事事業者が外部機関の研修会への参加等による給水装置工事主任技術者等の研修の機会を適切に確保するよう、助言、指導に努められたいこと。こうした研修に含まれるべき内容としては、次の事項が挙げられる。

⑴給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報
⑵給水装置の事故事例と対策技術
⑶給水装置の故障・異常の原因と修繕工事法
⑷給水装置工事主任技術者の職務と役割

なお、財団法人給水工事技術振興財団において、給水装置工事主任技術者等に技術情報の提供等のため研修が行われるので、申し添える。

３．需要者のニーズに応じた指定給水装置工事事業者に関する情報の提供

指定給水装置工事事業者に関する情報の不足に起因し、需要者が給水装置の修繕工事を依頼する際等に問題が生じた事例が報告されていることから、水道事業者としての公共性に留意した上で、需要者が工事を依頼する指定給水装置工事事業者を選定する際の参考となる情報を理解しやすい形式、入手しやすい方法で提供するよう努められたいこと。なお、当職においても、こうした情報提供に当たっての参考例について検討を進めており、取りまとまり次第、各水道事業者等に送付することとしている。

４．指定給水装置工事事業者の取消しの処分基準の整備

指定給水装置工事事業者の指定取消しについては、水道事業者においてあらかじめ処分

基準を定め、これに従い指定取消しを行うよう求めているところであるが、水道事業者によって処分基準が大きく異なることは適当ではないため、標準的な処分基準例の提示を求める指摘がある。水道事業者等からのこうした指摘を踏まえた標準的な処分基準例が社団法人日本水道協会によって作成されており、これらも参考としつつ、必要に応じ処分基準の見直し等を行い、指定給水装置工事事業者の指定の取消し当たってはその公平な実施に努められたいこと。

５．各主体からの啓発・広報活動の充実

給水装置の維持管理の責任区分や重要性、指定給水装置工事事業者制度の趣旨や概要など、需要者が知っておくべき情報に関して、水道事業者はじめ、給水装置の工事事業者や製造者における啓発・広報活動の充実、積極的な情報発信が求められるところであり、水道事業者においては、水道法第 24 条の２及び同法施行規則第 17 条の２第５号に基づき、需要者に対して定期的に情報の提供を行われたいこと。

６．適切な配管技能者の確保

水道法施行規則第36条第２号に規定する、配水管から分岐して給水管を設ける工事等の施行における「適切に作業を行うことができる技能を有する者」については、平成９年８月11日付け衛水第217号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知の第４の５の(2)により、「配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の配水管から給水管を分岐する工事に係る作業及び当該分岐部から水道メーターまでの配管工事に係る作業について、配水管その他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう、適切な資機材、工法、地下埋設物の防護の方法を選択し、正確な作業を実施することができる者」としているところであり、具体的には、水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）、職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士及び同法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者、財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程を修了した者等が想定されるが、いずれの場合も、配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の経験を有している必要がある。水道事業者においては、配水管の分岐部から水道メーターまでの工事を施行する場合に「適切に作業を行うことができる技能を有する者」が適切に従事または監督を行うよう、指定を行った指定給水装置工事事業者に対する助言、指導に努められたいこと。

なお、水道事業者が、配水管の分岐部から水道メーターまでの配管作業に従事する者の要件として、上記の内容を供給規程等に盛り込むことについては差し支えないが、特定の資格を有しているか否かではなく、実際に必要な技能を有しているか否かにより判断すべきものであるので、その運用にあたっては、特定の有資格者に限定することのないよう留意されたいこと。

また、「適切に作業を行うことができる技能を有する者」を養成するための機会を引き続き確保し、その養成確保により、配管工事に従事する者全体の技能の確保・向上につなげることが求められることから、水道事業者においては、指定給水装置工事事業者に対し社内でも技能養成の機会の確保に努めるよう助言、指導されたいこと。

９　第２回 検討会会議資料

第２回 指定給水装置工事事業者制度に係る検討会

会　議　資　料

（平成２７年度厚生労働省受託）

第２回 指定給水装置工事事業者制度に係る検討会

議事次第

１．日　時　平成２７年６月２３日（火）１３時００分～１５時００分

２．場　所　日本水道協会８階　第４会議室

３．議　題
（１）第１回指定給水装置工事事業者制度に係る検討会議事概要について
（２）指定事業者制度の解決すべき課題の設定と解決の方向性の検討について
（３）その他

４．配布資料
資料１　第１回指定給水装置工事事業者制度に係る検討会議事概要
資料２　指定事業者制度の解決すべき課題と解決の方向性（たたき台）

５．参考資料
参考資料１　給水人口別指定事業者数
参考資料２　指定給水装置工事事業者制度（確認）
参考資料３　平成 19 年検討会による具体的対策の実施状況
参考資料４　解決の方向性に関連した意見（抜粋）
参考資料５　平成 19 年指定給水装置工事事業者制度に関する検討会報告書
参考資料６　指定給水装置工事事業者制度に係る実態調査結果（第１回検討会資料４）
参考資料７　健水発第 0321001 号「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」（平成 20 年３月 21 日 水道課長通知）（第１回検討会参考資料４）
参考資料８　「給水装置工事事業者研修テキスト 2013」（平成 19 年 11 月 9 日初版発行 日本水道協会）抜粋
参考資料９　「給水装置工事の適切な施工とトラブルの防止について」（平成 21 年６月 17 日 水道課事務連絡）抜粋
参考資料 10　「指定給水装置工事事業者制度に関する要綱例等の送付について」（平成 19 年 11 月 15 日発出 日本水道協会）抜粋
参考資料 11　「給水装置工事の適正な施行について」（平成 23 年８月 30 日 水道課事務連絡）
参考資料 12　水道法関連条文（第１回検討会参考資料３）

平成27年度厚生労働省受託
第2回 指定給水装置工事事業者制度に係る検討会　座席表

平成27年6月23日（火）
13時～15時

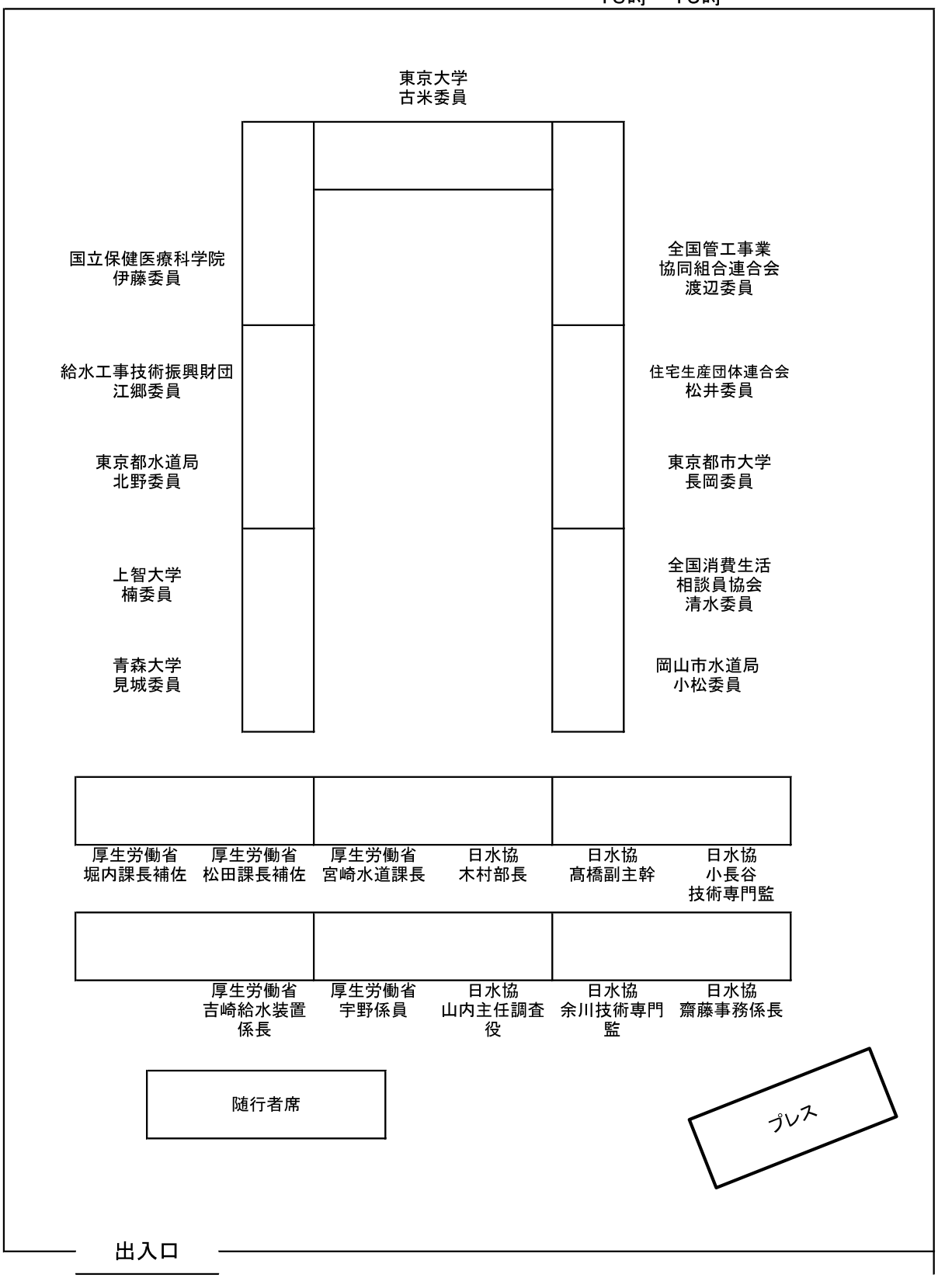

資料　1

平成 27 年 6 月 23 日
指定給水装置工事事業者制度
に係る検討会

第 1 回　指定給水装置工事事業者制度に係る検討会議事概要

平成 27 年 5 月 25 日　14 時 30 分～17 時 00 分
日本水道協会 7 階第一会議室

１．出席者に関する主な事項

委員全員が出席

２．指定給水装置工事事業者制度に係る検討会の設置及び運営について

・資料 1 により検討会設置の趣旨、運営について説明（事務局）
・座長等の選任
　座長：古米委員、座長代理：伊藤委員

３．検討会の全体スケジュール及び検討内容案について

・資料 2 により全体スケジュール及び検討内容について説明（厚生労働省）

４．指定給水装置工事事業者制度の概要について

・資料 3 により指定給水装置工事事業者制度の概要について説明（厚生労働省）

５．指定給水装置工事事業者制度に係る実態調査結果について

・資料 4 により指定給水装置工事事業者制度に係る実態調査（アンケート）結果について説明（事務局）

（委員からの意見等）

・P1「指定事業者制度を実施している水道事業者」について、指定事業者制度を実施していない水道事業者が、どのように給水装置工事を実施しているかを調査する。
・P2「指定事業者数の推移」について、水道統計などを参考に給水人口別の指定事業者数の表を作成する。

６．指定給水装置工事事業者制度の具体的な問題点の把握と整理について

・資料 5 により本検討会における論点（それぞれの視点による問題点と発生要因の整理）及びアンケートに基づく問題事例と問題発生要因の例（たたき台）について説明（事務局）

（委員からの主な意見等）

① 水道事業者の視点

・全国一律の指定要件を定めた指定事業者制度については、差異の無い技術提供が受け

られる土台ができた点、お客様が統一的な技術力を前提に指定事業者を自由に選ぶことができるようになった点について評価できる。
・指定事業者数の激増により、実態把握が困難であるとともに、実働が少ない指定事業者も見受けられる。また、お客様トラブル、重大な過失等は依然として存在している。
・違反行為や苦情に対して、度々指導は行っているが、お客様へ誠実に対応をしない、改善指導に応じない事業者も一部存在する。
・現行制度ができる前は、各地域独自の厳格な資格基準で運用がなされていたが、現行制度を一律としたために、お客様トラブル・事故が発生するなどの弊害が出ている。
・主任技術者、指定事業者の資質の向上、技術力の向上が必要である。
・指定事業者に求められる資質として、倫理観のようなものが必要である。
・今後の水道現場の高齢化を危惧し、若手従事者、新規業者の育成策を練らなければならない。
・研修会の参加義務など研修会のあり方に関する議論や、指定の更新制度の導入に関する議論を深めていくべきである。
・指定事業者制度を運用していく中で、継続的に適宜是正を行っていくべきである。

② 水道工事業者（指定事業者）の視点
・数は非常に少ないが、重大な過失として、クロスコネクションの他に、工業用水管や下水道管に誤ってせん孔したという事例がある。このような事故が実際に起きているということは、適正な技術力を有していない指定事業者が存在するということである。
・区域外の指定事業者については、実際常駐していない場合も多いので、工事後のアフターケアをしない事業者や、連絡がとれなくなる事業者も存在するようである。
・新設工事はできても、修繕工事を敬遠する指定事業者も存在するようである。お客様側は、すべて対応してもらえるという認識にあると想定され、問題のように感じる。
・水道事業者が実施する講習会に度々参加しない、明らかに営業実態がないのに仕事の依頼があった時のために指定をとっておく事業者も存在するようである。
・工事事業者の指定は、全国どこでも一定の条件が整えば、届出で済んでしまう状況にあることから、非常に数が多くなり、トラブルや事故などが多いのだと感じている。
・指定事業者には、法律上は主任技術者がいれば良いが、配水管から分岐して給水管を設ける場合等においては、技能を有するものを従事させることも定められており、指定事業者には、これを適切に取り入れるべきである。
・指定事業者にしても、主任技術者にしても一回とったらそこで終わりとしてはいけない。両者とも一定の段階で能力を確認する仕組みが必要である。
・工事事業者の指定条件である主任技術者の配置について、名義貸し工事や主任技術者の兼任の状況をチェックするためにも更新制度が必要である。
・指定事業者だけではなく、主任技術者の再講習が必要である。
・多くの水道事業者が、指定事業者のリストを公表しているが、電話がつながらない等の状況がある限り、質の高い情報をお客様に提供することは難しいと感じている。

③ 建築工事業者の視点

・ハウスメーカー内で、水道の関係で困った事例があるのか問い合わせたが、大きな問題は無かった。これは、継続的にお願いしている指定事業者が多く、新規の指定事業者にお願いすることが少ないからであると考えられる。
・お客様から直接何か問題や指摘があった際には、まずハウスメーカーあてに来ることが多く、そこから、指定事業者にお願いしている。そのため、多くのハウスメーカーでは、仮に指定事業者が廃業しても、別の指定事業者を手配する。
・今後は、給水装置工事を申請するにあたり、どのような工事が申請の対象となるのか整理した方が良い。

④ 水道利用者の視点

・第 41 回国民生活動向調査によると、トラブルが発生した場合、消費生活センターなど行政の窓口に相談したり伝えたりした割合は、2.8%となっており、実際に行政の窓口などに寄せられる相談・苦情件数はわずかに過ぎない。
・消費者が、適正な業者を選べるような消費者力をつけなければならない。そのためには、啓発が必要である。
・指定給水装置工事事業者という名称が、各水道事業者があたかも信頼できる事業者と認定しているような印象を与えており、お客様の誤解を招いている。

7．今後の予定、進め方について

・第 2 回は、平成 27 年 6 月 23 日（火）13 時に開催する。
・事務局において、本日配付資料に今回の検討会での意見を反映させて整理し、次回提出する。
・平成 19 年開催の検討会で挙げられた問題点とそれに対するこれまでの取組を整理する。そのうえで今回挙げられた問題を踏まえて、これまでの取組を評価してみる。
・今後は誰が主体でどのように取組み、関係者がどのように連携すれば課題解決につながっていくのかといった視点も重要になってくる。
・スケジュール感をもって、短期間で実行可能なもの、長期的に取り組むものなどを今後選別していく。

（以上）

指定事業者制度の解決すべき課題と解決の方向性（たたき台）

資料　2
平成 27 年 6 月 23 日
指定給水装置工事事業者制度に係る検討会

	具体的な問題事例	主に考えられる問題の発生要因	解決すべき課題と解決の方向性（※：H19 年検討会による具体的対策と実施状況等）
①不明事業者	●約４割の水道事業者が、不明事業者を把握していない。 ●不明事業者は把握されているだけでも３千者存在。 ●連絡不通が判明した場合でも、対応していない水道事業者が約３割存在。 ●不明事業者の処分については、連絡がとれないため処分できない、事務手続き（所在確認、聴聞会や違反行為審査委員会の開催等）に多くの労力を必要とするといった意見がある。 ●水道利用者には、連絡不通による業者再選定の負担の他に不安やイライラ感などを与え、特に漏水等の急を要する際には増大すると考えられる。 ●水道事業者にとっては、自ら指定を行った事業者が連絡不通となることで、苦情につながるなど水道利用者からの信頼を損なう。 ●指定事業者に対し、種々の指導や制度改正の通知等を発出することができず、指定事業者の資質の確保に支障がでること等が懸念される。	**【制度上によるもの】** ●不明事業者を容易に排除できない。（処分に係る業務量が膨大、区域外事業者の把握が困難等） **【水道事業者側によるもの】** ●水道事業者の指定事業者管理不足 ●不明事業者を排除（処分）するための組織体制整備が困難、処分の煩雑さによる業務量の増加、人員の不足（特に中小規模の水道事業者）。 **【指定事業者側によるもの】** ●法令等（届出義務や処分基準等）の理解不足（変更届の未提出）	**不明事業者の排除** ***◎不明事業者を適切に排除するにはどうしたら良いか。*** ※指定事業者に対する講習・研修の実施（講習等に併せた届出の遺漏等の確認） ・水道事業者の講習実施率：45.5% ・指定事業者不参加率：42.1%
②違反行為	●無届工事や基準不適合材料の使用等の違反行為は、水道事業者が把握しているだけでも 1,740 件発生。（氷山の一角） ●影響が大きいクロスコネクションや誤分岐等の重大な違反行為や虚偽申請等の悪質な違反行為が依然として発生。	**【制度上によるもの】** ●容易に処分できない。（行政手続法に則った聴聞等、業務量が膨大） ●指定事業者のモラルや技術力の確認が十分に行えない。（技術力や実績の証明、継続的な実態の確認等がない） **【水道事業者側によるもの】** ●処分が適切に行われていない。（非常に多くの労力と人員が必要） ●指導監督が適切に行われていない。 ●主任技術者に対する研修機会の確保や「技能を有す者」の配置の指導・助言が行われていない。 **【指定事業者側によるもの】** ●一部の指定事業者及び主任技術者の法令等の知識やモラル、技術力が低い。 ●主任技術者や給水装置工事の従事者に対し研修の機会を確保していない。 ●「技能を有す者」として適した従事者を配置していない。	**違反行為の減少・抑制** ***◎違反行為を減少・抑制するにはどうしたら良いか。***
③苦情	●水道事業者に寄せられた水道利用者からの苦情件数は 4,864 件。 ●苦情内容については、「連絡不通」「対応が遅い、悪い」「費用が高額」等が多い。 ●指定事業者の漏水調査や修繕に関する技術力の不足による苦情もある。 ●国民生活センター、消費生活センター等に寄せられた水道工事や水道等の修理サービスに関する消費生活相談は約 1,000 件で横這い。※（行政窓口に相談等する割合 2.8%：第 41 回国民生活動向調査より）	**【制度上によるもの】** ●指定事業者のモラルや技術力の確認が十分に行えない。（技術力や実績の証明、継続的な実態の確認等がない） ●主任技術者の現場経験が不足。（受験資格が実務経験 3 年の証明のみ） ●不明事業者を容易に排除できない。（処分に係る業務量が膨大、区域外事業者の把握が困難等） **【水道事業者側によるもの】** ●指定事業者に係る水道利用者への情報提供不足（不明事業者や修繕対応可能な指定事業者、給水装置の維持管理や指定事業者制度の概要） **【指定事業者側によるもの】** ●一部の指定事業者及び主任技術者のサービス意識やモラル、技術力が低い。 **【水道利用者側によるもの】** ●「指定事業者」というだけで信頼できる事業者と認識。 ●消費者の給水装置に係る知識不足。	**苦情の減少・抑制** ***◎苦情を減少・抑制するにはどうしたら良いか。***
④処分	●指定事業者の処分基準は４割の水道事業者で未作成。 ●違反行為に対し処分を行った割合は６割に止まっている。 ●不利益処分である指定取消し等は、行政手続法に則った聴聞会の設置等、水道事業者の業務量が非常に増加するが、職員も減少しており、対応が困難。 ●処分のうち、指定取消しや指定停止に至った割合は１割強に止まり、口頭注意や文書注意による処分が多い。	**【制度上によるもの】** ●容易に処分できない。（行政手続法に則った聴聞等、業務量が膨大） **【水道事業者側によるもの】** ●処分基準が整備されていない（日水協作成の標準的な処分基準例等が十分活用されていない） ●処分するための組織体制整備が困難、処分の煩雑さによる業務量の増加、人員の不足（特に中小規模の水道事業者）。	**適切な処分の実施** ***◎適切に処分を実施するためにはどうしたら良いか。*** ※水道事業者における指定取消し等の処分基準の整備 ・処分基準整備率：65.2% ・処分実施率：57.6%
⑤講習会	●講習会を実施していない水道事業者は全体の半数以上（54.5%）。 ●講習会を実施していても４割強の指定事業者が不参加（42.1%）。	**【制度上によるもの】** ●指定事業者に対する講習会の実施及び参加に強制力がない。（実施：水道事業者、参加：指定事業者） ●主任技術者に対する講習会の実施及び参加に強制力がない。（実施：指定事業者、参加：主任技術者） **【水道事業者側によるもの】** ●講習会開催に係る水道事業者の負担が大きい。（開催費用のほか、会場確保、資料準備等に多くの期間と労力が必要） **【指定事業者側によるもの】** ●受講の意義・効果が不明確（不参加者との区別化がない） ●指定事業者の受講の負担（時間と費用、特に指定数が多い指定事業者）	**講習・研修の充実** ***◎効果のある講習・研修を実施するにはどうしたら良いか。*** ※指定事業者に対する講習・研修等の実施 ・水道事業者の講習実施率：45.5% ・指定事業者不参加率：42.1% ※主任技術者に対する研修の実施（指定事業者に対する研修機会確保の助言・指導） ・給工財団実施の研修受講者：年平均 495 者（年最大 963 者）
⑥水道事業者の取組	●指定事業者に関する情報提供を行っていない水道事業者が１割ほど存在。 ●指定事業者の休業日や対応時間まで情報提供している水道事業者は非常に少ない（休業日 21 者、対応時間 21 者）。 ●正確な情報が利用者に提供されていない（情報が更新されていない）。 ●修繕対応の可否情報を提供している水道事業者は 4.4%と非常に少ない。 ●優良事業者制度を実施している水道事業者は全体の 3.4%と非常に少ない。	**【制度上によるもの】** ●優良事業者制度の実施について強制力が無い。 **【水道事業者側によるもの】** ●水道利用者への情報提供の重要性の認識不足（修繕に対応可能な指定事業者の情報提供等） ●水道利用者からの要望に応じた情報提供の不足 ●人員不足（優良事業者制度の実施や情報提供には多くの人員が必要）	**指定事業者に関する情報提供の充実** ***◎水道利用者へ的確な情報を提供するにはどうしたら良いか。*** ***◎水道利用者が賢くなるためにはどうしたら良いか。*** ※需要者のニーズ応じた指定事業者に関する情報の提供 ・指定事業者に関する情報提供：約９割の水道事業者で実施 ・修繕対応の情報提供：4.4%

給水人口別指定事業者数

給水人口による区分	水道事業者数	指定事業者数			水道事業者あたりの指定事業者数
		総数	給水区域内	給水区域外	
100万人以上	15	19,981	12,790	7,191	1,332
50万～100万人未満	11	6,190	3,550	2,640	563
25万～50万 〃	56	20,486	9,662	10,824	366
10万～25万 〃	144	36,837	12,162	24,675	256
5万～10万 〃	205	39,211	11,364	27,847	191
3万～5万 〃	198	30,100	7,634	22,466	152
2万～3万 〃	148	18,425	4,395	14,030	124
1万～2万 〃	257	27,408	6,222	21,186	107
0.5万～1万 〃	243	22,209	6,531	15,678	91
0.5万人未満	81	5,888	1,646	4,242	73
その他（給水人口未記入）	8	817	306	511	102
合計	1,366	227,552	76,262	151,290	167

※厚生労働省が実施したアンケート調査において、「指定事業者制度を実施している」と回答した1,366水道事業者が対象

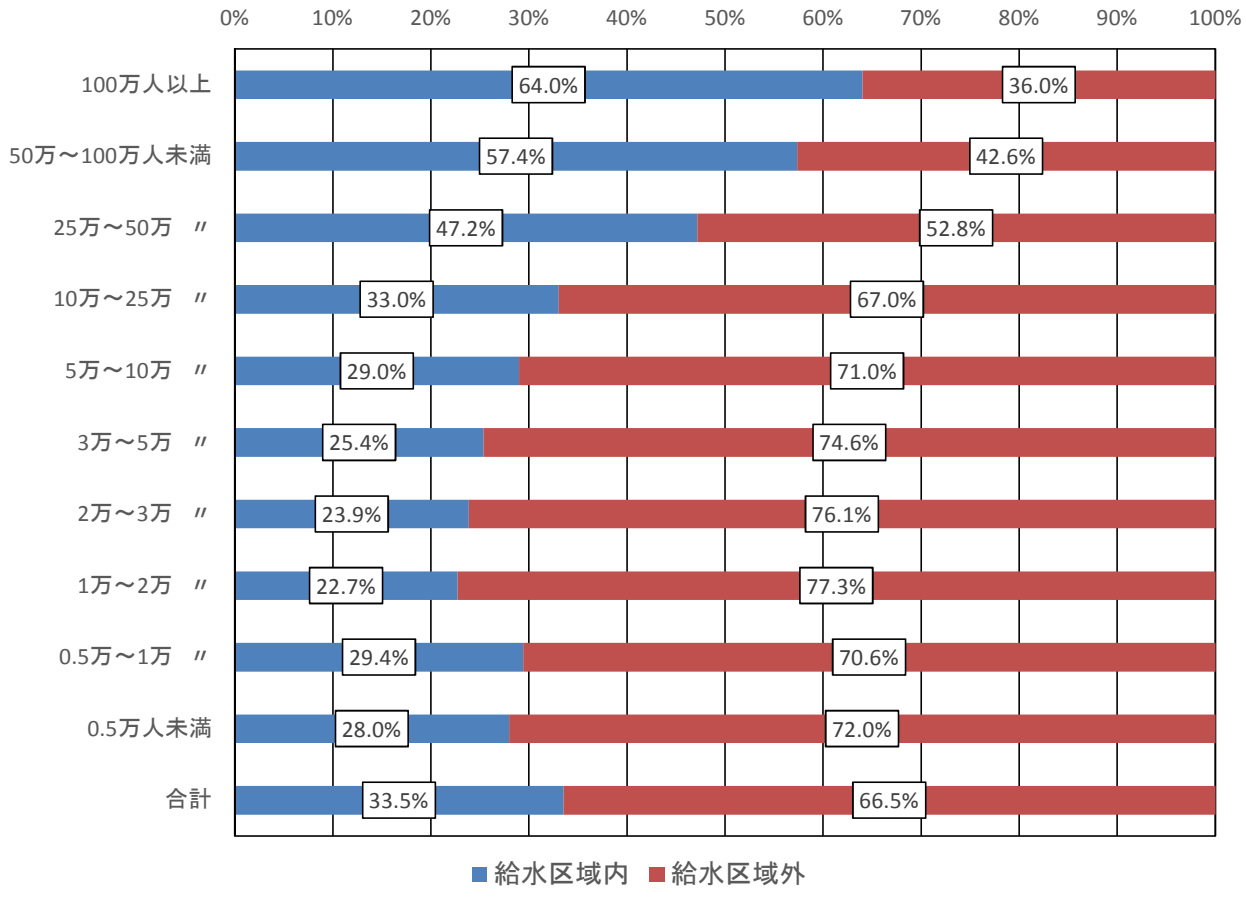

指定給水装置工事事業者制度（確認）

ほぼ全ての水道事業者で指定事業者制度を実施	99.8%で実施（上水道事業者）
水道事業者は供給規程（給水条例等）により給水装置工事は指定事業者が施行することを供給条件として規定	水道法に基づく供給条件の規定
指定事業者以外は給水装置工事を施行できない	指定事業者以外は工事の承認をしない等

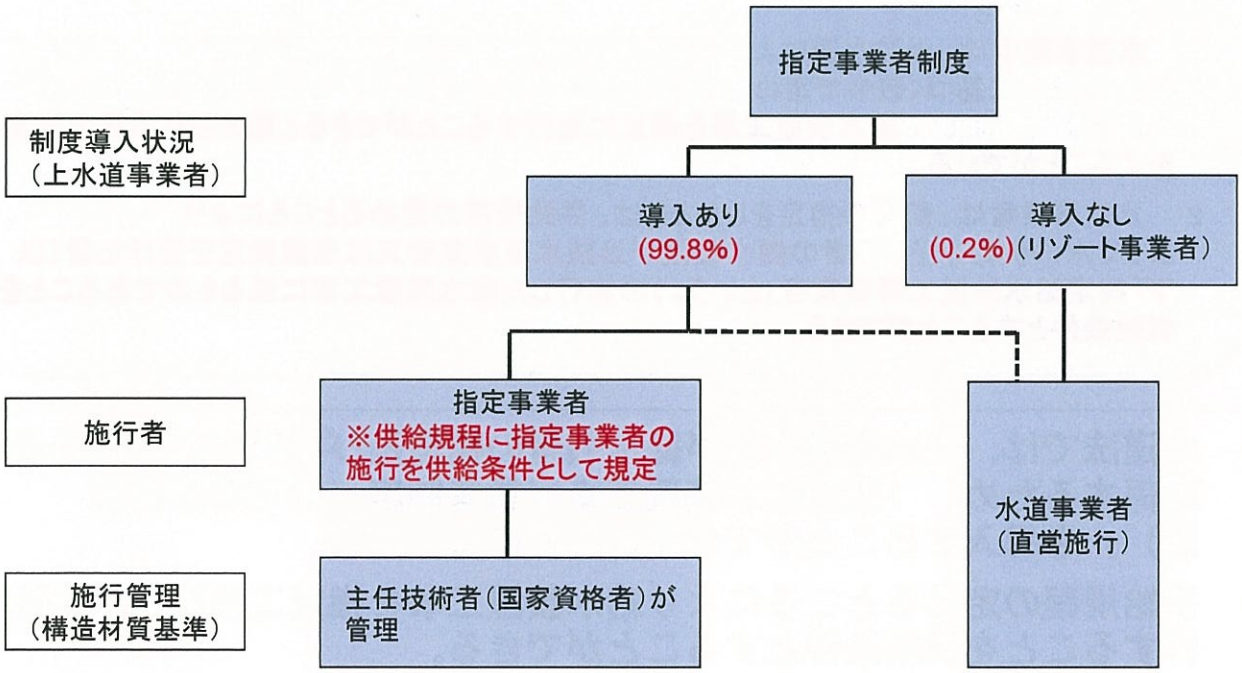

法改正前	（指定工事事業者制度の実施状況） **ほぼ全ての水道事業者において制度を実施** 各条例等による**独自の制度**により実施（指定要件、指定数等） ・上水道事業（給水人口5,000人超）：99.9％ ・簡易水道事業（〃101人超5,000人以下）：99.1％

規制緩和

平成８年法改正	（主な法改正の内容） ・指定工事事業者制度の導入（供給規程に供給条件として規定） ・全国一律の指定要件を規定 （指定工事事業者制度の実施状況） **ほぼ全ての水道事業者において制度を実施** 水道法により**統一された制度**により実施 ⇒給水装置工事の門戸開放 ・上水道事業：99.8％（H26ｱﾝｹｰﾄ 再確認後） ※当初未実施と回答した事業者6者の状況を再確認済 3者は実施、3者はﾘｿﾞｰﾄ地区で事業者（ﾘｿﾞｰﾄ会社等）が自らが施行

従来から各水道事業者において指定工事事業者制度は実施されていたが、法改正により全国統一の基準により実施されることとなった。

水道法（抜粋）

（給水装置工事）
水道法第16条の2

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができると認められる者の指定をすることができる。

2　水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

- 水道法では、各水道事業者が給水装置の構造及び材質の基準適合を確保するため、「指定給水装置工事事業者制度（指定事業者制度）」を導入することができるとしている。
- 供給規程の定めるところにより給水装置工事を指定工事事業者が施行することを供給条件とすることができる。
- 「できる」としているのは、指定事業者制度の実施を前提としているが、水道事業者の中には指定事業者制度を実施することができない特別な理由（事業者がいない等）を有する水道事業者もあるため。

供給規程（例：東京都給水条例（抜粋））

（給水装置の新設等の承認等）

第4条　給水装置の新設又は配水管若しくは他の給水装置からの分岐部分若しくは量水器の取付部分の給水管の口径の変更をしようとする者は、あらかじめ東京都水道事業管理者（以下「管理者」という。）に申し込み、その承認を受けなければならない。

（工事の施行）

第6条　給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）及び撤去の設計及び工事は、管理者又は管理者が同条第1項の指定をした者（以下「都指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

（給水契約の申込み）

第13条　水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2　管理者は、前項の申込みがあつた場合において、給水装置が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しない。

1　政令第5条に定める基準に適合していないとき。

2　第4条第1項の承認を受けていないとき。

3　給水装置の工事が、管理者又は都指定給水装置工事事業者の施行したものでないとき。

- 指定工事事業者制度を実施している水道事業者は、給水装置工事について、供給規程により指定事業者が施行することを供給条件として規定している。（指定事業者以外は給水装置工事を原則施行できない）

平成 19 年検討会による具体的対策の実施状況

参考資料　3
平成 27 年 6 月 23 日
指定給水装置工事事業者制度に係る検討会

平成 19 年検討会における検討課題と課題解決の方向（報告書　抜粋）

平成 19 年　指定給水装置工事事業者制度に関する検討会

（趣旨・目的）
・平成８年に水道法を改正し、給水装置工事事業者の指定要件を全国一律の基準として定めるなど、規制緩和を図った。
・この制度については、平成８年の水道法改正の施行後１０年を経過した時点で規制緩和の効果や施行状況について検討を加え、必要な措置を講じることとされていた。
・平成 19 年の検討会は、指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者に関する制度の施行状況を評価するとともに、現状の課題解決のための方策について検討を行った。

【検討課題】	【課題解決の方向】
① 廃止届け及び変更届の不徹底	・指定工事事業者に対する定期的研修の実施（研修実施に合わせて届出等を徹底）
② 給水装置工事の施行技術の確保・向上	・主任技術者に対する定期的研修の実施 ・主任技術者試験の試験問題について検討 →今後の課題
③ 需要者への指定工事事業者に関する情報の不足	・指定工事事業者に関する情報を提供（事業者リスト等による情報の提供方法を工夫）
④ 悪質商法に関するもの・無資格者による工事等	・情報提供や広報活動の充実、賢い消費者の育成の観点からの関係者間コミュニケーション
⑤ 指定取消に関する問題	・指定取消しに係る処分基準の整備
⑥ 給水装置工事の事業の運営上の問題	・指定工事事業者に対する定期的研修の実施 ・指定工事事業者に関する情報を提供 ・指定取消しに係る処分基準の整備 ・各主体から水道利用者への啓発・広報活動の充実 ・「技能を有する者」の明確化・周知と適切な配管技能者の確保

具体的対策

（※水道事業者宛　平成 20 年 3 月 21 日　水道課長通知）
「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」

● 指定給水装置工事事業者に対する講習・研修の実施

・水道事業者による講習等の定期的実施
・講習等に併せた届出の遺漏等の確認
(1) 水道法令における給水装置に関連する規定の再確認
(2) 給水装置に関連する行政や法令の動向に関する情報
(3) 給水装置に関する事故事例と防止のための留意事項
(4) 需要者への給水装置の維持管理等に関する普及啓発の実施に関する事項
(5) 水道事業者から需要者に提供する指定給水装置工事事業者の情報に関する事項
(6) 水道事業者が定める配水管の分岐から水道メーターまでの工事上の条件の改定情報

☆（公社）日本水道協会が研修用テキストを作成

● 給水装置工事主任技術者等に対する研修の実施

・主任技術者等の研修機会の適切な確保について指定事業者に対して助言・指導
(1) 給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報
(2) 給水装置の事故事例と対策技術
(3) 給水装置の故障・異常の原因と修繕工事法
(4) 給水装置工事主任技術者の職務と役割

☆（公財）給水工事技術振興財団が研修を実施

● 需要者のニーズに応じた指定給水装置工事事業者に関する情報の提供

・水道利用者が工事を依頼する指定事業者を選定する際に参考となる情報を理解しやすく入手しやすい方法で提供

● 各主体からの啓発・広報活動の充実

・給水装置の維持管理の責任区分や重要性、指定事業者制度の趣旨や概要について、水道事業者を含め各主体から利用者に対する啓発・広報活動の充実、積極的な情報発信

（※平成 21 年 6 月　事務連絡　「給水装置工事の適切な施工とトラブルの防止のために」）～需要者が知っておくべき給水装置に関する情報を整理し情報提供の参考例を提示～
・修繕工事に対応可能な指定事業者に関する情報提供例
・悪質商法等に関する広報事例
・クロスコネクション防止に関する広報事例等
・水質汚染等危険性の高い施設への立入調査等の措置例
・情報提供を行う際の関係法令等に係る留意点

● 指定給水装置工事事業者の取消しの処分基準の整備

・処分基準の整備・見直しと取消しの公正な実施

☆（公社）日本水道協会が標準的な処分基準例を作成

● 適切な配管技能者の確保

・法令に定める「適切に作業を行うことができる技能を有する者」が適切に従事または監督を行うよう助言・指導
・技能を有する者を養成する機会を確保

（※平成 23 年 8 月　事務連絡　「給水装置工事の適正な施行について」）～技能を有する者を供給規定等に明示する等の方策の推進～

具体的対策の実施状況

（第１回検討会資料「指定給水装置工事事業者制度に係る実態調査結果」及び検討会での意見）

● 指定給水装置工事事業者に対する講習・研修の実施

【実施状況】
●講習会は水道事業者の 45.5%で実施。（半数以上が未実施）
●講習会を実施していても 42.1%の指定事業者が不参加。
【効　果】
●講習会を実施している水道事業者では違反・苦情割合が低い。
（未実施の水道事業者に比べ、違反で約 2/5、苦情で約 1/2 の低い割合）／

● 給水装置工事主任技術者等に対する研修の実施

【実施状況】
●（公財）給水工事技術振興財団が実施する研修（e-ラーニング）の受講者数は、年平均 495 者、年最大 963 者。（H20.8～H26 年度末）

● 需要者のニーズに応じた指定給水装置工事事業者に関する情報の提供

● 各主体からの啓発・広報活動の充実

【実施状況】
●約９割の水道事業者が指定事業者に関する情報提供を実施。
●修繕工事に対応可能な指定事業者の情報提供をしている水道事業者は 4.4%。（非常に少ない）
●給水装置の維持管理の責任区分等の情報提供の状況については把握できていない。
【効　果】
●修繕工事に対応可能な指定事業者の情報提供をしている水道事業者の苦情割合が低い。（未実施の水道事業者に比べ約 1/3 の低い割合）

● 指定給水装置工事事業者の取消しの処分基準の整備

【実施状況】
●処分基準は 65.2%の水道事業者で作成。（35%は未作成）
●違反行為に対し処分を行った割合は 57.6%。

● 適切な配管技能者の確保

【実施状況】
●「技能を有する者」の資格等を供給規定等に明示している水道事業者は 356 事業者中、82 事業者（約 23%）。
※（公財）給水工事技術振興財団アンケート調査結果より（H24, H25 年調査）

参考資料　4

平成 27 年 6 月 23 日
指定給水装置工事事業者制度
に係る検討会

第１回　指定給水装置工事事業者制度に係る検討会

解決の方向性に関連した意見（抜粋）

第１回検討会議事概要及び机上配布ペーパーから抜粋したもの

水道事業者の視点

① 主任技術者、指定事業者の資質の向上、技術力の向上（より高度な技術者資格など）が必要である。
② 指定事業者に求められる資質として、倫理観のようなものが必要である。
③ 技術力向上、実態把握を兼ねた更新制度の導入に関する議論を深めていくべきである。
④ 今後の水道現場の高齢化を危惧し、若手従事者、新規業者の育成策を練らなければならない。
⑤ 研修会には参加義務が無いことについて、議論を深めるとともに、給水装置工事の施工時に関しては、十分な説明や現場での丁寧な対応は欠かせないため、研修内容は法令や施行トラブル事例にとどまらず、これまでの研修会のあり方も含めて検討すべきである。

水道工事業者（指定事業者）の視点

⑥ 指定事業者には、法律上は主任技術者がいれば良いが、配水管から分岐して給水管を設ける場合等においては、技能を有する者を従事させることも定められており、指定事業者には、これを適切に取り入れるべきである。
⑦ 指定事業者にしても、主任技術者にしても一回とったらそこで終わりとしてはいけない。両者とも一定の段階で能力を確認する仕組みが必要である。
⑧ 工事事業者の指定条件である主任技術者の配置について、名義貸し工事や主任技術者の兼任の程度をチェックするためにも更新制度が必要である。
⑨ 指定事業者だけではなく、工事の兼任状況を調査するためにも、主任技術者の再講習が必要である。
⑩ 水道利用者への情報提供について、各指定工事事業者が修繕工事に対応できるのか、土日夜間の工事依頼に対応できるのかという情報をホームページに掲載することが必要である。
⑪ 給水装置工事関連の厚生労働省の通知、事務連絡のフォローアップ（どの程度取り組まれているかの調査、再指導など）が必要である。

建築工事業者の視点

⑫ 給水装置工事を申請するにあたり、どのような工事が申請の対象となるのか整理した方が良い。

水道利用者の視点

⑬ 消費者が、適正な業者を選べるような消費者力をつけなければならない。そのためには、啓発が必要である。
⑭ 指定給水装置工事事業者という名称が、各水道事業者があたかも信頼できる事業者と認定しているような印象を与えている。

参考資料　5

平成27年6月23日
指定給水装置工事事業者制度
に係る検討会

指定給水装置工事事業者制度に関する検討会

報　告　書

平 成　19 年　9 月

目　　次

指定給水装置工事事業者制度に関する検討会委員 2

１．はじめに 3

２．指定給水装置工事事業者制度の施行状況 3
⑴ 指定給水装置工事事業者の指定等の状況 3
①給水装置工事主任技術者免状の交付
②指定給水装置工事事業者の指定
③指定給水装置工事事業者の指定の取消し
⑵ 給水装置工事の施行の状況 6
①給水装置工事の件数
②給水装置工事に関する相談件数
③給水装置工事に関する事故事例
④給水装置工事に関する違反事例
⑶ 指定給水装置工事事業者制度の施行状況の評価 8

３．指定給水装置工事事業者制度に関する課題と解決の方向 9
⑴ 改善を要する主な課題 9
⑵ 課題に対する解決の方向 11

４．おわりに 14

指定給水装置工事事業者制度に関する検討会委員

	氏　　名	所属・役職
	市川　憲良	首都大学東京大学院都市環境科学研究科教授
	伊藤　眞治	広島市水道局 配水部配水課給水装置担当課長
	伊藤　雅喜	国立保健医療科学院水道工学部 水道計画室長
	入江　登志男	（財）給水工事技術振興財団 専務理事
	大内　照明	（社）住宅生産団体連合会 建築規制合理化委員会ＷＧ座長
	見城　美枝子	青森大学社会学部教授
	高部　節子	（社）全国消費生活相談員協会
	田中　博	大阪市水道局 工務部給水担当課長
	千葉　文雄	仙台市水道局 給水部給水装置課長
	花松　真一	全国管工事業協同組合連合会 副会長
	藤村　和彦	東京都水道局 給水部副参事
座長	古米　弘明	東京大学大学院工学系研究科 附属水環境制御研究センター教授
	松明　淳	（社）日本水道協会 調査部長

（敬称略　五十音順　所属・役職は委嘱時のもの）

１．はじめに

給水装置工事事業者の指定については、平成８年以前は、水道事業者ごとに行っており、指定の基準が水道事業者ごとに異なっていたこと、また水道事業者の給水範囲内に事業所を有することなどが条件とされていたことから、新規参入を阻害するとして規制緩和要望が出されるなどしていた。

これを受け、平成８年に水道法を改正し、専門の知識と技術・経験を持つ技術者として給水装置工事主任技術者を国家資格として位置付けるとともに、給水装置工事事業者の指定要件を全国一律の基準として定め、これに基づき、各水道事業者が指定することとし、規制緩和を図ったところである。

この指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者に関する制度については、平成８年の水道法改正の施行後１０年を経過した時点で規制緩和の効果や施行状況について検討を加え、必要な措置を講じることとされており、指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者に関する制度の施行状況を評価するとともに、現状の課題解決のための方策について検討を行った。

２．指定給水装置工事事業者制度の施行状況

(1)指定給水装置工事事業者の指定等の状況

①給水装置工事主任技術者免状の交付

給水装置工事事業者の技術力確保に係る指定要件として、給水装置工事の技術上の統括者となる給水装置主任技術者となる者を事業活動の拠点である事業所ごとに置くこととされている（水道法第25条の３第１項第１号)。

平成18年度末で240,875人が給水装置主任技術者免状の交付を受けており、その内訳は経過措置講習会の修了者150,711人、給水装置主任技術者試験（国家試験）の合格者90,164人となっている（図１)。国家試験に合格して給水装置主任技術者免状の交付を受けた者は着実に増加しているものの、年間増加数としては徐々に縮小している。国家試験は、指定試験機関として(財)給水工事技術振興財団が平成９年５月に指定され、同年度より毎年度１回実施されているが、その受験者数は平成11年度の33,588人をピークに年々減少し、平成18年度は17,522人となっている。

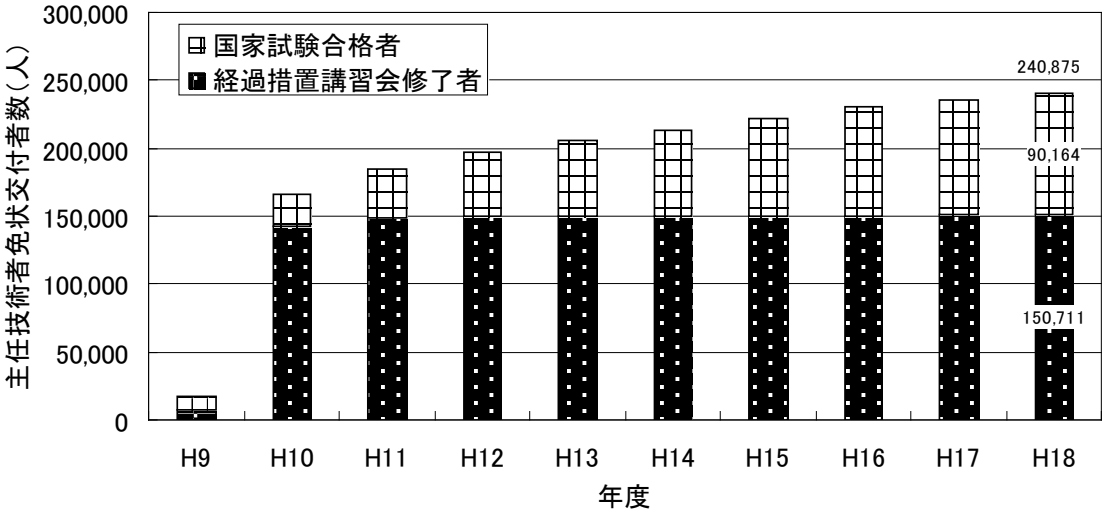

図１　主任技術者数の推移

②指定給水装置工事事業者の指定

指定給水装置工事事業者制度により全国一律の指定要件のもとで指定することとされた。指定の基準（水道法第25条の３）は、事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者（給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから選任）を置くこと（第１号)、一定の機械器具を有すること（第２号)、一定の欠格要件に該当しないこと（第３号イからホ）とされ、水道事業者はこれ以外に指定の基準を定めることができない。

これに伴い、水道法改正以前の制度下での水道指定工事店の指定数は24,965件であったが、平成16年度末の指定給水装置工事事業者の指定数は114,481件となっている（図２、平成17年度・指定給水装置工事事業者制度に関する調査（調査受託者；(社)日本水道協会）の水道事業者アンケート結果（調査対象；1,404水道事業者、調査票回答数；1,083水道事業者（回答率；約77%））による。）

指定は、当該水道事業者の給水区域内に事業所を有する工事事業者（区域内工事事業者）に対するものと、給水区域外に事業所が所在する工事事業者（区域外工事事業者）に対するものに区分できる。ほとんどの場合、事業所の所在地を給水区域とする水道事業者の指定は受けているものと見られることから、区域内工事事業者の指定数はおおよそ指定工事事業者数に相当するものと考えられるが、その数は水道法改正以前の制度下の23,426件から平成16年度末で46,820件へと約２倍に増加している。他方、同様にほとんどの場合、区域外工事事業者はその事業所の所在地を給水区域とする別の水道事業者からも指定を受けていると推測されることから、区域外工事事業者の指定数は広域的に業務展開がなされていることを表す指標となる。水道法改正以前の制度下では1,539件であり、複数の給水区域にわたって指定を受けていたものは限定されていたが、平成16年度末には67,661件と増加が著しい。

一方、水道事業者に対する調査結果（平成17年度・指定給水装置工事事業者制度に関す

る調査、及び平成18年度・指定給水装置工事事業者制度に関する調査（調査受託者；(社)日本水道協会)）によると、指定工事事業者数の増加により指定工事事業者の実態把握や必要事項の事務連絡が困難となっている等の問題が水道事業者から指摘されている。また、指定工事事業者は、事業所の名称及び所在地等に変更があったとき、給水装置工事の事業を廃止したときなどに、その旨を水道事業者に届けなければならないと、水道法25条の７に定められているが、これらの届出を水道事業者に提出しないことが多く、そのため水道事業者は指定している工事事業者の現状を把握することが困難であり、その結果、公開している指定工事事業者のリスト等に連絡のつかない工事事業者が含まれており、緊急の修繕を要する水道利用者から苦情が寄せられるなどの事例が報告されている。

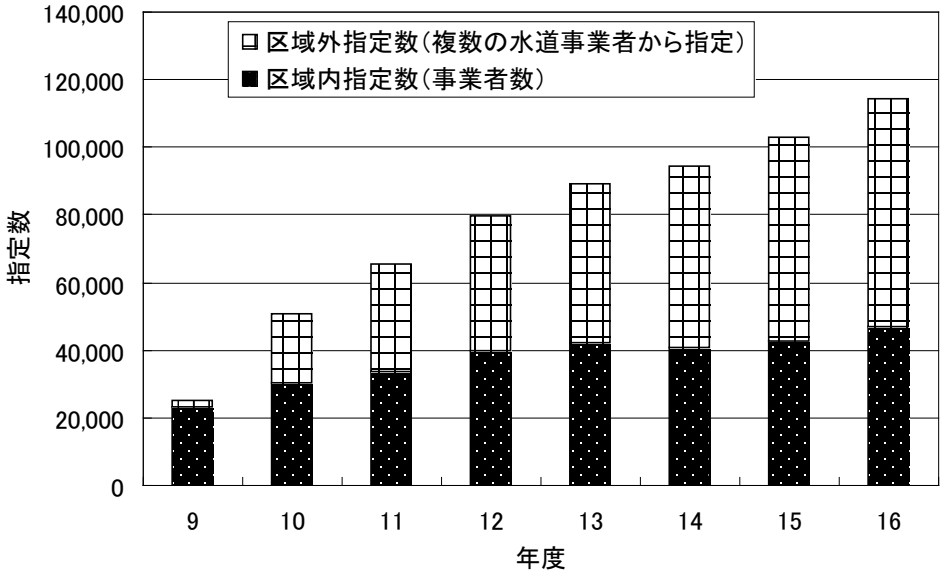

図２　指定給水装置工事事業者の指定の推移

③指定給水装置工事事業者の指定の取消し

水道法第25条の11第１項に、水道事業者は指定給水装置工事事業者の指定の取り消しをすることができる旨が規定されている。具体的な指定の取消要件は、指定の基準に適合しなくなったとき（第１号)、給水装置工事主任技術者の選任及び届出義務違反（第２号)、事業の変更等の届出義務違反（第３号)、事業運営の基準違反（第４号)、給水装置工事主任技術者の立ち会い応諾義務違反（第５号)、報告等の応答義務違反（第６号)、水道施設への機能障害（第７号）及び不正の手段により指定を受けた場合（第８号）とされている。

水道事業者に対するアンケート結果（平成17年度・指定給水装置工事事業者制度に関する調査）によると、平成10年度から16年度末までに526件の指定の取消しが行われており、指定取消しの理由としては、「水道法第25条の３第１項第３号イ～ホに定める各指定の基準に適合しなくなった」(180件)、「適正な給水装置工事の事業運営ができないと判断した」(160件)、「指定給水装置工事事業者の事業所の所在地等に変更があった旨の届出がなされ

ていなかった（もしくは虚偽の届出があった)」(69件)、「給水装置工事主任技術者が選任されていない状態となった」(54件）等が多くなっている。

(2)給水装置工事の施行の状況

①給水装置工事の件数

東京都及び日本水道協会地方支部長都市を対象とした給水装置工事件数の調査によると（調査対象水道事業者：東京都、札幌市、仙台市、横浜市、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市)、平成９年度には工事件数（新設、改造、撤去等）は約 268,600 件であり、平成 17 年度には約 311,500 件と増加している（図３)。なお、対象都市の給水人口については平成９年度が約 24,279,000 人であり平成１７年度が 25,824,000 人である。給水人口 1000 人あたりの工事件数は平成９年度が 11 件、平成 17 年度が 12 件であった。

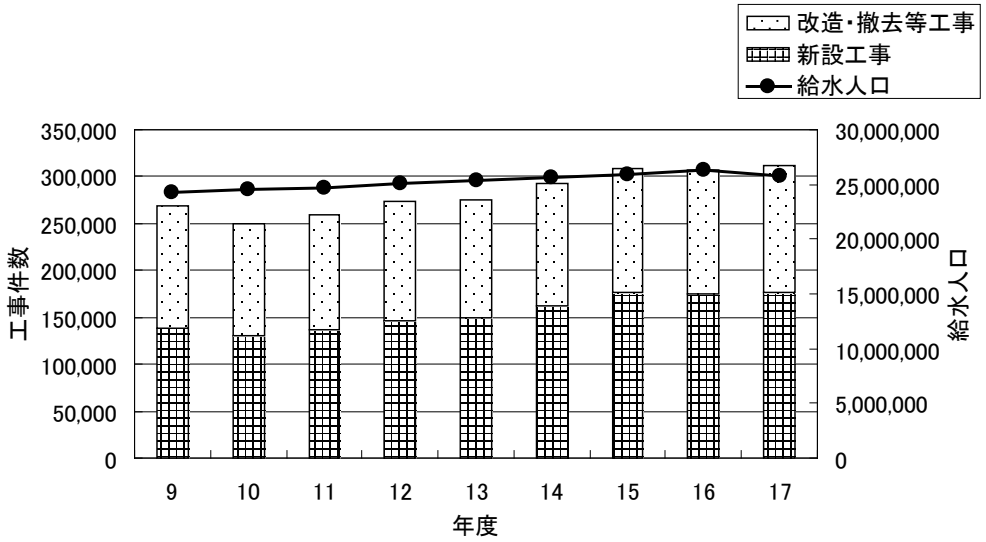

図３　　東京都及び日本水道協会支部長都市の給水装置工事件数の推移
（東京都、札幌市、仙台市、横浜市、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市）

②給水装置工事に関する相談件数

国民生活センターや全国の消費生活センターに寄せられた相談のうち、給排水設備工事、給水用具の販売・設置、浄水器等の販売・設置に関するものの件数について、平成９年度以降の推移を見ると、平成９年度にはおよそ9,600件であったが、平成15年度にはおよそ22,500件まで増加し、その後減少して平成17年度はおよそ20,000件となっている。その中で、指定給水装置工事事業者制度に関連の深い衛生設備工事については、増加が続いた後、平成14、15年度頃から約2,790～2,940件と横ばい傾向である（図４)。これらについては、排水設備工事など指定給水装置工事事業者制度に直接関係しない事例もあるものと考えられるが、給水装置工事や給水用具に関して、水道利用者（需要者）と工事事業者等との間で何らかの相談すべき事例が生じていることを表している。

また、水道事業者に寄せられた相談・苦情の事例（平成17年度・指定給水装置工事事業者制度に関する調査の水道事業者に対するアンケート結果による。）としては、「修繕工事を指定工事事業者に依頼したが断られた」、「工事費に関する金銭トラブルが増加」、「指定工事事業者としての技術力不足による施工不良等」といったことが挙げられている。修繕工事に関しては、給水装置の新設工事を専門とする工事事業者や、休日・夜間の緊急修繕に対応しない工事事業者に対する相談、苦情があることが明らかとなっている。

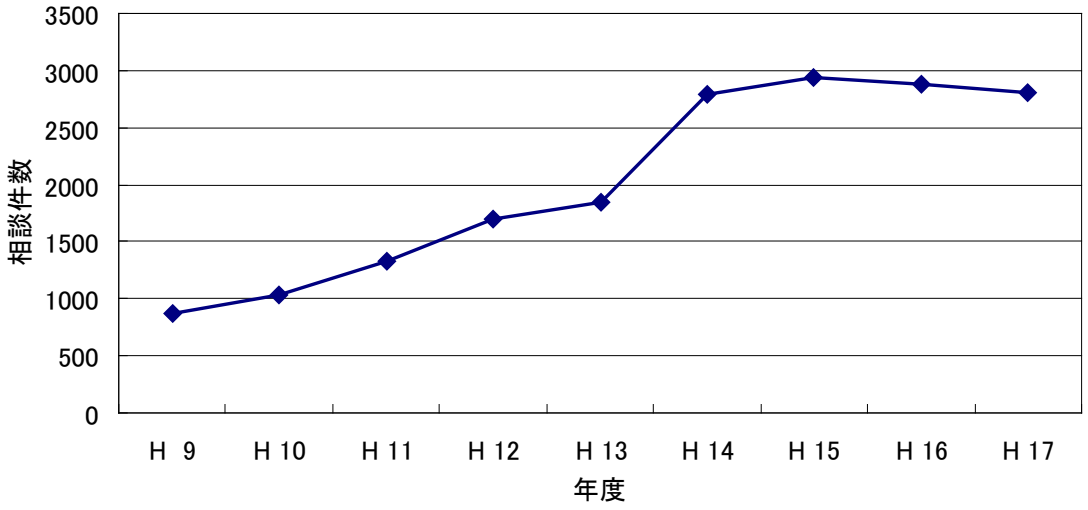

図４　衛生設備工事に関する相談件数（国民生活センター及び各消費生活センター）

③給水装置工事に関する事故事例

人の健康に重大な被害を及ぼすような事故は見られていないものの、給水装置とその他の設備との誤接合等の事故が例年数件、厚生労働省に報告されている。近年３カ年では厚生労働省へ10件の事故が報告され、すべて工業用水道管や井戸水の配水管との誤接合であった（表１）。

工事の実施者別にみると、指定給水装置工事事業者以外の者が施工したものが７件であり、いずれも供給規程で求められている水道事業者の設計審査等を受けていない無届工事であったが、指定給水装置工事事業者による無届工事も１件報告されている。指定給水装置工事事業者による他の２件については、供給規程で定められた設計審査等を経たものであったものの、埋設深さが接近していたこと、あるいは、地下埋設物の管理図面の情報が実際と食い違ったことによる水道管と工業用水道管の取り違えが原因であった。

表１　給水装置とその他の設備との誤接合等の事故

	概要	原因
平成16年度	マンションの受水槽の壁が黒いとの通報を受け、近隣を調査した結果、飲食店の給水管が井戸水から取水していた配管と誤接合されていることが判明した。黒い異物は井戸水からのマンガンであった。	飲食店経営会社の建築関係経験者が接合
平成17年度	水道水の濁りの苦情により付近の調査を行った結果、民間会社所有の工場跡地で井戸水の配水管が水道給水管と誤接合され、井戸水が配水管へ逆流していることが確認された。	民間会社が接合 無届工事
	水道水に異常があるとの通報により、調査した結果、塩分濃度の異常を確認した。周辺調査の結果、水産会社の地下水（塩分含む）用配管に給水管が接続され、地下水が配水管に逆流した。	施工業者の既設配管の確認が不十分 無届工事
平成18年度	需用者の水道水に対する臭気に対する苦情を受け、調査した結果、給水管が水道管と併走していた工業用水道管に誤接合され、最大5ヶ月間、工業用水を家庭に供給していた。	給水装置工事主任技術者が残留塩素を確認せず
	住民からの水質についての問い合わせがあり、調査の結果、塗料会社の工場内で上水道と工業用水道の給水管が接合されていることが判明した。その後、全市域の工場390事業所を調査し4事業所で工業用水との誤接合を確認した。	工場作業員による無届工事
	ある事業所から白濁した水が出るとの苦情により調査した結果、鉛管布設替工事を施工した業者が、水道管と併走していた工業用水道管に誤接合し、約半年間、工業用水を水道用水として供給していた。	管理図面の口径と、実際に埋設されていた管路の口径が異なっていた 工事完了後の残留塩素の確認を行っておらず、φ75mmより小さい管路に管路表示テープの貼り付けを未実施

④給水装置工事に関する違反事例

水道事業者に対するアンケート結果（平成17年度・指定給水装置工事事業者制度に関する調査）によると、大多数の水道事業者が違反工事の件数は制度改正前後であまり変わらないと回答している。一方、違反の内容としては、「給水装置工事の申請手続き及び現場施工管理等に関する基本的な知識の不足に起因する地域外業者の違反行為が目立つ」や「無届工事が増加」などが指摘されている。地域独特の工事事情や状況に対応していない工事事業者の問題、また給水装置の設置又は変更の手続きをきちんと行わずに工事を施行している問題の存在が明らかとなっている。

(3)指定給水装置工事事業者制度の施行状況の評価

指定給水装置工事事業者制度については、制度改正後も、ほぼ全て（99．3%）の水道事業者（平成17年度・指定給水装置工事事業者制度に関する調査）において給水装置工事事業者の指定制度が維持されており、給水装置工事の適正を確保するための仕組みとして重要な位置づけにある。制度施行以前には、水道事業者ごとに指定基準が異なり、また給水範囲内に事業所を有することなどが指定条件とされているなどのため、給水装置工事に対する広域的な事業活動の阻害や参入障害といったことが指摘されていたが、制度の施行によりこれらの状況が解消され、規制緩和の成果が十分に現れていると評価できる。

一方、給水装置工事の実施件数が極めて多いことに比べると発生件数は限定的であると言えるが、給水装置とその他の設備との誤接合等の重大な事故も報告されている。事故事

例の分析から、専門的な知識・技能を有していない者が給水装置の工事を行う危険性が示されており、給水装置工事について適切な技術を有するものが施工する必要性、給水装置工事事業者は給水装置工事が人の健康に影響を与え得る重要なものであることを認識し、継続的に技術の確保、向上に努めることの重要性が明らかとなった。また、指定取消しの状況からは、指定給水装置工事事業者が課せられた義務を果たしていないなどの事例が少なからずある実態が明らかとなっており、適正な給水装置工事の実施を確保するためには、指定制度下で水道事業者が指定給水装置工事事業者に対して一定の管理を行うことが引き続き必要である。

以上のことから、指定給水装置工事事業者の指定要件は必要最低限の要件のみを規定しているものであり、また、現行制度は安全な給水を確保する上で重要な役割を果たしているといえ、さらなる規制緩和を図ることは適切でないと考える。

制度施行後10年が経過し、指定給水装置工事事業者の果たすべき役割の重要性が明らかになってきており、工事事業者への参入緩和に伴う給水装置工事に関する様々な問題点も浮き彫りになってきている。このことから、現行の制度の下、明らかになっている問題や課題に対し関係各者において解決策を講じ、制度の改善を図りつつ運用していくことが重要である。

３．指定給水装置工事事業者制度に関する課題と解決の方向

平成１７年度、平成１８年度に実施した水道事業者、指定工事事業者、住宅メーカーに対する調査や国民生活センター及び消費生活センターへの相談事例の分析、を通じて、現行制度に対する問題が明らかとなった。本検討会において各問題を検討し改善を要する課題として整理した。整理された課題について以下に示す。

(1)改善を要する主な課題

指定給水装置工事事業者制度に直接関係するものとして以下の①から⑤が挙げられる。

① 指定給水装置工事事業者の廃止届及び変更届の不徹底

水道法第２５条の７の規定により、指定給水装置工事事業者が省令で定める事項の変更があった場合あるいは廃業した場合には、速やかに届け出ることとなっているが、現実には届出もなく移転あるいは廃業を行う指定給水装置工事事業者が多く、また、給水装置工事主任技術者の選任・解任届も出されていないことから、これに起因する様々な事例が発生している。主な問題や意見の事例としては、

ア　届出を指導しているにもかかわらず届けが出ないため、営業実態が不明となっている。

イ　指定給水装置工事事業者に関して現状調査をしたところ、相当数の未届け数を確認した事例が報告。

ウ　水道利用者（需要者）から水道事業者に対し、指定給水装置工事事業者一覧表から業者を選んでも連絡が取れない等の苦情が増加している。

エ　工事事業者に関する情報の提供を工夫してはどうか。

② 水道利用者（需要者）への指定工事事業者に関する情報の不足

新築工事の時は水道利用者（需要者）が指定給水装置工事事業者を意識することは少なく維持管理業務等修繕工事が必要になったときに、はじめて指定給水装置工事事業者を探して工事を依頼しているのが現状である。また、夜間に修繕工事を頼んだが断られた等の修繕工事に関する苦情などが出ている。

主な問題や意見の事例としては、

ア　水道利用者（需要者）はどの指定給水装置工事事業者に工事を依頼してよいのかわからない

イ　水道利用者（需要者）が修繕工事を依頼しても施工してくれない指定給水装置工事事業者がいる。

ウ　電話をしても指定給水装置工事事業者と連絡の取れない場合も多い。

エ　水道利用者（需要者）から優良な指定給水装置工事事業者を紹介してほしいとの問い合わせが増加している。

オ　業者に関する情報の提供について工夫したらどうかとの意見がある。

③ 給水装置工事の事業の運営上の問題

水道事業者に対するヒアリング調査において、給水装置工事の施工にあたっては、水道事業者に申請をしなければならないが、届出義務意識の低さから無届けによる工事が増加している。といった意見が寄せられている。

主な問題や意見の事例としては、

ア　同一の給水装置工事主任技術者が同時に複数の指定給水装置工事事業者の工事申請を行っている。

イ　給水装置工事主任技術者と雇用関係がないのに、多数の指定給水装置工事事業者から選任されている。

ウ　無届け工事によるトラブルの発生。

エ　指定給水装置工事事業者からの高額請求の発生・苦情

カ　関連法令の改正情報、分岐からメータまでの工事条件の改定情報、事故事例等の水道事業者からの連絡事項が周知されていない。

キ　「技能を有する者」に当たる者を明確にする必要がある。

④ 給水装置工事の施行技術の確保・向上

水道事業者に対するヒアリング調査等において、給水装置工事主任技術者、配管技能者の技術・技能の低下を懸念する意見が出ている。主な問題や意見の事例としては、

ア　給水装置や工法に関する最新の技術情報が周知されていない。

イ　工事申請書に添付する設計図面が書けない等、十分な技術力を保持していない。

ウ　技術の低い指定給水装置工事事業者に対する水道利用者（需要者）からの苦情。

エ　指定給水装置工事事業者によって技術・技能の差がある。技術・技能の低い業者の底上げを図る必要がある。

オ　給水装置工事主任技術者試験の問題を工夫したらどうかとの意見がある。

⑤ 指定取消に関する問題

無断で移転・廃業等を行う指定給水装置工事事業者は、水道法第２５条の１１第三項「第２５条の７の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をしたときは、指定を取

り消すことができる」の規定に従い処分が可能であるが、処分に係る手続き等の問題から、処分に対して二の足を踏む水道事業者も多い。また、処分基準が水道事業者ごとに異なることについて不公平との意見がでている

主な問題や意見の事例として

ア　指定給水装置工事事業者が、違反により指定の取消を受けても、他の市町村で営業を継続している。

イ　指定取消処分の内容が市町村ごとに異なり、同じ違反でも市町村によって処分が違うなどの不公平が生じている。

ウ　悪徳業者は処分する必要があるとの意見がある。

明らかとなった問題を整理した結果、指定給水装置工事事業者制度に直接関係しない点もあり個別の検討を要する課題として⑥から⑨が整理された。

⑥ 自己認証への不理解

構造・材質基準への適合性の認証制度（特に自己認証）の仕組みについて十分理解していない水道事業者があり、自己認証品を認めない事例がある。

⑦ 多様化する給水用具への対応

湯沸器や浄水器、トイレ等給水装置の末端で使用する給水用具の取替及び設置工事をメーカー等が実施している場合が多く、また、水道利用者（需要者）自身での取替を紹介しているところもある。また、工事内容、本体価格の割には水道事業者に納める手数料が高いために無届けとなっていることも考えられる。

また、給水用具に関するトラブルや事故等の問題もある。

⑧ お客様サービス

給水装置は水道利用者（需要者）と水道との接点となるものである。また、水道の汚染を防ぐことからも適切な工事の施行、維持管理は重要である。こうしたことも踏まえ、水道利用者に対して、きめ細かい広報活動に努める必要がある。また、ガス事業や電気事業も参考にお客様サービスを検討したらとの意見もある。

⑨ その他（悪質商法に関するもの、無資格者による工事）

主な事例としては、

ア　施工業者からの高額請求の発生・苦情

イ　不要工事を強要されたとの苦情

ウ　契約後に業者と連絡が取れない

エ　無届け工事によるトラブルの増加

(2) 課題に対する解決の方向

① 指定工事事業者、主任技術者に対する講習・研修の実施

給水装置は、人の生命、健康に直接関わる水道水の衛生に関連する施設であり、適切な給水装置工事を確保することは非常に重要である。指定給水装置工事事業者、主任技術者に定期的に研修受講の機会を与えることにより、必要な情報の取得及び

技術力の維持向上を図り、水道利用者への安全・安心な給水の確保の実現に資するとともに、併せて、廃止届け、給水装置工事主任技術者の選任・解任等の変更手続きを同時に行うなど、研修会を最大限有効に活用することが必要である。

指定を行う水道事業者からの研修ニーズ、主任技術者の技術・資質向上を図る面からの研修ニーズに対しては、これらの課題・ニーズに応えた研修プログラムの企画を図り、研修を実施することが必要である。

水道事業者においては、供給規程で指定工事事業者による給水装置工事の施行を供給条件とし、工事事業者を指定した者として、適正な給水装置工事の施行を確保するため、必要な情報提供を図ると共に、合わせて水道法25条の7に規定された届出等の確認を行うことを目的として、指定した工事事業者に対して講習を実施する必要がある。

［指定給水装置工事事業者講習の主要な内容］

- 給水装置に関する水道法令の規定（指定給水装置工事事業者制度の再確認）
- 給水装置に関連する行政・法令情報
- 給水装置の事故事例と留意事項
- 水道利用者（需要者）への普及啓発（給水装置の知識、維持管理の重要性）
- 指定工事事業者情報リスト等による水道利用者（需要者）への情報提供
- 分岐部からメータまでの工事条件の改定情報

また、主任技術者の技術力向上のための研修の機会を提供する必要があることから、水道法第25条の８及び同法施行規則第36条4号に規定されている「給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修機会を確保するよう努めること。」に基づき、工事事業者が主任技術者等の技術向上の研修機会確保に資するため、外部機関において定期的に研修の機会を提供することが必要である。

［給水装置工事主任技術者等の研修の主要な内容］

- 給水装置・給水装置工事法に関する最新の技術情報
- 給水装置事故の対策技術
- 給水装置の維持管理（故障・異常の原因と対策、修繕工事法）
- 給水装置工事主任技術者の職務と役割

② 水道利用者（需要者）のニーズに応じた指定工事事業者に関する情報の提供

水道利用者から指定給水装置工事事業者として指定を受けている事業者のリストを参照し連絡したが修繕工事を拒否された、対応が遅い、連絡がつかない、といった苦情が寄せられている。

これらのことから、水道利用者が必要としている指定給水装置工事事業者に関する情報を掲載し、利用者の便宜を図るために、水道事業者としての公共性を考慮した上での情報提供のあり方について検討することは有意義である。

③ 指定工事事業者の処分基準の整備

水道法25条の11において「水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のい

ずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。」と規定されているが、処分の考え方については、水道事業者ごとに異なっている状況である。

指定給水装置工事事業者に対する処分に際しては、あらかじめ処分基準を作成しておくこととされており、統一的な考えに基づく処分基準の提示は有意義である。また、標準的な処分基準を作成することは、指定給水装置工事事業者の健全な発展のためにも有意義であると考える。

標準的な処分基準や処分手順を提示することで、水道事業者が処分を実施する上での判断材料となるものである。こうした標準的な処分基準は、工事事業者の指定や指定の取り消しは各水道事業者が行うものであることから、水道事業者が中心となり作成、整備することが妥当であると考えられる。

④ 各主体からの啓発・広報活動の充実、情報発信

水道利用者（需要者）が給水装置を誤った方法で使用あるいは接続した場合、水質汚染など重大な事故につながる危険があり、給水装置の適切な工事施工、及び維持管理は重要である。しかし、給水装置の管理責任について水道利用者（需要者）が理解できるような情報提供が十分に行われていない可能性も高い現状である。水道法には水道事業者の情報提供が義務付けられており、給水装置等について情報提供を行うこととしている。また、水道利用者（需要者）の水道に対する信頼性確保のためにも、水道事業者から水道利用者（需要者）へ必要な情報を一層発信していくことが重要である。

水道事業者は給水装置の管理責任や給水装置工事指定工事事業者制度に関すること、悪質商法に関する情報など、水道利用者（需要者）が知っておく必要がある情報を積極的に広報するため、先進的な水道事業者の例も参考にし、広報の方法、広報事項について検討する必要がある。

また、工事事業者や給水装置の製造者からも消費者が必要とする情報を積極的に発信していくことが必要である。

⑤ 「技能を有する者」の明確化・周知と適切な配管技能者の確保

配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータまでの工事の施行にあたり、その作業に従事させるべき「適切に作業を行うことができる技能を有する者」について、その求められる技能として水道事業者等によって行われた試験や講習により資格を与えられた配管技能者や（財）給水工事技術振興財団が実施する配管技能に係る講習課程修了者などが想定される旨（ただし特定の有資格者に限定されるものではない）、水道事業者に対し周知を図る必要がある。

また、適切に作業を行うことができる「技能を有する者」を養成するための機会の確保が引き続き必要である。さらに、そうした「技能を有する者」を養成確保することにより、配管工事に従事する者全体の技能の確保・向上につなげることが求められる。

指定給水装置工事事業者制度に直接関係しない点もあり個別の検討を要するとされた個々の課題⑥～⑨に対しても、各関係者が引き続き取り組んでいかなければならない。

構造・材質基準適合品であることの証明方法の基本となる自己認証について十分理解していない水道事業者に対し、認証制度の周知を図り、適切な運用が図られるようにする必要がある。また、多様化する給水用具への対応やお客様サービスの向上、悪質商法や無資格者による工事などの問題が提起されている。これらの問題については、個別の検討を要するものもあり、各関係者はそれぞれの問題に対して引き続き取り組んでいかなければならない。適切な給水装置工事を確保するためには、給水装置工事に関わる関係各者がそれぞれの責務を果たすことが重要であり、水道利用者の果たすべき役割も大きい。適切な給水装置工事やその維持管理を確保していくためにも賢い消費者(水道利用者)の育成といった観点から、情報提供、広報活動の充実といったことも含めて、関係者間の役割を周知するようコミュニケーションを図っていくことが必要である。

４．おわりに

水道事業者、指定工事事業者、住宅メーカーに対する調査や国民生活センター及び消費生活センターへの相談事例の分析を通じて、明らかとなった現行制度に対する問題については、本検討会において問題を整理し、主な課題として整理を図り、また各課題に対する解決の方向性を示した。(参考資料１)。

給水装置は水道利用者（需要者）と水道との直接の接点であり、不適切な工事施工は水道利用者（需要者）の健康に直接影響を与え得るものである。そのため、給水装置工事に対して各関係者はそれぞれの責務を果たし、適切な給水装置工事を確保する必要がある。

参考資料２に示すように、各関係者は解決の方向性に基づき、早急に具体的な方策を実施し制度の改善を図っていく必要がある。一方、国や都道府県においても各水道事業者や関係者に対し、適切な情報の周知を図ると共に、課題の解決方策が図られるよう、必要な措置を講じる必要がある。

参考資料1

課題の整理と解決の方向

指定給水装置工事事業者制度に直接関係する課題

検討課題	具体的な問題事例	解決の方向
(1)廃止届及び変更届の不徹底	○水道事業者は届出を指導しているにもかかわらず届けが出ないため、指定工事事業者の営業実態が不明との意見 ○水道事業者が指定工事事業者の現状調査を実施したところ、相当数の未届出数を確認 ○■水道利用者から水道事業者に対し、指定工事事業者一覧等から業者を選んでも連絡が取れないとの苦情の増加 ○指定工事事業者から廃止・休止届の提出が無くては対処が難しいとの水道事業者からの意見	・指定工事事業者に対する定期的研修の実施 （研修実施に合わせて届出等を徹底）
(2)需要者への指定工事事業者に関する情報の不足	○水道利用者はどの指定工事事業者に依頼して良いのかわからない ○■水道利用者が修繕工事等の連絡をしても施工してくれない工事事業者がある ○指定工事事業者と連絡が取れない場合も多い ○■水道利用者からの優良業者に関して水道事業者へ問い合わせが増加しているが対応できていない ●指定工事事業者に関する情報の提供を工夫したらどうかとの意見	・指定工事事業者に関する情報を提供 （事業者リスト等による情報の提供方法を工夫）
(3)給水装置工事の事業の運営上の問題	○同一の主任技術者が同時に多数の工事申請を提出 ○主任技術者を普段雇用していない工事事業者を多数の市町村で指定 ○無届工事に伴うトラブル ■○業者からの高額請求の発生、苦情 ○法改正情報、分岐部からメータまでの工事条件の改定情報、事故事例等の水道事業者からの連絡事項が十分に周知されていない ●技能を有する者の位置づけの明確化が必要との意見	・指定工事事業者に対する定期的研修の実施 ・指定工事事業者に関する情報を提供 （事業者リスト等による情報の提供方法を工夫） ・指定取消しに係る処分基準の整備 ・各主体から水道利用者への啓発・広報活動の充実 ・「技能を有する者」の明確化・周知と適切な配管技能者の確保
(4)給水装置工事の施行技術の確保、向上	○給水装置・工法に関する最新の技術情報が周知されていない ○工事申請書に添付する設計図面が書けない等、十分な技術力を保持しない ●主任技術者試験の問題を工夫したらどうかとの意見 ○■技術の低い指定工事事業者に対する水道利用者からの苦情 ●工事事業者によって技術力に差がある（技術力の低い業者の底上げを図る必要がある）	・主任技術者に対する定期的研修の実施 ・主任技術者試験の試験問題について検討 →　今後の課題
(5)指定取消に関する問題	○●指定工事事業者が悪質な違反により指定の取消を受けても、他の市町村で営業を継続 ○指定取消処分等の基準が市町村ごとに異なり、同じ違反でも市町村によって処分が違うなどの不平等が生じている ●悪徳業者は処分する必要があるのではないかとの意見	・指定取消しに係る処分基準の整備

個別の検討を要する課題

(6)自己認証への不理解	○認証制度（特に自己認証）の仕組みについて十分理解していない水道事業者あり、自己認証品を認めない事例がある	・自己認証に関して水道事業者等に対し、再度周知する。
(7)多様化する給水用具への対応	○湯沸器や浄水器、トイレ等、給水装置の末端で使用する給水用具の取り替え工事を製造メーカが実施している場合が多い ○温水洗浄便座については工事内容、本体価格のわりに審査手数料が高いため、無届の場合が多い □給水用具の材質劣化に伴うトラブルが発生している	・多様化する給水用具やその材質等の実態を調査し、課題の分析、対応等の検討を行う →　今後の課題
(8)お客様サービス	●ガス事業や電気事業と比較した面からも検討したらどうかとの意見 （お客様サービス水準の違いについて）	・情報提供や広報活動の充実、その他　→　今後の課題
(9)その他（悪質商法に関するもの、無資格者による工事）	■○業者からの高額請求の発生、苦情 ■不要工事を強要されたという苦情 ■契約後に業者と連絡が取れない ○無届工事に伴うトラブルの増加	・情報提供や広報活動の充実、賢い消費者の育成の観点からの関係者間コミュニケーション →　今後の課題

●検討会委員からの意見より　■水道利用者（消費者）の相談・苦情より　○水道事業者、工事事業者等へのアンケート・ヒアリング調査より　□その他の情報

課題及び解決方策と関係者との関係

新築時における問題の発生

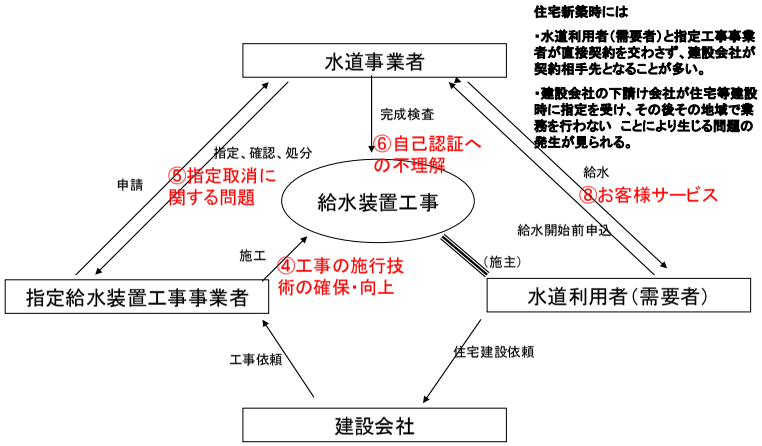

修繕・改造時における問題の発生

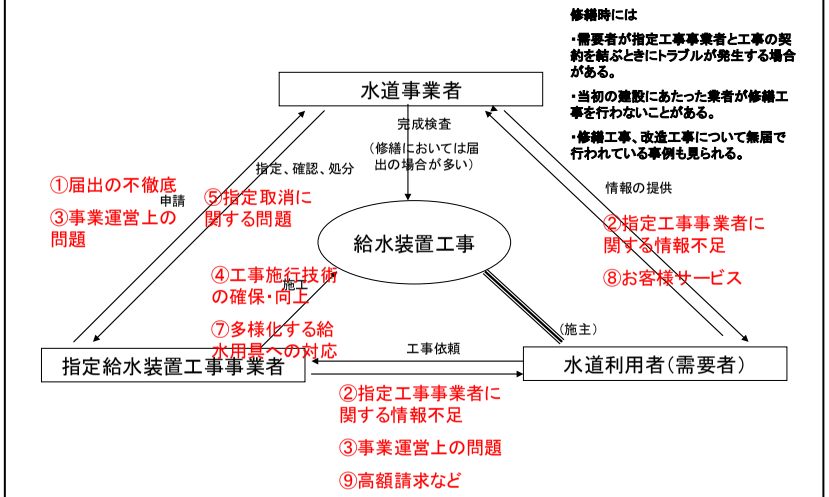

※図中に記載している①～⑨の番号は、

報告書本文中の課題番号と対応している。

課題に対する対策の関係図

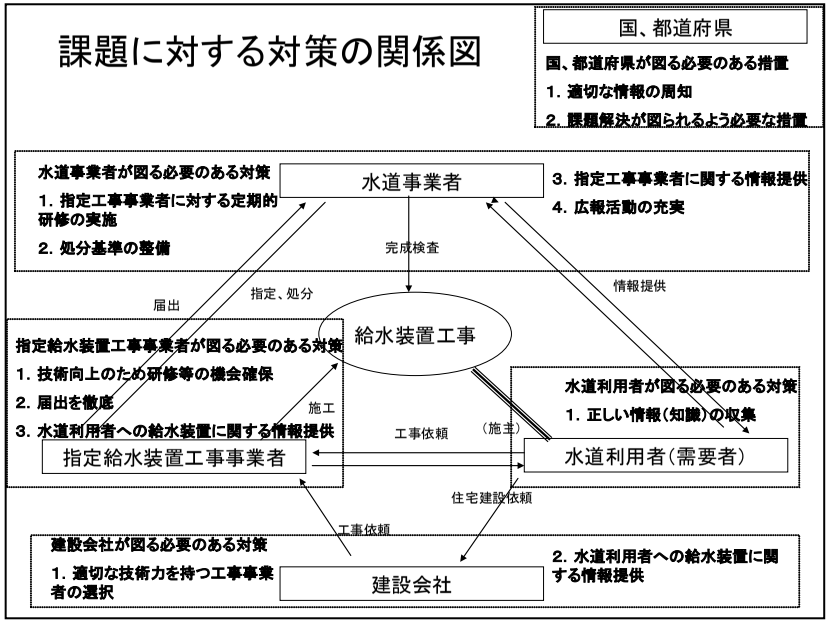

参考資料　8

平成 27 年 6 月 23 日

指定給水装置工事事業者制度に係る検討会

指定給水装置工事事業者研修テキスト

2013

公益社団法人　日本水道協会

はじめに

指定給水装置工事事業者制度については、第６回厚生科学審議会生活環境水道部会(平成19年10月開催)で行われた検討・審議において、現行制度が水道の適正を確保する上で重要な役割を果たしていると評価された一方、改善を要する課題とその解決の方向が示された。その結果を受け、平成20年３月21日付厚生労働省健康局水道課長通知「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」により、指定給水装置工事事業者に対する講習・研修の実施等、所要の措置を講じることとされた。

こうした動きに呼応して、日本水道協会では、全国の水道事業者が統一的な内容の講習・研修を行えるよう、指定給水装置工事事業者研修テキスト（平成19年11月）を作成した。

全国の水道事業者においては、この研修テキストを活用して積極的に講習・研修が展開されていたが、初版発刊後に通知された給水装置に関する行政情報や事故事例など新たな知見が集積していたことから平成22年３月に改訂を行い、指定給水装置工事事業者研修テキスト2010を発刊した。

さらに前回改訂から３年が経過し、新たな行政情報や平成24年に改訂された水道施設設計指針2012の最新の技術情報など新たな知見が集積していること、また、水道事業者等からの研修テキスト改訂に対する要望が大きくなってきたことから、今般、指定給水装置工事事業者研修テキスト2013を取りまとめたものである。

その主な改訂ポイントは、以下のとおりである。

①水道事業者が実施する講習・研修会の内容が、社内研修等により給水装置工事主任技術者や配管従事者等へ周知されるよう、給水装置に関連する水道法や指定給水装置工事事業者制度について分かりやすい記載とした。

②厚生労働省からの給水装置に関する最新の行政情報を網羅した。

③改訂された水道施設設計指針2012の内容を踏まえ、給水装置に関する最新の技術情報に関する記述を充実した。

④クロスコネクション等の事故が相次いで発生しており、さらなる啓発を図るため、事故事例の見直しを行い、最新の事故事例を追加した。

⑤近年、給水装置工事に関するトラブルや悪質商法などの被害が増加していることを踏まえ、給水装置工事に関する信頼性の向上についての記述を充実した。

今後も本研修テキストが指定給水装置工事事業者に対する講習・研修に活用され、給水装置工事事業者指定制度のより適正な運用に寄与することを期待している。

おわりに、指定給水装置工事事業者研修テキスト2013の発刊に際し、御多忙の中、執筆等に積極的にご協力いただいた委員及び関係者の方々には深く感謝を申し上げる。

平成25年３月

指定給水装置工事事業者制度の運用等に関する専門委員会

委員長　本荘谷　勇一

目　　次

1　指定給水装置工事事業者制度の概要 …… 1
1-1　給水装置の法的位置付け …… 1
1-2　指定給水装置工事事業者制度の概要 …… 1
1-3　水道事業者の役割 …… 3
1-4　指定給水装置工事事業者の役割 …… 3

2　給水装置等に関する留意事項 …… 4
2-1　給水装置の構造及び材質の基準 …… 4
2-1-1　構造及び材質基準の基本的な考え方 …… 4
2-1-2　平成 24 年９月６日に一部改正された「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」 …… 5
2-2　給水装置工事 …… 6
2-2-1　給水装置工事 …… 6
2-2-2　給水装置の計画・設計・施工 …… 6
2-3　貯水槽水道 …… 12
2-3-1　貯水槽水道に関わる権限委譲について …… 13
2-3-2　貯水槽水道の地震対策 …… 13
2-4　更生工事（参考） …… 14

3　給水装置の維持管理 …… 15
3-1　給水装置の維持管理 …… 15
3-2　給水用具の維持管理の仕組み …… 16
3-2-1　指定工事事業者（給水装置工事主任技術者）の役割 …… 17
3-2-2　水道事業者の役割 …… 17
3-2-3　需要者の役割 …… 18
3-2-4　国の役割 …… 18
3-2-5　製造者（販売者）の役割 …… 19
3-2-6　第三者認証機関の役割 …… 19
3-3　給水用具に起因する逆流事故が生じた場合の関係者の対応 …… 19
3-4　主な逆流防止装置の仕組み …… 20

4　誤接合（クロスコネクション）等に係る事故防止 …… 27
4-1　事故防止のための取組み …… 27
4-1-1　工事施工後の残留塩素の量の確認等 …… 27
4-1-2　危険性の高い施設への立入調査 …… 28
4-2　事故事例 …… 30

5　給水装置工事に関する信頼性の向上 …… 35
5-1　水道事業者における取り組み …… 35
5-1-1　需要者のニーズに応じた指定工事事業者に関する情報提供 …… 35
5-1-2　悪質商法に関する情報提供 …… 36
5-1-3　クロスコネクションに関する情報提供 …… 36
5-2　指定工事事業者における取り組み …… 36

5-2-1　工事代金等に関するトラブル防止 36
5-2-2　給水用具の維持管理に関する情報提供 37
5-2-3　接遇に関する社員教育の徹底 37
5-3　維持管理に関する広報・広聴 38

6　水道事業者からの連絡事項 40

7　給水装置に関連した水道法関係規程 42
7-1　給水装置関係規程 42
7-1-1　水道法の目的 42
7-1-2　用語の定義 42
7-1-3　給水装置の構造及び材質 43
7-1-4　給水装置工事 51
7-1-5　給水装置の検査 52
7-1-6　情報提供 53
7-2　指定工事事業者関係規程 54
7-2-1　指定の基準 54
7-2-2　指定の申請 55
7-2-3　給水装置工事主任技術者 56
7-2-4　変更の届出等 59
7-2-5　事業運営の基準 60
7-2-6　給水装置工事主任技術者の立会い 62
7-2-7　報告又は資料の提出 62
7-2-8　指定の取消し 63
7-3　貯水槽水道の関連規程 65
7-3-1　簡易専用水道 65
7-3-2　小規模貯水槽水道 66
7-3-3　水道事業者と貯水槽水道 66

8　厚生労働省からの通知等 67
8-1　「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」 67
8-2　「給水装置工事の適正な施行について」 70
8-3　「給水装置工事の適切な施工とトラブル防止について」 71
8-4　「給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について」 71
8-5　「給水装置工事における誤接合防止について」 72
8-6　「受水槽以下設備を給水装置に切替える場合の手続きについて」 73
8-7　「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」及び
「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」の一部改正等について 76
8-8　「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の留意事項等について」 80

事　務　連　絡
平成21年６月17日

各厚生労働大臣認可水道事業者　担当者　殿

厚生労働省健康局水道課

給水装置工事の適切な施工とトラブルの防止について

日頃より、水道行政の推進につきましてはご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、給水装置工事事業者の指定制度等については、厚生労働省健康局水道課長通知「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」（平成20年3月21日付 健水発第0321001号）により、現行制度において改善を要する課題とその解決の方向を示し、所要の措置を講じるようお願いしたところです。

当該通知においては、給水装置工事事業者に関する情報の不足に起因し、需要者が給水装置の修繕工事を依頼する際に問題が生じた事例が報告されていることから、需要者のニーズに応じた指定給水装置工事事業者に関する情報の提供について、厚生労働省健康局水道課において、その参考例について検討を進めることとしていました。

今般、厚生労働省委託調査「平成20年度給水装置関係技術実態調査業務」（社団法人日本水道協会受託）において、関係機関へのヒアリング調査により全国的な実態把握を行うとともに、対策の参考例や解決方策を「給水装置工事の適切な施工とトラブルの防止のために」として取りまとめ、厚生労働省のウェブページに掲載しましたので、お知らせします。

水道事業者においては、近年、給水装置工事に関するトラブルや悪質商法等の被害が増加していることを踏まえ、「給水装置工事の適切な施工とトラブルの防止のために」を参考として、需要者が知っておくべき給水装置に関する情報を整理し、水道法第24条の2及び水道法施行規則第17条の2第1項第5号に基づき、需要者が容易に情報を入手できるようホームページ、リーフレット等を活用し、積極的に情報提供されるようお願いします。また、悪質商法等の被害に関しては、消費者保護の観点から、消費生活センター等の機関との連携や情報共有を図るようお願いします。

（参考）「給水装置工事の適切な施工とトラブルの防止のために」掲載ページ
URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/210615-1.html

【問合せ先】
厚生労働省健康局水道課給水装置係
電話03-5253-1111（内線4033）

給水装置工事の適切な施工
とトラブルの防止のために

平成２１年６月

厚生労働省健康局水道課
社団法人　日本水道協会

目　　次

１　はじめに…… 2

２　ヒアリング調査の実施…… 2

３　給水装置工事に関するトラブルについて…… 2

３．１　現状の課題 … 2

３．２　ヒアリング調査において確認された主な検討課題 … 4

３．３　課題に対する解決の方向 … 5

４　クロスコネクションについて…… 6

４．１　現状の課題 … 6

４．２　ヒアリング調査において確認された主な検討課題 … 7

４．３　課題に対する解決の方向 … 7

５　水道事業者からの情報提供のあり方について…… 7

５．１　現状の課題 … 7

５．２　ヒアリング調査において確認された主な検討課題 … 7

５．３　課題に対する解決の方向 … 8

参考資料１　指定工事事業者に係る情報提供の具体的なモデル提案 …１０

参考資料２　指定工事事業者に係る情報提供を行う際の関係法令等に係る留意点 …３２

参考資料３　水道事業者の悪質商法等に関する広報事例 …３６

参考資料４　クロスコネクションに関する参考資料 …４０

参考資料１

指定工事事業者に係る情報提供の具体的なモデル提案

水道事業者が情報提供を行う上での関係法令等に係る調査結果を参考に修繕工事対応指定給水装置工事事業者リストホームページのモデル例を以下に示す。

ホームページモデル例

○○市水道局

○○市トップページ＞水道局トップページ＞指定給水装置工事事業者

☆指定給水装置工事事業者

給水装置工事を行う場合は、水道局の指定工事事業者へご依頼下さい。

※水道工事の契約は、指定給水装置工事事業者とお客さま自身との間で行っていただくものです。つきましては、工事後のトラブルなどを避けるため、次の事項に十分ご留意下さい。

・希望する内容の工事を行うことができる指定給水装置工事事業者であることを確認してください。

・なるべく複数社から見積書をとり、内容を検討してください（見積もり有料となる場合もありますので、事前にご確認下さい）。

・工事が始まる前に「工事の内容・費用・アフターサービス」などについて、十分な説明を受けて下さい。

☆指定給水装置工事事業者について

平成８年の水道法改正により給水装置工事事業者の指定制度が創設され、全国一律の要件で、給水装置工事の事業を行う者の申請に基づき、当該水道事業者が工事事業者を指定する者です。

☆指定給水装置工事事業者リスト　→　クリック

○○市に登録されている指定給水装置工事事業者の一覧表です。

☆修繕工事対応指定給水装置工事事業者について

全指定給水装置工事事業者に対して、修繕対応に関する調査（休業日・修繕対応時間）を行い、この結果から修繕対応可能で公表を了解している指定給水装置工事事業者です。

☆修繕工事対応指定給水装置工事事業者リスト　→　クリック　画面①へ

○○市に登録されている修繕工事対応可能指定給水装置工事事業者の一覧表です。

画面①

○○市水道局　修繕工事対応指定給水装置工事事業者リスト

※本リストの内容は指定工事事業者の届出内容をそのまま掲載したものです。なお、この他にも修繕対応可能な指定工事事業者がありますので、直接事業者にご確認下さい。

（平成○○年○月現在）

指定工事事業者名	代表者名	所在地	電話番号	休業日	修繕対応時間
○○設備(株)	○○　○○	○○市○○1-1-1	03-0000-0000	日曜・月曜	8:00～19:00
△△工務店	○○　○○	○○市○○1-1-2	03-0000-0001	土曜・日曜	9:00～18:00
(株)××設備	○○　○○	○○市○○1-1-3	03-0000-0002	水曜	24時間
○○住設	○○　○○	○○市○○1-1-4	03-0000-0003	日曜・祝日	9:00～23:00
△△水道(有)	○○　○○	○○市○○1-1-5	03-0000-0004	月曜	8:00～20:00
(株)××工業	○○　○○	○○市○○1-1-6	03-0000-0005	年中無休	24時間

参考資料２

指定工事事業者に係る情報提供を行う際の関係法令等に係る留意点

水道事業者が一般の水道利用者に対して給水装置工事事業者の情報提供を行うにあたっては、公共性に配慮した上で実施されることが必要である。公共性等の観点から、情報提供を行うにあたって関係すると考えられる法令等（独占禁止法など）やその他方策を実施するにあたり問題となり得る下記の事項について、弁護士等に調査を行った。

標準工事料金の表示について

本来、工事料金は水道利用者と工事事業者の間において自由に決定されるべきものであるが、工事事業者ごとの標準工事料金の公表は、工事事業者間の料金の引き下げ、引き上げ及び現状維持に関する共通の目安となり、価格設定に関する合意を生ぜしめるおそれがある。したがって、当該表示は競争の重要な手段である自由な価格設定を阻害するという観点から、独占禁止法上の違反行為を誘発させるおそれがあるものと判断する。なお、これは水道事業者が主体となった価格設定（標準単価表等）の場合であっても同様である。

次に、工事事業者が提示した標準工事料金が水道利用者の意図をしている標準工事と合致しないおそれがあること、また、工事事業者が標準工事についてあらかじめ低い価格表示をする等の不当な価格を提示するおそれがあることなどから正確かつ適切な情報の提供が担保されるわけではない。さらに、仮にこのような標準工事料金の表示によって、昨今問題視されている不当に高額な工事料金請求の防止につながるとは必ずしもいえない。

以上のようなことから、標準工事料金の表示は不適当であると考える。

ただし、水道利用者、構成事業者等に対して過去の情報に関する情報を提供するため、構成事業者から価格に係る過去の事実に関する概括的な情報を任意に収集して、客観的に統計処理し、価格の高低の分布や動向を正しく示し、かつ、構成事業者の価格を明示することなく、事業者間の現在又は将来の価格についての共通の目安とならないようなものを水道利用者に対して提供することは、直ちに独占禁止法の違反行為とはならない。

水道事業者の対応としては、『事前に見積もりをとる』旨を記載する程度にとどめておくべきであると考える。

工事実績の表示について

施工件数について、大規模工事事業者と中小規模工事事業者を比較すると、当然に組織規模の大きい事業者がスケールメリットにより優位となるが、この件数の多寡はその工事事業者の施工能力や技術力の優劣を必ずしも示すものではない。また、ここでいう工事実績とは前年度の施工件数であることから、前

年度の工事実績が反映されない新規事業者にとっても不利な基準といえ、市場への自由な参入を阻害するおそれがあるといえる。したがたって、このような規模の大きい事業者及び既存の事業者に一方的に有利となるような基準は、競争関係にある事業者間の対等関係（イコールフッティング）が確保されていないという観点から、競争政策上不適当であるといえる。

次に、一般に工事実績は、新設及び改造の際に、水道事業者へ届出される件数によって水道事業者が独自に集計を行い公開するものであるが、修繕工事は改造から軽微な変更まで多岐に渡り、その公表された工事実績は修繕工事だけの実績を示すものではないことから、必ずしも修繕工事の評価基準とはなり得ないといえる。また、この工事実績は水道事業者が給水装置工事の届出に基づき承認した件数であって、その承認の件数は実際に給水装置工事のあった件数と必ずしも一致するものではないので、客観的な事実とはいえない。

これらのことから工事実績を公表することが、必ずしも水道利用者にとって工事事業者を選択する際の利便性を向上させるものではないといえる。

優良店の表示について

特定の工事事業者が水道事業者により優良店として認定され、一般に公表されることは、工事事業者の営業活動にとって大きな影響を及ぼすことである。したがって、優良店認定制度の認定方法については、正確かつ客観的なものであって、その根拠が一般に公表されているものでなければならない。具体的に正確かつ客観的といえない方法とは、例えば、「過去○年間の給水装置工事が適正かつ良好である者」や「総合点が高い者」を評価するというもの等である。これは、「適正かつ良好」や「総合点」の規定が、具体性に欠け、正確かつ客観的ではないといえるからである。また、「給水装置工事の件数」を評価に入れることは「工事実績の表示について」で述べた、競争関係にある事業者間の対等関係（イコールフッティング）の確保という観点から不適当である。なお、第三者委員会の設置についてであるが、仮にこのような委員会が設置されていたからといって、認定方法が上述の要件を備えていなければ、本質的に異なるとはいえないので、第三者委員会の設置の有無は問題とはならない。

以上のことから、指定工事事業者に係る情報提供に盛り込むのであればまず優良店制度における適正な認定方法を慎重に整備する必要があると考える。

ただし、水道事業者が需給調整の観点から、特定の事業者を不良業者又は優良業者として掲載したリスト（いわゆるブラックリスト等）を作成し、配布することは、特定の事業者と取引しないこと又は特定の事業者とのみ取引することについての合意を生ぜしめるおそれがあるため、独占禁止法の違反となるおそれがある。

なお、優良店の公表方法としては、まず認定方法の判断基準を整備してから

検討すべきであるが、特に、全修繕工事対応事業者のリスト中に優良店の表示をするのは、優良店の表示のある特定の工事事業者とのみ取引が集中することが考えられるため、全修繕工事対応事業者のリストとは別に優良店のみを表示したリストを公表する方法が望ましい。

研修会等の参加実績の表示について

水道事業者が工事事業者に対して行う事故防止及び関係諸法令等の確認のための研修会等への参加実績については、その研修会等の内容、時期及び工事事業者が研修会等に参加した根拠が明らかとなっているものでなければならない。

また、水道事業者以外が行う研修会等に各工事事業者が任意に参加した実績については、多種多様な研修会等の内容が一律とならないことが考えられるため、上の条件に加え、その研修会等の内容が一律であることが求められる。

一方、当該指定工事事業者に係る情報提供はあくまで水道事業者が指定した工事事業者に関してのものであり、個人に関するものについてはここではなじまないといえる。したがって、本指定工事事業者に係る情報提供での対象とする研修会等については、水道事業者が実施する研修会等とすることが適当であると考えられる。

なお、研修会等の公表方法としては、「優良店の表示について」と同様に、全修繕工事対応事業者のリスト中に参加の有無を表示するのは、参加がある特定の工事事業者とのみ取引が集中することが考えられるため、全修繕工事対応事業者のリストとは別に参加のあった工事事業者のみを表示したリストを公表する方法が望ましい。

指定取消状況の表示について

水道法等の法令違反並びに過去の処分履歴を行政処分の措置を超えて公表することは、指定工事事業者の営業を妨害する行為となりうる。営業妨害とならない措置としては、司法上の要請により法令において公表の内容及び公表期間等の定めがある場合に限定される。なお、個人情報保護の観点からは、法人の業務上の情報であるので、個人情報には該当しない。

また、他事業体における指定事業者の処分状況を公表することについても、当該行政処分の措置を超えた公表となり、水道事業体の業務及び責任の範囲を逸脱したものと捉え、適当ではないと考える。

主任技術者数の表示について

主任技術者については、水道事業者が工事事業者の指定を行う際に、工事事業者毎に最低１人を選任していることが条件として水道法第２５条の４に規定されており、工事事業者は同法に規定されている以上の主任技術者を置くこと

はそもそも想定されていない。また、当該情報公開は工事事業者の技術力等を判断する指標として設定されたものであろうが、一般市民間において、主任技術者そのものの認知度は非常に低いものであろうから、そのような判断基準としては十分に機能しないことが想定される。したがって、指定工事事業者に係る情報提供において、主任技術者の表示は必要ないものと考える。

給水区域内の営業所数・地域貢献等の表示について

消費者保護における有益な情報とはいえないため、情報公開の必要性から考えて必要ないと考える。

このようなことから、水道事業者が情報提供するにあたっては、公共性等に配慮した上で実施することが必要である。したがって、公共性等の確保という観点から、情報提供を行うに当たっては独占禁止法をはじめとする関係諸法令に十分配慮すべきであって、例えば、事業者の参入・退出、商品又は役務の価格・数量・設備等に直接・間接に影響を及ぼすようなものは、その目的・内容・方法等によっては、公正かつ自由な競争を制限し、又は阻害するとともに、独占禁止法違反行為を誘発する場合さえあることに十分留意しなければならない。また、水道事業者は、法令に規定された要件を超えた情報開示等の運用により、事業者の自由な事業活動が制限され、公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。

したがって、水道事業者により一般の水道利用者に対して提供される情報は、まず、客観的な事実に基づくものでなければならず、また、その情報の提供によって、事業者の参入・退出及び事業者間の自由な競争が阻害されないよう、競争関係にある事業者間の対等関係（イコールフッティング）及び競争の重要な手段である自由な価格設定等について十分な配慮を行ったものであることが求められるものである。

参考資料３　水道事業者の悪質商法等に関する広報事例

参考資料３－１

小樽市水道局

ニセ水道局職員や悪質な訪問販売にご注意！

点検し、「危険！」と不安をあおって、契約を急がせる

最近、水道局職員になりすましたり、あたかも水道局が勧めているかのように言葉巧みな手口で、突然家庭を訪問し、浄水器を売りつけたり、水道管や排水設備の点検・清掃を勧誘し、法外な請求を行う悪質な訪問販売が多発しています。2つの主な手口を紹介します。

その1　浄水器の訪問販売

▲ポイント1

水道局では皆さんから依頼のない水質検査や浄水器のあっせんなどは行っていません。

▼ポイント2

試薬で水道水を黄色や桃色に変色させ、あたかも汚れているかのように不安をあおっていますが、変色するのは消毒用の残留塩素と反応したもので、汚れとは関係ありません。

その2　排水設備の点検・清掃

▼ポイント1

「汚水ます」は、汚れているからといって、すぐに清掃が必要とは限りません。必要のないときは、はっきりと断りましょう。

▼ポイント2

水道局では排水設備の点検・清掃を業者に委託していません。

●お問い合わせ先

■浄水器や水道管および排水設備の点検・清掃について
：サービス課給排水担当／TEL 22-8114

■水道水の水質について：水質管理課／TEL 51-2562

■訪問販売などの契約後不審に思われたとき
：小樽市消費者センター／TEL 23-7851

参考資料３－２

東京都水道局

あなたも狙われている！

～水道局を装った悪質な業者にご注意を～

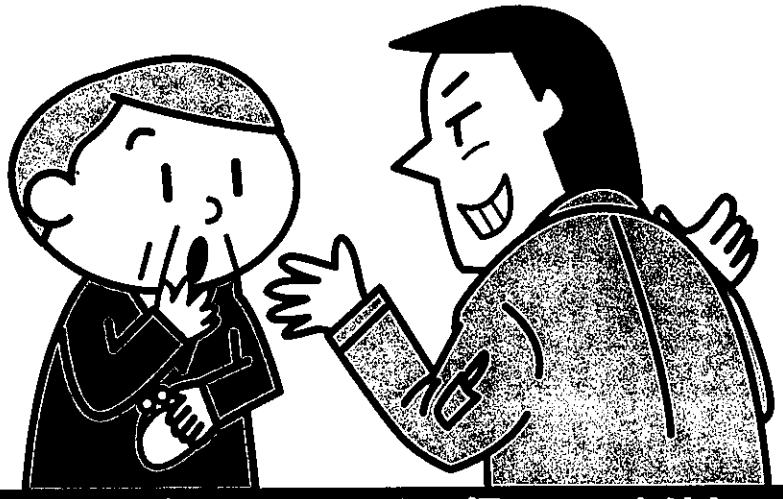

水道局では次のようなことは行っていません。

- お客さまからのご依頼のない水質検査
- 蛇口などの器具類、浄水器の交換・販売・あっせん
- 水道メータ交換代金や水質検査・漏水調査代金の請求
- お客さま宅を訪問しての水道料金の集金
  （引っ越し時の清算などを除きます）
- 給水管・排水管・宅地内のます・下水溝等の洗浄

不審に思われたら身分証明書の提示を求め、お近くの水道局までお問い合わせください。

R100

東京都水道局

参考資料４　クロスコネクションに関する参考資料

参考資料４－１　クロスコネクションに関する広報事例

東京都水道局

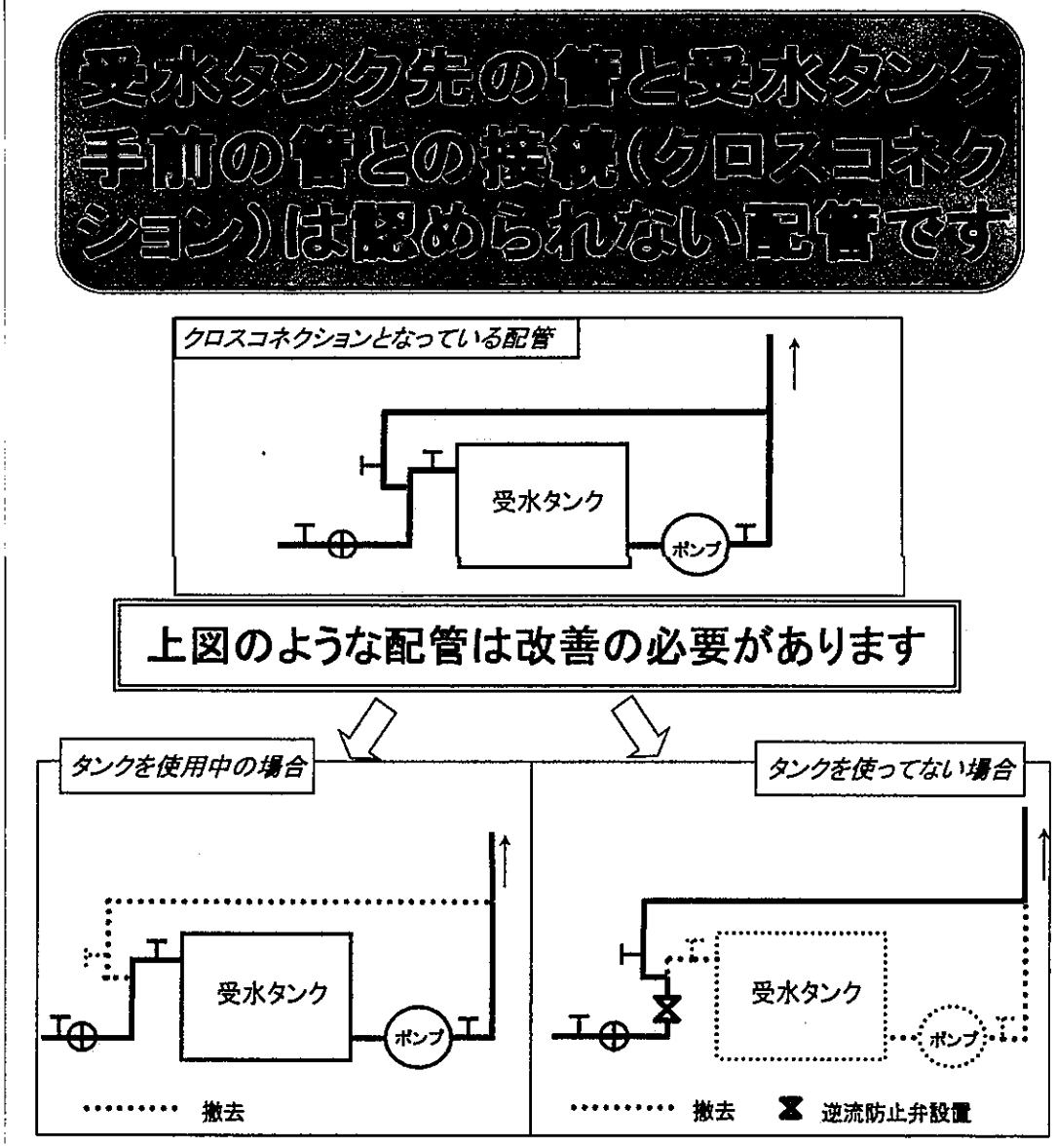

水道法第１６条ではご家庭に引き込まれている給水管に関する基準が定められており、お客さま所有の建物の配管は、以下の項目が基準に適合していません。

- 配水管の水圧に影響を及ぼすポンプに直結されていないこと。
- 当該建物への引き込み管以外の水管その他の設備に直結されていないこと。

早急に都指定の水道工事店へ依頼し、改善して下さい。

東京都水道局

（問い合せ先）
東部第二支所 給水課

参考資料４－２
水質汚染等危険性の高い施設への立入調査等の措置例

１　東京都の実施事例

（１）調査対象

ア　危険度の高い薬品類を使用しているなど、水質汚染事故が発生した場合に重大な影響を与える業種。

- 毒物・劇物取扱業（メッキ）
- クリーニング業
- 写真及び製版業
- 石油取扱業
- 染色業
- 食品加工業
- 印刷業
- 生コンクリート製造業

イ　水道以外の水を併用している業種

- 工業用水道水との併用
- 井戸水との併用（雨水・循環水利用を含む。）

（２）調査件数及び改善指摘率

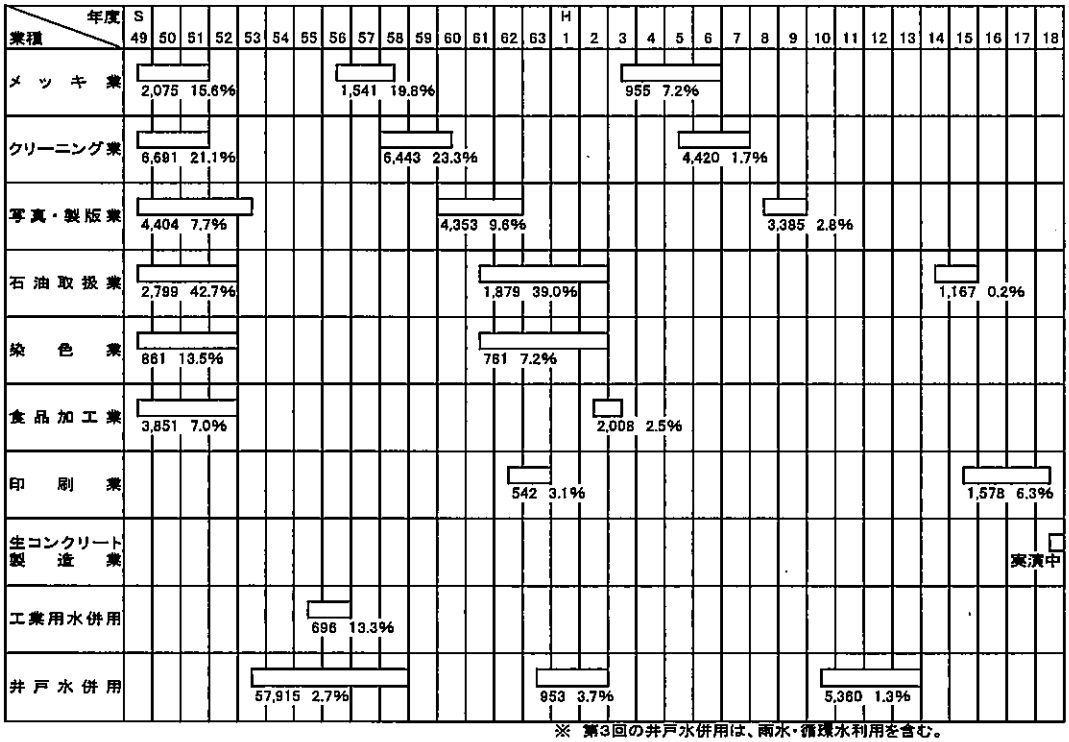

※　第3回の井戸水併用は、雨水・循環水利用を含む。

水協発第　１３７８　号
平成１９年１１月１５日

正 会 員 各 位

社団法人　日本水道協会
専務理事　御 園　良 彦

指定給水装置工事事業者制度に関する要綱例等の送付について

時下　ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より本会業務につきまして種々ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、指定給水装置工事事業者制度については、平成８年の水道法改正の施行後10年を経過した時点で検討することとされており、本会総会においても過去４回にわたって会員より指定給水装置工事事業者制度に関する更新制度の確立等についての要望が提出されてきたところであります。
このことについて、厚生労働省の厚生科学審議会生活環境水道部会では、現行法内での整理を念頭に、指定事業者及び主任技術者に必要な情報の取得及び技術力の維持向上に併せて、廃止届けや給水装置工事主任技術者の選任・解任等の変更手続きを同時に行うことを目的として水道事業者は研修の機会を設ける必要がある旨の決定がされました。
また、本会においても過去数年間にわたって厚生労働省と連携の下、同制度に関する調査・検討を行い、指定給水装置工事事業者への研修要綱例及び違反行為に係る処分基準例等について下記のとおり作成しましたので送付いたします。
つきましては、貴事業体において指定給水装置工事事業者に関する要綱等を規定する際の参考例としてお役立ていただきますようお願いいたします。

記

送付資料
１．指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱例
２．指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱例
３．指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準例
４．違反行為事務処理フロー例
５．日本水道協会指定給水装置工事事業者研修テキスト
※資料５．「日本水道協会指定給水装置工事事業者研修テキスト」内の「水道事業者からの連絡事項」につきましては、貴事業体から指定給水装置工事事業者への周知事項の参考例として作成したものでありますので、周知事項に合わせて使用いただくようお願いいたします。

担当：工務部技術課　担当　石川・千秋・堀
TEL 03-3264-2496　FAX 03-3264-2237
E-mail :gijutsu@jwwa.or.jp

指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱例

（目的）

第１条　給水装置は、人の生命、健康に直接係わる水道水の衛生に関連する施設である。したがって、指定給水装置工事事業者（以下、「指定事業者」という。）に定期的な研修を受講させることにより、お客さまへの安全・安心な給水の確保の実現に向けて水道事業者からの速やかな情報提供を図るとともに、併せて、給水装置工事主任技術者（以下、「主任技術者」という。）の選任・解任等の変更届提出状況等の確認を同時に行うことを目的とする。

（研修対象者）

第２条　研修の対象は、水道事業者が自ら指定を行った全ての指定事業者のうち、この研修を踏まえ必要な社内の周知や教育を実施できる者を対象とする。

（研修時期）

第３条　おおむね３年に１回の開催とする。

（ただし、研修の開催時期については、各水道事業者の判断によるものとする）

（研修通知）

第４条　水道事業者は、自ら指定を行った指定事業者全てに対して通知するものとする。

（ただし、連絡が取れない指定事業者については、処分基準による。）

（申請手続）

第５条　研修を受講しようとする指定事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出するものとする。

①指定事業者名および住所。

②研修を受けようとする者の氏名および住所。

③主任技術者名等。

（なお、主任技術者の選任・解任等の変更届提出状況の確認を行うため、これらの関係書類を添付するものとする。）

（研修費用）
第６条　研修に際し、水道事業者が指定事業者より研修受講料として、その費用を徴収することができることとする。なお、その費用は個々の水道事業者がとりまとめることとする。
（ただし、研修実費に即した最低限の費用とすることが望ましい。）

（研修修了証の交付）
第７条　研修受講者に対して、水道事業者は修了証書を交付することとする。

（研修不参加者の取扱い）
第８条　研修に参加しなかった指定事業者については、その理由を書面によって水道事業者に提出するものとする。

（研修の実施主体）
第９条　研修は、指定事業者を自ら指定している水道事業者が実施する。
（ただし、複数の水道事業者が日本水道協会都道府県支部等を主体として広域的に研修を開催することをさまたげるものではない。その際は、個々の水道事業者が指定事業者に対して周知を必要としている連絡事項（施工基準、指定材料等）に配慮することとする。）

（研修テキスト）
第１０条　研修は（社）日本水道協会の共通テキスト及び○○市のテキストを使用し行うものとする。

附則
この要綱は、　年　月　日から施行する。

第　号様式（第７条）

第　　号

修　了　証　書

指定番号　　号

氏名又は名称

受講者名

給水装置工事主任技術者免状の交付番号　　号

あなたは○○年度の○○○による
指定給水装置工事事業者の研修を修了
したことを証します

年　月　日

○○○　水道事業管理者

○○○指定給水装置工事事業者
研修受講申請書

年　月　日

○○○○　殿

○○○指定給水装置工事事業者の研修を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

指定番号	第　　号
氏名又は名称（フリガナ）	
住所	
代表者の氏名	
電話番号	
ＦＡＸ番号	
Ｅメールアドレス	

研　修　参　加　者		
住　所	氏　名	主任技術者の場合は免状交付番号
		第　　号
		第　　号
		第　　号
		第　　号
		第　　号
		第　　号
		第　　号
		第　　号

施行規則様式第３

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

殿

年　　月　　日

氏名又は名称
届出者　　住　　所
代表者氏名
電話番号

水道法第２５条の４の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
解任
の届出をします。

指定番号	第　　号	
給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

施行規則様式第１０

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

殿

年　　月　　日

水道法第２５条の７の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

指定番号	第　　号		
氏名又は名称			
住所			
代表者の氏名			
電話番号			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

施行規則様式第１１

指定給水装置工事事業者 廃止／休止／再開 届出書

殿

年　月　日

水道法第２５条の７の規定に基づき、給水装置工事の事業の 廃止／休止／再開 の届出をします。

指定番号	第　　号
氏名又は名称	
住　　所	
代表者の氏名	
電話番号	
（廃止・休止・再開）の年月日	
（廃止・休止・再開）の理由	

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱例

（目的）

第１条　この要綱は、○○指定給水装置工事事業者（以下「指定事業者」という。）の違反行為に係る事務処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）及び○○水道条例の例による。

（違反行為の調査、報告等）

第３条　指定事務の所管部署長（以下、「所管部署長」という）は、指定事業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

２　所管部署長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当事者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導する。

３　所管部署長は、当該指定事業者からてん末書の提出を求めるとともに、違反行為調査兼報告書を作成する。

（文書による注意）

第４条　所管部署長は、違反行為の内容を検討し、行政処分は要しないが、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、文書による注意を行うことができる。

（行政処分）

第５条　所管部署長は、違反行為の内容を検討し、行政処分が必要と認められるときには、水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告し、違反行為審査委員会（以下「審査委員会」という。）開催の要否について、意見を具申することができる。

（意見陳述のための手続）

第６条　管理者は、違反行為の内容が行政処分に相当すると認めるときは、審査委員会の開催前に、当該処分の名あて人になるべき者について、弁明の機会を付与し又は意見陳述のため聴聞の手続を行うものとする。

２　弁明の機会の付与にあっては、弁明書の提出を求めるものとする。

３　聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書により通知する。

4　聴聞は、所管部署長が主宰する。
5　聴聞を終結したときは、所管部署長は、速やかに聴聞調書、聴聞報告書及び処分案を作成し、管理者に報告する。
6　その他意見陳述のための手続に関しては、○○行政手続条例（　　年○○条例第　　号）に定めるところによる。

（水道技術管理者等の意見）
第７条　審査委員会の委員長は、必要があると判断したときは審査委員会に水道技術管理者その他委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（処分の通知）
第８条　管理者は、処分を決定した場合に、被処分者に対し当該処分の通知を行う。
2　管理者は、○○市指定事業者規程第○○条の指定の取消し又は停止の処分を行う場合には、○○市指定事業者規程第○○条の規程に基づき告示を行う。

（給水装置工事主任技術者に対する措置）
第９条　水道法第 25 条の４に定める給水装置工事主任技術者に、法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

（処分等の基準）
第１０条　この要綱に定める違反行為に対する処分等の基準は、管理者が別に定める。

附　則
この要領は、　　年　月　日から施行する。

指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準例

＊処分内容は各項目とも全て指定取消し要件となっているが、情状酌量すべき特段の事由があるときの最大の罰則（期間）を示します。

違反項目	根拠条文	関係法令条文		違反内容	処分内容	指導方法等
指定要件違反	第25条の11	第25条の３				
	第1項第1号	第1項第１号	施行規則第21条	1. 事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し	○「休止届」又は「廃止届」を提出するよう指導する。（文書で期日を定め警告） この指導に従わない場合は、指定を取消す。
		第1項第2号	施行規則第20条	2. 厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し	○厚生労働省令で定める機械器具を有しないことが判明したときは、指定業者に対し欠けている機械器具を備え付けるように指導する。（文書で期日を定め警告） この指導に従わない場合は、指定を取消す。
		第1項第3号イ		3. 成年被後見人若しくは被補佐人又は破産者の宣告を受けたとき。	指定取消し	○指定業者が個人の場合は「廃止届」を提出するように指導する。 法人の場合は欠格条項に該当した役員を他の者に変更した場合は適用しない。
		第1項第3号ロ		4. 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し	○一律に指定を取消す。
		第1項第3号ハ		5. 指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し	○一律に指定を取消す。
		第1項第3号ニ		6. 業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。		○様々なケースがあり得るが、違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 再犯の場合（2年程度）や悪質と判断できるときは欠格要件に該当するとみなし指定を取消す。 （文書で期日を定め警告）
				①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	指定取消し又は指定停止6月以下	
				②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	指定停止6月以下	
				③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	指定停止3月以下	
				④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定停止6月以下	
				⑤研修機会の確保をしなかったとき	文書注意	※指定給水装置工事事業者の研修に関する取扱要綱第８条に従わないとき
				⑥文書注意に従わないとき。	文書警告	
				⑦文書警告に従わないとき。	指定停止3月以下	
				⑧その他の違反行為（主として管理者の承認を受けないで工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。）	指定停止6月以下	

違反項目	根拠条文	関係法令条文		違反内容	処分内容	指導方法等
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第25条の11 第1項第2号	第25条の4 第1項	施行規則第21条 第1項			
		第1項	第2項			
		第2項		1. 給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定取消し	○選任届、解任届を速やかに提出するように指導する。（文書で期日を定め警告） この指導に従わない場合は、指定を取消す。
		第1項		2. 給水装置工事主任技術者が２以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定停止3月以下	○兼任を解くよう指導し、解任届を提出させる。（文書による注意）
届出義務違反	第25条の11 第1項第3号	第25条の７	施行規則 第３４条・３５条	1. 事業所の名称及び所在地等の変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し	○変更届を速やかに提出するように指導する。（文書で期日を定め警告） この指導に従わない場合、又は虚偽の届出を行った場合は指定を取消す。
				2. 休止届、廃止届、再開届を届出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。	指定取消し	○廃止届、休止届、再開届を速やかに提出するよう指導する。（文書で期日を定め警告） この指導に従わない場合、又は虚偽の届出を行った場合は指定を取消す。

違反項目	根拠条文	関係法令条文		違反内容	処分内容	指導方法等
事業の運営基準違反	第25条の11 第1項第4号	第25条の8	施行規則第36条 第1号	1. 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。		○工事申込みの際の設計書に主任技術者を記入する欄が空白の場合は記入させる。
			第2号	2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	指定停止1月以下	○技能を有する者は、公的な資格、民間の資格あるいはこれらに類するものにより判断することが可能であるが、資格を有していない場合であっても実際に技能を有しているか否かにより最終判断すべきである。（文書による注意）
			第3号	3. 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。	指定停止6月以下	○具体的には、設計施工基準等に従わない場合が該当する。（水道法施行令第5条を除く。） 工法等に適合させるよう工事のやり直しを指示し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
			第5号イ	4. 水道法施行令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。 （令第5条：給水装置の構造及び材質の基準）	指定停止6月以下	○基準に適合するよう工事のやり直しを指示し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
			第5号ロ	5. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定停止3月以下	○適正な機械器具を備え付け使用するように指導し、改善後違反行為の程度によって文書注意又は指定停止を決定する。 この指導に従わない場合は、指定を取消す。
			第6号	6. 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき。又は、当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。	指定停止3月以下	○記録の作成・保存を指導する。（文書による注意） この指導に従わない場合は、指定を取消す。

違反項目	根拠条文	関係法令条文		違反内容	処分内容	指導方法等
工事施行に関する義務違反	第25条の１１ 第1項第5号	第25条の９		1. 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定停止3月以下	○当該業者から事情を聴取して指導する。（文書による注意） この指導に従わない場合は、指定を取消す。
	第1項第6号			2. 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定停止3月以下	○当該業者から事情を聴取して指導する。（文書による注意） この指導に従わない場合は、指定を取消す。
	第1項第7号			3. 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大きいとき。	指定停止6月以下	○水道施設を破損した場合は、現状復旧を指示し、文書で注意する。（悪質な場合は即取消し） この指導に従わない場合は、指定を取消す。 また、水道法違反の事実が明白であり、かつ重大であるときは、指定を取り消す。
不正申請	第25条の11 第1項第8号			1. 不正の手段により指定業者として指定を受けたとき。	指定取消し	○事実が判明したら、速やかに取消しを行う。

違反行為事務処理フロー例

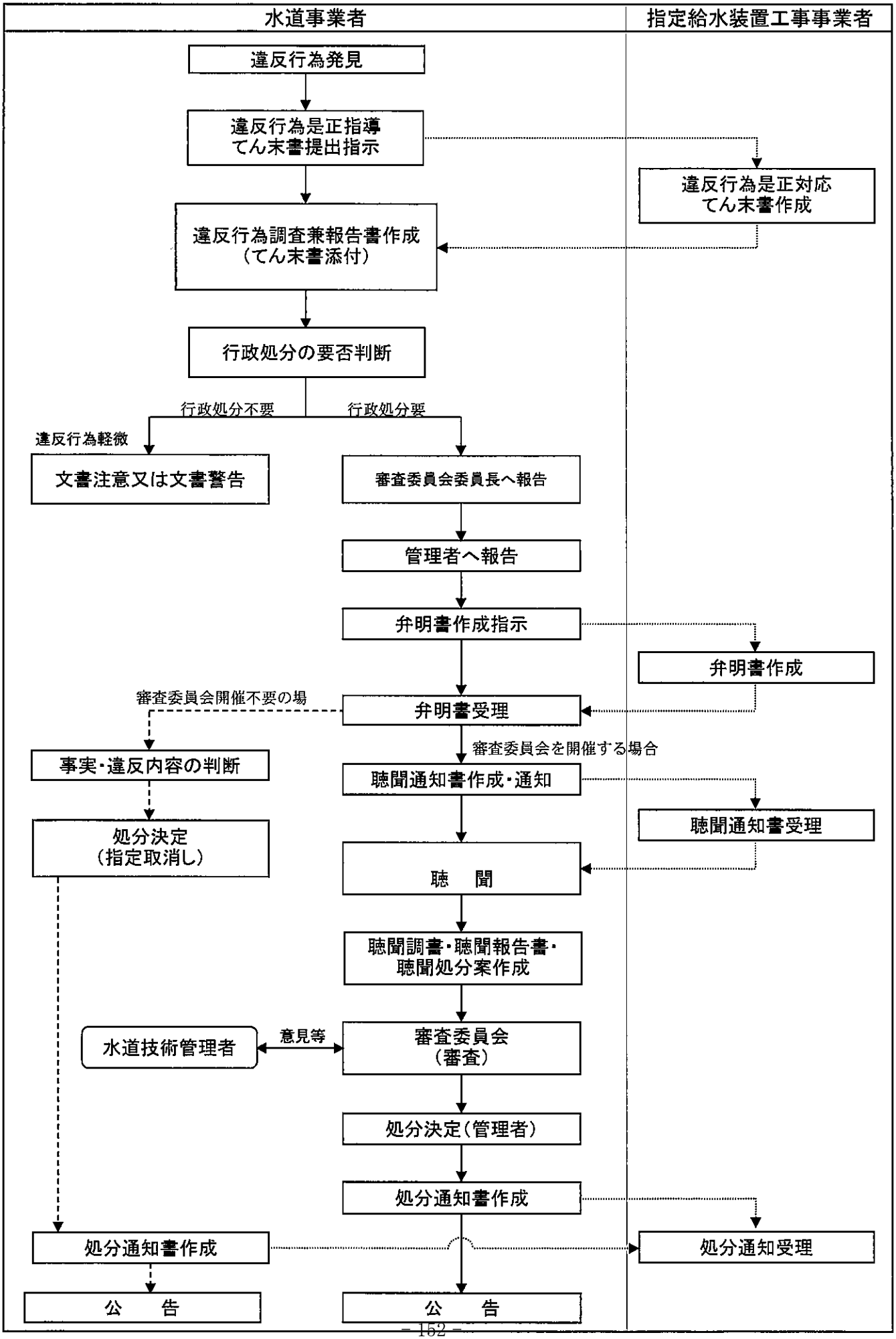

事　務　連　絡
平成２３年８月３０日

各都道府県水道行政主管部局
各厚生労働大臣認可水道事業者　担当者　殿

厚生労働省健康局水道課

給水装置工事の適正な施行について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力をいただき御礼申し上げます。

給水装置工事に際しては、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の４第１項の規定に基づき給水装置工事主任技術者を選任するとともに、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 36 条第２号の規定に基づき、配水管から分岐して給水管を設ける工事等を施行する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事又は監督させることとしています。

この「適切に作業を行うことができる技能を有する者」としては、平成 20 年３月 21 日付健水発 0321001 号「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」において次のように例示しています。

①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）
②職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
④財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程を修了した者（平成 24 年度より分岐せん孔技能講習を含む講習内容の充実及び「検定会」への名称変更を予定）

なお、いずれの場合も、配水管への分水栓の取り付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の経験を有している必要があります。

この度の東日本大震災では、給水管部分においても漏水が数多く発生しており、給水装置の復旧作業を進める中で改めて次のことが確認されております。

(1) 都道府県を越えるような広域的な災害において、被災地の水道復旧の応援として給水装置の復旧工事を実施する配管工は、工法や材料に関する幅広い技能を有している必要があること。

(2) 迅速かつ確実な復旧には、現場において配水管及び他の地下埋設物の状況を迅速に判断し、適切な作業を行う等の給水装置工事の実務的技能が必要となること。

また、誤分岐接合等の給水装置工事における不適切な工事の事例も依然として報告されていることから、平時においても給水装置工事の適切な施行を徹底する必要がある状況です。

水道事業者におかれましては、給水装置工事の適正な実施のため、配水管から分岐して給水管を設ける工事等を施行する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事又は監督させるよう指定給水装置工事事業者に対し助言及び指導の徹底をお願いいたします。また、その確認にあたっては適切に作業を行うことができる技能を有する者の判断を客観的に行うため、先に例示した資格等を供給規程又は指定給水装置工事事業者に関する規程に明示する等の方策を推進いただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者に対して、本件を周知いただきますようお願いいたします。

10　第３回 検討会会議資料

第３回 指定給水装置工事事業者制度に係る検討会

会　議　資　料

（平成２７年度厚生労働省受託）

第３回 指定給水装置工事事業者制度に係る検討会

議事次第

１．日　時　平成２７年９月２８日（月）１３時３０分～１５時３０分

２．場　所　日本水道協会８階　第４会議室

３．議　題
（１）第２回指定給水装置工事事業者制度に係る検討会議事概要について
（２）指定給水装置工事事業者制度に係る課題解決の方向性と対策案の検討について
（３）その他

４．配布資料
資料１　　第２回指定給水装置工事事業者制度に係る検討会議事概要
資料２－１　指定給水装置工事事業者制度に係る課題解決の方向性と対策案
資料２－２　指定給水装置工事事業者制度の課題解決の方向性と対策案（事務局たたき台）のイメージ図

５．参考資料
参考資料１　他事業者〔下水・ガス・電気〕との制度比較
参考資料２　給水装置に係る行政情報の変遷
参考資料３　給水管及び給水用具類の変遷【規格・認証の変遷】

別　紙

平成２７年度指定給水装置工事事業者制度に係る検討会委員名簿

	氏　名	所属・役職
座長	古米　弘明	東京大学大学院工学系研究科 附属水環境制御研究センター 教授
座長 代理	伊藤　雅喜	国立保健医療科学院 生活環境研究部 上席主任研究官
	石井　正紀	東京都水道局 給水部　給水課長
	江郷　道生	公益財団法人給水工事技術振興財団 専務理事
	楠　茂樹	上智大学大学院法学研究科 教授
	見城　美枝子	青森大学副学長
	小松　佳和	岡山市水道局 営業課　課長代理
	清水　かほる	(公社)全国消費生活相談員協会中部支部 支部長
	長岡　裕	東京都市大学工学部 都市工学科 教授
	松井　正孝	一般社団法人住宅生産団体連合会 建築規制合理化委員会 WG　座長
	渡辺　皓	全国管工事業協同組合連合会 副会長
	１１名	

※敬称略　五十音順　所属・役職は委嘱時のもの（座長及び座長代理を除く）

平成27年度厚生労働省受託
第3回 指定給水装置工事事業者制度に係る検討会　座席表

平成27年9月28日（月）
13:30～15:30

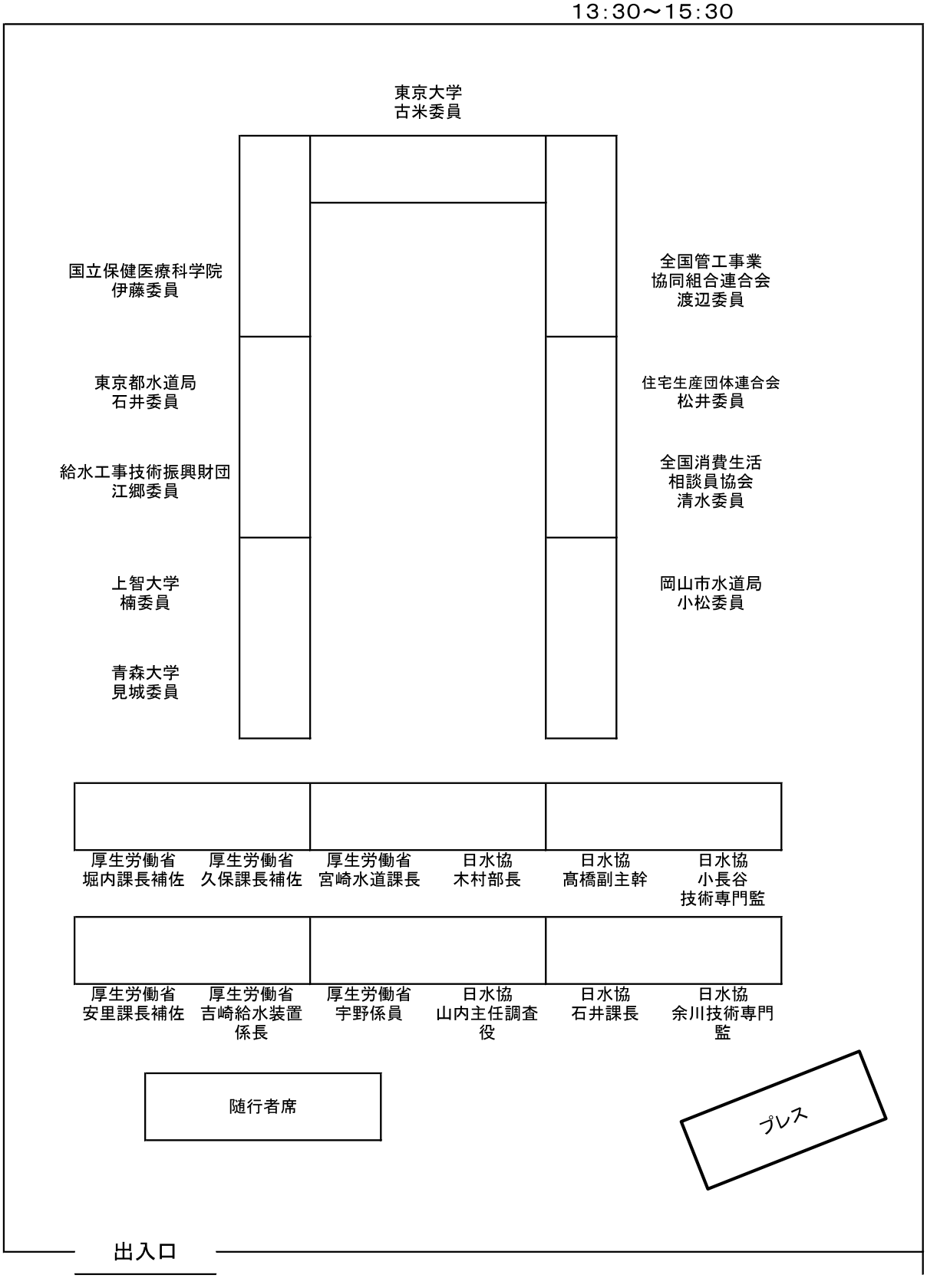

資料　1

平成 27 年 9 月 28 日

指定給水装置工事事業者制度
に係る検討会

第 2 回　指定給水装置工事事業者制度に係る検討会議事概要

平成 27 年 6 月 23 日（火）　13 時 00 分～15 時 00 分
日本水道協会 8 階第 4 会議室

１．出席者に関する主な事項

委員全員が出席

２．第 1 回指定給水装置工事事業者制度に係る検討会議事概要について

・資料 1 により第 1 回指定給水装置工事事業者制度に係る検討会議事概要について説明（事務局）

３．指定事業者制度の解決すべき課題の設定と解決の方向性の検討について

・参考資料１により、給水人口別指定事業者数について説明（事務局）
・参考資料２により、指定事業者制度の確認事項について説明（厚生労働省）
・参考資料３により、平成 19 年検討会による具体的対策の実施状況にについて説明（事務局）
・資料２により、指定事業者制度の解決すべき課題と解決の方向性（たたき台）について説明（事務局）
・参考資料４により、解決の方向性に関連した意見の抜粋について説明（事務局）

（委員からの主な意見等）

①　水道事業者の視点

・指定しているということで安心・信頼できる業者として修繕等の依頼してしまうが、中には不良の業者がいる。また消費者の給水装置に係る知識不足も大きな課題である。
・特に中小の水道事業体にとっては、処分に係る業務量が膨大だったり、人員の不足であったり問題解決に向けて難しい部分もあるが､努力不足のところがあるのであれば､改善が必要である。
・処分については、水道事業者ごとに処分を行っていることから、A 市では処分されていても B 市では業務を行っているという可能性が考えられ、水道事業者間で連携をとって情報を整理すること等が必要である。
・難しいかもしれないが、指定の広域化ができれば、処分基準の差異等は解決できるのではないか。

・給水装置工事の審査・検査の体制について見直すことにより、違反行為の減少抑制に効果があると考えられる。
・指定事業者のモラルアップにつながるような処分基準や表彰基準整備を検討すべきである。
・処分基準の整備率は、またまだ不足している。
・消費者の給水装置に係る知識不足という点では、消費者が蛇口までを水道事業者の管理と考えている場合も多く、水道事業者が情報発信をしていくべきである。
・講習会については、定期開催であることから、実態把握や能力を確認する更新制度とセットにして実施する方法も考えられる。
・現行の研修会も不明業者の把握の機会として機能はしていると思う。ただ受講率が低いので、それをアップするにはどうすれば良いか、上手く行けば一定程度の減少・抑制につながる。
・現行の指定事業者制度については、一度指定をした後の要件確認は定められておらず、この確認が必要であれば、制度設計をすべきである。
・指定の要件に変更があった場合は、指定事業者の主導で変更届けを提出する制度となっているが、その届出すらされない指定事業者が存在することが問題である。
・現行の法制度が、高度なレベルの技術を求めるものになっていないため、課題解決の方向を考える場合に、現行制度との関係性を整理する必要がある。
・不明事業者の調査については、運用が各水道事業者に任されており、水道事業者によって把握の度合いが異なっている。指定に全国一律の要件が定められた現行制度において、このような対応の違いをどのように整理すべきかを検討すべきである。
・給水装置工事主任技術者等に対する研修の実施については、配管をする技能者の育成も含めて、研修内容を考えていくべきであり、大都市が中心となって検討していくべきである。

② 水道工事者（指定工事事業者）の視点

・現行の指定事業者制度では、指定の際には要件を満たしていたが、その後要件を欠くような状況となった場合、申請をする必要があるが、指定事業者の中には申請を怠る業者がいるため、一定年の間に要件を確認する仕組みが必要である。
・指定要件や供給規程には、技術力確保のためにも、主任技術者の他に、技能者を配置することを要件とすることも検討すべきである。
・下水道の指定排水設備工事事業者については、制度の違いはあるが、更新制度等があると聞いているため、良い部分はうまく活用すべきであり、必要であれば法改正も検討すべきである。
・配管の技能者について、講習・研修内容を明確化するとともに、水道法上の指定要件や供給規程には、技術力確保のためにも、主任技術者の他に、技能者を配置することを要件とすることも検討すべきである。

③　建築工事業者の視点

・水道事業者は、処分など警察のような役割や、研修など学校のような役割など様々な対応をしなければならず、水道事業者によって指導監督体制が異なっているように思われる。処分基準の整備率などを見ても、職員数などの問題から、決断がしにくい状況にあるのかもしれない。

・費用や職員数などを勘案して、なるべく労力がかからず実行できる対策が必要である。例えば、e-ラーニングや指定事業者のリスト作りなどである。

・研修を受け、最新のルール等の必要な知識を持って、適正な工事を行い、後々のメンテナンスにも責任をもって対応するような指定事業者制度を運用できるよう、検討を進めていくべきである。

・不明事業者が引き起こす具体的な問題点は、消費者が連絡がとれない、連絡がつかないにもかかわらず情報が公表されていることである。

④　水道利用者の視点

・新築時や水道を開始する際に、開始のしおりを配布し、給水装置に関するルール等の情報提供を行うとともに、その際に修繕時などトラブル防止に関する記載を併せて行い、注意喚起すべきである。

⑤　学識経験者の視点

・給水人口 2 万人以下の水道事業者は、職員数 1 桁で、給水装置だけでなく、計画、浄水場の運転や料金徴収などを行っている。大小水道事業者を全部一律にして解決策を考えるのは難しいと感じる。

・1 桁の職員しかいないような水道事業者のために、今回の課題解決にあたっては、サポートできるような組織をどこかが担う必要がある。

・水道には制度がないわけではない。講習会の受講が半分になっているなど、使い方というか実効性を上げていくために、どういう風にうまく活用するかの議論が必要なのではないか。

・処分については、水道法では～できるという記載になっており、最終的に水道事業者の裁量になっている。中規模以上の水道事業者は、職員もある程度確保されているのにも関わらず、違反のうち取消が 1 割程度となっていることから、人手不足だけではなく、実際処分基準を作成していても処分できない事情があるのではと想定される。

・水道事業者にとって、処分がなかなかできないという意見も見受けられたため、不良業者に対し、処分までいかなくても、対応できる部分を検討していくべきである。例えば、指定事業者に関する情報提供の部分で、各水道事業者は工事の実績は把握していると思われるので、そういう情報を消費者に提供していくことを検討すべきである。

・本委員会の情報が、ホームページ等に公開される際、一般の方が理解できるように、資料作成の際にあたっては、水道事業者、工事事業者、不明事業者などの表現を見直し、違いを明らかにするべきである。

・一般の消費者から見れば、電気・ガス・水道というのは、公共的に供給をされており、生命や生活に重要なものとの認識があるため、電気やガスの事業者に対する指導監督体制などを調査し、良い部分はうまく活用すべきである。
・新築工事の際には、工事に係るトラブルが少なく、一方で、漏水修繕などで、個人が水道工事店に頼む時にトラブルが多発していると思われる。その際にトラブル回避できるような情報の周知が必要である。
・指定事業者については、モラルの不足という部分があるため、主任技術者試験の中に技術者倫理に関する適正を取り入れることも検討すべきである。
・全国の指定事業者がどの水道事業者に登録しているのかを作成し、その状況を各水道事業者に配布すれば、不明事業者の排除につながるかもしれない。
・不明事業者を減らす努力として、水道事業者は、例えば2年間に一度など、定期的に指定事業者へ所在確認をするなどの対応が必要である。
・一度指定した者を一定期間の後に指定し直すことが可能かどうかについて、法律の解釈としては、指定行為というのが行政上どういった意味を持つのかによって変わってくるもので、水道法を所管する厚労省がどう考えるかによるが、一般的には法律で書くか、あるいは政令で規定するなどしないと、難しいものと思われる。
・指定事業者に関する情報提供については、消費者にも指定事業者にもメリットがあり、適正なものを提供すべきであり、先駆的にやっている事例等を収集し、その結果が各水道事業者へアドバイスされるなどの仕組みがあると良い。

４．今後の予定、進め方について

・第3回は、平成27年9月頃の開催を予定している。
・課題の設定に関して、グループ分けを再度見直すべきである。例えば不明事業者で言えば、消費者が連絡を取れないのに指定事業者として公表され、最終的に苦情につながることが課題であったりするため、今一度再整理する。
・今後整理すべき解決策は、法制度に関わることと、現行制度の中でできることを整理する。現行制度の中できることについては、これまでの取組をレベルアップさせるのか、新しい取組を行うのかを整理する。
・水道事業者の規模も勘案して、実行可能性も踏まえつつ、実施しやすいものと中長期的に取り組むものを整理する。
・解決方法の中には、関係各主体に何ができるのか、そしてどう連携して情報共有すればいいのかを整理して方向性を見出すべきである。

（以上）

指定給水装置工事事業者制度に係る課題解決の方向性と対策案

資料　２－１
平成 27 年 9 月 28 日
指定給水装置工事事業者制度に係る検討会

現　状

違反・苦情・トラブル

●「指定工事事業者」リストに不明工事事業者が存在。
●不明工事事業者は把握されているだけでも３千者存在。
●違反行為は、水道事業者が把握しているだけでも 1,740 件発生。（氷山の一角）
●クロスコネクションや誤分岐等の重大な違反や事故、また虚偽申請等の悪質な違反行為が依然として発生。
●水道事業者に寄せられた水道利用者からの苦情件数は 4,864 件。
●国民生活センター、消費生活センター等に寄せられた水道工事や水道等の修理サービスに関する消費生活相談は約 1,000 件で横這い。※（行政窓口に相談等する割合 2.8%：第 41 回国民生活動向調査より）
●苦情内容は、「連絡不通」「対応が遅い、悪い」「費用が高額」等が多い。
●漏水調査や修繕に関する技術力の不足による苦情もある。

指定工事事業者・主任技術者等の技術力、モラル及びお客様サービス意識の不足

●一部の指定工事事業者及び主任技術者の法令等の知識や技術力、モラルが低い。

指定工事事業者に関する水道利用者への情報提供の不足

●水道利用者に必要な情報提供を行っている水道事業者が非常に少ない。
・修繕対応可能な指定工事事業者の情報
・指定工事事業者制度や給水装置に係る情報
・優良工事事業者の情報
●水道利用者は「指定工事事業者」というだけで信頼できる工事事業者と認識。

課　題　と　要　因

指定工事事業者・主任技術者の実態把握が不十分（不明工事事業者が存在）

●不明工事事業者を容易に排除できる仕組みがない。（処分に係る業務量が膨大、区域外工事事業者の把握が困難等）
●指定工事事業者の技術力や実績等について、継続的な確認方法がない。
●主任技術者の知識や技術力の確認が難しい。（最新の技術情報や給水材料等の知識を有しているかの確認）
●適切に作業を行うことができる技能を有す者（以下、「配管技能者」という）の配置について確認が難しい。

講習会の実施が不十分

●指定工事事業者に対する講習会の実施及び参加に強制力がない。（実施：水道事業者、参加：指定工事事業者）
●不参加者との区別がない（受講者への優遇等）
●講習会開催に係る水道事業者の負担が大きい。（開催費用のほか、講師・会場確保、資料準備等）
●指定工事事業者の受講の負担が大きい。（時間と費用、特に指定数が多い指定工事事業者）
●主任技術者に対する講習会の実施及び参加に強制力がない。（指定工事事業者が研修の機会を確保）
●配管技能者の講習・研修機会の不足。

処分、指導監督が不十分

●容易に処分ができない。（行政手続法に則った聴聞等、業務量が膨大）
●処分基準が整備されていない（日本水道協会作成の標準的な処分基準例等が十分活用されていない）
●指導監督に係る組織体制の整備が困難。（業務量が膨大、人員の不足「特に中小規模の水道事業者」）

解決の方向性と対策案（概略）

【検討に当たり考慮すべきポイント】
●実現可能性のある仕組みづくり
●小規模水道事業者の体制を考慮した仕組みづくり
●水道事業者の過度な負担とならない仕組みづくり
●平成 19 年度の検討結果からレベルアップした解決方策の検討
●規制緩和を考慮した方策の検討

検討会での意見等

注 1）事務局（たたき台）への反映状況
◎：解決の方向性、○：対策案、△：対策案とするか検討
注 2）★:H19 年度検討会からの継続案件（レベルアップ案）

◎指定工事事業者制度への更新制の導入
△指定工事事業者の指定要件の追加検討（規制緩和との関係に留意）
○工事実績のない指定工事事業者への定期的な実態調査の実施
△主任技術者の更新制度の創設
○主任技術者の試験内容の見直し★
△配管技能者の法令上の明確化★
◎配管技能者の適切な配置を確認できる仕組みづくり

◎指定工事事業者に対する講習会実施の強化★
○指定工事事業者に対する講習内容の見直し★
◎主任技術者の定期的な講習・研修の実施
△配管技能者の定期的な講習・研修の実施

△水道事業者が処分しやすい環境整備（行政手続法等）
◎処分基準の整備の徹底★
△指定工事事業者制度に係る組織体制の構築（行政全体でのサポート体制の構築等）
△水道事業者間での処分実績の情報共有や指定の広域化
△給水装置工事の完了検査の強化

◎水道利用者のニーズに応じた情報提供の徹底★
○修繕工事に対応可能な指定工事事業者の情報提供★
△優良工事事業者の情報提供（表彰する仕組み）
△工事実績に関する情報提供
○水道利用者へ指定工事事業者制度や給水装置の管理区分について情報発信を強化★

事務局（たたき台）

＝ 解決の方向性　＝ 対策案（概略）
国 厚生労働省　水 水道事業者　指 指定工事事業者　日水 日本水道協会　給工 給水工事技術振興財団

● 指定工事事業者制度への更新制の導入　主体：国 水

●定期的な事業実態の確認
※指定要件の再確認、講習実績（指定工事事業者、主任技術者）、配管技能者の確認、工事実績の確認、修繕対応の可否等

≪目　的≫
●不明工事事業者の自動排除
●技術力の確保
●指定工事事業者及び主任技術者の意識向上

≪法令改正の必要性≫
●法律改正の必要有り
※法改正の制度設計等の検討期間や十分な周知・準備期間が必要

≪考慮する点≫
●水道事業者や指定工事事業者の過度な負担とならない制度設計が必要
●技術力やモラルの向上につながる仕組みづくりが必要

● 適切な配管技能者の適正な配置の促進　主体：国 水 指

●工事申請の際に配管技能者（資格者等）の配置を確認
●指定申請の際に配管技能者（資格者等）を確認

≪目　的≫
●誤穿孔、誤接続等の事故防止
●適切な給水装置工事の施工

≪法令改正の必要性≫
●促進方策によっては政省令改正の可能性有り

≪考慮する点≫
●水道事業者の体制を考慮した仕組みづくりが必要
●配管技能者を養成する方策の検討が必要

● 主任技術者の講習会受講の促進　主体：国 給工 指

●指定工事事業者の更新時に講習実績を確認（研修機会の確保状況）
●主任技術者の試験内容の見直し　※技能に関する試験項目の充実等

≪目　的≫
●技術力の確保
●主任技術者の意識向上

≪法令改正の必要性≫
●促進方策によっては政省令改正の可能性有り

≪考慮する点≫
●主任技術者の過度な負担とならない仕組みづくりが必要
●研修機会を確保する方策の検討が必要

● 指定工事事業者講習会実施の促進　主体：国 水 日水

●指定工事事業者の更新時に講習実績を確認（指定要件にはしない）
●実施率向上の仕組みづくり　※広域開催などの指導等
●講習内容の見直し　※接遇対応の内容を追加等

≪目　的≫
●技術力の確保やお客さまサービス意識の向上

≪法令改正の必要性≫
●なし

≪考慮する点≫
●講習会実施主体の検討
●講習会実施率向上に向けた方策の検討が必要

● 処分環境の整備　主体：国 水 日水

●処分基準作成の徹底　※処分基準例の再周知、処分マニュアルの整備等

≪目　的≫
●悪質工事事業者の排除
●違反の抑制

≪法令改正の必要性≫
●条例改正の可能性有り

≪考慮する点≫
●水道事業者が処分基準を作成しやすい方策の検討が必要
●水道事業者が処分しやすい方策の検討が必要

● 水道利用者への情報提供の充実　主体：国 水

●修繕対応が可能な工事事業者の情報提供の充実
●リーフレット等を活用した情報提供を徹底　※方法の再周知等

≪目　的≫
●水道利用者の安心感、利便性、信頼性の向上
●水道利用者が正しい知識を会得

≪法令改正の必要性≫
●なし

≪考慮する点≫
●提供する情報を水道事業者の過度な負担なく収集する方策の検討が必要

指定給水装置工事事業者制度の課題解決の方向性と対策案（事務局たたき台）のイメージ図

指定工事事業者制度への更新制の導入

～ 定期的な事業実態の確認 ～

●指定要件の再確認にあわせて、以下の点を確認し指導に活かす。

○講習実績の確認（指定工事事業者、主任技術者）
○配管技能者の確認（資格等）
○工事実績の確認
○修繕対応可否の確認

主任技術者の講習会受講の促進
●受講しやすい環境の整備

指定工事事業者講習会実施の促進
●実施率向上の仕組みづくり（広域化等）

水道利用者への情報提供の充実
●修繕対応が可能な指定工事事業者の情報提供の促進

適切な配管技能者の適正な配置の促進
●適切な配置を促進する仕組みづくり（工事の際の届出指導等）

処分環境の整備
●処分基準作成の徹底（再通知等）

●不明工事事業者の自動排除
●技術力やお客様サービスの向上
●指定工事事業者及び主任技術者の意識向上
●誤穿孔等の事故防止
●悪質工事事業者の排除
●給水装置工事の信頼性等の向上
●水道利用者が正しい知識を会得

違反・苦情・トラブルの減少

【事務局（たたき台）検討に当たり考慮した点】
●実現の可能性　※法改正は必要だが実現可能性はあり。
●小規模水道事業者の体制を考慮した仕組みづくり
　※更新の手続き方法等を検討することで対応可能
●規制緩和を考慮した方策の検討
　※現行法令に定める指定要件や遵守事項の定期的な確認であるため規制緩和の趣旨に逸脱しない.

参考資料　1

平成 27 年 9 月 28 日
指定給水装置工事事業者制度に係る検討会

他事業者〔下水・ガス・電気〕との制度比較

1．事業者と利用者の資産及び管理区分

※ [　　] は水道事業とは異なる制度項目

	水道事業	下水道事業	ガス事業	電気事業
●事業者の資産（費用負担）範囲	道路下に布設された配水管まで（水道施設）	道路下に敷設された下水管及び利用者宅内の第一ますまで（下水道施設）	道路下の本管及び支管(引込管)まで（供給管）	供給線及び家屋等への引込線まで（事業用電気工作物）
●利用者が施工する工事範囲 ※利用者の資産	【道路部及び宅地部】 配水管の分岐点から給水栓まで（給水装置）	【宅地部】 宅地内の第一ます以降の下水設備（排水設備）	【宅地部】 供給管以降の宅地内配管（内管）	【宅地部】 引込線取付点からコンセントまで（一般用電気工作物）
●利用者の維持管理範囲	給水装置（配水管から水道メーターまでの修繕は事業者で行う場合あり）	排水設備	内管（事業者に漏えい検査、給排気設備などの定期調査を義務付け）	一般用電気工作物（事業者が定期調査等により技術基準の適合性調査を実施）

2．利用者が施工する工事範囲の工事事業者の指定等

	水道事業	下水道事業	ガス事業	電気事業
●工事事業者の指定	水道事業者の指定を受けた者（指定給水装置工事事業者）	下水道事業者の指定を受けた者（一例：排水設備指定工事店）	ガス事業者又はガス事業者の指定工事店（簡易内管施工登録店）	経済産業大臣、都道府県知事の登録を受けた者（登録電気工事事業者）
●工事事業者の指定の更新制度	・更新制度なし	・更新制度あり ※５年更新	・有効期間あり ※事業者により有効期間が異なる	・登録の有効期間あり ※５年
●指定の要件（技術者等の要件）	・給水装置工事主任技術者（国家資格）が１人以上いること ※雇用関係問わず ※他の工事事業者との兼務について、業務上支障が無ければ可能	・専属の下水道排水設備工事責任技術者（日本下水道協会）が１人以上いること ※正社員として従事 ※他の工事店等を兼務していない者 ・修繕等の夜間対応や休日対応の可否を申請時に記載	・責任技術者及び内管工事士を雇用していること ※責任技術者 ・ガス主任技術者（国家資格） ・内管工事士（日本ガス協会）２年以上従事	・特定営業所ごとに主任電気工事士を置くこと ※登録申請者の従業員であること ※他営業所等との兼務は不可 ※主任電気工事士 ・第１種電気工事士（国家資格） ・第２種電気工事士（国家資格）３年以上の経験
●工事事業者に必要とされる技術者の更新制度	・更新制度なし	・更新制度あり ※５年ごとに更新	・ガス主任技術者の更新制度はなし ・内管工事士の更新制度はあり※３年更新（更新講習あり）	・第１種電気工事士には講習制度あり ※５年ごとに講習
●工事施工時に配置が必要とされる技能者	・配水管から水道メーターまでの工事において「技能を有する者」を配置 ※法的な資格要件なし	・技能者（資格者）の義務付なし	【簡易内管工事】 ・簡易内管施工士 ※作業者資格、講習会取得、３年更新（更新講習あり）	・第１種電気工事士 ・第２種電気工事士
●工事事業者の違反に対する罰則	・水道法に基づく指定の取消し ・水道事業者の処分規定による処分（指定停止）	・下水道事業者の条例による処分（指定取消しや指定停止） ・排水設備指定工事店以外が施工した場合の罰金	・ガス事業者による指定の取消し等 ※処分基準は各ガス事業者による	・電気工事業法に基づく登録の取消し停止 ・登録を受けないで電気工事業を営んだ者の罰金

３．修繕等の工事が必要となった場合の対応

	水道事業	下水道事業	ガス事業	電気事業
●利用者の所管範囲に修繕等の工事が必要となった場合の対応	・利用者所管の範囲の工事は、利用者自ら指定給水装置工事事業者に工事を依頼し施行	・利用者所管の範囲の工事は、利用者自らが排水設備指定工事店に工事を依頼し施行	・利用者所管の範囲の工事は、利用者自らガス事業者又はガス事業者の指定を受けた工事店に依頼し施行 ※ガス事業者にはガス配管の漏えい検査、給排気設備などの定期調査が義務付け	・利用者所管の範囲の工事は、利用者自ら登録電気工事業者に依頼し施行 ※電力会社には一般用電気工作物の竣工調査、定期調査が義務付け

給水装置に係る行政情報の変遷

～指定給水装置工事事業者制度発足以降～

施行年度	通知等	主な内容
平成 9 年 10 月 1 日施行	平成 9 年 3 月 19 日 厚生省令第一四号 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令	**●給水装置が有すべき必要最小限の要件を基準化** ・耐圧、浸出、水撃限界、逆流防止、防食、耐寒、耐久
平成 11 年 8 月 24 日通知	生衛発第 1185 号 厚生省生活衛生局水道環境部長通知 水道法第 25 条の 5 第 3 項に基づく給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る取り扱いについて	**●給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る処分基準及び聴聞実施要領を作成** 【返納対象】 ・水道施設の機能に障害を与え又は与える恐れが大の場合 ・故意に違反行為を繰り返した場合
平成 13 年 11 月 22 日通知	厚生労働省健康局水道課 事務連絡 自動湯張り型ふろがまに関する情報提供について	**●逆流事故の報告及び定期的な点検が必要な旨の周知を指導** ・製造事業者が安全を確保するまでの安全性チェック結果の確認等
平成 14 年 8 月 30 日通知	厚生労働省健康局水道課 事務連絡 元付け型浄水器等の衛生管理の徹底について	**●元付け型浄水器等の衛生管理の徹底を指導** ・管理状況によっては細菌等による水質汚染が発生する可能性について、水道利用者、指定給水装置工事事業者への適切な情報提供
平成 14 年 12 月 6 日通知	健水発第 1206001 号 厚生労働省水道課長通知 給水装置工事における工業用水道管等との誤接合の防止について	**●工業用水道管等との誤接合防止の徹底を指導** ・工事完了後、給水栓における残留塩素の確認 ・配水管の位置等、水道事業者の積極的な情報提供等
平成 15 年 4 月 1 日施行	平成 14 年 10 月 29 日 厚生労働省令第 138 号 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令	**●給水装置に係る鉛の浸出性能基準が改正** ①給水装置の末端に設置されている給水用具 0.005mg／l 以下→0.001mg／l 以下 ②末端以外に設置されている給水用具、又は給水管 0.05mg／l 以下→0.01mg／l 以下
平成 16 年 2 月 20 日通知	厚生労働省健康局水道課 事務連絡 通称タンクレス洗浄便器について	**●タンクレストイレについてクロスコネクションには当たらない旨を明示** ・配水管の圧力が常時かからない部分に逆流防止基準を満たす負圧破壊装置が設けられている場合には、クロスコネクションには当たらない
平成 16 年 4 月 1 日施行	平成 16 年 1 月 26 日 厚生労働省令第 6 号及び厚生労働省告示第 15 号 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件	**●給水装置に係る浸出性能基準が改正** ア,新規 ：ホウ素、1，4―ジオキサン、アルミニウム、非イオン界面活性剤、有機物(全有機炭素(TOC)の量) イ 変更 ：ホルムアルデヒド、フェノール類 ウ 削除 ：1，1，1―トリクロロエタン、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) **●浸出に関する試験の一部が改正** 浸出用液の調製における水質の確認の方法及び浸出液の分析方法が改正
平成 17 年 9 月 5 日通知	健水発第 0905001 号 厚生労働省水道課長通知 受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項について	**●受水槽式給水設備の給水装置への切替えに関する留意事項を周知** ・更生工事の履歴のない受水槽式給水設備から、直結給水方式に切替える場合 ・更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が明らかな場合 ・更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が確認できない場合
平成 19 年 4 月 1 日適用	平成 19 年 3 月 30 日 厚生労働省告示第 76 号 給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件	**●浸出に関する試験の一部が改正** ・鉄及びその化合物の分析方法に「ICP―MS 法」を加える
平成 19 年 12 月 21 日通知	健水発第 1221002 号 厚生労働省水道課長通知 消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について	**●水道連結型スプリンクラー設置の留意事項について周知** 消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴い小規模社会福祉施設に対してもスプリンクラー設備の設置が義務づけ（水道連結型スプリンクラー設備の設置が認められる） 【設置の留意事項（抜粋）】 ・設置に当たっては消防設備士の指導の下に行う ・消防設備士がスプリンクラーヘッドまでの部分について水理計算等を行う（スプリンクラーヘッド各栓の放水量は 15L／分又は 30L／分以上確保） ・停滞水及び停滞空気の発生しない構造とする ・水道が断水のとき、配水管の水圧が低下したときなどは正常な効果が得られない旨を確実に了知等
平成 20 年 3 月 21 日通知	健水発第 0321001 号 厚生労働省水道課長通知 給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について	**●指定給水装置工事事業者制度において改善を要する課題とその解決の方向を周知** ・指定給水装置工事事業者に対する講習・研修の実施 ・給水装置工事主任技術者等に対する研修の実施 ・需要者のニーズに応じた指定給水装置工事事業者に関する情報の提供 ・指定給水装置工事事業者の取消しの処分基準の整備 ・各主体からの啓発・広報活動の充実 ・適切な配管技能者の確保（適切に作業を行うことができる技能を有する者の資格等の例示）

平成 21 年 4 月 1 日施行	平成 21 年 3 月 6 日 厚生労働省令第 27 号 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令 平成 21 年 3 月 6 日 厚生労働省告示第 58 号 給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件	**●給水装置に係る浸出性能基準が改正** ・1，1―ジクロロエチレンに係る基準を廃止し、 ・シス―1，2―ジクロロエチレンに係る基準をシス―1，2―ジクロロエチレン及びトランス―1，2―ジクロロエチレンに変更し、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準値を 0.004mg／L 以下、給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液又は給水管の浸出液に係る基準値を 0.04mg／L 以下とし、 ・TOC に係る給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液又は給水管の浸出液に係る基準を 3mg／L 以下に強化する **●浸出に関する試験の一部が改正** カルシウム、マグネシウム等(硬度)に係る水質の確認方法に誘導結合プラズマ―質量分析法(ICP―MS 法)を加え、 ・1，1―ジクロロエチレンの項を削り、 ・シス―1，2―ジクロロエチレンをシス―1，2―ジクロロエチレン及びトランス―1，2―ジクロロエチレンに改め、 ・ナトリウム及びその化合物に係る分析方法に ICP―MS 法を加える
平成 21 年 6 月 17 日通知	厚生労働省健康局水道課 事務連絡 給水装置工事の適切な施工とトラブルの防止について	**●需要者のニーズに応じた指定給水装置工事事業者に関する情報の提供について、その参考例を明示** ・修繕対応可能な工事事業者の情報提供事例 ・悪質商法等に関する広報事例 ・クロスコネクションに関する広報事例 ・水質汚染等危険性の高い施設への立入調査等の措置例等
平成 22 年 4 月 1 日施行	平成 22 年 2 月 17 日 厚生労働省告示第 49 号 給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件	**●給水装置に係る浸出性能基準が改正** ・カドミウムに係る水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準値を 0.001mg／L 以下から 0.0003mg／L 以下に、給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液又は給水管の浸出液に係る基準値を 0.01mg／L 以下から 0.003mg／L 以下に強化する ・1，1，2―トリクロロエタンに係る基準を廃止する **●浸出に関する試験の一部が改正** ・カドミウムに係る分析方法からフレーム―原子吸光光度法を削除する ・1，1，2―トリクロロエタンの項を削除する
平成 24 年 9 月 6 日公布	「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験」の一部改正	**●耐圧に関する基準の変更** ・貯湯湯沸器及び貯湯湯沸器の下流側に設置されている給水用具における 0.3 メガパスカルの静水圧を加える耐圧性能試験は廃止 ・一缶二水路型貯湯湯沸器以外のより複雑な構造を有する湯沸器における熱交換部分の耐圧性能試験に関する規定を追加等 **●逆流防止に関する基準の変更** ・吐水口空間を有する給水装置の基準を、「越流面から吐水口の中心までの垂直距離」から「越流面から吐水口の最下端までの垂直距離」に変更等 **●その他の留意事項** ・ボールタップの耐圧性能試験方法について規定 ・一時止水機能を有する混合水栓の水撃限界性能試験について規定 ・水撃限界性能の試験条件について規定
平成 26 年 3 月 31 日通知	健発 0331 第 30 号 厚生労働省健康局長通知 水質基準に関する省令の一部改正等について(施行通知)	**●給水装置に係る浸出性能基準が改正** 給水装置の浸出液に係る基準について、亜硝酸態窒素に係る水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準値(0.004mg／L)、給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液又は給水管の浸出液に係る基準値(0.04mg／L)を追加 **●浸出に関する試験の一部が改正** 亜硝酸態窒素に係る分析方法としてイオンクロマトグラフ法を追加
平成 26 年 6 月 30 日通知	健水発 0630 第 2 号 厚生労働省水道課長通知 太陽熱利用給湯システムの取扱いについて	**●設計審査にあたっての配慮事項を周知** ・システムの一次側に、逆止弁や減圧式逆流防止器等の適切な逆流防止給水用具を備えていること。 ・現地施工により、当該システムの外側にバイパス配管を設けるものにあっては、当該システムの日常的な使用において、貯湯タンク側とバイパス配管側の適正な流量配分を確保できる構造となっていること等
平成 27 年 3 月 25 日通知	健発 0325 第 18 号 厚生労働省健康局長通知 水質基準に関する省令の一部改正等について(施行通知)	**●浸出に関する試験の一部が改正** フェノール類に係る分析方法として固相抽出―液体クロマトグラフ―質量分析法を追加

参考資料 3

平成27年9月28日

指定給水装置工事事業者制度に係る検討会

給水管及び給水用具類の変遷【規格・認証の変遷】

	使用開始時期等
鉛　管（JIS H 4312）	※使用開始時期は明治の初期頃？
亜鉛メッキ鋼管（JIS G 3442）	※戦前からあったが主に出回るようになったのは戦後
硬質塩化ビニルライニング鋼管（JWWA K 116）	※昭和30年代後半から40年代
ライニング鋼管用管端防食形継手（JWWA K 150）	※平成11年のJWWA規格制定以降（より防食性、接合性が望まれ規格化）
硬質ポリ塩化ビニル管（JIS K 6741）	※昭和26年、国内製造開始
ポリエチレン管（JWSA* K 101）	※昭和32年、国内製造開始
ポリエチレン二層管（JIS K 6762）	※平成5年、JIS規格改正で追加
ステンレス鋼鋼管（JIS G 3448）	※昭和55年のJIS規格制定以降
水道用波状ステンレス鋼管（JWWA G 119）	※平成9年のJWWA規格制定以降
水道用サドル付分水栓（JWWA B 117）	※昭和57年のJWWA規格制定以降（管の保護と漏水防止の観点から普及）
ステンレス製サドル付分水栓（JWWA B 139）	※平成19年のJWWA規格制定以降（異種金属腐食対策やねじ形状統一要望から規格化）
ステンレス製ボール止水栓（JWWA B 140）	※平成19年のJWWA規格制定以降（異種金属腐食対策やねじ形状統一要望から規格化）
逆流防止弁（JWWA B 129）	※平成9年のJWWA規格制定以降（基準省令だけでは十分な評価が出来ないため規格化）
減圧式逆流防止器（JWWA B 134）	※平成11年のJWWA規格制定以降（基準省令だけでは十分な評価が出来ないため規格化）
直結加圧形ポンプユニット（JWWA B 130）	※平成9年のJWWA規格制定以降（直結給水範囲拡大に伴い普及）
浄水器（家庭用浄水器）（JWWA S 102）	※昭和40年頃から普及（平成元年の型式承認開始→平成10年 JWWA規格制定）
温水洗浄便座（登録商標：ウォシュレットやシャワートイレ）	※平成6年に型式承認開始
洗浄弁内蔵型大便器（通称タンクレストイレ）	※平成4年に型式承認開始
自然冷媒ヒートポンプ給湯器（登録商標：エコキュート）	※平成9年に型式承認開始
緊急止水装置付きホース接続形水栓（通称：洗濯機水栓）	※昭和59年に型式承認開始 ※2006年 JIS B 2061「給水栓」の規格変更に伴い追加
自動水栓	※平成15年に認証開始

※平成9年 主任技術者制度開始

※平成10年 指定給水装置工事事業者制度開始

*JES規格は、JISの前身的存在

*JWSA規格は、JWWAの前身規格

11　第４回 検討会会議資料

第４回 指定給水装置工事事業者制度に係る検討会

会　議　資　料

（平成２７年度厚生労働省受託）

第４回 指定給水装置工事事業者制度に係る検討会

議事次第

１．日　時　平成２７年１２月１１日（金）１３時００分～１５時００分

２．場　所　日本水道協会７階　第１会議室

３．議　題
（１）第３回指定給水装置工事事業者制度に係る検討会議事概要について
（２）指定給水装置工事事業者制度に係る課題解決の方向性と
対策案（概略）について
（３）その他

４．配布資料
資料１　第３回指定給水装置工事事業者制度に係る検討会議事概要
資料２－１　指定給水装置工事事業者制度に係る課題解決の方向性と
対策案（概略）について（取りまとめ）
資料２－２　指定給水装置工事事業者制度に係る課題解決の方向性と
対策案（概略）のイメージ図

５．参考資料
参考資料１　他事業者（下水・ガス・電気）との制度比較
参考資料２　排水設備指定工事店の更新制度に関する調査（下水道事業）
参考資料３　指定給水装置工事事業者制度の概要（第１回検討会資料３）
参考資料４　指定給水装置工事事業者制度に係る実態調査結果
（第１回検討会資料４）
参考資料５　指定給水装置工事事業者の更新制度に関する
アンケート調査結果（日本水道協会）
参考資料６　指定給水装置工事事業者制度に係る課題解決の方向性と対策案
（第３回検討会資料２－１）

平成27年度厚生労働省受託
第4回 指定給水装置工事事業者制度に係る検討会　座席表

平成27年12月11日（金）
13：00～15：00

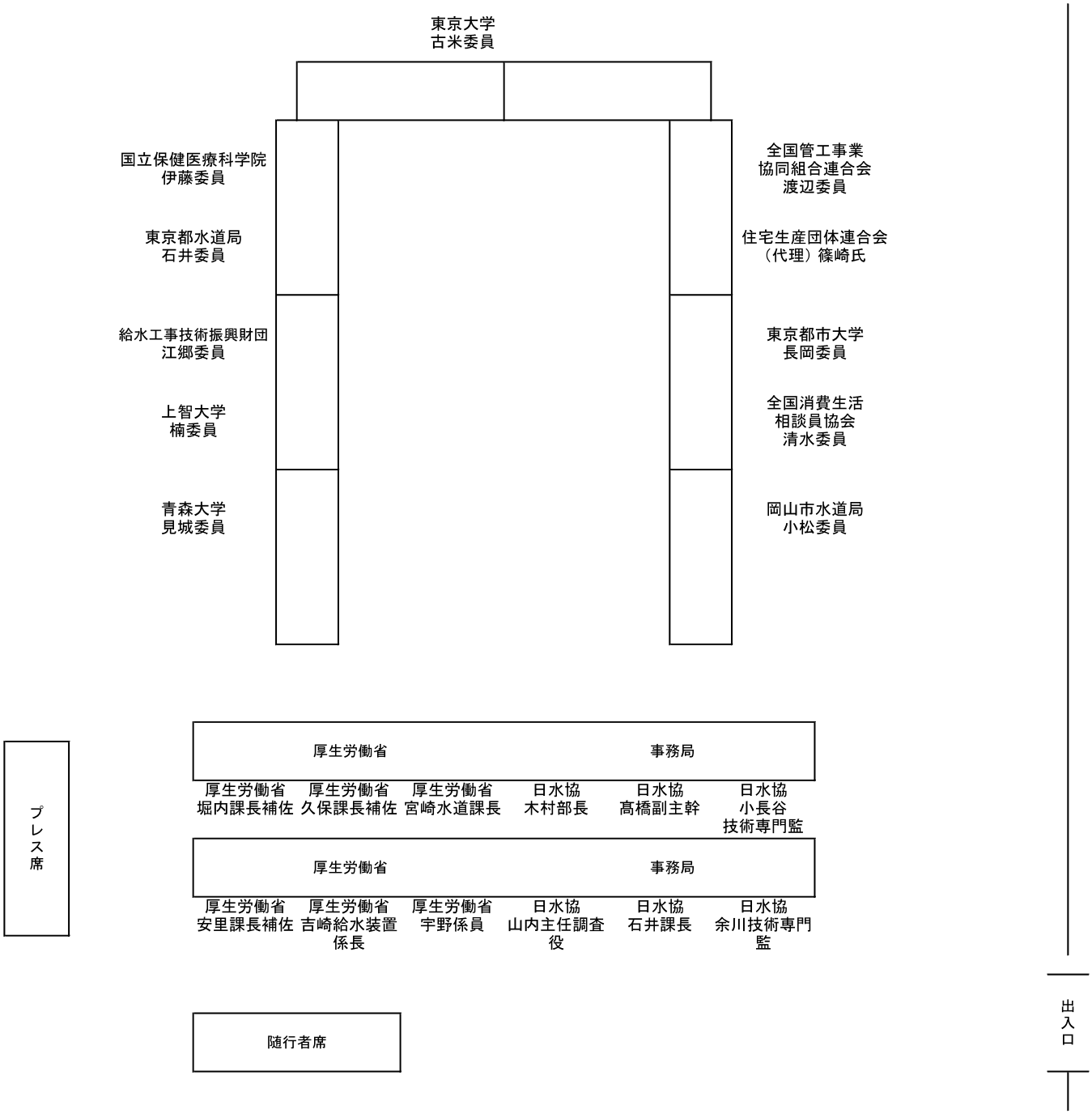

資料　1

平成 27 年 12 月 11 日
指定給水装置工事事業者制度
に係る検討会

第 3 回　指定給水装置工事事業者制度に係る検討会議事概要

平成 27 年 9 月 28 日（月）　13 時 30 分～15 時 30 分
日本水道協会 8 階第 4 会議室

１．出席者に関する主な事項

長岡委員が欠席、その他委員は出席

２．第 2 回指定給水装置工事事業者制度に係る検討会議事概要について

・資料 1 により第 2 回指定給水装置工事事業者制度に係る検討会議事概要について説明（事務局）

３．指定事業者制度の解決すべき課題の設定と解決の方向性の検討について

・資料 2-1 により、指定給水装置工事事業者制度に係る課題解決の方向性と対策案について説明（厚生労働省）
・資料 2-2 により、指定給水装置工事事業者制度の課題解決の方向性と対策案（事務局たたき台）のイメージ図について説明（厚生労働省）
・参考資料 1 により、他事業者〔下水・ガス・電気〕との制度比較について説明（事務局）
・参考資料 2 により、給水装置に係る行政情報の変遷について説明（事務局）
・参考資料 3 により、給水管及び給水用具類の変遷について説明（事務局）

（解決の方向性と対策案（概略）に関する主な意見等）

○　指定工事事業者制度への更新制の導入について

・現行の制度は、規制緩和により創設された制度であるので、規制緩和に逆行しないように考慮し、更新制度の創設ができればと考えている。
・更新制を創設するという方向で進めて欲しいが、指定事業者の負担が過重にならないように配慮して欲しい。例えば、申請書類が各水道事業者でバラバラにならないようすることや、更新申請の手数料がなるべく安価となるようにすること等である。
・これまで報告されてきた連絡のつかない指定工事事業者の実態を把握するためにも、更新制は必要である。また、更新に付加する事項としては、一例として、任意で、講習実績、配管技能者の状況や工事件数などを各指定工事事業者に提出してもらい、ホームページに情報提供として公開すれば、手間は省きながらも、ある程度の情報の収集と利用者への提供が可能になるのではないか。
・指定要件の定期的な確認を、各水道事業者に任せて、バラバラな運用になるよりは、

全国統一して更新制を導入した方が、わかりやすく、実効性もあり、水道利用者も困らず、指定工事事業者も対応しやすいと想定される。ただし、過度な手続きや費用を軽減するような工夫が必要である。

・更新時の要件の確認については、各水道事業者が、前回指定工事事業者に対して指定を行った際の指定要件に合致するのかを確認することが、スムーズな方法と思われる。

・更新制を水道事業者が運用することになった場合、いつ、誰が、どこで、どのように更新ということを考えただけでも多くの負担が想定されるため、その部分を検討しながら、実現可能性のある制度にすべきである。また、手数料が必要となることが想定される。

・更新時には、真面目に勉強して実務を行い、技術・技能を持つ者を雇用している指定工事事業者が優遇される仕組みが必要であり、その上で、このことが水道利用者にわかるように情報提供していくべきである。

・完全な法令違反ではないものの、接遇・マナーの部分で苦情を受ける指定工事事業者も存在している。そのような事業者が、安易に優遇制度を受けることがないような仕組みが必要であり、評価基準が難しい部分がある。

・更新制を導入する場合、新規の指定の場合と、更新の場合とでどのような違いがあるのかを整理すべきである。

・更新制を導入する場合、初回の更新時に、既存の指定工事事業者が一斉に更新を行うケースも想定されることから、事務手続き上、混乱が起きないようなスムーズな形での更新方法を検討する必要がある。

・更新制を導入する場合、現状では、複数の都市で指定を受けている事業者は、複数の窓口で手続きを行なうことが想定されるため、この負担を軽減するような仕組み作りを検討する必要がある。

・下水道事業は、各自治体が事業運営しており、ガス、電気と比較して水道事業と近い部分があると想定されるため、更新制を導入する場合、過度な負担の軽減方法など、参考にするべきである。

・現行制度は、悪質な違反があれば指定を取り消すことができる制度となっているが、連絡を取れないというだけで、指定を取り消すのは、現実には難しいと考えている。その部分を指導できるような制度として、更新制を案として示している。（事務局）

・指定の要件を、ある一定の期間ごとに、水道事業者が、指定工事事業者自らの申請により自動的に確認できるのが更新制のメリットである。そのため、連絡のつかない指定工事事業者の確認作業が不要になるなど、水道事業者の負担軽減にもつながると想定される。（事務局）

・今回事務局で示したたたき台は、規制緩和により創設された制度である経緯を踏まえ、指定を受けるための要件は変えていない。更新制は、その上で、水道事業者と指定工事事業者との定期的な接点を設けて、色々な確認・指導ができるようにするとともに、その内容を水道利用者に情報発信できるようにする制度として示したものである。（事務局）

○　適切な配管技能者の適正な配置の確認について

・指定工事事業者には、主任技術者がいれば良いということだけではなくて、配水管から水道メータまでの配管については、配管技能者を従事させることが定められている。

・配管技能者の存在をお客様に説明できる制度にするべきである。

・給水工事技術振興財団では、配管技能検定会を実施しているが、その受検者は年々減少している。また、検定の合格率は 9 割程となっており、実際、1 割の受検者は不合格となっている。給水装置工事においては、技能を有した資格を持った人が配置されていることを確認できる仕組み作りが必要である。

・水道事業者は、公道下の給水装置用材料等を指定できることから、指定材料を用いて適正な分岐・配管できる技能者が必要だということを規程などに明記すべきである。

・配管技能者の配置の確認については、水道事業者が新たに規程を設定して運用を行う場合、経過措置などを設けなければならない可能性があるため、留意する必要がある。

・適切な配管技能者の適正な配置の確認については、更新制を導入した場合、更新時に技能者の確認を行うことで、一定の効果が期待できる。（事務局）

○　主任技術者の講習会受講の促進について

・主任技術者の講習の義務化や配管技能者の位置づけの明確化が、技術・技能の向上につながり、水道利用者のためにもなる。

○　指定工事事業者講習会実施の促進について

・更新時に講習会の受講実績を確認し、その情報を水道利用者に提供できれば、水道利用者が指定工事事業者を選定する際の判断材料となり、安心で信頼性のある工事の確保やトラブルの減少につながる。

○　処分環境の整備

・処分環境の整備の記載のうち、「水道事業者が処分しやすい」という表現は、手続きが大変だという趣旨であるため、記載を工夫するべきである。

・処分マニュアルの整備については、再度、事例集を整理するなどの検討をして欲しい。

・処分基準等の整備で必要なものについては、日本水道協会の県支部組織や比較的規模の大きい水道事業者がリードしていけば、ある程度カバーできると想定される。あわせて、通知発出等により処分基準等の整備を再度促せば、未整備である５割も改善されるのではないかと思われる。

○　水道利用者への情報提供の充実について

・名古屋市では、水道事業者（お客様受付センター）、修繕センター、消費生活センターが連携しており、相談件数も減ってきている。このような形を他でも広げていくことも検討すべきである。

・消費生活センターへの苦情全体としては、消費者庁が設置されてから増加傾向にあるなかで、給水装置関連の苦情は、横ばいであることから、19 年度の検討会を受けて行われてきた情報提供は、少しずつ進んできていると想定される。今後は、比較的小さな水道事業者も情報提供を行っていくべきである。
・リーフレットを作成しても、消費者の手元に届かないケースも想定されることから、消費生活センターの相談員が、地元で出前講座などを実施する際、一般のトラブルとともに給水装置関連のトラブルについても提供していくことも、検討すべきである。
・水道利用者が、トラブルに巻き込まれないような整理をする上で、下水道、ガス、電気の学ぶべきところがあるのであれば、取り入れるべきである。
・水道事業者は、情報発信が一方通行とならないよう、水道利用者のニーズに応じて行っていくべきである。

○　その他

・配水管から水道メータまでの新設、改造等については、水道事業者が、配管技能者の資格等を確認している場合があるのに対し、屋内の給水管の修繕については、水道利用者が直接指定工事事業者に依頼をするので、トラブルも発生しやすいのではないか、両者を区別して対策案を検討すべきである。
・指定要件の新たな追加は、新規参入を妨げる可能性があり、規制緩和の経緯を踏まえると、門戸開放に逆行する。
・解決の方向性としては、能力があると自ら証明できる指定工事事業者を、適切に使える制度になっていれば問題ないのではないか。しっかりと検討した上で、最善の方法が法改正して更新制を導入するという選択であれば、良いと考える。
・本検討会では、詳細な解決の具体策までは示すことが難しいと考えているが、関係者の負担なども考慮した実現可能な解決の方向性を示したいと考えている。（事務局）

４．今後の予定、進め方について

・更新制を導入するという方向性を軸にしながら、いかに実効性のあるものにするか、その他の方向性・対策案についてもどう進めていくかを次回とりまとめることとする。
・第 4 回は、平成 27 年 11 月～12 月頃の開催を予定している。
・次回は最終回となっている。事務局で整理した解決の方向性と対策案に、本日出た意見を踏まえてとりまとめを行う。

（以上）

資料　２－１

（案）

平成 27 年 12 月 11 日
指定給水装置工事事業者制度に係る検討会

指定給水装置工事事業者制度に係る課題解決の方向性と対策案（概略）について（取りまとめ）

本検討会では、現行の指定給水装置工事事業者制度（以下「指定工事事業者制度」という。）について、平成２６年度に厚生労働省水道課と(公社)日本水道協会にて実施した水道事業者へのアンケート調査等を基に問題や課題を把握整理し、改善を要する課題について解決の方向性を検討し取りまとめた。

１　改善を要する主な課題

（1）指定工事事業者制度の現状

（不明工事事業者の存在）

・　各水道事業者が公表している指定工事事業者リストに連絡がとれない指定工事事業者（以下「不明工事事業者」という。）が掲載されており、一部水道事業者が確認しているだけでも約３千の不明工事事業者が存在している。（厚労省ｱﾝｹｰﾄ H25 年度実績）

・　不明工事事業者は、水道事業者からの指導監督や情報提供が行えないため資質の低下が懸念されるとともに、連絡がとれないなど水道利用者からの苦情の原因にもなっている。

（違反行為）

・　無届工事や構造材質基準不適合など給水装置工事における違反行為は、水道事業者が把握しているだけでも 1,740 件発生している。（厚労省ｱﾝｹｰﾄ H25 年度実績）

・　直接水質事故につながりかねないクロスコネクションのほかに、虚偽報告等の悪質な違反行為も発生している。

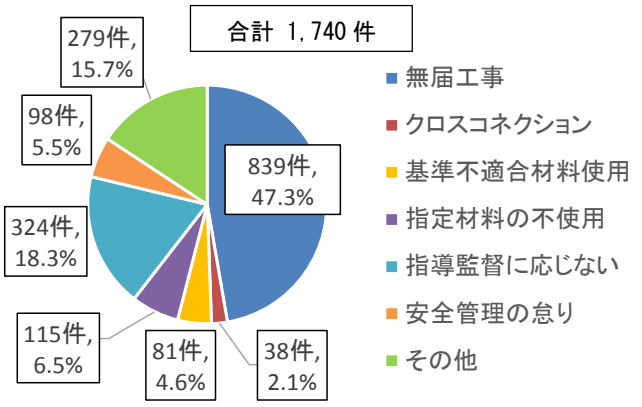

図 1　違反行為の内訳（厚労省ｱﾝｹｰﾄ H25 年度実績）
※内訳には複数回答分を含む

（苦情）

・　水道事業者に寄せられた水道利用者からの苦情件数は 4,864 件に上る。苦情の内訳は「連絡不通」、「対応が遅い、悪い」、「費用が高額」が多く、修繕の施行不良など技術力の不足による苦情もある。（厚労省ｱﾝｹｰﾄ H25 年度実績）

・　国民生活センター、消費生活センター等に寄せられた水道工事や水道等の修理サービスに関する消費生活相談は約 1,000（件/年）であり、横這い傾向で減っていない。（行政窓口に相談等する割合 2.8%：第 41 回国民生活動向調査（2013 年 9 月～10 月実施）より）

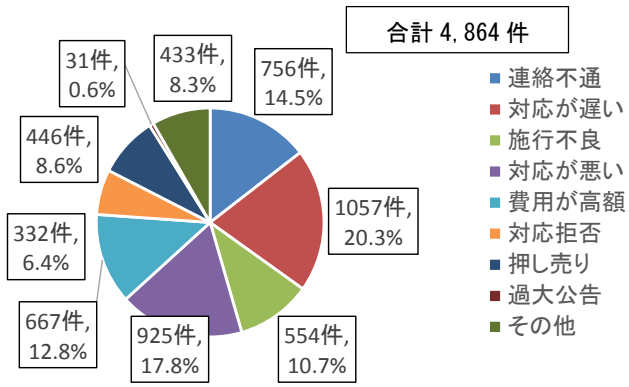

図 2　苦情の内訳（厚労省ｱﾝｹｰﾄ H25 年度実績）
※内訳には複数回答分を含む

(2) 現行制度の課題

指定工事事業者制度の現状から、現行制度の課題として大きく２点（①、②）が挙げられる。また、①には、①-1 から①-3 までの３つの課題が内在している。

① 指定工事事業者・主任技術者等の技術力やモラル、お客さまサービス意識の不足
①-1　指定工事事業者・主任技術者等の実態把握が不十分（不明工事事業者が存在）
①-2　指定工事事業者、主任技術者等に対する講習会の実施が不十分
①-3　指定工事事業者に対する処分、指導監督が不十分
② 指定工事事業者に関する水道利用者への情報提供の不足

(3) 課題の要因

各課題の主な要因を以下に整理する。なお、**「① 指定工事事業者・主任技術者等の技術力やモラル、お客さまサービス意識の不足」**については、①-1 から①-3 までの内在する課題そのものが主な要因と考えられる。

1)「①-1　指定工事事業者・主任技術者等の実態把握が不十分（不明工事事業者が存在）」となる主な要因

（実態把握が不十分）
- 水道事業者において、指定工事事業者の技術力や実績等を継続的に確認する方法がない。
- 水道事業者において、最新の技術情報や給水材料等の知識を有しているかの、主任技術者の技術力の確認が難しい。
- 水道事業者において、配管技能者の配置について確認が難しい。

（不明工事事業者の存在）
- 指定工事事業者が法令に規定される変更、廃止等の届出を適切に行っていない。
- 不明工事事業者の所在確認等を行う水道事業者の人員・体制が乏しい。（当該給水区域外に所在する指定工事事業者の調査・把握はさらに困難等）
- 不明工事事業者の指定工事事業者リストからの削除（指定取消）に係る水道事業者の業務量が膨大。

2)「①-2　指定工事事業者、主任技術者等に対する講習会の実施が不十分」となる主な要因

（指定工事事業者に対する講習会）
- 講習会の実施及び参加は任意であり強制力がない。（実施：水道事業者、参加：指定工事事業者）
- 指定工事事業者にとって受講者への優遇等、不参加者との区別がない。
- 開催費用のほか、講師・会場確保、資料準備等の講習会開催に係る水道事業者の負担が大きい。
- 時間面と費用面において指定工事事業者の受講の負担が大きい。特に多くの水道事業者から指定を受けている指定工事事業者は、それぞれの講習会を受講すると負担が大きい。

（主任技術者等に対する講習会）
- 指定工事事業者に求められている主任技術者および配管技能者等に対する研修機会の確保

は法令上努力義務であり強制力がない。

3)「①-3　指定工事事業者に対する処分、指導監督が不十分」となる主な要因

・約 35%の水道事業者において処分基準が整備されていない。((公社) 日本水道協会が参考例として示した「指定給水装置工事事業者の違反行為に係る処分基準例」(平成 19 年 11 月 15 日) 等が十分活用されていない)
・指定の取消処分は聴聞等の手続きが必要。
・人員が不足している水道事業者では十分な指導監督が困難。(特に中小の水道事業者)

4)「② 指定工事事業者に関する水道利用者への情報提供の不足」となる主な要因

・水道事業者において情報提供に必要な情報の収集が困難。(業務量が膨大、人員の不足)
・水道利用者が必要としている情報の提供に対して水道事業者の意識が不足。
※そのため、約９割の水道事業者において指定工事事業者の名称、所在地、電話番号など基本的な情報の提供が行われている一方で、修繕対応可能な指定工事事業者の情報提供は 4.4%であるなど水道利用者にとって必要と考えられる情報提供まで行っている水道事業者は少ない状況である。

2 課題解決の方向性

アンケート調査や本検討会委員の意見等により明らかになった現行制度に対する問題や課題について、解決の方向性と考えられる (1) から (6) までを整理し、各方向性について「対策案の概要」、「期待される効果」、「留意事項」を記す。

(課題解決の方向性)

(1) 指定工事事業者制度への更新制の導入
(2) 適切な配管技能者の適正な配置の促進
(3) 主任技術者の講習会受講の促進
(4) 指定工事事業者講習会の実施の促進
(5) 処分環境の整備
(6) 水道利用者への情報提供の充実

なお、対策案の検討に当たっては、以下の事項に留意する必要がある。

○実現可能性のある仕組みづくり
・水道事業者、特に小規模水道事業者の体制を考慮した仕組みづくり
・指定工事事業者の過度な負担とならない仕組みづくり
○平成 19 年度の検討結果からステップアップした解決方策の検討
○規制緩和を考慮した方策の検討
※現行の指定工事事業者制度は、国の規制緩和推進の方向性を受けて平成８年の水道法改正により創設されたもの

(1) 指定工事事業者制度への更新制の導入

(対策案の概要)

指定工事事業者の指定に一定の有効期間を設け、一定年で更新しなければ失効するものとする。指定の更新は、指定工事事業者の申請により行い、水道事業者は、水道法に規定する指定の基準（選任する主任技術者、工具類の保有、欠格条項）について確認する。

また、更新の申請に併せて、配管技能者の従事状況、主任技術者等の研修機会の確保状況等の事業の運営の基準に規定される事項を確認し、さらには配管技能者の資格、指定工事事業者の講習会受講状況、修繕対応の可否等の情報について届出を求めることも考えられる。

(期待される効果)

指定工事事業者制度への更新制の導入により、水道事業者は指定工事事業者の事業実態を定期的に把握でき、指導や監督が行いやすい環境となる。また、これまで難しかった不明工事事業者の排除を自動的に行える。

さらに、水道事業者が指定工事事業者の各種情報や実態を把握することで、指定工事事業者側の意識向上にもつながり、違反行為や苦情の減少が期待される。

(留意事項)

・水道事業者や指定工事事業者にとって過度の負担とならない仕組みづくり

【考慮する点】

①事務手続きや更新手数料の軽減、申請様式の統一など

②更新事務の平準化を考慮した既存指定工事事業者の更新の進め方の検討

③既に更新制を導入している下水道事業等を参考とした負担軽減方法の検討

・各確認事項の具体的確認内容と方法の検討

・制度設計等の検討期間や周知・準備期間が必要

(2) 適切な配管技能者の適正な配置の促進

(対策案の概要)

国は、配管技能者の資格等を明確にするため、供給規程等への明示について周知徹底を行う。(「給水装置工事の適正な施行について」(平成 23 年 8 月 30 日付け厚生労働省健康局水道課事務連絡）の再周知)

水道事業者は、指定工事事業者の指定の更新時に、配管技能者の従事状況やその配管技能者が有する資格等の確認を行う。また、給水装置工事の申請の際に、配置する配管技能者の資格等を書類により確認する。

(期待される効果)

適切な配管技能者の適正な配置の促進により、配水管の分岐工事における施工不良等の重大事故を未然に防止できる。

また、指定工事事業者において配管技能者の養成が促進される。

(留意事項)

・(公財）給水工事技術振興財団が実施している検定会などを含めた、適切な配管技能者を養成する機会の提供についての検討

・水道事業者自らが実施する給水装置工事において、配管技能者の配置の徹底を図る。(配水

管更新工事等における給水装置の切替え工事など）

・法令上、配管技能者は配水管の分岐から水道メーターまでの給水装置工事に従事する者であり、水道メーター下流側の工事において配置を求められていない。

(3) 主任技術者の講習会受講の促進

（対策案の概要）

水道事業者は、指定工事事業者の指定の更新時に、選任する主任技術者の講習会の受講実績を確認する。

また、指定試験機関である(公財)給水工事技術振興財団は、主任技術者の資質向上のため、技能に関する試験項目の充実等、主任技術者試験の内容の見直しについて検討を行う。

（期待される効果）

主任技術者の講習会受講の促進により、指定工事事業者や主任技術者の技術力及び意識の向上につながり、適正な給水装置工事が確保され、違反行為や苦情の減少が期待される。

（留意事項）

・主任技術者の技術力の維持・向上に必要な研修機会の提供についての検討

※既存の研修会として、(公財)給水工事技術振興財団や管工事事業者の組合主催のものがある。

〈参考〉「給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について」（平成 20 年 3 月 21 日厚生労働省健康局水道課長通知）（以下「水道課長通知」という。）で示した主任技術者への研修内容

・給水装置及び給水装置工事法に関する最新の情報技術

・給水装置の事故事例と対策技術

・給水装置の故障・異常の原因と修繕工事法

・主任技術者の職務と役割

・時間面、費用面など主任技術者の過度な負担とならない仕組みづくり（例えば e ラーニングによる研修）

・複数の主任技術者を選任している指定工事事業者の講習会受講実績の取り扱い

(4) 指定工事事業者講習会の実施の促進

（対策案の概要）

水道事業者は、指定工事事業者の指定の更新時に、指定工事事業者としての講習会の受講実績を確認する。

国は、水道事業者に対し、さらなる講習会の実施率向上と、指定工事事業者のモラルやお客さまサービス意識の向上のため、接遇対応の追加等、講習内容の充実を図るよう求める。

〈参考〉水道課長通知で示した指定工事事業者への講習内容

・水道法令における給水装置に関連する規定の再確認

・給水装置に関連する行政や法令の動向に関する情報

・給水装置に関する事故事例と防止のための留意事項

・需要者への給水装置の維持管理等に関する普及啓発の実施に関する事項

・水道事業者から需要者に提供する指定工事事業者の情報に関する事項

・水道事業者が定める配水管の分岐から水道メーターまでの工事上の条件の改定情報

（期待される効果）

指定工事事業者講習会の実施の促進により、指定工事事業者の技術力の確保やお客様サービス意識が向上し、利用者とのトラブルや苦情、違反行為の減少が期待できる。

（留意事項）

・広域開催など水道事業者間の連携等による中小水道事業者にも負担が少ない効率的な講習会開催の検討（広域開催とする場合の講習会実施主体等）

・複数の水道事業者から指定を受けている指定工事事業者の講習会受講実績の取り扱い

(5) 処分環境の整備

（対策案の概要）

国は、水道事業者における処分基準の整備について再周知を行う。

また、(公社)日本水道協会は、前回例示した処分基準例に加えて、処分事務に関する解説、処分事例、様式例等を示すなど、水道事業者が適切に処分を実施できる環境整備について検討する。

（期待される効果）

処分環境の整備により、適正で公平な処分の実施が可能となり、悪質な工事事業者を排除するとともに、指定工事事業者の意識が向上し違反行為の抑制につながる。

（留意事項）

・不利益処分である指定の取消は、行政手続法に基づく聴聞等が必要

・給水装置工事をしようとする者は、あらかじめ水道事業者に申込み、その承認を得なければならないが、これを行わずに工事を実施する「無届工事」が 839 件発生（厚労省ｱﾝｹｰﾄ H25 年度実績）しており、このような事案への対策案の検討（過料等を科す条例を制定する対応が可能であることを周知等）

※中には水道事業者の指定を受けていない工事事業者や指定取消の処分を受けた工事事業者が故意に無届工事を行う悪質な事例もある

(6) 水道利用者への情報提供の充実

（対策案の概要）

水道事業者は、水道利用者に提供する指定工事事業者に関する情報について、指定工事事業者の更新時に取得した修繕対応の可否等の情報を加えることにより内容の充実を図る。また修繕時のトラブル防止や悪質商法に関する情報等についても提供を行う。

なお、情報提供に当たっては、ウェブサイトの他にリーフレット等の積極的活用を検討する。

（期待される効果）

水道利用者への情報提供の充実により、水道利用者から指定工事事業者への修繕工事等の依頼が円滑化されるなど、苦情の減少に一定の効果があると考えられる。また、水道利用者が正しい知識を会得し、トラブルに巻き込まれない方策としても期待される。

（留意事項）

・修繕対応の可否に係る情報の他に、更新時に取得した指定工事事業者、主任技術者の講習会受講実績や配管技能者の従事状況等の情報を活用した情報提供について検討

※これらの情報提供により、水道利用者が修繕等の給水装置工事を依頼する際の参考とな

るとともに、指定工事事業者がより適正な事業運営を図るようになることが期待される。
・公表の手法については、新規参入への阻害の防止や適正な競争確保の観点から検討が必要
・消費生活センターと水道事業者との連携による情報発信の方策の検討

3 今後の検討課題

指定工事事業者に係る諸課題への対応としては、まずは上記２に記載した対策を講じることが重要と考えられるが、期待する効果が十分に得られなかった場合の更なる方策として、以下の事項が考えられる。

・適正な事業運営を実施している「優良」な指定工事事業者に対する優遇措置（客観的で公正な評価基準と研修機会の確保等の環境整備が必要）
・指定工事事業者の指定要件の厳格化（ただし規制緩和に逆行することに留意が必要）
・主任技術者の更新制度の創設
・配管技能者の資格要件の法令規定

4 まとめ

指定工事事業者制度の問題点や課題を整理し、６項目の課題解決の方向性と対策案を提示した。別紙のイメージ図に示すとおり、その中で指定工事事業者制度への更新制の導入は、中心となる対策案となる。

更新制度により、水道事業者は定期的に指定工事事業者の事業実態の確認が行えるようになり、水道法に定める指定の基準の再確認に併せて、指定工事事業者の主任技術者や配管技能者等への研修機会の確保状況、配管技能者の従事状況、修繕対応の可否等を確認でき、これを指導等に活かすことが期待される。

また、水道事業者は、これまで難しかった不明工事事業者の排除が自動的に行え、さらには修繕対応の可否等の情報を水道利用者への情報提供に活用することで情報提供の充実を図ることが可能となる。

指定工事事業者は、更新時の確認事項である主任技術者の講習会受講や適正な配管技能者の配置などの事業運営の基準を遵守するなど、自らの資質や技術を向上する意識が高まり、クロスコネクション、配水管の分岐工事における施工不良等の事故防止に繋がることが期待される。

また、水道利用者には、水道事業者をはじめとする各関係者からの適切な情報提供と対話により、指定工事事業者への修繕工事等の依頼の円滑化や給水装置に関する正しい知識を会得することが期待される。

最後に、指定工事事業者制度をより適正な制度とし、安全で信頼される給水装置工事を確保していくためには、水道事業者、指定工事事業者、水道利用者に加えて、国における制度の検討や指導、(公財)給水工事技術振興財団、(公社)日本水道協会、全国管工事業協同組合連合会などの関係団体による研修機会の提供や技術指針・テキスト類の作成等による支援、建築業者と指定工事事業者の現場での連携と水道利用者への適切な対応、消費生活センターと水道事業者との連携した啓発活動など、各関係者の理解と協力によって、課題解決に向けた取組を推進していくことが不可欠である。

（以上）

資料　２－２

平成 27 年 12 月 11 日

指定給水装置工事事業者制度に係る検討会

指定給水装置工事事業者制度に係る課題解決の方向性と対策案（概略）のイメージ図

指定工事事業者制度への更新制の導入

～ 定期的な事業実態の確認 ～

●指定要件の再確認にあわせて、以下の事項を確認し指導・監督に活かす。

○指定工事事業者、主任技術者の講習会受講状況

○配管技能者の配置と資格等

○修繕対応の可否

主任技術者の講習会受講の促進

●研修機会の確保、受講しやすい環境の整備等

指定工事事業者講習会の実施の促進

●実施率向上の仕組みづくり（広域化等）

●講習内容の充実等

処分環境の整備

●処分基準作成の徹底等

水道利用者への情報提供の充実

●修繕対応が可能な指定工事事業者の情報提供の促進等

適切な配管技能者の適正な配置の促進

●工事の際の資格等の確認等

●不明工事事業者の自動排除

●指定工事事業者や主任技術者の技術力やお客様サービスの向上

●クロスコネクション･分岐工事の施工不良等の事故防止

●悪質な工事事業者の排除

●修繕工事等の依頼の円滑化

●水道利用者が正しい知識を会得

・安全で信頼される給水装置工事の確保

・違反行為・苦情・トラブルの減少

【課題解決の方向性・対策案について考慮する点】

●実現可能性のある仕組みづくり
　・水道事業者、特に小規模水道事業者の体制を考慮
　・指定工事事業者の過度な負担とならないよう考慮

●平成 19 年度の検討と対策からのステップアップ

●規制緩和を考慮した方策の検討
　※現行制度は規制緩和の推進を目的として創設されたもの

参考資料　1

平成 27 年 12 月 11 日
指定給水装置工事事業者制度に係る検討会

他事業者〔下水・ガス・電気〕との制度比較

1．事業者と利用者の資産及び管理区分

※ [　　] は水道事業とは異なる制度項目

	水道事業	下水道事業	ガス事業	電気事業
●事業者の資産（費用負担）範囲	道路下に布設された配水管まで（水道施設）	道路下に敷設された下水管及び利用者宅内の第一ますまで（下水道施設）	道路下の本管及び支管(引込管)まで（供給管）	供給線及び家屋等への引込線まで（事業用電気工作物）
●利用者の資産範囲	【道路部及び宅地部】配水管の分岐点から給水栓まで（給水装置）	【宅地部】宅地内の第一ます以降の下水設備（排水設備）	【宅地部】供給管以降の宅地内配管（内管）	【宅地部】引込線取付点からコンセントまで（一般用電気工作物）
●利用者の維持管理範囲	給水装置（配水管から水道メーターまでの修繕は事業者で行う場合あり）	排水設備	内管（事業者に漏えい検査、給排気設備などの定期調査を義務付け）	一般用電気工作物（事業者が定期調査等により技術基準の適合性調査を実施）

2．利用者が施工する工事範囲の工事事業者の指定等

	水道事業	下水道事業	ガス事業	電気事業
●工事事業者の指定	水道事業者の指定を受けた者（指定給水装置工事事業者）	下水道事業者の指定を受けた者（一例：排水設備指定工事店）	ガス事業者又はガス事業者の指定工事店（簡易内管施工登録店）	経済産業大臣、都道府県知事の登録を受けた者（登録電気工事事業者）
●工事事業者の指定の更新制度	・更新制度なし	・更新制度あり ※５年更新	・有効期間あり ※事業者により有効期間が異なる	・登録の有効期間あり ※５年
●指定の要件（技術者等の要件）	・給水装置工事主任技術者（国家資格）が１人以上いること ※雇用関係問わず ※他の工事事業者との兼務について、業務上支障が無ければ可能	・専属の下水道排水設備工事責任技術者（日本下水道協会）が１人以上いること ※正社員として従事 ※他の工事店等を兼務していない者 ・修繕等の夜間対応や休日対応の可否を申請時に記載	・責任技術者及び内管工事士を雇用していること ※責任技術者 ・ガス主任技術者（国家資格） ・内管工事士（日本ガス協会）２年以上従事	・特定営業所ごとに主任電気工事士を置くこと ※登録申請者の従業員であること ※他営業所等との兼務は不可 ※主任電気工事士 ・第１種電気工事士（国家資格） ・第２種電気工事士（国家資格）３年以上の経験
●工事事業者に必要とされる技術者の更新制度	・更新制度なし	・更新制度あり ※５年ごとに更新	・ガス主任技術者の更新制度はなし ・内管工事士の更新制度はあり※３年更新（更新講習あり）	・第１種電気工事士には講習制度あり ※５年ごとに講習
●工事施工時に配置が必要とされる技能者	・配水管から水道メーターまでの工事において「技能を有する者」を配置 ※法的な資格要件なし	・技能者（資格者）の義務付なし	【簡易内管工事】 ・簡易内管施工士 ※作業者資格、講習会取得、３年更新（更新講習あり）	・第１種電気工事士 ・第２種電気工事士
●工事事業者の違反に対する罰則	・水道法に基づく指定の取消し ・水道事業者の処分規定による処分（指定停止）	・下水道事業者の条例による処分（指定取消しや指定停止） ・排水設備指定工事店以外が施工した場合の罰金	・ガス事業者による指定の取消し等 ※処分基準は各ガス事業者による	・電気工事業法に基づく登録の取消し停止 ・登録を受けないで電気工事業を営んだ者の罰金

３．修繕等の工事が必要となった場合の対応

	水道事業	下水道事業	ガス事業	電気事業
●利用者の所管範囲に修繕等の工事が必要となった場合の対応	・利用者所管の範囲の工事は、利用者自ら指定給水装置工事事業者に工事を依頼し施行	・利用者所管の範囲の工事は、利用者自らが排水設備指定工事店に工事を依頼し施行	・利用者所管の範囲の工事は、利用者自らガス事業者又はガス事業者の指定を受けた工事店に依頼し施行 ※ガス事業者にはガス配管の漏えい検査、給排気設備などの定期調査が義務付け	・利用者所管の範囲の工事は、利用者自ら登録電気工事業者に依頼し施行 ※電力会社には一般用電気工作物の竣工調査、定期調査が義務付け

排水設備指定工事店の更新制度に関する調査（下水道事業）

		大規模都市 ※人口 100 万以上（下水道事業単独）	大規模都市 ※人口 100 万以上（下水道事業単独）	大規模都市 ※人口 100 万以上（上下水道事業）	中規模都市 ※人口 50 万人程度（上下水道事業）	小規模都市 ※人口 10 万人以下（下水道事業単独）
1	排水設備工事店の指定要件	○県内に事業所があること。 ○本都市に登録している責任技術者を、事業所ごとに１名以上専任させること。 ○代表者が以下のいずれにも該当していないこと。 ア 成年被後見人または被保佐人 イ 破産者であって復権を得ないもの ウ 条例の規定による届出がなされていない排水設備の新築等の工事を施工した者で、当該事実のあったときから２年を経過しないもの エ 条例の規定により指定を取り消されてから２年を経過しないもの	○県内に営業所があること ○営業所に専属の責任技術者が一人以上いること ・雇用関係を証する書類の提出 ○工事の施工に必要な設備、器材を有していること ・営業所、設備器材の写真提出 ○代表者が欠格要件に該当していないこと ・登記されてないことの証明書及び身分証明書提出 ※資格審査委員会へ諮問し指定の可否を判断 ※指定確認後講習会を実施し、指定工事店証を交付 ※本都市下水道条例に基づき指定工事店規則を規定	○県内に営業所を有し，かつ相当の信用を有していること。 ○責任技術者が１名以上専属していること。 ○排水設備工事の設計及び施行に必要な設備及び器材を有していること。 ○次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。 ア 工事業者(法人にあっては代表者)が,成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権を得ない者であること。 イ 工事業者(法人にあっては代表者)が,本都市指定下水道工事業者規程（以下「規程」という。)に基づき責任技術者としての登録を取り消されてから２年を経過していない者であること。 ウ 工事業者が，規程に基づき，指定下水道工事業者の指定を取り消されてから２年を経過していないこと。 エ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると管理者が認めるに足りる相当の理由を有しているとき。 オ 法人の工事業者であって,その役員のうちにア又はイに該当する者がいること。	○県内に所在があること。 ○専属の責任技術者が１人以上いること ・正社員として従事 ○工事の施行に必要な設備及び器材を有していること（配水設備、運搬用車両、保安設備、その他） ○欠格条項に該当しない者（法務局や役所が交付する「登録（登記）されていないことの証明書」及び「身分証明書」を添付） ※店舗写真の提出（看板、事務所、倉庫等） ※県内他市町村で指定を受けていないときは店舗調査 ※電話や FAX 番号、携帯番号の記入 ※本都市指定工事店条例で規定	○県内に営業所があること。 ○営業所ごとに、責任技術者として登録を受けた者が１人以上専属していること。 ○工事の施工に必要な機械器具を有していること。 ○次のいずれにも該当しない者であること。 ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの イ 条例の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者 ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 エ 法人であって、その役員のうちにアからウまでのいずれかに該当する者があるもの ※営業所の平面図及び写真並びに付近の見取図の提出 ※本都市下水道条例で規定
2	排水設備工事店の指定数	・２，４６４者 （平成 27 年 11 月 1 日現在）	・１,２１４社 （平成 27 年 11 月 1 日現在）	・４２９者 （平成 27 年 11 月 20 日時点）	・２１１社 （平成 27 年 11 月 24 日現在）	・８８社 （平成 27 年 11 月末現在）
3	排水設備工事店に係る下水道利用者への情報提供の内容（ウェブページ等での広報内容）	・指定工事店名、指定番号、所在地、連絡先 ・営業時間、休業日 ・排水なんでも相談所（お客さまサービスの向上を図るため、本都市が設立した組織）の加入の有無 ・感謝状贈呈の実績	・指定工事店名や所在地、連絡先 ・休日、夜間の対応	・指定工事店名 ・郵便番号 ・営業所所在地 ・電話番号 ・FAX 番号	・指定工事店名や所在地、連絡先（ＨＰ） ・修繕対応の有無や修繕対応時間（別紙で作成し漏水の疑いのある家庭に個別配布）	・指定工事店名、所在地、連絡先（ＨＰ）
4	更新の周期	**・５年更新**	**・５年更新**	**・５年更新**	**・５年更新**	**・３年更新**
5	更新周期の根拠	・標準的な指定工事店規則（日本下水道協会）において、５年と規定されているため。	・指定工事店規則において、「工事店の指定の有効期限は、当該指定の日から５年の範囲内において市長が定める」としているが、指定の有効期限は、規則で定める、試験の合格証又は講習会の修了証の有効期間（5 年間）にあわせていると考えられる。	・他事業等を参考にして設定	・県内(又は都内,府内)他事業体と更新周期を合わせたと考えられる	・平成 18 年１月、１市２町合併に伴い最短期間である３年を更新周期として定めた。(A 市…３年、A 町…３年、B 町…５年)

排水設備指定工事店の更新制度に関する調査（下水道事業）

6	更新時の確認事項	①指定要件を再確認する事項 ・所在地 ・代表者変更の有無 ・責任技術者の雇用、専任	①指定要件を再確認する事項 ・営業所所在地や連絡先 ・代表者の確認 ・責任技術者の資格、雇用 ・営業所、設備器材の確認	①指定要件を再確認する事項 ・「２排水設備工事店の指定要件」と同様	①指定要件を再確認する事項 ・新規指定申請時と同様の事項について確認	①指定要件を再確認する事項 ・指定番号、指定年月日、氏名 ・欠格条項の確認 ・営業所の氏名、所在地、連絡先 ・営業所の平面図、写真、見取図 ・機械器具の確認 ・工事経歴の確認 ・納税証明書（完納証明書）の確認 ・責任技術者の確認（技術者証）、及び雇用関係の確認
		②指定要件以外で収集、確認している情報 ・商業登記事項証明書（個人においては確定申告） ・連絡先（電話、ＦＡＸ） ・責任技術者の所在	②指定要件以外で収集、確認している情報 ・休日、夜間の対応	②指定要件以外で収集、確認している情報 ・なし	②指定要件以外で収集、確認している情報 ・なし （更新とは別に修繕対応等を１年に１回確認）	②指定要件以外で収集､確認している情報 ・なし
7	更新時の手数料等	・手数料：5,100 円	・手数料：2,000 円 ・講習会費：　0 円	・不要	・手数料 10,000 円	・手数料：10,000 円
8	更新時講習等の有無	・なし	・なし	・なし	・なし	・なし
9	更新手続きを行わなかった場合の取り扱い	・期日内に更新しない指定工事店は自動的に指定の取消し（更新期間を過ぎた場合の猶予期間等はなし）	・期日内に更新しない指定工事店は自動的に指定の取消し（更新期間を過ぎた場合の猶予期間等はなし）	・更新しない取扱いとしている。（意味合いとしては自動的ではなく、指定辞退の意思を確認）	・期間内に更新しない旨を確認し、廃止届を提出させるか、職権で指定取消し扱いにする（更新申請期間を過ぎて１カ月ほどは猶予がある）	・期日内に更新しない指定工事店は、確認後指定の取消しを行う。（広告掲載）
10	更新時における優遇制度等	・なし	・なし	・なし	・なし	・なし
11	更新月又は更新日の指定	・あり ※更新時期は本都市が決定しており、例年１２月から２月に更新窓口を開設する。窓口混雑を防ぐため、更新日及び受付時間はあらかじめ本都市が指定しているが､事業者からの日時変更の要望があれば応じている。	・あり ※７月下旬に更新手続きの一斉受付をし、１０月末に指定工事店証を交付	・あり ※更新時期は，指定した日（年１回の指定日）から５年後の指定日（ただし、特別の事由があると認めるときは、これを短縮することがある。） ※指定工事店は，指定有効期間満了日の２月前までに更新に係る書類を提出。	・あり ※更新時期は指定年度（新規、更新）から５年後の年度末。	・あり ※更新時期は指定年から３年後の事業者が指定する３月末日。 ※更新時は指定工事店証を交付（指定の有効期限を記載）
12	更新時期の通知	・更新窓口を開設する１か月前には、今年度更新の指定工事店に､郵送による通知を行っている。	・更新時期の３月前に指定工事店に通知（郵送）	・指定有効期間満了日の４月前頃に指定工事店に対して個別に通知（郵送）	・毎年１月に書面で更新手続きを案内し、２月中に更新申請をしてもらう。	・更新時期の前月２月に指定工事店に通知（郵送）
13	更新時期（更新対象者）等の管理方法	・システムにより管理（アクセス）	・指定工事店台帳で管理（アクセス）	・更新台帳を作成し管理（アクセス）	・工事店台帳を作成管理（アクセス）	・更新台帳を作成し管理（エクセル）

排水設備指定工事店の更新制度に関する調査（下水道事業）

14	更新に対応する職員の数	・４～８名程度 ※更新対象の指定工事店が年によって増減する。多い年は期間中に１日６０～８０者程度受け付ける日を一週間程度設け、集中的に更新手続の処理を行っている。	・更新通知＝１人 ・更新受付（3 日）＝３人 ・更新時交付：３人	・２名程度（通知，受付，審査）	・２名	・おおよそ２人 ※更新通知＝１人 ※更新受付（２日）＝２人
15	更新の平準化をするための施策等（業務量の平準化の取組み）	・年によって、更新数が多い場合は、必要により対応職員数を増やして対応	・更新日を指定日に関わらず、５年後の指定月（日）としている。 ・年によって、更新数が多い場合は、必要により対応職員数を増やして対応	・対応職員数を増やす等で調整	・更新日は指定日から５年後の年度末としている。	・なし
16	更新制度のメリット・デメリット	【メリット】 ・定期的に指定工事店の事業実態を確認することができる（事業を行っていない指定工事店の排除等） 【デメリット】 ・更新手続きに係る業務量の負担が大きい	【メリット】 ・定期的に指定工事店の事業実態を確認することができる（事業を行っていない指定工事店の排除等） 【デメリット】 ・更新手続きに係る業務量の負担が大きい	【メリット】 ・定期的に指定工事店の事業実態を確認することができる。 【デメリット】 ・更新手続きに係る業務量の負担がある。	【メリット】 ・定期的に指定工事店の事業実態を確認することができる（事業を行っていない指定工事店の排除等） 【デメリット】 ・更新手続時、提出書類の多さによる負担は大きい	【メリット】 ・定期的に指定工事店の事業実態を確認することができる。（誓約書、納税証明書等） 【デメリット】 ・更新手続きの業務量が多くなる。
17	更新制度に係る指定工事店からの苦情や要望	・更新書類が多い ・郵送での手続きにしてほしい ・給水は更新不要なのに、なぜ排水は必要なのか	・更新書類が多い ・更新手続きが煩雑	・苦情や要望等は特に受けていない。	・更新書類が多い ・更新手続きが煩雑 ・証明書類取得にお金がかかる	・更新の期間が短い ・指定工事店が本都市外で多忙なことから、更新申請書類を郵送で審査して欲しい。
18	その他 ※更新制度に係る留意事項等	・更新漏れ防止のためチェック体制が必要	・更新漏れ防止のためチェック体制が必要	・特になし	・指定が 200 社超なので更新もれ等はない（マニュアルを作るほどでもない）	・更新漏れ防止のため、申請書類チェックリストを作成し、審査時申請者、事業者で確認するようにしている

参考資料５

平成27年12月11日
指定給水装置工事事業者制度に係る検討会

指定給水装置工事事業者の更新制度に関するアンケート調査結果

1．調査概要
＜調査目的＞
本協会の全国会議（総会）において、毎年、継続して要望のある「指定給水装置工事事業者の更新制度の創設」について、更新制度の必要性を調査することを目的にアンケート調査を実施した。

＜調査対象＞
大規模水道事業者（１４事業者）

＜調査期間＞
平成２７年１月２７日（火）発送、２月１６日（月）回答期限

２　指定給水装置工事事業者の更新制度について

①指定給水装置工事事業者の更新制度の創設は必要ですか。（必要と考える場合は、その理由・効果について具体的な内容をお書きください。）

	回答数	割合
必要	13	92.9%
その他	1	7.1%

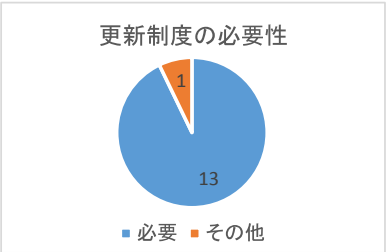

＜分析結果＞

約９３％の水道事業者において指定工事事業者に対する更新制度の創設は必要と回答している。
その理由としては、更新制度創設により変更届の提出を促し、所在不明の工事事業者の指定を解除できる。また、水道事業者が定期的に指定工事事業者の事業実態を把握し、周知できる体制が整うことにより、需要者への的確な情報提供が可能となるとの意見が寄せられている。**※別紙１参照**
また、その他意見として、指定工事事業者の更新制度よりも、主任技術者の更新制度が必要との意見があった。

②上記、理由・効果で述べた目的を達成するためには、具体的にどのような基準を盛り込めばよいとお考えですか。
＜分析結果＞

指定の更新制度創設にあたり求められる基準としては、更新時講習受講の義務付け、健全な事業運営の確認、処分しやすい環境整備が挙げられている。**※別紙2参照**

③更新制度を創設した場合、水道事業者の業務の負担が増えることが予想されますが、国に対する要望や制度創設にあたって、配慮してほしい点
＜分析結果＞

現行の指定工事事業者講習会を活用した更新時講習の実施や業務負担とならない更新時期の設定、更新時期を過ぎた場合の処分の厳格化等の要望が寄せられている。また、更新制度の創設は規制強化となるため、優良工事事業者が理解できる制度づくりが必要との意見もあった。**※別紙3参照**

12　第４回 検討会議事概要

第４回　指定給水装置工事事業者制度に係る検討会議事概要

平成 27 年 12 月 11 日（金）　13 時 00 分～15 時 00 分
日本水道協会 7 階 第 1 会議室

１．出席者に関する主な事項

松井委員が欠席、代理として、住宅生産団体連合会 技術部長の篠崎氏が出席

２．第 3 回指定給水装置工事事業者制度に係る検討会議事概要について

・資料 1 により第 3 回指定給水装置工事事業者制度に係る検討会議事概要について説明（事務局）

３．指定給水装置工事事業者制度に係る課題解決の方向性と対策案（概略）について

・資料 2-1 により、指定給水装置工事事業者制度に係る課題解決の方向性と対策案（概略）の取りまとめについて説明（厚生労働省）
・資料 2-2 により、指定給水装置工事事業者制度の課題解決の方向性と対策案（概略）のイメージ図について説明（厚生労働省）
・参考資料 1 により、第 3 回検討会で指摘のあった、他事業者（下水・ガス・電気）との制度比較について修正点を説明（事務局）
・参考資料 2 により、排水設備指定工事店の更新制度に関する調査結果について説明（事務局）
・参考資料 5 により、指定給水装置工事事業者の更新制度に関するアンケート調査結果について説明（事務局）
※参考資料 3,4 及び参考資料 6 については、検討会の基礎資料として過去の検討会資料を参考に添付

（課題解決の方向性と対策案（概略）の取りまとめに関する主な意見等）

○　指定工事事業者制度への更新制の導入について

・複数の水道事業者で指定を受けている工事事業者の更新方法について、今後検討していく必要があると考えている。
・指定工事事業者を数千者抱える水道事業者では、既存の指定工事事業者を一度に更新することは非常に困難であり、段階的に更新するなど激変緩和の方策の検討が必要と考える。さらには複数の水道事業者で指定を受けている工事事業者の対策として、県レベルでの広域的な更新等の方策も検討する必要があるのではと考えている。ただし、

広域的な更新を行う際、事務作業の負担軽減を併せて検討する必要がある。
・現状の指定工事事業者制度の問題点のうち、特に不明工事事業者の存在は大きな課題であり、この更新制度の導入により自動的に排除が可能となることは大きな効果だと考えている。

○　適切な配管技能者の適正な配置の促進について

・水道事業者が請負で行う給水装置工事において、配管技能者の配置を徹底するに当たり、水道事業者は規程の制定等の準備が必要であり、また、配管技能者の確保に必要な期間も考慮した経過措置が必要と考えている。
・現行法令上、指定工事事業者は主に道路下の重要な給水装置工事において適切な配管技能者の配置に努めることとされており、この対策案を早急に進めるべきと考える。水道事業者は配管技能者の資格等を明示し、給水装置工事の際にその配置を確認することが必要である。また、指定工事事業者に所属する配管技能者の情報を水道利用者へ提供することで、水道利用者が工事事業者を選択する際に参考となり、適正な給水装置工事を確保することができ、安心で安全な水の供給につながると考えている。

○　主任技術者の講習会受講の促進について

・主任技術者の過度の負担とならない研修の仕組みづくりとして、e-ラーニングが挙げられているが、消費生活相談員においても年間 18 時間の全国統一的な e-ラーニングを受講しており、一定の知識を確保するのに非常に役立っている。その方法は、パソコン画面の左側で講師が説明し、右側のレジメを見ながら勉強するもので、この方法は非常に良く身に付くので、このような方法を e-ラーニングに取り入れるのも良いかと考えている。
・主任技術者試験の見直しについては、ぜひ進めていくべきだと考える。技能に関する試験項目の追加だけではなく、モラルに関する項目も追加すべきである。技術者倫理や技術者制度の項目を取り入れることで、主任技術者のモラルは向上していくと考えている。
・e-ラーニングは場所を選ばず、効率的な研修方法と考えるが、e-ラーニングによる講習実績をどのよう確認していくのか、今後検討する必要がある。

○　指定工事事業者講習会の実施の促進について

・指定工事事業者に対する講習会の実施は非常に有効であると考えており、平成 19 年度の検討会からステップアップした対策とするためには、更新と併せて講習を行うような仕組みづくりの検討も必要と考えている。
・講習内容については、違反の事例や苦情例及びその対策例などを盛り込むことで、指定工事事業者への啓発につながると考えている。
・更新時に指定工事事業者や主任技術者の講習実績を“確認する”とあるが、確認だけでは効果が弱いのではないかと感じている。参考資料 5 の水道事業者に対し行った更

新制度に関するアンケート調査結果でも、更新制度創設に併せて、更新時講習の義務付が挙げられており、このような方策も視野に入れた方が良いのではと考えている。

・今回の対策案で“確認”としたのは、更新制の導入という大きな制度改正をする中で、更新時講習まで義務化、制度化することは、水道事業者や指定工事事業者に過度の負担を強いることとなり、実現可能性のある仕組みづくりの観点から、現段階では非常に難しいと判断したからである。平成 20 年の水道課通知で示した指定工事事業者講習会の受講状況や、現行法令で定められている指定工事事業者の主任技術者や給水装置工事に従事する者に対する研修機会の確保状況を定期的に確認し、それらの情報を水道利用者に提供する仕組みをつくることで、指定工事事業者や主任技術者の意識向上につながり、講習会受講の促進につながることを期待している。（厚生労働省）

・更新制の導入により現行制度から規制が厳しくなる方向性の中で、現段階で更新時講習を義務化することは、その効果が明確にできないと難しいと考える。今後の考え方としては、自主的に講習会を受講することがメリットとなる方策、例えばＣＰＤ（Continuing Professional Development）という考え方を参考にしてはどうか、継続的に絶えず技術者能力を磨く努力をしている人を評価する。つまり自主的に講習会に参加した主任技術者にはポイントを与え、一定のポイントを持った者が従事している指定工事事業者にはインセンティブを与える。そういった仕組みを検討していく必要があるのではと考えている。

・講習会実施の促進は、指定工事事業者や主任技術者の技術力やモラルの向上に必要であるが、一律に実施率向上や講習内容の充実を求めても、特に小規模な水道事業者では対応が難しいと想定され、その点を考慮した対策案とする必要があると考えている。

○　処分環境の整備

・処分基準の整備を促進していくためには、再通知だけではなく県単位で周知していくなどの働きかけも必要と考えている。

・水道事業者が指定取消し等の重い処分を行う場合には、指定工事事業者からの不服申し立てがないよう、その違反行為に対し一件一件、非常に労力をかけ慎重に処分を決定しており対応に苦慮している現状がある。よって違反行為に対し処分の目安となるような処分事例等を示すことは、水道事業者にとって公平で適切な処分の実施につながると考えている。

・処分基準の例においては、平成 19 年に日本水道協会からも発出されているが、特に中小の水道事業者においては、基準があっても実際の処分にはなかなか踏み込めない実態があると考えており、前回例示した処分基準例に加え、処分事務に関する解説や様式例、また、新たに収集、整理した処分事例等を示していきたいと考えている。（厚生労働省）

○　水道利用者への情報提供の充実について

・トラブルの減少には、給水装置の水道事業者と利用者の管理区分の周知徹底が重要で

あり、水道事業者からの発信だけではなく、消費生活センター等と連携した情報提供が有効と考えている。

○　今後の検討課題について

・優良な指定工事事業者の優遇措置に関連し、表彰制度を採り入れたらと考える。水道利用者にとっては表彰を受けた指定工事事業者であれば安心して修繕工事等を申し込むことができる。また、指定工事事業者にとってもモチベーションや技術力の向上につながると考えている。

・優良な指定工事事業者の“優遇措置”は今後の検討課題であるとしても、“表彰制度等”に関しては、少数ではあるが実施している水道事業者もあり、アンケート調査結果でも苦情率の低下につながっているという結果が出ている。優良な指定工事事業者の表彰制度等の検討については、本対策案の留意事項に盛り込めないかと考えている。その際、優良でない指定工事事業者が安易に表彰を受けない仕組みづくりについて留意する必要がある。

・事務局としても指定工事事業者の差別化の仕組みづくりは必要と考えており、その方向性としては、対策案の「(6) 水道利用者への情報提供の充実」の留意事項に示した、更新時に取得する指定工事事業者や主任技術者の講習実績の情報提供を考えている。講習実績を情報提供することで、水道利用者が指定工事事業者を選定しやすくなり、安心して修繕等の工事を依頼できるようになると期待している。（厚生労働省）

・講習実績だけでは、その指定工事事業者が真に優良なのか判断が難しい。優良事業者制度を導入している水道事業者では、工事実績や緊急時の対応、技術力等を判断基準としており、優良の判断としては、このような工事実績や技術力を確認することが望ましいと考える。しかし、水道事業者にとっては負担が増え、対応が難しい水道事業者もあることから、本検討会では留意事項または今後の検討課題として整理した方がよいと考えている。

・修繕工事の際に、水道事業者から紹介される指定工事事業者は２、３者なので、その中から水道利用者が適正な指定工事事業者を選定する目安として、優良工事事業者の選定は必要と考える。ただし、水道利用者は“指定”というだけでも信頼しているので、優良工事事業者とする評価については、その内容が優良たる十分なものでなければならないと考えている。

・現状の指定要件では、仮に指定取消しとなっても、指定要件に合うよう別会社を立ち上げれば２年を待たず再指定を受けることができると考えられ、指定要件の厳格化を検討する際には、この点に考慮する必要があると考えている。

・指定取消しとなった者が別の代表者や別の役員で別会社を立ち上げ、指定の申請をしてくれば、申請を受理せざるを得ないが、法の枠組みとしては、欠格条項のいずれにも該当しない者の中に「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる者」と規定しており、事実が判明した場合には、指定を拒むことは可能となっている。指定取消しとなった者が別会社で再指定を受けている事実やその行

為が横行している実態を国等がつかみ、それを周知することができれば、現行の指定要件でも対応は可能と考えている。（厚生労働省）

・指定を取り消された者が別会社で生計を立てるケースは水道以外の他の事業でもあるが、現状、それらにすべからく対処することは非常に難しい。また、水道事業者がそのような指定工事事業者を独自に把握し処分することは、実質的に困難であり、国レベルでの関与が必要と考えている。

・指定要件では、事業所ごとに主任技術者を置くこととなっており、本来は指定工事事業者と主任技術者は雇用関係にあるべきだと考えるが、現行法令上には規定されていない。雇用関係を義務付ける等の検討が必要と考える。また、主任技術者は、指定工事事業者が行う給水装置工事の統括的責任者であり、違反行為に関しては、指定工事事業者だけでなく主任技術者も一緒に処分できる仕組みづくりを検討すべきと考えている。

・主任技術者の資質を継続して確保していくためには、やはり主任技術者の更新制度が必要だと考える。e-ラーニング等を活用した更新の仕組みができれば負担の無い更新制度が可能と考えている。

○　その他

・今後の更なる方策として、主任技術者の資格に電気事業のような１級、２級といった段階的な制度を検討する必要があるのではと考えている。

・更新の事務手続きや申請様式の統一と併せて、給水装置工事の申請書類も統一してほしい。

・主任技術者の試験内容の見直しに関連して、給水装置分野全体に係る技術者、技能者を確保、育成する方策を検討する場も必要だと考えている。

・主任技術者や配管技能者の技術力の確保と並行して、容易に施工可能で漏水等を起こすことのない継手等の給水材料の技術開発も進めていくべきかと考えている。

・給水材料の進歩、技術開発は日々進んでおり、指定工事事業者はそのような最新の給水材料や技術を身に着けていく必要がある。そのためにも定期的な講習会の実施を促進していくことが必要と考えている。（厚生労働省）

・その他の項目における発言は、本検討課題や対策案に関連して出た意見、方策であるため、今後の検討課題のなかに盛り込めればと考えている。

４．座長まとめ

・資料２－１「指定給水装置工事事業者制度に係る課題解決の方向性と対策案（概略）ついて（取りまとめ）」の「２　課題解決の方向性」については、対策案も記載しているので「２　課題解決の方向性と対策案」とする。

・資料２－２「指定給水装置工事事業者制度の課題解決の方向性と対策案（概略）のイメージ図」の「水道利用者への情報提供の充実」が他の対策案と異なり四角表示されていることについては、課題の要因で示した大きな２つの要因の一つであることから

他の対策案と差別化したとのことだが、わかりにくいので表現を工夫すること。
・報告書の作成の際は、取りまとめた課題解決の方向性と対策案が、実現可能性のある仕組みづくり等の検討に当たり留意した事項に沿ったものであるかチェックをすること。
・報告書には、課題解決の対策案に対し関係者がどのように関わって行くのか、相関図的な資料を盛り込むこと。
・更新制度の創設は非常に大きな制度改正となる。よって、今回、取りまとめた対策案については、「何年後に施行状況を確認する」といった、レビュープロセスを意識したメッセージを報告書に盛り込むことを検討すること。

５．今後のスケジュール等

・本検討会で審議した課題解決の方向性と対策案については、本日の意見等を踏まえ、整理、調整のうえ、今年度末までに報告書として取りまとめる。
・本検討会で取りまとめた審議概要については、平成 28 年２月に開催予定の厚生科学審議会生活環境水道部会へ報告する。
・法制度の改正が必要な事項に関しては、今後は厚生科学審議会生活環境水道部会で審議、検討していく。

（以上）